

**平成 29 年度**  
**柏市包括外部監査の結果報告書**

一般会計及び特別会計における債権管理に関する  
財務に係る事務の執行について

**柏市包括外部監査人**  
**公認会計士 川口明浩**



## 目 次

	頁
<b>第1 外部監査の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 . . . . .	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）. . . . .	1
（1）外部監査対象 . . . . .	1
（2）外部監査対象期間 . . . . .	1
3. 事件を選定した理由 . . . . .	1
4. 外部監査の方法 . . . . .	2
（1）外部監査の実施目的 . . . . .	2
（2）監査基準 . . . . .	3
（3）監査の視点 . . . . .	3
（4）主な監査手続等 . . . . .	3
（5）監査の結果 . . . . .	4
（6）監査対象 . . . . .	4
5. 外部監査の実施期間 . . . . .	5
6. 外部監査の補助者 . . . . .	5
（1）監査実証手続等実施補助者 . . . . .	5
（2）監査品質管理担当補助者 . . . . .	5
<b>第2 債権管理に関する概要</b> . . . . .	<b>6</b>
1. 債権管理の事務について . . . . .	6
2. 債権管理室の事務について . . . . .	7
（1）強制徴収公債権に関する事務について . . . . .	7
（2）非強制徴収公債権及び私債権に関する事務について . . . . .	10
3. 監査対象未収債権等の決算状況について . . . . .	12
（1）一般会計における監査対象課別未収債権等の決算の状況について . . . . .	12
（2）特別会計における監査対象課別未収債権等の決算の状況について . . . . .	13
<b>第3 外部監査の結果</b> . . . . .	<b>14</b>
I 外部監査の実施結果の一覧について . . . . .	14
II 総括的意見 . . . . .	21
1. 債権管理に係る外部監査の手法について . . . . .	21
（1）外部監査の進め方について . . . . .	21
（2）内部統制の整備運用状況の評価及び実証的監査手続の実施等について . . . . .	23
（3）監査途中経過の翌年度予算への反映手続について . . . . .	24
（4）弁護士含む自治体法律専門家による品質管理について . . . . .	25

(5) 過去の外部監査の指摘等に対する措置状況について	26
<b>2. 債権管理の実務に係る監査意見の共通論点について</b>	<b>28</b>
(1) 債権管理（滞納管理）システムによる統制の有効性について	28
(2) 履行延期の特約等に係る監査結果に対する事実上の取扱いについて	31
(3) 延滞金又は遅延損害金の実務上の取扱いに関する方針について	33
<b>3. 賄材料収入の債権管理について</b>	<b>36</b>
(1) 柏市における賄材料収入の債権管理の現状と問題点について	36
(2) 賄材料収入の会計処理のあり方について	37
<b>Ⅲ 債権管理に関する財務に係る事務の執行の監査の結果（各論）について</b>	<b>39</b>
<b>Ⅲ－1 強制徴収公債権に該当する未収債権の監査結果について</b>	<b>39</b>
1. 市税収入及び国民健康保険税に係る未収債権について [債権番号：101]	39
2. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権について [債権番号：102]	57
3. 介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）に係る未収債権について [債権番号：103]	71
4. 保育料に係る未収債権について [債権番号：104]	89
5. 路上喫煙過料（普通徴収）に係る未収債権について [債権番号：105]	100
<b>Ⅲ－2 非強制徴収公債権に該当する未収債権の監査結果について</b>	<b>107</b>
1. 生活保護費返還金債権に係る未収債権について [債権番号：201]	107
2. 生活支援給付費返還金債権に係る未収債権について [債権番号：202]	118
3. 過年度戻入債権に係る未収債権について [債権番号：203]	124
4. こどもルーム保育料に係る未収債権について [債権番号：204]	131
5. 児童扶養手当返還金に係る未収債権について [債権番号：205]	141
6. 児童手当返還金及びこども手当返還金に係る未収債権について [債権番号：206]	153
7. 一般廃棄物（し尿）処理手数料に係る未収債権について [債権番号：207]	164
8. 屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権について [債権番号：208]	174
9. 一般被保険者返納金及び退職被保険者返納金に係る未収債権について [債権番号：209]	179
<b>Ⅲ－3 私債権に該当する未収債権の監査結果について</b>	<b>186</b>
1. 訴訟費用に係る未収債権について [債権番号：301]	186
2. 強制執行費用に係る未収債権について [債権番号：302]	192
3. 生活一時資金貸付金に係る未収債権について [債権番号：303]	197
4. 過誤払返還金に係る未収債権について [債権番号：304]	203
5. 柏市立朋生園清掃委託業者の契約不履行による違約金に係る未収債権について [債権番号：305]	212
6. 過誤払返還金に係る未収債権について [債権番号：306]	218

7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について [債権番号：307] . . . . .	225
8. 市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権 について [債権番号：308] . . . . .	237
9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について [債権番号：309] . . . . .	246
10. 青少年センター清掃委託業者に対する債務不履行に基づく違約金に係る未収債権について [債権番号：310] . . . . .	253
11. 公設市場市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権について [債権番号：311] . . . . .	258
12. 滞納繰越分返納金に係る未収債権について [債権番号：312] . . . . .	276
13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について [債権番号：313] . . . . .	283
14. 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権について [債権番号：314] . . . . .	305
15. 柏市育英資金貸付金に係る未収債権について [債権番号：315] . . . . .	315
16. 高額療養費資金貸付金に係る未収債権について [債権番号：316] . . . . .	319
17. 区画整理事業貸付金について [債権番号：317] . . . . .	325
18. 社会福祉施設整備貸付金について [債権番号：318] . . . . .	331
<b>第4 利害関係 . . . . .</b>	<b>335</b>

注：外部監査結果報告書に掲載した表の合計は、端数処理（四捨五入）の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37及び柏市外部監査契約に基づく監査条例第2条の規定による包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）外部監査対象

一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行について

#### （2）外部監査対象期間

平成28年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成29年度

### 3. 事件を選定した理由

柏市における債権（金銭の給付を目的とする市の債権）については、まず、地方自治法上、決算において調製される「財産に関する調書」において「債権」として公表されている貸付金を把握することができる（地方自治法（以下「法」という。）第233条、第240条）。平成27年度末現在の貸付金残高は、5つの貸付金合計で4億9,822万円である。

次に、「財産に関する調書」において、公有財産のうち基金に属する柏市土地開発基金の運用財産の一つとして貸付金を把握することができる（法第241条第1項、第7項）。平成27年度末現在の貸付金残高は、43億2,781万円である。

更に、一般会計及び特別会計における歳入に係る収入未済額の管理については、歳入歳出決算書において毎会計年度の決算審査、議会の認定等を経て、市民に対して公表されている（法第233条）。平成27年度決算における収入未済額について、一般会計では30億7,624万円、特別会計のうち、国民健康保険事業特別会計では47億3,156万円、公設総合地方卸売市場事業特別会計では1,150万円、介護保険事業特別会計では1億3,570万円、学校給食センター事業特別会計では378万円、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計では963万円及び後期高齢者医療事業特別会計では6,239万円であった。これらの歳入に係る収入未済額の管理に付随して、債権に対する不納欠損処理や過誤納金の還付処理が行われている。

これらの債権は、歳入の適正な確保の要請により、確実に回収・償還又は徴収されることが期待されるものであり、法令及び条例等に基づく適正な債権管理が求められる地方公共団

体にとっての重要な権利である。一方で、債権にはその管理に複雑性が伴い、債務者に対して効果的、効率的に対応しないと適正な回収等が実現しないリスクが存在する。そのために、法に基づく管理を踏まえて、債権管理条例等により、未収債権等の適正な管理を行うことが求められているものと考えられる。

また、これらの債権を区分する手法としては、公債権であるか、私債権であるかの区分方法や強制徴収債権であるか、非強制徴収債権であるかの区分方法等があり、財務に関する事務の執行管理の実務に応じて、適切に管理することが求められている。

柏市の債権管理については、「柏市第五次総合計画」の前期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）において、「持続可能性の確保」の「経営的視点の醸成」に「税源涵養・歳入確保」と掲げられており、原則として、各所管課が各債権を適正に日々管理することとされており、一方、各所管課における管理では、専門知識の有無や業務量の加重負担等を勘案すると不十分であることから、各所管課が行う債権管理の一部を債権管理室が担い、所管課の支援を行っている。その中でも、強制徴収公債権に係る業務のうち、納付相談や第三債務者取立について、また、非強制徴収公債権及び私債権に係る業務のうち、即決和解を中心とする業務については、弁護士に委任することで、債権管理を進めている。更に、柏市は債権の適正な管理を期するために、平成 28 年 4 月 1 日から柏市債権管理条例及び同施行規則を導入している。

このような債権管理の現状に対して、債権管理の各所管課が日々の財務事務の執行において、基本計画等の歳入確保に関する経営的視点の醸成の趣旨をどのように理解し、債権管理条例等の規定を実務にどのように活用しているか、また、債権管理室を中心とする専門性の高い滞納整理等の業務をどのように利用して、自ら所管する債権に対する確実な回収等、適正な管理に努めているか、更に、各所管課における債権管理と滞納整理等の業務を横断する統一的な債権管理の実務が各所管部門間で有機的に共有され、その仕組みが効果的に機能しているか等の視点に基づき、検証する意義は高いものと考えられるため、今年度の包括外部監査の特定の事件として選定するものである。

## 4. 外部監査の方法

### (1) 外部監査の実施目的

平成 10 年 10 月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する市民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合规性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検

討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証することを目的とするものではなく、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることを目的とする。その目的を達成することにより、地方公共団体における財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用することができるものとする。

## (2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

## (3) 監査の視点

一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行についての主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて
- ② 一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行を合規性の視点で検証することと併せて、財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて
- ③ 一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行が、効果的に実施されているかどうかについて

## (4) 主な監査手続等

特定の事件に対する監査手続としては、上記(3)に記載した監査の視点に基づき、外部監査の本旨である財務監査を基礎とし、併せて経済性・効率性及び有効性等を検証するための監査手続等を実施した。具体的な監査手続等の概要は次のとおりである。

まず、一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行について、その内部統制の整備・運用状況を把握し評価するために、それらに関連する資料に基づき事業内容の説明を受けて、外部監査の実施に必要な質問を行い、平成 28 年度の事務の執行等について、各事業の趣旨、執行体制、執行額、実績及び課題等を把握した。併せて、一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行に係る内部統制の状況等についても検証し、監査計画に適切に反映した。

次に、一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行の現場部門である本庁部門、沼南庁舎、出張所及び柏市立小中学校等を対象にして、現場往査を実

施し、一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行について、その合規性を検証すると共に、事務執行等の経済性・効率性等について検証した。

更に、法的側面からの監査では一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行について、合規性を中心に検証した。

なお、監査実施手続の全般について、監査の基準が要求する水準を確保するために、品質管理担当補助者による品質管理レビューを実施した。

## **(5) 監査の結果**

監査の結果については、「第3外部監査の結果」(14～334頁)に記載しているとおりである。監査の結果として、指摘事項は71件、意見は98件であった。

## **(6) 監査対象**

### **① 監査対象項目**

一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行を監査対象とした。

なお、今年度の外部監査において、学校給食費の債権管理については当初、特別会計で管理する賄材料収入に係る債権管理を監査対象としていた。しかし、監査の初期の段階において、特別会計で管理する学校給食費は沼南地域の11校の小中学校だけであることを認識したため、急きよ、主として柏地域に所在する小中学校(51校)の学校長が管理する賄材料収入に係る債権管理(私費会計による管理)についても監査対象とすることとした。

### **② 監査対象部局等**

#### **ア 監査対象部局**

債権管理室、収納課、保険年金課、保健福祉総務課、介護保険課、障害福祉課、障害者相談支援室、生活支援課、こども福祉課、学童保育課、保育運営課、環境サービス課、公設市場、住宅政策課、市街地整備課、道路総務課、生涯学習課、学校教育課、学校保健課及び学校給食センター、以上20課等並びに柏市立小中学校

## イ 監査対象債権及びその選定基準

### (ア) 貸付金

「財産に関する調書」に掲載されている債権及び基金の運用財産としての貸付金

### (イ) 収入未済

監査対象とすべき収入未済の債権の選定にあたっては、次の選定基準に基づき監査対象の債権を特定した。

- a 収入科目（節・細節ベース）単位で、収入未済額の金額的重要性が高いもの。
- b 債権の質的重要性が高いもの。
- c 不納欠損の発生原因を分析する必要があると考えられるもの等。

## 5. 外部監査の実施期間

自 平成 29 年 6 月 15 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

## 6. 外部監査の補助者

### (1) 監査実証手続等実施補助者

草薙信久（公認会計士）、豊田泰士（弁護士）、松原創（公認会計士）、中村洋一（公認会計士）

### (2) 監査品質管理担当補助者

氏家美千代（公認会計士）、阿部克巳（公認会計士）、  
豊田泰士（弁護士：自らの監査担当以外の法的検証等品質管理）

## 第2 債権管理に関する概要

### 1. 債権管理の事務について

柏市の債権管理は、原則として各所管課が行うこととなっている（柏市財務規則（以下「財務規則」という。）第3節債権第284条～第296条）。これに対して、債権管理室（平成23年度～）は、各所管課における専門知識の有無や滞納整理以外の業務量の問題から、各所管課が行う業務の一部を債権管理室が担い、所管課をサポートしている。

債権管理を原則的に担っているのは各所管課の課長である。財務規則においては、次のとおり規定されている（財務規則第284条以下）。

すなわち、財産管理者（所管課の課長）はその所管する債権に関する事務を処理する。また、その債権は、その発生原因及び内容に応じて、財政上最も市の利益に適合するように管理しなければならない。財産管理者は、保証人に対する履行の請求をすべきものがあるときは、保証債務履行請求書により請求しなければならない。

債権の徴収停止については、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第171条の5の規定により、徴収停止の措置をとる必要があるときには徴収停止決議書により行うものとする。

また、履行の期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）については、施行令第171条の6の規定により履行期限から5年（又は10年）以内において、その延長に係る履行期限を定めるものとする。その履行延期の特約等をする場合には、担保を提供させ、かつ、延滞金又は遅延損害金を付するものとする。履行延期の特約等の申請をしようとする者は、履行延期申請書を市長に提出しなければならない。その場合、財産管理者は、履行延期申請書の内容を審査し、施行令第171条の6第1項各号に掲げる場合に該当し、かつ、履行延期の特約等をするのが債権の管理上必要があると認めるときは、履行延期特約等決議書により履行延期の特約等を決定するものとする。

債務の免除については、債務及びこれに係る損害賠償金等の免除を受けようとする者は、債務免除申請書を市長に提出しなければならない。財産管理者は、債務者から債務免除申請書の提出を受けた場合、施行令第171条の7第1項又は同条第2項の規定に該当し、かつ、当該債権を免除することがその管理上やむを得ないと認められるときは、債権免除決議書に当該申請書を添えて市長の決裁を受けなければならない。

予算執行者は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、原則として次に掲げる事項についての定めをしなければならない。ただし、当該事項について他の法令に規定があるときは、この限りでない。

- ① 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金又は遅延損害金として一定の基準により計算した金額を市に納付しなければならない。
- ② 分割して弁済させることになっている債権について、債務者が分割された弁済金額に

についての履行を怠ったときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

- ③ 担保の付されている債権について、担保の価値が減少し又は保証人を不相当とする事情が生じたときは、債務者は市の請求に応じ、担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。
- ④ 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提供を求めることができる。
- ⑤ 債務者が③及び④に掲げる事項についての定めに従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

帳票の記載については、財産管理者は所管する債権が発生若しくは帰属したとき、又は債権の管理に関する事務の処理上必要な措置をとったときは、その都度遅滞なくその内容を帳票に記載しておかなければならない。

## 2. 債権管理室の事務について

債権管理室の所掌事務は次のとおりである（柏市行政組織規則別表1）。

- i 未収債権の管理及び処分の総括に関すること。
- ii 未収債権に係る調査及び総合調整に関すること。
- iii 未収債権の徴収及び滞納整理に係る調整に関すること。
- iv 未収債権（市長が別に指定したものに限る。）の徴収及び滞納整理に関すること。

このような所掌事務に基づき、債権管理室はその設置からこれまで、各所管課の未収債権について、総合調整等を行っており、また、一部の未収債権に関して徴収及び滞納整理を実施している。その内容は次のとおりである。

### （1）強制徴収公債権に関する事務について

#### ① 徴収事務の債権管理室への移管について

##### ア. 背景

国民健康保険料や介護保険料等は、市税と同様に滞納処分（差押）による徴収が可能な債権である。しかし、市税以外の債権所管課は徴収以外の業務量が多く徴収業務に多くの労力を注ぐことができず、徴収業務を行うにあたっては催告書の発送や分納相談が中心になり、専門知識を必要とする滞納処分を行うことまでは難しい。

##### イ. 目的

滞納処分が必要な案件は滞納処分を実施し、歳入を確保すること。

#### ウ. 業務内容

所管課が発送する催告書に反応がない滞納者を中心として、債権管理室にて財産調査を実施する。財産が判明した場合は対象者の徴収事務を債権管理室に移管し、徴収事務移管通知書を送付する。同通知書に反応があった場合は債権管理室にて納付相談を行い、分納等を行う。反応がない場合は滞納処分を執行する。

### ② 共同滞納整理事務について

#### ア. 背景

市税以外の債権所管課は徴収以外の業務量が多く徴収業務に多くの労力を注ぐことができないことから、催告書の発送に関しても十分な対応ができていない。

例えば、国民健康保険料は収納未済額が最も大きい債権であるが、委託業者が作成する定型の催告文書を定期的に一斉発送し、反応があった滞納者に対する納付相談を行うことが徴収業務の中心となっており、高い収入がある滞納者に集中して催告を行う個別対応ができておらず、催告業務の効率及び効果が低い。また、納付相談においては、必要に応じて滞納処分の話をする必要性が生じるが、所管課の職員は滞納処分に関する知識が乏しいため、十分な説明を行うことができない場合がある。

#### イ. 目的

効率的で効果的な催告を実施することにより、歳入を確保すること。また、所管課職員が滞納処分に関する知識を習得すること。

#### ウ. 業務内容

賦課額が大きい（収入が高い可能性がある）滞納案件を債権管理室にて抽出する。当該案件における個別催告書を作成し、所管課に提供する。個別催告書の提供にあたり、反応があった場合の対応方針を所管課に伝えておく。所管課にて当該催告書を送付し、反応があった案件に関しては、事前に債権管理室から助言を受けた方針どおりの対応で納付相談を行い、必要に応じて滞納処分に関する説明を行う。反応がない場合においては、繰り返し個別催告書を送付するほか、財産調査の実施や債権管理室移管の検討を行う。

また、滞納処分が必要な案件の一部について、所管課のスキル向上を図るため、徴収事務移管は行わず、債権管理室の助言を受けながら所管課にて滞納処分を行う。債権管理室が担当する主な内容は、差押調書の作成及び所管課への提供、預貯金差押時における金融機関等への同行である。

### ③ 弁護士委任（納付相談）について

#### ア. 背景

所管課で発送した催告書や債権管理室で発送した徴収事務移管通知書に反応があった

滞納者の多くは分納を行っているが、一定の収入がある一方で支出が多いことを理由として少額の分納を行っている者が存在する。支出の内容としては消費者金融への借金返済や住宅ローン返済が多く、収入が多い者であってもこれらの支出が大きく、市税等の納付を少額分納としている。毎月の納付額が新規に発生する賦課額をも下回り、毎月納付をしているにも拘らず滞納額は減らず、逆に、滞納額が膨らみ続けているケースが存在する。

また、滞納者が個人事業主の場合等において、資料上では十分な収入を得ているが、取引先の情報を市が入手できない場合や特定の取引先を持たない場合など、滞納処分による徴収が困難なケースが存在する。

更に、消滅時効の成否の判断が難しいケース（時効中断の証拠となる債務承諾書提出を滞納者が拒否していた場合等）や給与差押可能額の判断が難しいケース（給与なのか報酬なのか不明確なケース、住民票と居住実態が異なり家族数の判断が難しいケース、家族にも一定の収入があるケース等）は、滞納処分の執行に対して専門的な知識や事実判断が必要となる。

#### イ. 目的

滞納者の支出を減らすことにより納付額を増額してもらう。また、滞納処分が困難な案件について、弁護士が交渉することにより、自主納付による解決を目指す。専門的な知識を要することから職員では判断が難しい案件について、弁護士が滞納者と交渉を行い、事実確認や必要な情報の取得を行うことで、法的な問題点を解決する。

#### ウ. 業務内容

市税を含む強制徴収公債権について、弁護士への委任に適した案件を債権管理室にて抽出し、弁護士への委任を行う。弁護士が納付相談を実施し、導き出された結果に応じて納付書の発行や滞納処分の執行を行う。

### ④ 弁護士委任（第三債務者取立）について

#### ア. 背景

滞納者の債権（給与等）を差押したが、支払い元（第三債務者）が柏市の取立に応じないケースが存在する。第三債務者に対して滞納処分を執行することは法的に不可能であり、強制的な取立を行う場合は私債権と同様に裁判所を通した訴訟手続等を行う必要がある。

#### イ. 目的

取立を行うことによる歳入確保のほか、差押をしているにも拘らず、勤務先等が差押の事務処理を拒否するという違法状態の解消を目的とする。差押の対象とした給与や役員報酬の金額を市が質問しても回答を行わないケースや偽った回答をしていることが疑われるケース、証拠書類の提出を拒まれるケース等があり、職員による対応では困難なことから、弁護士に委任して実施する。

## ウ. 業務内容

第三債務者取立に該当する事案に対し、弁護士が任意交渉を行う。任意交渉によって解決しない案件については訴訟提起による解決を検討する。勝訴の見込みが高いと考えられる案件に関しては、訴訟を提起し解決を図る。相手方が虚偽の申述をしている可能性が高いと考えるが、証拠を揃えることが困難な場合など、勝訴見込みが高くない案件に関しては検討を続ける。

## (2) 非強制徴収公債権及び私債権に関する事務について

### ① 徴収事務の債権管理室への移管について

#### ア. 背景

非強制徴収公債権及び私債権（以下「私債権等」という。）に関しては、市税等の強制徴収公債権とは異なり、滞納処分を行うことができない。強制的な徴収を行うためには、民間の債権と同様に裁判所を活用した支払督促や訴訟等を行う必要がある。しかし、強制徴収公債権の時と同様に、各私債権等の所管課は、徴収以外の業務量が多く徴収業務に多くの労力を注ぐことができず、徴収業務を行うにあたっては催告書の発送や分納相談が中心になり、専門知識を必要とする裁判所を活用した手続を行うことまでは難しい。

#### イ. 目的

催告に反応がない案件を中心に裁判所を活用した支払督促や訴訟提起等を行うことで、滞納者の反応を喚起するとともに消滅時効の中断を図る。

#### ウ. 業務内容

所管課が発送する催告書に反応がない滞納者を中心として、債権管理室にて徴収事務移管通知書を送付する。同通知書に反応があった場合は債権管理室にて納付相談を行い、分納等を行う。反応がない場合は支払督促や訴訟提起等を行う。対象債権が市営住宅使用料の場合は建物明渡を含めた訴訟を裁判所に提起する。

### ② 弁護士委任（即決和解を中心とする）について

#### ア. 背景

所管課が発送した催告書や債権管理室が発送した徴収事務移管通知書に反応があった場合は、納付相談を行い、分納等による対応を行っているが、分納が頻繁に不履行になるケースが存在する。不履行になった後に滞納者からの音信がなくなれば支払督促や訴訟等の裁判手続に移行するが、音信があるケースへの対処が問題となる。「今月是不履行になるが来月こそは必ず支払う」等、連絡は頻繁にあり、納付の意思があることを示すが、毎月のようにそのような連絡が繰り返され、実際の納付がほとんどないケースである。

## イ. 目的

分納履行を安定させ、その不履行の発生を抑止する。

## ウ. 業務内容等

分納の約束締結と不履行が頻繁に繰り返される滞納者について、交渉相手を弁護士とすることでこれまでの対応とは異なることを印象づけ、不履行を抑制するほか、職員対応時には行っていなかった「即決和解」を行うことを滞納者に求め、分納に拘束力を持たせることで、不履行発生を抑止を図る。

また、入居中の市営住宅使用料滞納案件に関しては、建物明渡の条件を和解条項の中に入れて市議会の議決を得るほか、滞納者の事前同意を得て和解条項を作成し、和解期日当日は滞納者の出廷が必須となる等、「即決和解」は音信がない者に対する訴訟よりも更に難易度の高い事務である。

弁護士に委任する理由は、このように難易度が高い事務である「即決和解」を成立させる可能性を高める点にあり、併せて、職員の人的コストの負担を抑制する点にもある。

弁護士費用は着手金及び報酬の方式を用いていることから、目的を達成することができなかった場合は、弁護士に対して報酬を支払う必要がない。弁護士に委任せずに「即決和解」の成立を試みる場合と比較すると、その成立の可能性、成立しなかった場合の人的コスト負担の両面において、弁護士に委任することが適当な業務であると考えられることから、弁護士への委任を実施している。

### 3. 監査対象未収債権等の決算状況について

#### (1) 一般会計における監査対象課別未収債権等の決算の状況について

【監査対象課別未収債権等一覧（平成27・28年度一般会計決算ベース）】 (単位：円)

監査対象課	収入科目	債権（収入未済額）の内訳	28不納欠損額	28収入未済額	27収入未済額	増減額（28-27）
収納課	個人市民税	個人市民税・現年	892,844	388,506,069	404,986,378	△ 16,480,309
	個人市民税	個人市民税・繰越	86,340,455	715,220,438	873,287,052	△ 158,066,614
	法人市民税	法人市民税・現年	66,617	13,788,600	22,800,116	△ 9,011,516
	法人市民税	法人市民税・繰越	8,584,355	31,823,191	29,499,893	2,323,298
	固定資産税	固定資産税・現年	2,605,602	199,571,309	216,821,873	△ 17,250,564
	固定資産税	固定資産税・繰越	48,883,511	487,720,449	615,784,066	△ 128,063,617
	軽自動車税	軽自動車税・現年	168,800	13,546,300	9,599,127	3,947,173
	軽自動車税	軽自動車税・繰越	3,803,705	18,499,707	20,205,370	△ 1,705,663
	都市計画税	都市計画税・現年	632,098	47,877,464	52,107,553	△ 4,230,089
	都市計画税	都市計画税・繰越	11,634,258	117,447,771	148,749,873	△ 31,302,102
収納課合計			163,612,245	2,034,001,298	2,393,841,301	△ 359,840,003
債権管理室	諸収入	訴訟費用代 (69,698) 強制執行費用代 (531,964)	0	601,662	663,166	△ 61,504
障害福祉課	諸収入	更生園園舎における清掃委託業務における契約不履行の違約金	0	40,740	0	40,740
障害福祉課合計			0	384,500	175,500	209,000
生活支援課	諸収入	生活一時資金貸付金元金収入	0	1,865,500	1,929,500	△ 64,000
	諸収入	生活保護費返還金	0	224,975,550	210,845,627	14,129,923
	諸収入	生活支援給付費返還金	0	1,096,315	302,961	793,354
	諸収入	過年度戻入	0	21,417,198	14,220,166	7,197,032
生活支援課合計			0	249,354,563	227,298,254	22,056,309
障害者相談支援室	諸収入	過誤払返還金	0	6,632,000	8,222,000	△ 1,590,000
学童保育課	子どもルーム保育料	子どもルーム保育料	848,000	6,310,500	7,439,000	△ 1,128,500
保育運営課	保育料	保育料（負担金）	154,000	19,114,275	47,184,505	△ 28,070,230
	保育料	保育料（使用料）	1,428,150	32,137,205	0	32,137,205
	諸収入	私立幼稚園入園準備金貸付金元金収入 <sup>注</sup>	0	179,000	179,000	0
	諸収入	建物等き損弁償金 <sup>注</sup>	0	31,676	0	31,676
保育運営課合計			1,582,150	51,462,156	47,363,505	4,098,651
子ども福祉課	諸収入	児童扶養手当返還金 (13,877,750) 児童手当返還金 (484,000) ひとり親家庭等医療扶助費返還金 <sup>注</sup> (103,500) 子ども手当返還金 (455,000) 子育て世帯臨時特例給付金返還金 <sup>注</sup> (3,000)	66,000	14,923,250	12,443,620	2,479,630
	清掃使用料	一般廃棄物（し尿）処理手数料	96,390	364,270	500,880	△ 136,610
環境サービス課	諸収入	路上喫煙過料	296,000	408,000	654,000	△ 246,000
環境サービス課合計			392,390	772,270	1,154,880	△ 382,610
道路総務課	土木管理手数料	屋外広告物許可手数料	0	24,000	24,000	0
住宅政策課	市営住宅使用料	市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料（現年度分及び過年度分）	79,000	70,097,160	73,426,710	△ 3,329,550
	諸収入	撤去費用立替金 (419,120) 不法占拠に伴う損害賠償金 (516,150) 市営住宅明渡遅延損害金 (5,249,680)	0	6,184,950	2,369,020	3,815,930
住宅政策課合計			79,000	76,282,110	75,795,730	486,380
学校教育課	諸収入	高等学校等入学準備金貸付金元金収入	0	2,950,000	3,225,000	△ 275,000
生涯学習課	諸収入	青少年センター清掃委託業者における契約不履行による違約金	0	155,400	155,400	0
監査対象未収債権等一般会計合計			166,579,785	2,443,894,449	2,777,801,356	△ 333,906,907

注：私立幼稚園入園準備金貸付金元金収入、建物等き損弁償金、ひとり親家庭等医療扶助費返還金及び子育て世帯臨時特例給付金返還金については、金額的に僅少であること等の理由により最終的に監査対象から除外した。

(2) 特別会計における監査対象課別未収債権等の決算の状況について

① 国民健康保険事業特別会計

【国民健康保険事業特別会計 監査対象課別未収債権等一覧（平成27・28年度特別会計決算ベース）】 (単位：円)

所属課	区分	収入未済額の内容	28不納欠損額	28収入未済額	27収入未済額	増減額(28-27)
保険年金課	一般被保険者国民健康保険料	医療給付費分現年分	61,900	700,350,044	710,931,790	△ 10,581,746
保険年金課		後期高齢者支援金分現年分	0	261,384,132	271,704,965	△ 10,320,833
保険年金課		介護納付金分現年分	0	122,314,706	117,398,869	4,915,837
保険年金課		医療給付費分滞納繰越分	253,543,236	2,241,432,352	2,335,083,018	△ 93,650,666
保険年金課		後期高齢者支援金分滞納繰越分	85,875,495	720,594,887	728,013,036	△ 7,418,149
保険年金課		介護納付金分滞納繰越分	38,051,392	374,222,325	383,570,572	△ 9,348,247
保険年金課	退職被保険者国民健康保険料	医療給付費分現年分	0	7,742,348	11,855,041	△ 4,112,693
保険年金課		後期高齢者支援金分現年分	0	2,963,277	4,638,722	△ 1,675,445
保険年金課		介護納付金分現年分	0	2,507,528	3,704,786	△ 1,197,258
保険年金課		医療給付費分滞納繰越分	6,037,827	62,572,587	71,365,497	△ 8,792,910
保険年金課		後期高齢者支援金分滞納繰越分	856,285	17,233,783	18,143,652	△ 909,869
保険年金課		介護納付金分滞納繰越分	927,958	15,864,461	17,195,797	△ 1,331,336
収納課	一般被保険者国民健康保険税	医療給付費分滞納繰越分	4,450,588	38,553,819	46,716,626	△ 8,162,807
収納課		介護納付金分滞納繰越分	315,432	2,918,424	3,516,945	△ 598,521
収納課	退職被保険者国民健康保険税	医療給付費分滞納繰越分	0	767,256	767,256	0
収納課		介護納付金分滞納繰越分	0	32,830	32,830	0
保険年金課	被保険者返納金	一般被保険者返納金	0	12,011,784	6,892,570	5,119,214
保険年金課		退職被保険者等返納金	0	19,208	25,025	△ 5,817
国民健康保険事業特別会計合計			390,120,113	4,583,485,751	4,731,556,997	△ 148,071,246

② 介護保険事業特別会計

【介護保険事業特別会計 監査対象課別未収債権等一覧（平成27・28年度特別会計決算ベース）】 (単位：円)

所属課	区分	収入未済額の内容	28不納欠損額	28収入未済額	27収入未済額	増減額(28-27)
介護保険課	第一号被保険者保険料	普通徴収・現年	0	60,838,150	65,272,390	△ 4,434,240
介護保険課		普通徴収・繰越	38,368,700	60,324,380	57,337,780	2,986,600
介護保険課	諸収入	滞納繰越分返納金	0	9,401,182	13,089,669	△ 3,688,487
介護保険事業特別会計合計			38,368,700	130,563,712	135,699,839	△ 5,136,127

③ 公設総合地方卸売市場事業特別会計

【公設総合地方卸売市場事業特別会計 監査対象課別未収債権等一覧（平成27・28年度特別会計決算ベース）】 (単位：円)

所属課	区分	収入未済額の内容	28不納欠損額	28収入未済額	27収入未済額	増減額(28-27)
公設市場	市場施設使用料	市場施設使用料	0	9,237,219	9,895,554	△ 658,335
公設市場		諸収入	電気料立替金	0	2,387,686	1,607,736
公設総合地方卸売市場事業特別会計合計			0	11,624,905	11,503,290	121,615

④ 学校給食センター事業特別会計

【学校給食センター事業特別会計 監査対象課別未収債権等一覧（平成27・28年度特別会計決算ベース）】 (単位：円)

所属課	区分	収入未済額の内容	28不納欠損額	28収入未済額	27収入未済額	増減額(28-27)
学校給食センター	賄材料収入	小・中学校	0	667,176	647,752	19,424
学校給食センター		過年度	0	2,585,244	3,129,877	△ 544,633
学校給食センター事業特別会計合計			0	3,252,420	3,777,629	△ 525,209

⑤ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

【母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 監査対象課別未収債権等一覧（平成27・28年度特別会計決算ベース）】 (単位：円)

所属課	区分	収入未済額の内容	28不納欠損額	28収入未済額	27収入未済額	増減額(28-27)
こども福祉課	資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	0	8,064,705	8,214,966	△ 150,261
こども福祉課		寡婦福祉資金貸付金元利収入	0	1,411,474	1,416,724	△ 5,250
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計合計			0	9,476,179	9,631,690	△ 155,511

⑥ 後期高齢者医療事業特別会計

【後期高齢者医療事業特別会計 監査対象課別未収債権等一覧（平成27・28年度特別会計決算ベース）】 (単位：円)

所属課	区分	収入未済額の内容	28不納欠損額	28収入未済額	27収入未済額	増減額(28-27)
保険年金課	後期高齢者医療保険料	普通徴収・現年	0	28,037,800	28,170,000	△ 132,200
保険年金課		普通徴収・繰越	8,275,700	38,247,041	34,223,241	4,023,800
後期高齢者医療事業特別会計合計			8,275,700	66,284,841	62,393,241	3,891,600

### 第3 外部監査の結果

#### I 外部監査の実施結果の一覧について

今年度の包括外部監査の実施結果のうち、一般会計及び特別会計における債権管理に関する財務に係る事務の執行に係る監査結果を一覧表にして示したものが次の表である。

この一覧表に記載されている大項目～小項目までの項目名称は、おおむね指摘及び意見の項目に合致している。ここで、指摘とは監査対象部門が執行する財務事務等について、法令等に反する場合や事務処理の結果等が不当であると考えられる場合に合規性違反として監査結果報告書に記載しなければならないものである。一方、意見は、当該財務事務等が合規性違反ではないが、経済性・効率性、又は有効性の面で改善の余地が大きい場合に、監査結果報告書に記載することができるものである。指摘も意見も監査対象部門の改善措置を求めるものとしては同様であるが、指摘は合規性違反に係るものであるため、より厳格に改善措置が要求されるものである。この一覧表にまとめられた指摘及び意見は、外部監査人側と監査対象部門とが数回にわたって協議を重ね、指摘及び意見の内容について共通認識を持ち、今後の措置として実施することに向けて合意したものである。

なお、指摘の場合は第3 外部監査の結果に記載している【結果】欄の文章末尾を「～されたい。」という文言で統一している。また、意見の場合は同様に文章末尾をおおむね、「～することを要望する。」という文言で表現している。また、表中の数値の表記について、「①」は「指摘」が1件であることを、また、「1」は「意見」が1件であることを表している。

#### 【外部監査の結果一覧：監査項目別、監査対象部門別指摘・意見】

大項目（債権の性格等）/中項目（債権種類）/小項目（指摘又は意見の項目）	指 摘	意 見
Ⅲ－1 強制徴収公債権に該当する未収債権の監査結果について		
1. 市税収入及び国民健康保険税に係る未収債権について [債権番号：101]		
① 口頭での分納誓約の方法について（指 摘）【収納課】	①	
② 延滞金の未請求について（指 摘）【収納課】	①	
③ 県税事務所等の情報交換内容及び納税者の実態調査（国税徴収法第141条）の活用について（意 見）【収納課】		1
④ 執行停止の時期について（意 見）【収納課】		1
⑤ 延滞金の調定について（指 摘）【収納課】	①	
⑥ 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について（意 見）【収納課】		1
⑦ 不納欠損処理について（意 見）【収納課】		1
⑧ 差押え可能な状況下での不納欠損処理について（指 摘）【収納課】	①	
⑨ 差押えを受けた滞納者に係る不納欠損処理について（指 摘）【収納課】	①	
⑩ 相続人に対する請求について（意 見）【収納課】		1

<b>2. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権について [債権番号 : 102]</b>		
① 口頭での分納誓約の方法について (指 摘) 【保険年金課】	①	
② 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について (意 見) 【保険年金課】		1
③ 長期分納案件の管理について (意 見) 【保険年金課】		1
④ 差押後継続中における新規滞納債権の不納欠損について (意 見) 【保険年金課】		1
⑤ 不納欠損処理と収納システムへの反映処理について (意 見) 【保険年金課】		1
⑥ 国民健康保険料等に係る延滞金の調定行為について (指 摘) 【保険年金課】	①	
⑦ コールセンターの収納業務について (意 見) 【保険年金課】		1
<b>3. 介護保険第1号被保険者保険料 (普通徴収) に係る未収債権について [債権番号 : 103]</b>		
① 介護保険制度への意識啓発活動について (意 見) 【介護保険課】		1
② 臨戸催告の強化について (意 見) 【介護保険課】		1
③ 連帯納付義務者に対する賦課・徴収について (意 見) 【介護保険課】		1
④ 相続人に対する賦課・徴収について (意 見) 【介護保険課】		1
⑤ 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について (意 見) 【介護保険課】		1
⑥ 保険料未納者に対する給付制限について (意 見) 【介護保険課】		1
⑦ 資力の見極め・財産調査について (意 見) 【介護保険課】		1
⑧ 法的措置について (意 見) 【介護保険課】		1
⑨ 介護保険料に係る延滞金の調定行為について (指 摘) 【介護保険課】	①	
⑩ 時効中断と不納欠損処理について (意 見) 【介護保険課】		1
<b>4. 保育料に係る未収債権について [債権番号 : 104]</b>		
① 債権の性格について (意 見) 【保育運営課、債権管理室】		2
② 滞納整理台帳の記録について (意 見) 【保育運営課、債権管理室】		2
③ 延滞金の調定行為について (指 摘) 【保育運営課】	①	
④ 保育料滞納者に対する不利な取扱いについて (意 見) 【保育運営課】		1
<b>5. 路上喫煙過剰 (普通徴収) に係る未収債権について [債権番号 : 105]</b>		
① 清掃活動への参加の案内について (指 摘) 【環境サービス課】	①	
② 平日深夜及び休日のパトロールの実施について (意 見) 【環境サービス課】		1
③ 他の所管課及び団体との協働について (意 見) 【環境サービス課】		1
<b>Ⅲ-2 非強制徴収公債権に該当する未収債権の監査結果について</b>		
<b>1. 生活保護費返還金債権に係る未収債権について [債権番号 : 201]</b>		
① 相続人に対する賦課・徴収について (意 見) 【生活支援課】		1
② 履行延期の特約等について		
ア. 履行延期の特約等について (平成 26 年 7 月分以降の法第 78 条に基づく返還金を除く) (指 摘) 【生活支援課】	①	

イ. 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について（平成 26 年 7 月分以降の法第 78 条に基づく返還金等）（意 見）【生活支援課】		1
③ 国税徴収法の例による徴収について（意 見）【生活支援課】		1
④ 時効の管理について（意 見）【生活支援課】		1
⑤ 督促の管理について（意 見）【生活支援課】		1
⑥ 加算金の徴収について（意 見）【生活支援課】		1
⑦ 不正受給に対する罰則の適用について（意 見）【生活支援課】		1
⑧ 不納欠損処理について（指 摘）【生活支援課】	①	
<b>2. 生活支援給付費返還金債権に係る未収債権について [債権番号：202]</b>		
① 相続放棄について（意 見）【生活支援課】		1
② 督促の管理について（意 見）【生活支援課】		1
③ 分納計画の履行状況の管理について（意 見）【生活支援課】		1
<b>3. 過年度戻入債権に係る未収債権について [債権番号：203]</b>		
① 相続人に対する賦課・徴収について（意 見）【生活支援課】		1
② 履行延期の特約等について（指 摘）【生活支援課】	①	
③ 時効の管理について（意 見）【生活支援課】		1
④ 督促の管理について（意 見）【生活支援課】		1
⑤ 不納欠損処理について（指 摘）【生活支援課】	①	
<b>4. こどもルーム保育料に係る未収債権について [債権番号：204]</b>		
① 債権の性格について（意 見）【学童保育課】		1
② 滞納整理台帳への記録について（指 摘）【学童保育課】	①	
③ 催告手続について（意 見）【学童保育課、債権管理室】		2
④ 債務者の資力に関する調査について（意 見）【学童保育課】		1
⑤ 延滞金の算定及び請求等について（指 摘）【学童保育課】	①	
<b>5. 児童扶養手当返還金に係る未収債権について [債権番号：205]</b>		
① 返還金発生の抑制策について（意 見）【こども福祉課】		1
② 不正利得の認定について（意 見）【こども福祉課】		1
③ 催告手続について（意 見）【こども福祉課】		1
④ 滞納整理台帳への記録について（意 見）【こども福祉課】		1
⑤ 債務者の資力に関する調査について（指 摘）【こども福祉課】	①	
⑥ 延滞金の算定及び請求等について（指 摘）【こども福祉課】	①	
⑦ 徴収停止処分及び不納欠損処分について（意 見）【こども福祉課】		1
<b>6. 児童手当返還金及びこども手当返還金に係る未収債権について [債権番号：206]</b>		
① 返還金発生の抑制策について（意 見）【こども福祉課】		1
② 催告手続について（指 摘）【こども福祉課】	①	

③ 延滞金の算定及び請求等について（指 摘）【こども福祉課】	①	
④ 不納欠損処分に係る起案について（意 見）【こども福祉課】		1
⑤ 徴収停止処分について（指 摘）【こども福祉課】	①	
<b>7. 一般廃棄物（し尿）処理手数料に係る未収債権について [債権番号：207]</b>		
① 一般廃棄物（し尿）収集の一時停止の明文規定について（指 摘）【環境サービス課】	①	
② し尿収集の一時停止の実施要件の明文化について（指 摘）【環境サービス課】	①	
③ し尿収集の一時停止の実施時期の見直し規定について（指 摘）【環境サービス課】	①	
④ し尿収集の一時停止の判断時期の合理性について（意 見）【環境サービス課】		1
⑤ し尿収集の一時停止及び再開における除外規定について（意 見）【環境サービス課】		1
⑥ 催告書における注意喚起の文言について（意 見）【環境サービス課】		1
⑦ 一般廃棄物（し尿）処理手数料滞納の常習者への対応について（意 見）【環境サービス課】		1
<b>8. 屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権について [債権番号：208]</b>		
① 未収債権の管理状況について（指 摘）【道路総務課】	①	
② 申請許可手数料の支払い時期について（指 摘）【道路総務課】	①	
<b>9. 一般被保険者返納金及び退職被保険者返納金に係る未収債権について [債権番号：209]</b>		
① 不当利得返還金に係る療養給付費等負担金の控除処理について（意 見）【保険年金課】		1
② 督促状発送事務の適時性について（指 摘）【保険年金課】	①	
③ 催告書の記載文言について（意 見）【保険年金課】		1
④ 催告書の発送事務の適時性について（指 摘）【保険年金課】	①	
⑤ 催告書記載納期限について（意 見）【保険年金課】		1
<b>Ⅲ－3 私債権に該当する未収債権の監査結果について</b>		
<b>1. 訴訟費用に係る未収債権について [債権番号：301]</b>		
① 訴訟費用に係る未収債権の管理体制について		
ア. 債権管理台帳の未作成について（指 摘）【債権管理室】	①	
イ. 分割納付の手続について（指 摘）【債権管理室】	①	
ウ. 居所不明の債務者に対する請求について（意 見）【債権管理室】		1
② 遅延損害金の徴収について（指 摘）【債権管理室】	①	
<b>2. 強制執行費用に係る未収債権について [債権番号：302]</b>		
① 強制執行費用に係る未収債権の管理体制について		
ア. 債権管理台帳の未作成について（指 摘）【債権管理室】	①	
イ. 居所不明の債務者に対する請求について（意 見）【債権管理室】		1
② 遅延損害金の徴収について（指 摘）【債権管理室】	①	
<b>3. 生活一時資金貸付金に係る未収債権について [債権番号：303]</b>		
① 不納欠損処理について（指 摘）【生活支援課】	①	
② 債務引受について（意 見）【生活支援課】		1

③ 過去の対応状況等の管理について（意 見）【生活支援課】		1
<b>4. 過誤払返還金に係る未収債権について [債権番号：304]</b>		
① 支給停止が継続している者への対応について（意 見）【障害福祉課】		1
② 督促の未実施について（指 摘）【障害福祉課】	①	
③ 催告の未実施について（指 摘）【障害福祉課】	①	
④ 電話による催告の実施について（意 見）【障害福祉課】		1
⑤ 債権管理台帳の作成について（意 見）【障害福祉課】		1
⑥ 履行延期の特約等について（指 摘）【障害福祉課】	①	
<b>5. 柏市立朋生園清掃委託業者の契約不履行による違約金に係る未収債権について [債権番号：305]</b>		
① 時効管理について		
ア. 債権放棄手続について（指 摘）【障害福祉課】	①	
イ. 不納欠損処理について（指 摘）【障害福祉課】	①	
② 管理体制について（意 見）【障害福祉課】		1
<b>6. 過誤払返還金に係る未収債権について [債権番号：306]</b>		
① 集団指導及び実地指導について（意 見）【障害者相談支援室、障害福祉課】		2
② 履行延期の特約等について（指 摘）【障害者相談支援室】	①	
③ 遅延損害金の算定及び請求等について（指 摘）【障害者相談支援室】	①	
<b>7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について [債権番号：307]</b>		
① 履行延期の特約等について（指 摘）【住宅政策課】	①	
② 遅延損害金の算定及び請求等について（指 摘）【住宅政策課】	①	
③ 債権放棄に伴う不納欠損処分の会計処理について（指 摘）【住宅政策課】	①	
④ 不納欠損処分に伴う遅延損害金の処理について（指 摘）【住宅政策課】	①	
⑤ 指定管理者の家賃収納業務について（指 摘）【住宅政策課】	①	
⑥ 長期かつ高額滞納案件の分納誓約の要件について（意 見）【住宅政策課、債権管理室】		2
⑦ 長期かつ高額滞納案件の納付の充当方法について（意 見）【住宅政策課】		1
⑧ 過年度滞納の徴収停止について（指 摘）【住宅政策課】	①	
<b>8. 市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権について [債権番号：308]</b>		
① 市営住宅明渡遅延損害金に係る債権管理台帳について（指 摘）【住宅政策課】	①	
② 撤去費用立替金に係る債権管理台帳について（指 摘）【住宅政策課】	①	
③ 不法占拠に伴う損害賠償金に係る債権管理について		
ア. 不法占拠に伴う損害賠償金に係る債権管理について（指 摘）【住宅政策課】	①	
イ. 不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権の調定漏れについて（指 摘）【住宅政策課】	①	
<b>9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について [債権番号：309]</b>		
① 償還計画の見直しについて（指 摘）【学校教育課】	①	

② 償還計画の見直し内容について（意 見）【学校教育課】		1
③ 期限の利益喪失条項について（意 見）【学校教育課】		1
④ 保証人への請求について（意 見）【学校教育課】		1
⑤ 相続人への請求について（意 見）【学校教育課】		1
⑥ 遅延損害金の徴収について（指 摘）【学校教育課】	①	
⑦ 生活保護費受給者からの回収について（意 見）【学校教育課】		1
⑧ 督促状の指定期限について（指 摘）【学校教育課】	①	
⑨ 法的手続の実施について（意 見）【学校教育課】		1
10. 青少年センター清掃委託業者に対する債務不履行に基づく違約金に係る未収債権について 【債権番号：310】		
① 時効管理について		
ア. 債権放棄手続について（指 摘）【生涯学習課】	①	
イ. 不納欠損処理について（指 摘）【生涯学習課】	①	
② 管理体制について（意 見）【生涯学習課】		1
11. 市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権について【債権番号：311】		
① 事業報告書について		
ア. 事業報告書の入手の重要性について（意 見）【公設市場】		1
イ. 事業報告書の添付資料の明確化について（意 見）【公設市場】		1
ウ. 事業報告書の内容検討の重要性について（意 見）【公設市場】		1
② 市場施設使用料等に係る遅延損害金の徴収について（指 摘）【公設市場】	①	
③ 営業許可の取消しについて		
ア. 未許可営業に対する退去命令について（指 摘）【公設市場】	①	
イ. 原状回復費用の負担について（指 摘）【公設市場】	①	
ウ. 営業許可取消し時の判断基準について（意 見）【公設市場】		1
④ 保証金の額と滞納債権の額との比較検討について（意 見）【公設市場】		1
12. 滞納繰越分返納金に係る未収債権について【債権番号：312】		
① 債権管理台帳の作成について（指 摘）【介護保険課】	①	
② 履行延期の特約等について（指 摘）【介護保険課】	①	
③ 遅延損害金の算定及び請求等について（指 摘）【介護保険課】	①	
13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について【債権番号：313】		
① 学校給食センターにおける賄材料収入の債権管理（卒業生等対象）について		
ア. 卒業生等に係る滞納債権の精査・放棄等の決定について（指 摘）【学校給食センター】	①	
イ. 個別催告の実施について（意 見）【学校給食センター】		1
ウ. 所在不明の債務者に係る債権の不納欠損処理について（指 摘）【学校給食センター】	①	
エ. 長期滞納債権の時効管理について（意 見）【学校給食センター】		1

オ. 会計に係るシステムの改善について（意 見）【学校給食センター】		1
カ. 沼南地域の小中学校への指導等のあり方について（指 摘）【学校給食センター】	①	
② 沼南地域における小中学校での賄材料収入の債権管理（在校生対象）について		
ア. 在校生の滞納債権の回収の主体及び仕組みについて（意 見）【各学校・学校給食センター】		2
イ. 交渉記録の様式内容について（指摘）【各学校・学校給食センター】	①	1
ウ. 効果的な債権回収事例の共有と改善の仕組みの構築について（意 見）【各学校・学校給食センター】		2
エ. 賄材料収入の滞納原因の把握・分析とその対応について（意 見）【各学校・学校給食センター】		2
③ 柏地域を中心とする小中学校での賄材料収入の債権管理（在校生対象）について		
ア. 在校生の滞納債権の回収の主体及び仕組みについて（意 見）【各学校・学校保健課】		2
イ. 交渉記録の様式内容について（指摘・意見）【各学校・学校保健課】	①	1
ウ. 効果的な債権回収事例の共有と改善の仕組みの構築について（意 見）【各学校・学校保健課】		2
エ. 賄材料収入の悪質な滞納者への対応について（意 見）【各学校・学校保健課】		2
<b>14. 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権について [債権番号：314]</b>		
① 違約金について		
ア. 違約金（遅延損害金）債権の事後調定について（指 摘）【こども福祉課】	①	
イ. 潜在的な違約金債権について（意 見）【こども福祉課】		1
ウ. 違約金納付に係るトラブルについて（意 見）【こども福祉課】		1
② 催告手続について（意 見）【こども福祉課】		1
③ 履行延期の審査について（指 摘）【こども福祉課】	①	
<b>15. 柏市育英資金貸付金に係る未収債権について [債権番号：315]</b>		
① 督促状の納期限について（意 見）【学校教育課】		1
② 遅延損害金の徴収について（指 摘）【学校教育課】	①	
<b>16. 高額療養費資金貸付金に係る未収債権について [債権番号：316]</b>		
① 高額療養費資金貸付金の時効管理について		
ア. 債権管理台帳の未整備について（指 摘）【保険年金課】	①	
イ. 時効の起算点について（意 見）【保険年金課】		1
② 徴収の不平等について（意 見）【保険年金課】		1
<b>17. 区画整理事業貸付金について [債権番号：317]</b>		
① 各年分実績報告書等の未入手について（意 見）【市街地整備課】		1
② 償還期限の年月日の定めのない貸付契約について（意 見）【市街地整備課】		1
③ 繰上げ償還について（意 見）【市街地整備課】		1
<b>18. 社会福祉施設整備貸付金について [債権番号：318]</b>		
① 貸付先のモニタリングについて（意 見）【保健福祉総務課】		1
指摘の合計数（延べ 71 件）	71	-
意見の合計数（延べ 109 件）	-	98

注：指摘及び意見の合計数の記載で「延べ」と表記しているのは、2課に共通する指摘が0件、同じく2課に共通する意見が11件存在し、それぞれを1件として数えているために「延べ」としているものである。

## Ⅱ 総括的意見

### 1. 債権管理に係る外部監査の手法について

#### (1) 外部監査の進め方について

外部監査制度は平成10年10月から施行されて既に19年目となっている。その間、外部監査の監査基準やマニュアルなどの統一的な指針が示されることはなかった。しかし、外部監査の現場における実務では確実に監査の実施手法や監査報告書の様式、内容等に一定の同質性を見出すこともできるようになった。一方で、外部監査人になりうる者の専門職業のうち、公認会計士や弁護士等が外部監査人に就任した団体での監査報告書には、それらの文面から推定するに、外部監査の監査手続や監査結果報告書への記載事項（指摘・意見の峻別）に少なからぬ相違が認められる。

今年度の柏市包括外部監査の実施手法や外部監査の結果報告書の記載内容を確定する作業（12月～1月）においても、過去の監査実績や他団体の監査内容の比較において、外部監査人として同じ公認会計士であっても監査手続や指摘内容等に異質性を認識したり、監査対象課等とのヒヤリングなどの監査過程の重視の仕方の実務にも方針の違いを感じとったりした。同じ公認会計士の外部監査であっても異質性を感じ取る場面があるから、ましてや、外部監査人が弁護士等の場合には、監査手続の実施手法や外部監査結果報告書の記載内容に少なからず異質性があるものと考えられる。

柏市の今年度の外部監査のテーマは、債権管理とし、滞納債権の金額的重要性や滞納の質的重要性を基準として、外部監査の対象債権を選定し、併せて、監査対象部門を指定した。債権管理を監査テーマとする外部監査人の事例としては、近年は、公認会計士よりも弁護士の方が顕著になってきている。債権管理を監査テーマとする場合でも、弁護士による外部監査と公認会計士による外部監査では、次のように監査手続に2つの異なるアプローチが存在するものと考えられる。

- i 法令等の規定に忠実に実際の財務事務の執行を批判する監査手法（以下「法令基準アプローチ」という。）
- ii 財務事務の執行の前提としての内部統制の整備・運用状況を直接的に検証し、それを踏まえて実証的な監査手続を実施する監査手続（以下「内部統制評価アプローチ」という。）

今回の柏市外部監査では、他の団体で行なわれた外部監査の結果も一部参考とした。その際に、上記のような法令基準アプローチと称する方法で監査結果が述べられている報告

書には異質性を感じることから、従来からの外部監査の手法として採用している内部統制評価アプローチと称する監査手法を今年度も採用した。それを踏まえた監査であることは、この総括的意見のこれ以降の項目でも、また、各論（第 3 III）でも確認することができるようにした。

その一つの事例を次に掲げることとする。

まず、内部統制評価アプローチと称する監査手法に基づき、監査を実施し、監査結果としての意見を各論において述べている事例を次に記載する。

すなわち、非強制徴収公債権のひとつとして「児童扶養手当返還金に係る未収債権」（債権番号 205）の項では次のような意見（不正利得の認定）を述べている（147 頁）。

「確かに、資格要件の喪失の届出を行っていなかったことが後で判明した場合に、それが故意によるものであることを裏付けることは容易ではないと考えられる。しかし、不正利得の認定が困難であることをもって、不正利得によるものであるか否かの十分な検討を行わないことは適当ではなく、不正利得によるものであるか否かの十分な検討を行えるような仕組みのあり方を検討し、構築するよう要望する。」

更に、次のような事務改善の提案を行っている。

「例えば、児童扶養手当の受給申請書や現況届に、資格要件の喪失事由を列挙した上で、該当する状態になったら直ちに届け出る旨及び届け出なかったら不正利得と認定され、強制徴収の対象となることに異議は申し立てない旨の誓約文を入れ、署名を取っておくこと等が考えられる。また、この監査意見に対する対応として、市所管課は監査の最終段階で次のような事務改善の手段を提起してきた。すなわち、児童扶養手当の受給申請書や現況届に、資格要件の喪失事由を列挙した上で、該当する状態になったら直ちに届け出る旨及び届け出なかったら不正利得と認定される旨の説明を行い、理解を得たうえで、その説明文書等に署名を取っておくという手段である。その手法も監査人の意見に係る改善手段の一つとして認識することができる。」

次に、同じ債権に関して、法令基準アプローチと称する監査手法に基づき、監査結果としての指摘事項を述べている事例を次に紹介する。

すなわち、この児童扶養手当返還金に対する監査としては、法律上の規定を前提として、行政実務が実施されていなかった場合には、次のような指摘を行う場合がある。

「担当課によれば、これまで児童扶養手当法第 23 条及び児童手当法第 14 条の不正利得の徴収を検討したことがない。」

このことを前提として次の指摘を行っている。

「返還金が発生した際に、不正利得であるかどうかの確認をする体制を構築し、実施すべきである。」

しかし、このような指摘をしたとしても、合理的で実行可能な改善提案がなされていないため、今後の措置を合理的に実施することが難しい事例になるものと考えられる。したがって、今回の監査においても、法令基準アプローチではなく、内部統制評価アプロ

一に基づき、監査対象課とのヒヤリングや監査資料の閲覧・分析等の実証手続を行うことにより、合理的で、実行可能な意見を提案する方法を採用している。

## (2) 内部統制の整備運用状況の評価及び実証的監査手続の実施等について

民間企業の大会社においては、内部統制を整備し、有効に運用することが求められており、それを踏まえて、財務書類の信頼性や法令遵守、財産の保全、業務の有効性が求められている。地方公共団体においても、第193回の国会において、地方自治法の一部改正が行われ、都道府県及び政令市には義務的に、また、中核市や一般市等においては努力規定として、内部統制制度が導入されることとなった。

このような状況において、地方公共団体を対象とする包括外部監査の規定には特に変更はない。一方、従来から地方制度調査会等において、外部監査の品質に対する批判や制度改革等が審議されてきた（第29次等答申参照）。その内容としては、外部監査基準の必要性、外部監査人・その補助者の人材育成等を求めるものであり、外部監査制度をゼロ・ベースで改革することを提言しているものもある。それを踏まえて、弁護士や公認会計士等の各団体では、外部監査人としての人材育成等の一環として、外部監査制度等に関する研修の強化や情報共有等を行っている。

今年度の外部監査を行うに当たって、外部監査人及び補助者の人材育成及び外部監査業務の品質管理等を行うためにも、監査組織内で外部監査や柏市の組織、規則、会計制度等のあり方に関する研修を実施し、監査の実施手法や監査報告書の作成方法等に関する周知徹底を図ってきた。

そのような内部の積み重ねを踏まえて、今年度の監査テーマとして債権管理に係る財務事務の執行について、次のような段階を踏んで監査手続を実施してきた。

- ① 当初の監査計画の策定
  - i 監査対象となる未収債権の範囲の確定作業（金額基準と質的重要性基準での判断）
  - ii 監査範囲の量的・質的重要性の評価結果に応じて、監査組織内の補助者の分担の決定
- ② 監査組織内での指揮命令系統の明確化
  - i 外部監査人及び補助者の監査対象の分担の確認
  - ii 外部監査の品質管理の方法の周知
  - iii 外部監査制度・運用、柏市の会計制度等の研修の実施（当初・監査報告書作成直前）
- ③ 債権管理事務に係る内部統制の把握
  - i 債権管理事務に係る内部統制の整備状況を効率的に把握するために、監査範囲の所管課に対して、債権管理状況調査を実施した（7月初旬から中旬まで）。
  - ii 債権管理状況調査の結果を受けて、各債権の所管課から債権管理に係る内部統制の運用状況をヒヤリングし把握した（7月20日から7月26日までの5日間）。

- iii 賄材料収入に関する私費会計の実態把握後、監査計画の修正を行い、当該私費会計も監査範囲に含め、状況調査を行い、51 小中学校の担当者に対する説明会を実施した（9 月中旬）。
- ④ 債権管理事務に対する実証的な監査手続の実施
  - i 各監査人が担当する債権の所管課に対して必要な書類の依頼を行い、入手した監査資料の閲覧・分析を行った。
  - ii 入手した監査資料の詳細な監査テストを行い、質問事項を所定の様式にとりまとめ、回答を得て、再度分析を行った。そのような過程を踏まえて、監査の指摘事項や意見を形成する作業を継続していった。
  - iii 担当監査人の心証として指摘事項や意見が形成される過程で、外部監査人として最終的な監査結果になりうるかどうかの検証テスト等を実施した。
- ⑤ 翌年度予算への反映事項のとりまとめ
- ⑥ 外部監査結果報告書の原稿作成・提出（12 月上旬）
- ⑦ 原稿確認会議（12 月中旬以降複数回実施）
- ⑧ 外部監査結果報告書の内容確定（1 月下旬）
- ⑨ 外部監査結果報告書の製本・提出等（2 月中旬）

このような監査過程を踏まえて、外部監査結果報告書が完成することとなることを、柏市の職員が認識することは意味があることである。なぜなら、外部監査制度が始まって以来、約 20 年も経過していることを踏まえると、監査の実施側と受ける側の理解・認識を徐々に深めていく努力を現場においても続けていくことが必要であると考えからである。その一環として、上記のような外部監査のスケジュールをお互いに認識し、外部監査制度を双方にとって意義のあるものとして改善していくことも重要であると考えからである。

その上で、外部監査には組織としても監査体制を整備する必要があることや外部監査を実施するうえで必要な資源や原資が必要になることも、地方公共団体の外部監査担当者として理解を深めていただくことを期待するものである。

### （3）監査途中経過の翌年度予算への反映手続について

外部監査の実証手続の期間中、必要に応じて翌年度予算に反映することが可能な事項をとりまとめて、任意の様式で途中経過報告を行った。今年度は平成 29 年 10 月 6 日に実施したが、各課は 10 月中旬までに財政当局に予算要求内容を提出することとされていた。今年度の監査テーマは債権管理であり、ひとつの事業に関して財務に係る事務の執行等を監査対象としているものではないため、監査の途中経過として、直接的にはコスト削減の余地や収入増加策などを提案することはできなかった。しかし、その時点までの監査手続

の実施の結果として、収納課、保険年金課、学校保健課、学校給食センター及び債権管理室に係る内部統制上の不備の状況とそれを踏まえてのリスク分析、その対応、指摘・意見を取りまとめた。それらの主要な項目としては次のとおりである。

- ① 市税等収入関連（収納課）
  - i 滞納債権の納付消込業務
  - ii 分納計画の履行状況確認業務
  - iii 出張所の収納業務の中での不納欠損後の入金処理
- ② 賄材料収入債権関連（学校保健課及び学校給食センター）
  - i 学校給食費の会計制度的な管理手法
  - ii 私費会計における学校給食費の滞納管理
  - iii その他学校給食に関連する事務
- ③ 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料債権関連（保険年金課）
  - i 滞納債権の納付消込業務
  - ii 分納計画の履行状況確認業務
  - iii 出張所の収納業務の中での不納欠損後の入金処理
- ④ 各種債権共通（債権管理室）
  - i 債権管理室が、各債権管理部門に対して行う、効果的で効率的な債権管理の実務的な指導・アドバイス等の業務

それらの内容は、10月以降も実施している外部監査の詳細手続の実施により精査して、最終的にはこの外部監査結果報告書にとりまとめている。

#### （４）弁護士含む自治体法律専門家による品質管理について

外部監査を実施するためには、公認会計士による財務監査の監査手続は必要不可欠な監査実施インフラであると考ええる。民間企業の適正性監査を中心とする監査手続を規定した監査基準について、地方公共団体の外部監査と金融商品取引法等に基づく監査では、それらにより証明すべき目的が異なるにも拘らず、監査手続の基礎は共通するものである。したがって、その監査基準や監査論の専門家である公認会計士が独占的に企業監査を実施してきた経験からも、地方公共団体の外部監査に理論的には最も適したものと考えられることもできる。

一方で、地方公共団体は営利企業と異なり、その実施する事務事業には経済性・効率性を求められつつ、住民福祉の増進についても責任を有しているものである（地方自治法第2条第14項）。地方公務員は、憲法や地方公務員法に規定する全体の奉仕者としての自覚と団体自治・住民自治の理念等を実現する責任も負っている。そのためには、法及び法律に基づく行政を着実に推し進めることが求められている。したがって、地方公共団体が行う事務事業は法律の範囲内で制定された条例や規則等に基づき、適正に執行されることが

期待されている。

このように、団体の目的に相違があることによって、地方公共団体の事務事業の執行には法令等の根拠が厳しく求められている。その意味で財務事務の監査を行うに当たり法令、条例及び規則に準拠した事務の執行がなされているかを監査する財務監査においては、公認会計士以外にも弁護士の視点からの監査が必要になるものとする。

今年度の外部監査においても、外部監査の各段階（監査計画策定・見直し、監査の実施、監査報告書原稿の作成、最終確定等）において、監査組織の中に補助者として含めている弁護士の役割は決して小さくないものと考えている。特に債権管理を今年度のテーマとしたことから、地方税法、地方自治法、同施行令、財務規則等の関連規定の解釈やその関連する判例の特定と適用解釈の方法についてのアドバイス等には法律専門家としての弁護士は必要不可欠の人材である。公認会計士と同様、弁護士にも地方公共団体の事務事業に専門性を有する人材は多くないが、債権管理の専門家と考えられる債権管理室、収納課、保険年金課及び介護保険課等の職員に対して、監査過程で法的な監査手続を実施する際には、お互いの立場を尊重しつつも、監査人としての法的な根拠のある意見を述べる際には、地方公共団体での監査において経験を積んだ弁護士の存在は監査組織の品質に大きく関わる監査資源として極めて重要である。

また、監査現場において弁護士の存在は、公認会計士が監査過程で会計手続等の不備に対して改善提案を事実上伝達することと同様、法令解釈や判例等に基づく改善提案、一部助言等を行うことにも、外部監査の実施のうえで監査業務に付加価値を与えるものとなっている。

このように公認会計士だけで構成された監査組織よりも、弁護士を擁する監査組織の方が、地方公共団体の外部監査の現場における品質管理や付加価値等の面で、より有効な監査を実施することができる素地を与えるものとする。

## （５）過去の外部監査の指摘等に対する措置状況について

平成 21 年度に行われた包括外部監査では、「市税、保育園費負担金、住宅使用料、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料」に限定した「賦課・徴収」のテーマで実施されている。その際の指摘事項等及びそれらに対する措置状況を見ると、指摘事項に対しては措置が講じられている。一方、意見に対しては、措置が講じられているもののほか、「検討中」又は「措置を講じない」という対応状況もあった。ただし、今回の包括外部監査のテーマは債権管理を直接の監査対象としているため、平成 21 年度の監査テーマとは異なり、市税及び税外収入に係る賦課事務については監査対象としておらず、市税及び税外収入の徴収・滞納管理事務を中心とした監査としている。

そもそも、指摘事項は、厳格に財務に関する事務の執行等について、法令違反又は不当な執行である場合に外部監査結果報告書に記載しなければならないものであるため、それ

らに対する措置は早急に強く求められるものと認識しなければならない。その意味で、柏市の平成 21 年度の包括外部監査の指摘事項に対する対応として全ての指摘に対して措置を講じていることには問題がない。

一方、意見の内容は、財務に係る事務の執行を含む事務事業全般等に対して、法令違反又は不当事項ではないが経済性・効率性及び有効性又は倫理性や公平性等の観点から監査人がその専門性を踏まえて改善意見等を述べるができる事項として位置付けられるものと認識している。したがって、それらの意見に対する措置も外部監査の結果報告書が完成するまでの間に、最終的には複数回の原稿の確認段階までに、意見の相違等を調整する手続きを踏んでいることを前提に考えれば、意見の結論そのものには合意するが、その手段や措置までの期間には行政の主體的な責任の一環として一定の猶予が認められてしかるべきである。その意味では、意見に対して、現在「検討中」とされている事項でも、どのような意見に対しても行政としての責任ある立場に基づき対応を行っていることを確認した。

なお、意見の中には予算措置を伴うことに対して監査人側としては費用対効果の検討を行わない段階で提出する意見や単にそうすることが「望ましい」という意見も散見される。そのような意見に対する措置の強弱や濃淡には責任ある行政の立場から明確な対応と見解を述べる必要があったものとする。

平成 21 年度の包括外部監査と今回の外部監査における大きな論点の相違は、主として次の点にある。すなわち、法令上の規定に明確に定めている作為義務に対して、実施されていない場合に、前者は「実施すべきである」、「行う必要がある」又は「行うことが望まれる」等として指摘又は意見を述べているのに対して、今回の外部監査では、それらの措置状況等も踏まえつつ、そのような意見に対して、何故措置ができないのか、又は、別の監査要点・視点から詳細な監査手続（詳細テスト）を行い、問題の本質として財務会計的な未認識の実務があるのではないかという反証主義の監査手続を行った点に相違があるものとする。その結果、例えば各論でも指摘等を行っている事項として、分納のあり方や延滞金等の調定のあり方について、前回の監査では、分納のルール必要性や規定通りの実施を求めているのに対して、今回の監査では、措置された分納のルールそのものの実施可能性や現状の複雑な問題点（長期の少額分納の実態等）の解決のための改善意見を含めて結果をとりまとめている。また、延滞金等の未徴収についても、前回の監査では延滞金及び督促手数料を徴収するよう指摘事項として述べているのに対して、今回の監査では、そもそも財務監査を行ううえでの手続として、延滞金及び遅延損害金は何故調定されていないのか、調定の時期に関する認識に誤りがあるのではないか、それを踏まえると決算書等の財務報告の内容に、実態を忠実に反映しない実務が無認識のうちに行われているのではないか等に関する監査要点・視点を設定して、実証手続を反証主義に基づき実施した。その結果、確定した延滞金等に関する調定期期については、これまでの事後調定の会計慣習に対して、確定した延滞金等は事前調定を行うべきことと決算書上もその変更が調

定額及び収入未済額（未収金という資産の増加）等に忠実に反映されること等を指摘事項として述べている。

## 2. 債権管理の実務に係る監査意見の共通論点について

### (1) 債権管理（滞納管理）システムによる統制の有効性について

#### ① 債権管理（滞納管理）システムによる統制について

現在、収納課（市税債権所管課）、保険年金課（国民健康保険料債権所管課）、介護保険課（介護保険料所管課）又は住宅政策課（市営住宅使用料等所管課）が利用している債権管理（滞納管理）システム（名称の如何を問わず、滞納債権の管理システムという。）は、納期限までに納付されなかった未収債権の管理のために活用されており、数多くの未収債権を限られた人数の職員で対応するためには、不可欠なシステムである。特に多数の未収債権を効率的、効果的に管理するためには、ITによる効果的な統制が必要であり、未収債権の網羅性や正確性、権利・義務の帰属の妥当性、期間配分の適正性等という、財務報告（決算書等）の信頼性を確保するためにも債権管理（滞納管理）システムが有効に整備・運用されている必要がある。そして、債権管理（滞納管理）システムの有効な整備・運用が行政事務の質を高め、生産性を高めることにもなる。

このような視点から、上記の各課が使用している債権管理（滞納管理）システムには、様々な改善の余地があり、収納課を中心に関連する所管課はこれまでもシステム開発会社等と交渉を重ね、年間保守契約の範囲内でのシステム改修ができないか、又はシステムの改造予算を前提に事務改善をシステムに反映できないか等の現場における改善等の活動を積極的に実施してきたことを、外部監査の実施過程でも確認している。

それらの中でも、次の項目はシステム上の統制として不備があるものと考えられるため、システム改修等の必要性について、外部監査の過程においても収納課を中心とする所管課と意見の交換を行った。所管課によっては今年度を実施するか、又は、来年度の予算要求として位置付けることとして検討している。

#### ア. 分納計画の履行状況の確認業務について

分納計画の履行状況を担当職員が確認しようとする場合、現在、次のようなシステム上の問題が存在する。

- i 各分納計画に基づいた納付実績等の履行状況を、紙帳票では確認することができず、画面上でしか確認できない。
- ii 網羅的、効率的な分納履行の消込の確認ができない。

iii 効果的な時効管理ができない。

分納計画の納付実績等の履行状況を確認することは、滞納債権の網羅的な管理と効率的な検証業務の実施上、必要不可欠である。現在の対応状況での業務負荷を軽減することも効率性の視点から検討する必要がある。滞納管理システムの仕様の中に、分納計画の履行状況確認のための一覧性ある出力帳票作成と出力等の定義がないものと考えられるため、滞納管理システムの改造等が必要であると考えられる（一方、国民健康保険料を所管する保険年金課のシステムにおいては、当該帳票の作成・出力が可能であるとされている。）。

## イ. 出張所における不納欠損対象債権の収納業務について

収納課で不納欠損対象とした滞納債権については、3月末までに滞納管理システム上の処理を行い、5月上旬に不納欠損の意思決定を行っている。その不納欠損対象債権を、滞納管理システム上で処理したのち、出張所で滞納者から納付を受ける場合、次のようなシステム上の問題が存在する。

- i 収納課が3月末までに滞納管理システム上で行っている不納欠損処理の情報が、出張所でも閲覧することができる収納管理システムに自動的に反映される仕組みにはなっていない。
- ii 出張所の職員が不納欠損対象債権の納付を滞納管理システムでの処理後、3月末までの間に受けた場合、法的には債権が消滅してしまっているにも拘らず、収入済の処理をしてしまう。
- iii 出納整理期間で5月上旬の不納欠損処理の意思決定までに当該債権の納付を受けた場合は、当該債権の債務者に過去の未収債権があれば充当処理を行い、残金があれば、還付することとしている。

出張所職員の所掌業務の範囲として、アクセスできるシステムは収納管理システムであり、一方、不納欠損データが直接反映される滞納管理システムにはアクセスできないため、上記のような問題が発生することに対して対応を講じているものと考えられる。しかし、不納欠損データは、滞納整理業務から発生するデータであるとともに、通常の賦課徴収に伴う収納業務にも活用されるべき重要なデータのひとつでもある。したがって、滞納管理システムに反映している不納欠損データを適時に、効率よく、収納管理システムに反映することができるよう、両システムの改造が必要であると考えられる。

## ウ. 不納欠損に係る意思決定の適時性について

不納欠損に係る意思決定のルールとして、現在は年度末(出納整理期間である5月上旬)に1回起案して、不納欠損の意思決定を行っている。そのための業務として、滞納管理システムからその前年の12月下旬に今年度の不納欠損処理の対象債権のリストを出力し、

職員が1か月ほどかけて、不納欠損処理をすべき債権であるか、又は時効の中断事由が認められる債権であるかどうかを、一つ一つ判断して、不納欠損対象債権を決定している。そのような業務を経て行われる不納欠損処理の対象債権については、既に消滅時効が完成しており債権として消滅している債権も存在するものと考えられる。

現在の滞納管理システムの運用上、不納欠損の時効管理の要件を限定すること等により、現在のルールを見直し、滞納債権の不納欠損処理が適時適切に行われるような運用を目指す必要があると考える。

## ② 各担当の滞納債権関与基準のあり方と滞納管理業務のモニタリング等について

滞納債権の各担当職員は、管理対象債権を全てにわたって管理しているわけではない。例えば、収納課における滞納整理担当職員は、多額の滞納債権から対応するようにしており、対象年度についても各担当別に絞り込みをかけている。その意味で、職員による個別管理の対象となる債権は金額的に重要な債権に絞られているものと考えられる。しかし、対象債権の網羅性については絞りこみの金額基準に合理性があるかどうか、職員間の基準の統一性に合理性があるかどうか、常に見直す必要があるものと考えられる。

また、滞納債権の各担当職員は自らの一定の金額基準に基づき、管理対象債権を絞り込んでいた現状に対して、当該絞り込み基準以下の滞納債権については、滞納管理システムで一律に年3回、直近の収納が確認されない債権すべてを対象として、滞納債権に係るデータを出力し、納付催告を行っている。したがって、滞納債権の管理の網羅性は担保されているものと考えられる。しかし、催告書を発送しても反応がない債務者のうち、各担当職員の基準未達の債権については、事実上、管理の対象から外れてしまい、時効を迎える可能性があるものと考えられる。

更に、市税等の収納部門や国民健康保険料又は介護保険料等の徴収部門については、それぞれの所管課がこれまでのノウハウに基づいて、きめ細やかに収納・滞納管理事務を実施している。また、債権管理室は、訴訟案件等の困難事例に対して、外部の専門家のノウハウも活用し、法的、訴訟技術的な経験を重ね、現在では職員の中にノウハウを蓄積するまでになっている。そのような実績が、市の収納事務を行う全ての事務事業の所管課に共有することができるように、共通する基準やノウハウを手引として、マニュアル化し、改訂を重ねる段階となっている。一方、税外収入事務を持つ所管課における普及啓発は未だこれからという段階でもある。現時点では、債権管理室、収納課、保険年金課、介護保険課等がそれぞれの所掌事務に基づき、それぞれの経験・ノウハウを深めている段階であると認識されるが、その経験やノウハウに基づき、市全体の収納事務を統一的に指導することができる部門や職責の存在が不十分であるものと考えられる。滞納債権は現場である事務事業の所管課の認識と日々の収納事務において、充実した実務が展開されない限り、事後的な弥縫策では解決に限界があることも確かである。

以上のことから、各課の滞納債権の管理の各担当職員の業務実施状況を適時的確に把握し、必要な指示を発するためにも、各担当職員の業務実施状況を一定の様式により定期的に情報伝達する仕組みを構築することも重要であるとする。また、市全体の収納管理事務を統括的に指導することができる仕組みや所掌事務の見直し、組織のあり方の検討を行うことも重要であるとする。

## (2) 履行延期の特約等に係る監査結果に対する事実上の取扱いについて

### ① 強制徴収公債権における事実上の分割納付の位置づけについて

地方税法上、徴収猶予や換価の猶予が行われた場合に、分割納付（以下「分納」という。）が認められる。しかし、多くの地方公共団体と同様、柏市においても、徴収猶予や換価の猶予がなされない場合にも、差押を行うことなく、催告を行った後の自主納付として、事実上、分納の実務が行われている。その実務上の理由としては次のとおりである（「柏市公債権管理の手引き（平成26年1月改訂版）」柏市20頁）。

- i 滞納案件は膨大な件数であることからすべてを差押により徴収することは事実上困難である。一方、催告による自主納付があれば差押を行うよりも効率よく徴収することができる。
- ii 地方税法上の換価の猶予による分納では、50万円を超える場合に担保が必要なことや最大2年までしか分納が認められない等、大きな制約がある。

柏市ではこのような理由により、「滞納者の申し出た納付計画による自主的な納付の履行を見守る事実上の措置」として事実上の分納を認めている。地方税法上の換価の猶予による分納制度と違い、2年超の分納を、差押（換価を行わないもの）を前提に行うことができ、滞納者にとって「不本意な差押や換価を回避」することができるメリットがあるとしている。

また、柏市の場合、上記のような理由等で事実上の分納を認めており、分納中の延滞金を原則として通常どおり計算しているため、現年度並行納付を一定の場合には行っている。

このような分納の位置づけに対して、今年度外部監査結果報告書の各論（第3Ⅲ）では、市税債権、国民健康保険料債権及び介護保険料債権等の強制徴収公債権について、事実上の分納を認める前提として、履行延期の特約等に類する内部の意思決定を行う必要があることを【現状・問題点】において述べている。いずれも法の予定しない事実上の行為である。しかし、事実上の分納を実務上で進める行政責任を明確にすること等を考慮する必要があるものとするため、強制徴収公債権における分納の実施の前提として、履行延期の特約等に類する意思決定を考慮することも必要であるものとする。

実務上、履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際には

その分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。

一方で、契約による延納は許されないとする国税の行政判例が存在する（昭和 27 年 8 月 5 日最高裁判所第 3 小法廷判決）。この判例及び延滞金の計算期間の不算入という債務者の利益等を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、地方税の徴収の猶予についても、実務上、検討する必要があるものと考ええる。

## ② 非強制徴収公債権及び私債権の滞納債権の管理における正式な分納誓約の取扱いについて

非強制徴収公債権及び私債権に係る滞納債権の管理において、分納誓約を申し出により行う場合は、その前提として、履行延期の特約等の申請（市長宛）を受けて財産管理者である所管の課長は、その要件を審査し、承認するかどうか決定することが法令上必要である（地方自治法施行令第 171 条の 6、柏市財務規則第 288 条、第 292 条第 3 項、別表 1）。これらの規定があるにも拘らず、履行延期の特約等の意思決定を行っていない所管課が多かった。

今後、過去に遡って履行延期の特約等の決定を行うことが法令上は求められているものと考えられる。履行延期の特約等の決定が存在しない限り、延滞金や遅延損害金の算定において、分納期間中も理論的には延滞金等が発生していることとなり、行政の不作为により、債務者に不利益を課することになるからである。しかし、分納の事例は少なからず存在するため、過去に遡っての履行延期の特約等の決定については、事実上、行政事務として可能な範囲で実施することを認めざるを得ないものと考ええる。また、延滞金等の算定に関する計算期間も事実上、債務者に有利に解釈せざるを得ないものと考ええる。

なお、前述のとおり、履行延期の特約等の決定権者は財産管理者である所管の課長である。しかし、債権に係る履行期限の繰上げの通知に係る市長の専決処理の権限が所管の部長にあるとする規定（柏市財務規則第 3 条関係、別表 2）との均衡を考慮すると、履行延期の特約等の決定権者についても所管の部長とすることが望ましいと考える。

実務上、履行延期の特約等に係る意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に、事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。

一方で、履行延期の特約等は法令上での明文の規定にも拘らず、現実には規定どおりの運用を行っている地方公共団体は少数であるものと考えられる。その理由は、i 債務の不履行件数が実数として少なからず存在すること、ii 多数の債務不履行件数に対して十分に対応するだけの行政側の体制を整備するためには人員や予算等の整備が必要であること等にあるものと考ええる。このような問題を解決し、履行延期の特約等を行政の現場で活か

することができるようにするためには、代替措置の検討や法令の改正等を要することについても検討することが必要になるものと考える。

### (3) 延滞金又は遅延損害金の実務上の取扱いに関する方針について

#### ① 延滞金又は遅延損害金の発生根拠について

今回の外部監査では延滞金の納付義務（公債権の場合）や遅延損害金の発生とその請求（私債権の場合）について指摘事項を述べている。

まず、市税、国民健康保険料及び介護保険料等については、それぞれの法令により、延滞金の納付義務が発生する。例えば、市税の納期限を過ぎても納付がない場合、納付が遅れた期間に応じて計算した延滞金の納付義務が発生する（地方税法第 326 条第 1 項等、地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項、柏市税条例第 19 条）。

次に、市税等以外の公債権（分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入）について、普通地方公共団体の長は、当該歳入について督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項）としている。この規定を受けて、柏市債権管理条例においては、「本市において徴収する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の収入（私法上の原因に基づき発生する債権を除く。）の納付義務者が、納期限後にこれを納付する場合においては、柏市税条例（昭和 30 年柏市条例第 14 号）第 19 条に規定する延滞金の計算の例により計算した金額に相当する金額の延滞金を加算して納付しなければならない」（同条例第 7 条）と規定している。

また、私債権に係る遅延損害金に関しては、特別の定めがない限り、民法の規定により年 5%の遅延損害金が発生しており、滞納債権の所管課はその遅延損害金を調定し滞納者に対して請求しなければならない（民法第 419 条第 1 項、第 404 条）。

#### ② 延滞金又は遅延損害金の調定及び通知等について

これまで、延滞金又は遅延損害金が滞納債権に係る本税又は本料と共に納付されてきた場合には、調定行為は延滞金又は遅延損害金の納付の後に行われてきたものと認識することができる（柏市財務規則第 29 条第 1 項第 3 号）。つまり、延滞金又は遅延損害金の本税又は本料と共に納付されてきた場合には、その調定は「随時の収入で納入の通知を発するもの」として、その「原因の発生したとき」に行わなければならないとされている。

一方、滞納債権が納付された後に、延滞金又は遅延損害金だけが納付されない状態である場合には、既に本税又は本料が納付されているため、「原因が発生」しており、延滞金又は遅延損害金は確定しているため、調定を行わなければならない。すなわち、確定延滞

金又は確定遅延損害金については、事前調定を行うこととなる（同規則第 29 条第 1 項第 3 号）。

しかし、確定延滞金又は確定遅延損害金については、これまで事前に調定することは行われてこなかった。したがって、外部監査結果報告書の各論（第 3Ⅲ）では、該当する箇所に指摘事項（柏市財務規則違反）として記載している。指摘事項であるため、一般的には、強く、速やかに改善措置が求められることとなる。

これらの措置を履行するうえで、実務上、次のような問題が生じることとなる。すなわち、確定延滞金又は確定遅延損害金について、過去に遡り膨大な数の延滞金又は遅延損害金を算定期間の確定後、計算することが実務上可能であるか、また、既に延滞債権であった本税又は本料の納付を終えた債務者に対して、過去に遡って通知をし、又は納入通知書を送付し、納付を説得することができるかという問題である。

行政事務の費用対効果や過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性や学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した延滞金又は遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定延滞金又は確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも今後発生する確定延滞金又は確定遅延損害金に対する措置であるとするこもやむを得ないものとする。

また、特に国民健康保険料においては、その納期が年間 10 回と細分化されているうえ、分納を行っている滞納者が多数存在することにより、事前の調定や通知を行うことが現状では難しい面もあるものと考えられる。したがって、法律による行政の原則上は関連法令等を遵守する義務があるが、行政の実態に即した規則等の合理的な見直しについても検討する必要があるものとする。

### ③ 不納欠損処分に伴う延滞金又は遅延損害金の処理について

延滞している公債権又は私債権を不納欠損処理する際に、それに付随して発生している延滞金又は遅延損害金をどのように処理すべきかについて、実務上、明確な執行がなされてこなかった。以下では、公債権と私債権のそれぞれについて、延滞金又は遅延損害金の発生の認識と測定（算定）の必要性及びそれを踏まえた会計上の調定と不納欠損処理の関係を述べることとする。

まず、公債権が滞納され、消滅時効の期間が経過したときには当該公債権は、時効の中断がない限り、債務者の援用を要せず自動的に消滅する。その際、公債権である本税や本料は滞納債権に係る督促状で指定する納期限の翌日（消滅時効の起算日）に遡り、当該公債権は消滅する。当該公債権がその起算日に遡り存在しないこととなるため、一旦、起算日以降に発生した延滞金も元本債権の消滅の結果として当然発生しなかったものとする。

されている（大審院大正9年5月25日判決（貸金請求の件）<sup>注</sup>）。

注：「元本債権が時効により消滅したときはその効力は起算日に遡り元本債権はその日以後においては存在せざることとなり一旦起算日以後に発生したる履行遅滞に基づく損害金債権は元本債権の消滅の結果として当然発生せざるものとす」

したがって、時効により公債権が遡って消滅したことにより、時間の経過とともに一旦は発生していた延滞金も発生していなかったものとなる。そのため、消滅時効の経過による公債権の消滅の場合、それに付随する延滞金の調定等の会計処理上の行為は必要がないということになる。

一方、消滅時効の期間の経過前に滞納に係る公債権について、例えば、強制徴収公債権において、職権により滞納処分を行い、その執行停止が3年間継続した場合、納付等の義務が消滅する。それに関連して執行停止中の延滞金についてはその全額が免除となる。また、債務者の死亡と相続財産の不存在、相続放棄等の場合も消滅時効の期間の経過前に、議会の議決により債権を放棄する場合も想定される。したがって、当該公債権の債権放棄の意思決定及び会計処理上の不納欠損処理に対して、それに付随する延滞金については、確定した延滞金として調定し、放棄及び不納欠損処理を行うことが必要になるものと考えられる。

次に、私債権が滞納され、消滅時効の期間が経過しても、公債権のように私債権は自然に消滅するものではない。債務者からの時効の援用があったときに、滞納債権に係る督促状で指定する納期限の翌日（消滅時効の起算日）に遡り、債権が消滅する（上記の大審院判決）。したがって、債務者からの時効の援用により当該私債権は遡って消滅することとなるため、時間の経過とともに一旦は発生していた遅延損害金も発生していなかったものとなる。そのため、この場合は遅延損害金の調定等の会計処理上の行為は必要がないということになる。

しかし、私債権の消滅要件として債務者からの時効の援用の事例は多くはない。それを踏まえると地方自治法に基づく議会での権利の放棄（同法第96条第1項第10号）か又は柏市債権管理条例第8条第1項各号に該当する場合に私債権を放棄することができる。私債権を放棄するときは、当該私債権に付随して「既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金についても放棄するものとする」としている（同条例第8条第2項）。したがって、当該私債権の債権放棄の意思決定及び会計処理上の不納欠損処理に対して、それに付随する遅延損害金については、確定した遅延損害金として調定し、放棄及び不納欠損処理を行うことが必要になるものと考えられる。

以上のように、柏市の債権管理において、公債権や私債権のそれぞれについて、それらに付随する延滞金又は遅延損害金の発生の認識と測定（算定）の実施及びそれを踏まえた会計処理上の調定と不納欠損処理の実施を考慮した実務が求められているものとする。

### 3. 賄材料収入の債権管理について

#### (1) 柏市における賄材料収入の債権管理の現状と問題点について

柏市における賄材料収入の債権管理は2つの地域で異なる手法を採っている。主として柏地域に所在する小中学校（風早南部小学校は沼南地域に所在するが柏地域に所在する小中学校と同様、私費会計で賄材料費を処理しているため、こちらの範疇に含める。以下、同様である。）は、各学校の校長の責任の下、学校給食の運営に必要な食材の対価を徴収し、その範囲で学校給食の食材を購入し調理する私費会計方式を採用している。一方、沼南地域に所在する小中学校は、市立学校の設置管理者の責任として特別会計の歳入・歳出に賄材料費を予算化することにより、賄材料収入の歳入予算を調定・収納し、学校給食の食材費の歳出予算を執行する公会計方式を採用している。同じ市の中でもこのように異なる会計方式を採用している背景には、柏市と旧沼南町の合併前からの方式をそのまま踏襲して現在に至っているためと考えられる。

これに関して、平成18年に柏市が設置した柏市学校給食運営等委員会管理部会において、主たる検討議題（学校給食の提供手法）と共に学校給食費の会計手法についても、次のような結論を得ている（「柏市学校給食将来構想検討報告書」平成18年12月（以下「検討報告書」という。）50頁、53頁）。

- i 小学校は自校方式、中学校はセンター方式を基本としつつ、柏地区の中学校については、施設更新時期の社会経済情勢を踏まえて調理方式を検討するものとする。
- ii 現状では、柏地区は各学校単位の学校（私）会計、沼南地域は柏市学校給食センター特別会計によっているが、現状では、公会計と私会計が混在しているため一元化が求められている。

このような結論を得てはいるものの、その後、少なくとも会計方式の統一についてはこれまで改革は進んでいない。なお、現状では会計方式の統一に向けて所管課において検討が始められている。

今年度の外部監査では、学校給食費の債権管理については当初、特別会計で管理する賄材料収入に係る債権管理を監査対象としていた。しかし、監査の初期の段階において、特別会計で管理する学校給食費は沼南地域の11校の小中学校だけであることを認識したため、急ぎよ、主として柏地域に所在する小中学校（51校）の学校長が管理する賄材料収入に係る債権管理についても監査対象とすることとした。

他の債権管理に対する監査の統制状況評価手続と同様、債権管理状況調査票を主として柏地域に所在する小中学校（51校）に対しても配布し、9月15日には柏市内の全小中学校の学校給食費担当者を対象とした説明会を開催した（9月15日午後2時間超）。監査過程での説明会は監査の一環として位置付けられ、債権管理状況調査票に記載の質問事項について、その用語解説も含めて、詳細に説明した。説明会の最後に、また、説明会の終了

後においても質問・要望等が続いた。その主要なものを掲載する。

【質疑事項等】

- i 債権管理に係る法的、会計的な専門用語が多いため、理解することが難しい。
- ii 調定、収入済額、収入未済額や債権の年齢別内訳等、理解できないため、調査票への記載を省略できないか。
- iii 滞納者に関する交渉履歴等をメモでもよいから詳細に記載する意義（債権管理責任者である校長等の責任の限定や後に控える可能性がある少額訴訟での証拠の信頼性等）等、債権管理の重要性は理解できた。
- iv 財産や収入がないわけではないにも拘らず、賄材料費を納付しない保護者等に対しては、督促や催告でどのように対応すべきか。

このような質問に対しては次のとおり説明した。

- i 事前に調査票の依頼文に法的・会計的専門用語の説明を追加記載し、配布していたため、その説明事項の内容を再度その場で説明した。
- ii 滞納債権の「年齢別内訳」という文言は、公会計ではこれまで通常用語としては使用されていないため、理解が難しいことには納得することができるが、「平成28年度末現在における滞納債権の内訳のうち、発生年度別の債権の内訳」という趣旨の説明文を記載していることを前提に、簡単に説明した。
- iii 特に柏地区の小中学校の学校給食費が学校長の責任で行う私費会計であるため、本来は債権管理台帳を統一して使用することが適当であるが、現時点では、滞納者との交渉記録をメモ等であっても、5W1Hに該当する内容を詳細に記載することが、学校長の責任を限定し、説明責任を果たすことになることや滞納者に対する将来の少額訴訟（柏市債権管理室が行う事例は少なくない。）のために信頼性のある証拠となること等を説明した。
- iv 財産や収入がないわけではないにも拘らず、賄材料費を納付しない保護者等には、現状では手をこまねいている小中学校が複数存在することが分かったため、2回目の催告（学校によっては「通知」や「お手紙」と称している）からは、「法的な措置も含めて対応する」旨の強いメッセージを込めて、保護者等に催告書を送付することも検討するよう、アドバイスした。

特に、ivのような事例は、私費会計での処理を行っている51校に関しては、悪質な事例としてこれまで学校長の責任の下、教頭や担当である栄養士、事務職の範囲で対応してきた経緯があり、制度的に公会計の問題としては統一的に取り扱って来なかった。

## （2）賄材料収入の会計処理のあり方について

柏地区の小中学校が採用している私費会計については、現状においても、公会計に準ずる取扱いをする必要があるものと考えられる。また、歴史的な経緯により、柏地区が私費

会計で沼南地域が公会計という、2つの異なる会計方式が論理的に続いてよいと考えているわけではないことは検討報告書にも記載されているとおりである。更に、公会計では、学校給食費に関する歳入予算と歳出予算が各別に計上され、議会の審議や監査委員の正式な監査の対象にもなり、行政の透明性が確保される。そして何よりも、私費会計による学校給食の現場においても、賄材料収入の未収による材料費の減少に伴い献立への影響に対する懸念が払しょくされる。

したがって、今後、柏市としては学校給食費の会計処理に関して、市内に存在する2つの異なる会計処理の手法を公会計に統一することが望まれる。そうすることにより、前述した学校長個人の責任による債権管理等を、学校の設置管理者である柏市の責任の下、透明性の高い公会計として位置付けることができ、滞納債権に対する対応にも統一的な会計処理、法的責任の追及等を進めることができる。

今後、私費会計方式を廃止し、公会計方式に統一するためには、教育委員会の各課の連携も必要になるものと考えられる。学校給食に係る事務を所掌する学校保健課や校納金を含む会計に関する事務を所掌する教育委員会の学校財務室等の間での事務の調整や改革の方向性の調整等がなされなければならないものと推察される。

そのような改革が進められる経過において、現状の私費会計が存続するものと考えられるが、私費会計であっても公会計に準ずる取扱いを意識的に行政の中にも取り入れる必要があるものとする。すなわち、主として柏地域に所在する小中学校（51校）において、日々、賄材料収入の滞納管理に悩んでいる教職員の事務処理に対する支援として、教育委員会の所管課や債権管理室が、これまでの債権管理に関するノウハウとして、「私債権等管理の手引」等に取りまとめられている管理手法の情報提供等を当該小中学校の求めに応じて、行っていくことができる仕組みを構築することが求められているものとする。

そうすることで、これまで表面化してこなかった賄材料収入の未収債権の存在とその滞納債権に関する法的・会計的なリスクに適切に対応することができるものとする。

### Ⅲ 債権管理に関する財務に係る事務の執行の監査の結果（各論）について

#### Ⅲ－１ 強制徴収公債権に該当する未収債権の監査結果について

##### 1. 市税収入及び国民健康保険税に係る未収債権について〔債権番号：101〕

###### （1）概 要

###### ① 市税収入及び国民健康保険税に係る未収債権の基本情報について

市税収入及び国民健康保険税に係る未収債権については、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税に係る未収債権であり、その基本的な情報は、次のとおりである。

###### ア. 債権名称

市税及び国民健康保険税に係る債権

###### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

強制徴収公債権（地方税法第 331 条、第 373 条、第 459 条、第 485 条の 3、第 613 条、第 701 条の 18、第 701 条の 65、第 728 条）

###### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

収納課

###### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

地方税法、柏市税条例、柏市税条例等施行規則、柏市税滞納整理マニュアル

###### オ. 債権管理システム等

収納管理・滞納管理システム

#### カ. 債権管理上のリスク等

市税及び国民健康保険税の債権管理上のリスクについて、収納課では次のとおり考えている。

- i 件数が多いため、管理システム等、ITの活用が不可欠であり、管理システムの仕組み等を熟知する必要がある。
- ii 長期滞納者への督促、催告は滞納債権が多いため、専従職員の配置が必要である。
- iii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- iv 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じる。

#### キ. 債権の管理目標

市税及び国民健康保険税に係る未収債権を管理する目標として、収納課では次のとおり考えている。

- i 債権金額、件数等の管理における正確性
- ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性
- iii 債権の決算書及び各種資料（公表・非公表）上での表示の妥当性

#### ② 市税及び国民健康保険税に係る未収債権の決算情報等について

市税及び国民健康保険税に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

## ア. 個人市民税の年度推移等について

### 【個人市民税の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	26,502,000,000	27,181,000,000	27,069,000,000	102.1%	99.6%
現年課税・賦課分	25,978,000,000	26,627,000,000	26,639,000,000	102.5%	100.0%
滞納繰越分	524,000,000	554,000,000	430,000,000	82.1%	77.6%
調定額	28,624,842,505	28,531,313,063	28,687,259,966	100.2%	100.5%
現年課税・賦課分	26,804,816,200	27,014,401,400	27,421,009,800	102.3%	101.5%
滞納繰越分	1,820,026,305	1,516,911,663	1,266,250,166	69.6%	83.5%
収入済額	26,982,070,558	27,145,185,540	27,501,180,716	101.9%	101.3%
現年課税・賦課分	26,349,725,746	26,612,594,974	27,036,296,189	102.6%	101.6%
滞納繰越分	632,344,812	532,590,566	464,884,527	73.5%	87.3%
還付未済額	3,664,250	4,502,162	4,880,556	133.2%	108.4%
現年課税・賦課分	3,459,530	4,200,090	4,685,302	135.4%	111.6%
滞納繰越分	204,720	302,072	195,254	95.4%	64.6%
還付未済残高 <sup>注1</sup>					
不納欠損額	128,742,832	112,356,255	87,233,299	67.8%	77.6%
現年課税・賦課分	2,382,970	1,020,138	892,844	37.5%	87.5%
滞納繰越分	126,359,862	111,336,117	86,340,455	68.3%	77.5%
収入未済額	1,517,693,365	1,278,273,430	1,103,726,507	72.7%	86.3%
現年課税・賦課分	456,167,014	404,986,378	388,506,069	85.2%	95.9%
滞納繰越分	1,061,526,351	873,287,052	715,220,438	67.4%	81.9%
収納率	94.2%	95.1%	95.8%	1.6%	0.7%
現年課税・賦課分	98.3%	98.5%	98.6%	0.3%	0.1%
滞納繰越分	34.7%	35.1%	36.7%	2.0%	1.6%
予算現額 - 収入済額	△ 483,734,808	31,312,298	△ 437,061,272	90.4%	-1395.8%
現年課税・賦課分	△ 375,185,276	10,204,936	△ 401,981,491	107.1%	-3939.1%
滞納繰越分	△ 108,549,532	21,107,362	△ 35,079,781	32.3%	-166.2%

注1:「還付未済残高」は所管課において把握されていないため空欄としている。

平成28年度における調定額は286億8,726万円、収入済額は275億118万円であり、収入未済額は11億373万円であったため、収納率は95.8%であった。収納率のうち、現年課税分は98.6%と高い実績であり、滞納繰越分も36.7%と毎年増加している。なお、未収債権の放棄に対応する会計処理である不納欠損額は8,723万円と1億円を下回っている。

### 【個人市民税の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	18,545	33.7%	388,506,069	35.2%
1年超～2年以内	10,590	19.3%	186,976,369	16.9%
2年超～3年以内	7,591	13.8%	129,602,540	11.7%
3年超～4年以内	6,103	11.1%	108,425,875	9.8%
4年超～5年以内	4,412	8.0%	76,893,365	7.0%
5年超	7,752	14.1%	213,322,289	19.3%
合 計	54,993	100.0%	1,103,726,507	100.0%

平成28年度末現在の滞納債権11億373万円の年齢別(発生年度別)内訳では、現年未収の削減に努めていることもあり、1年以内の滞納額(3億8,851万円:35.2%)が全滞納債権額の約3分の1であった。

## イ. 法人市民税の年度推移等について

### 【法人市民税の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	4,300,000,000	4,317,000,000	3,861,000,000	89.8%	89.4%
現年課税・賦課分	4,285,000,000	4,296,000,000	3,841,000,000	89.6%	89.4%
滞納繰越分	15,000,000	21,000,000	20,000,000	133.3%	95.2%
調定額	4,562,587,408	4,471,103,212	4,230,561,309	92.7%	94.6%
現年課税・賦課分	4,507,662,700	4,423,799,000	4,178,261,300	92.7%	94.4%
滞納繰越分	54,924,708	47,304,212	52,300,009	95.2%	110.6%
収入済額	4,512,129,506	4,412,822,657	4,176,298,546	92.6%	94.6%
現年課税・賦課分	4,489,110,231	4,401,134,114	4,164,406,083	92.8%	94.6%
滞納繰越分	23,019,275	11,688,543	11,892,463	51.7%	101.7%
還付未済額	4,907,500	347,730	0	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	4,907,500	297,730	0	0.0%	0.0%
滞納繰越分	0	50,000	0	-	0.0%
還付未済残高 <sup>注1</sup>					
不納欠損額	8,061,190	6,328,276	8,650,972	107.3%	136.7%
現年課税・賦課分	120,390	162,500	66,617	55.3%	41.0%
滞納繰越分	7,940,800	6,165,776	8,584,355	108.1%	139.2%
収入未済額	47,304,212	52,300,009	45,611,791	96.4%	87.2%
現年課税・賦課分	23,339,579	22,800,116	13,788,600	59.1%	60.5%
滞納繰越分	23,964,633	29,499,893	31,823,191	132.8%	107.9%
収納率	98.8%	98.7%	98.7%	-0.1%	0.0%
現年課税・賦課分	99.5%	99.5%	99.7%	0.2%	0.2%
滞納繰越分	41.9%	24.6%	22.7%	-19.2%	-1.9%
予算現額 - 収入済額	△ 217,037,006	△ 96,170,387	△ 315,298,546	145.3%	327.9%
現年課税・賦課分	△ 209,017,731	△ 105,431,844	△ 323,406,083	154.7%	306.7%
滞納繰越分	△ 8,019,275	9,261,457	8,107,537	-101.1%	87.5%

注1:「還付未済残高」は所管課において把握されていないため空欄としている。

平成28年度における調定額は42億3,056万円、収入済額は41億7,630万円であり、収入未済額は4,561万円であったため、収納率は98.7%であった。収納率のうち、現年課税分は99.7%と高い実績であるが、滞納繰越分は22.7%と低くなっている。なお、未収債権の放棄に対応する会計処理である不納欠損額は865万円であった。

### 【法人市民税の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	240	32.4%	13,788,600	30.2%
1年超～2年以内	167	22.6%	17,122,816	37.5%
2年超～3年以内	142	19.2%	6,317,584	13.9%
3年超～4年以内	83	11.2%	3,793,877	8.3%
4年超～5年以内	62	8.4%	1,857,386	4.1%
5年超	46	6.2%	2,731,528	6.0%
合 計	740	100.0%	45,611,791	100.0%

平成28年度末現在の滞納債権4,561万円の年齢別(発生年度別)内訳では、現年未収の削減に努めていることもあり、1年以内の滞納額(1,379万円:30.2%)が全滞納債権額の3分の1以下であった。

## ウ. 固定資産税の年度推移等について

### 【固定資産税の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	23,196,000,000	23,227,000,000	23,974,000,000	103.4%	103.2%
現年課税・賦課分	22,786,000,000	22,866,000,000	23,701,000,000	104.0%	103.7%
滞納繰越分	410,000,000	361,000,000	273,000,000	66.6%	75.6%
調定額	24,828,204,785	24,587,264,992	24,922,675,262	100.4%	101.4%
現年課税・賦課分	23,561,060,200	23,580,058,300	24,090,651,000	102.2%	102.2%
滞納繰越分	1,267,144,585	1,007,206,692	832,024,262	65.7%	82.6%
収入済額	23,737,559,963	23,692,172,085	24,184,578,410	101.9%	102.1%
現年課税・賦課分	23,294,352,209	23,363,310,962	23,889,057,270	102.6%	102.3%
滞納繰越分	443,207,754	328,861,123	295,521,140	66.7%	89.9%
還付未済額	2,240,798	997,546	684,019	30.5%	68.6%
現年課税・賦課分	1,645,191	854,504	583,181	35.4%	68.2%
滞納繰越分	595,607	143,042	100,838	16.9%	70.5%
還付未済残高 <sup>注1</sup>					
不納欠損額	84,967,350	63,484,514	51,489,113	60.6%	81.1%
現年課税・賦課分	1,376,505	779,969	2,605,602	189.3%	334.1%
滞納繰越分	83,590,845	62,704,545	48,883,511	58.5%	78.0%
収入未済額	1,007,918,270	832,605,939	687,291,758	68.2%	82.5%
現年課税・賦課分	266,976,677	216,821,873	199,571,309	74.8%	92.0%
滞納繰越分	740,941,593	615,784,066	487,720,449	65.8%	79.2%
収納率	95.6%	96.4%	97.0%	1.4%	0.7%
現年課税・賦課分	98.9%	99.1%	99.2%	0.3%	0.1%
滞納繰越分	34.9%	32.6%	35.5%	0.6%	2.9%
予算現額 - 収入済額	△ 543,800,761	△ 466,169,631	△ 211,262,429	38.8%	45.3%
現年課税・賦課分	△ 509,997,400	△ 498,165,466	△ 188,640,451	37.0%	37.9%
滞納繰越分	△ 33,803,361	31,995,835	△ 22,621,978	66.9%	-70.7%

注1:「還付未済残高」は所管課において把握されていないため空欄としている。

平成28年度における調定額は249億2,268万円、収入済額は241億8,458万円であり、収入未済額は6億8,729万円であったため、収納率は97.0%であった。収納率のうち、現年課税分は99.2%と高い実績であり、滞納繰越分も35.5%と前年度より増加している。なお、未収債権の放棄に対応する会計処理である不納欠損額は5,149万円であった。

### 【固定資産税の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	10,310	31.5%	199,571,309	29.0%
1年超～2年以内	4,861	14.9%	94,452,399	13.7%
2年超～3年以内	3,373	10.3%	67,384,735	9.8%
3年超～4年以内	2,724	8.3%	57,103,447	8.3%
4年超～5年以内	2,343	7.2%	53,156,958	7.7%
5年超	9,113	27.8%	215,622,910	31.4%
合 計	32,724	100.0%	687,291,758	100.0%

平成28年度末現在の滞納債権6億8,729万円の年齢別(発生年度別)内訳では、現年未収の削減に努めていることもあり、1年以内の滞納額(1億9,957万円:29.0%)が全滞納債権額の3分の1以下であった。

## エ. 都市計画税の年度推移等について

### 【都市計画税の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	4,963,000,000	4,928,000,000	5,050,000,000	101.8%	102.5%
現年課税・賦課分	4,851,000,000	4,841,000,000	4,985,000,000	102.8%	103.0%
滞納繰越分	112,000,000	87,000,000	65,000,000	58.0%	74.7%
調定額	5,294,051,092	5,217,945,227	5,269,317,003	99.5%	101.0%
現年課税・賦課分	4,987,816,800	4,974,929,500	5,068,935,900	101.6%	101.9%
滞納繰越分	306,234,292	243,015,727	200,381,103	65.4%	82.5%
収入済額	5,031,055,814	5,001,973,137	5,091,889,893	101.2%	101.8%
現年課税・賦課分	4,924,033,790	4,922,821,712	5,020,566,357	102.0%	102.0%
滞納繰越分	107,022,024	79,151,425	71,323,536	66.6%	90.1%
還付未済額	528,302	224,054	164,481	31.1%	73.4%
現年課税・賦課分	399,809	189,296	140,019	35.0%	74.0%
滞納繰越分	128,493	34,758	24,462	19.0%	70.4%
還付未済残高 <sup>注1</sup>					
不納欠損額	20,481,531	15,338,718	12,266,356	59.9%	80.0%
現年課税・賦課分	334,595	189,531	632,098	188.9%	333.5%
滞納繰越分	20,146,936	15,149,187	11,634,258	57.7%	76.8%
収入未済額	243,042,049	200,857,426	165,325,235	68.0%	82.3%
現年課税・賦課分	63,848,224	52,107,553	47,877,464	75.0%	91.9%
滞納繰越分	179,193,825	148,749,873	117,447,771	65.5%	79.0%
収納率	95.0%	95.9%	96.6%	1.6%	0.8%
現年課税・賦課分	98.7%	98.9%	99.0%	0.3%	0.1%
滞納繰越分	34.9%	32.6%	35.6%	0.7%	3.0%
予算現額 - 収入済額	△ 68,584,116	△ 74,197,191	△ 42,054,374	61.3%	56.7%
現年課税・賦課分	△ 73,433,599	△ 82,011,008	△ 35,706,376	48.6%	43.5%
滞納繰越分	4,849,483	7,813,817	△ 6,347,998	-130.9%	-81.2%

注1:「還付未済残高」は所管課において把握されていないため空欄としている。

平成28年度における調定額は52億6,932万円、収入済額は50億9,189万円であり、収入未済額は1億6,533万円であったため、収納率は96.6%であった。収納率のうち、現年課税分は99.0%と高い実績であり、滞納繰越分も35.6%と前年度よりも増加している。なお、未収債権の放棄に対応する会計処理である不納欠損額は1,227万円であった。

### 【債権（収入未済債権）滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	10,310	31.5%	47,877,464	29.0%
1年超～2年以内	4,861	14.9%	22,562,666	13.6%
2年超～3年以内	3,373	10.3%	16,171,050	9.8%
3年超～4年以内	2,724	8.3%	13,753,674	8.3%
4年超～5年以内	2,343	7.2%	12,830,418	7.8%
5年超	9,113	27.8%	52,129,963	31.5%
合 計	32,724	100.0%	165,325,235	100.0%

平成28年度末現在の滞納債権1億6,533万円の年齢別（発生年度別）内訳では、現年未収の削減に努めていることもあり、1年以内の滞納額（4,788万円：29.0%）が全滞納債権額の3分の1以下であった。

オ. 軽自動車税の年度推移等について

【軽自動車税の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	334,000,000	356,000,000	412,000,000	123.4%	115.7%
現年課税・賦課分	325,000,000	348,000,000	404,000,000	124.3%	116.1%
滞納繰越分	9,000,000	8,000,000	8,000,000	88.9%	100.0%
調定額	383,294,863	394,815,210	476,404,697	124.3%	120.7%
現年課税・賦課分	348,537,500	362,595,200	446,886,000	128.2%	123.2%
滞納繰越分	34,757,363	32,220,010	29,518,697	84.9%	91.6%
収入済額	346,143,403	360,572,966	440,442,985	127.2%	122.2%
現年課税・賦課分	338,052,000	352,997,364	433,206,100	128.1%	122.7%
滞納繰越分	8,091,403	7,575,602	7,236,885	89.4%	95.5%
還付未済額	260,300	191,000	56,800	21.8%	29.7%
現年課税・賦課分	239,800	164,600	35,200	14.7%	21.4%
滞納繰越分	20,500	26,400	21,600	105.4%	81.8%
還付未済残高 <sup>注4</sup>					
不納欠損額	4,457,350	4,628,747	3,972,505	89.1%	85.8%
現年課税・賦課分	146,600	163,309	168,800	115.1%	103.4%
滞納繰越分	4,310,750	4,465,438	3,803,705	88.2%	85.2%
収入未済額	32,954,410	29,804,497	32,046,007	97.2%	107.5%
現年課税・賦課分	10,578,700	9,599,127	13,546,300	128.1%	141.1%
滞納繰越分	22,375,710	20,205,370	18,499,707	82.7%	91.6%
収納率	90.2%	91.3%	92.4%	2.2%	1.2%
現年課税・賦課分	96.9%	97.3%	96.9%	0.0%	-0.4%
滞納繰越分	23.2%	23.4%	24.4%	1.2%	1.0%
予算現額 - 収入済額	△ 12,403,703	△ 4,763,966	△ 28,499,785	229.8%	598.2%
現年課税・賦課分	△ 13,291,800	△ 5,161,964	△ 29,241,300	220.0%	566.5%
滞納繰越分	888,097	397,998	741,515	83.5%	186.3%

注1:「還付未済残高」は所管課において把握されていないため空欄としている。

平成28年度における調定額は4億7,640万円、収入済額は4億4,044万円であり、収入未済額は3,205万円であったため、収納率は92.4%であった。収納率のうち、現年課税分は96.9%と高い実績であるが、滞納繰越分は24.4%と低くなっている。なお、未収債権の放棄に対応する会計処理である不納欠損額は397万円と400万円を下回っている。

【軽自動車税の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	2,362	30.5%	13,546,300	42.3%
1年超～2年以内	1,560	20.2%	5,533,927	17.3%
2年超～3年以内	1,249	16.1%	4,279,400	13.4%
3年超～4年以内	1,074	13.9%	3,704,930	11.6%
4年超～5年以内	893	11.5%	2,966,782	9.3%
5年超	596	7.7%	2,014,668	6.3%
合 計	7,734	100.0%	32,046,007	100.0%

平成28年度末現在の滞納債権3,205万円の年齢別(発生年度別)内訳では、現年未収の削減に努めているが、1年以内の滞納額(1,355万円:42.3%)が全滞納債権額の4割以上を占めている。

## カ. 国民健康保険税の年度推移等について

### 【国民健康保険税の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	5,362,000	3,195,000	1,550,000	28.9%	48.5%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	5,362,000	3,195,000	1,550,000	28.9%	48.5%
調定額	79,077,602	64,865,286	51,033,657	64.5%	78.7%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	79,077,602	64,865,286	51,033,657	64.5%	78.7%
収入済額	4,363,600	3,398,282	3,995,308	91.6%	117.6%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	4,363,600	3,398,282	3,995,308	91.6%	117.6%
不納欠損額	9,848,716	10,433,347	4,766,020	48.4%	45.7%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	9,848,716	10,433,347	4,766,020	48.4%	45.7%
収入未済額	64,865,286	51,033,657	42,272,329	65.2%	82.8%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	64,865,286	51,033,657	42,272,329	65.2%	82.8%
収納率	5.5%	5.2%	7.8%	2.3%	2.6%
現年課税・賦課分	-	-	-	-	-
滞納繰越分	5.5%	5.2%	7.8%	2.3%	2.6%
予算現額 - 収入済額	998,400	△ 203,282	△ 2,445,308	-244.9%	1202.9%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	998,400	△ 203,282	△ 2,445,308	-244.9%	1202.9%

平成 28 年度における調定額は 5,103 万円、収入済額は 400 万円であり、収入未済額は 4,227 万円であったため、収納率は 7.8%であった。当該債権は主として旧沼南町の国民健康保険税の滞納債権であるため、現年課税分はない。なお、未収債権の放棄に対応する会計処理である不納欠損額は 477 万円であった。

### 【債権（収入未済債権）滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	1,264	100.0%	42,272,329	100.0%
合 計	1,264	100.0%	42,272,329	100.0%

当該債権は主として旧沼南町の国民健康保険税の滞納債権であるため、平成 28 年度末現在の滞納債権は全て 5 年超の滞納額である。

### ③ 市税及び国民健康保険税の未収債権に係る管理組織について

収納課の職員のうち、市税及び国民健康保険税の未収債権の管理に従事している職員は、次のような各担当に分かれて債権管理業務に従事している。

ア. 納税促進担当

(ア) 従事職員数

常勤職員 6 人が納税促進業務に従事している。

(担当職員 9 人、うち 2 人が病欠・育休で実働 7 人が従事。その 7 人のうち、2 人が短時間再任用であるため、常勤換算では、1 人扱い (0.5/人×2 人)。

柏市内及び近隣地域を 4 つの地域に分け、それ以外を 1 つの地域として各職員が担当している。

(イ) 業務内容 (対象債権等)

現年度分及び前年度分の滞納案件の納税促進業務。

特に、現年度分に関しては、納税促進センター (収納課内に業務委託業者が常駐) の業務との関連が深い。

イ. 初動整理担当

(ア) 従事職員数

常勤職員 6 人が初動整理業務に従事している。

(担当職員 6 人、うち 1 人が病欠、実働 5 人が従事。平成 29 年 9 月から統括リーダー 1 人が追加で従事し、現員 6 人で従事。)

柏市内及び市外を 6 つの地域に分け担当している。

(イ) 業務内容 (対象債権等)

滞納債権のうち、平成 22 年度から平成 27 年度 (平成 29 年度現在を基準として) に発生した未収債権で、現在も滞納されている債権であり、かつ、100 万円未満の滞納債権を対象に初動整理業務を行っている。

ウ. 特別整理担当

(ア) 従事職員数

常勤職員 3 人が特別整理業務に従事している。

(担当職員 3 人が従事。平成 29 年 9 月から統括リーダー 1 人が追加で従事 (市外事案の担当) し、現員 4 人で従事。)

柏市内を 3 つの地域に分け担当している。

(イ) 業務内容 (対象債権等)

滞納債権のうち、100 万円以上の未収債権 (大口債権)、又は平成 21 年度以前の未収債権 (滞納程度が古い債権) を対象に特別整理業務を行っている。

エ. 出張所での業務

(ア) 出張所数

出張所数 : 11 か所、沼南支所

(イ) 業務内容

i 出張所

収納管理業務。一部、納税証明発行業務も行っている。

ii 沼南支所（窓口サービス課）

収納管理業務。一部、納税証明発行業務も行っている。

未納管理明細を打ち出すことも可能。ただし、納税相談は行っていない。

オ. 納税促進センター（業務委託）

（ア）従事人員数

業務委託で業者が収納課内に常駐（12人）。

納付勧奨業務3～4人、窓口業務1人、電話受付2人、配当・充当業務1人、調査補助1人、口座振替事務2人、管理者1人がそれぞれの業務に従事。

（イ）業務内容（対象債権等）

現年度分の債権を中心に納税勧奨及び滞納整理補助業務

カ. 電算部門（業務委託）

（ア）人員体制

システム保守業者への保守業務の一環として、業者社員が従事。

（イ）業務内容

収納管理システムと滞納管理システムの2つのシステムが収納課の業務の主要なIT環境として稼働しているが、滞納整理担当の所管システムは、滞納管理システムである。次の業務は業者委託の業務として実施している。

- i 納付書による納付分について、会計管理者口座への入金分は金融機関からの電子情報を収納管理システムに反映させる。
- ii 収納管理システムでの収納情報・未収情報を滞納管理システムに自動移行させる。
- iii 滞納管理システムでは、滞納債権の収納管理を行っており、そのうち、分納誓約対象債権（口頭又は文書での分納対象）については、分納計画の管理や分納対象債権の履行状況の管理等を行っている。

## （2）手 続

市税及び国民健康保険税の未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## （3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

## ① 口頭での分納誓約の方法について（指 摘）【収納課】

### 【現状・問題点】

分納誓約は文書により行うことが基本であるが、実際には、口頭での分納誓約が事実上行われている。口頭での分納誓約はその分納の不履行の危険性が高い。なお、これに関しては、収納課では納税相談を適切に行い、その履行を監視することが重要であると考えている。

例えば、口頭での分納案件のうち、市県民税、軽自動車税及び固定資産税・都市計画税を約 100 万円、滞納していた個人の場合、平成 28 年 6 月 3 日に執行停止（即時消滅）を「滞納処分執行停止決議書」で行っている。その理由は、滞納者本人死亡で、相続人は相続放棄等により、相続財産法人の財産がない場合によるものである。

この執行停止案件は、滞納整理台帳によると、それに至るまで、平成 22 年 2 月 2 日、本人からの電話で、口頭での分納の申し出を行い、不動産の差押えを忌避していた。口頭での分納誓約とその分納計画がなされていることが分かる。その後の履行状況は約束に反し納付されていない。

### 【結果】

このように口頭での分納の不履行の危険性は極めて高いことが分かるため、文書での誓約を可能な限り実施することが肝要である。したがって、分納誓約は口頭ではなく、正式な文書で行うべきことについて実務上も留意されたい。

## ② 延滞金の未請求について（指 摘）【収納課】

### 【現状・問題点】

延滞金の減免の事例の中に、法人市民税決定通知書に延滞金発生の説明がないということで、法人市民税の申告遅延分（減免期間：平成 26 年 5 月 31 日～平成 27 年 1 月 5 日）について、延滞金を徴収しない扱いとする指示があったことにより、「延滞金減免とする」としている。しかし、以下に示す法令上の減免の判断を適正に行った場合には減免には該当しないため、正式な減免手続もなされていない。

なお、延滞金を減免する際には、地方税法及び国税通則法に基づいて、要件を精査し、具体的事例がその要件に該当する場合、部長の決裁により、判断することになっている。その際の要件は、地方税法第 15 条の 9 第 4 項によると次のとおりである。

- i 滞納に係る地方団体の徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合
- ii 又は、納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合

また、参考として示すと、国税通則法第 63 条第 5 項の規定は次のとおりである

#### 【国税通則法第 63 条第 5 項】

「国税局長、税務署長又は税関長は、滞納に係る国税の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをし、又は納付すべき税額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る国税を計算の基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保の提供がされている期間のうち、当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。」

減免の対象となる主な事由としては、次のとおりと考えられる（国保料の「延滞金減免申請書」脚注より）。

#### 【減免の対象となる主な事由】

- i 死亡又は身体を拘束されていて納税できないとき。
- ii 納税の告知を知ることができないやむを得ない理由があるとき。
- iii 震災、風水害、火災等の災害又は盗難にあったとき。
- iv 病気、負傷等で医療費の異常な支出があったとき。
- v 事業等で著しい損失を受け、又は事業を休止もしくは廃止したとき。

今回の事由は、法人市民税決定通知書への未記載が事実上の理由として、延滞金を請求しないものと判断している。しかし、このような判断は事実上のものであり適正ではなく、本来は、修正した法人市民税決定通知書により、改めて通知を行うことが考えられる。

#### 【結果】

延滞金の減免の判断は、法令等の根拠（地方税法第 15 条の 9 第 4 項、国税通則法第 63 条第 5 項等）に基づいて行われるべきものであり、当該案件のように根拠なく延滞金を請求しない実務は適正ではないと考えられるため、所管部課の内部で、このような判断がなされた経緯及び再発防止策を具体的に検討し、部課内で周知徹底されたい。

### ③ 県税事務所等との情報交換内容及び納税者の実態調査（国税徴収法第 141 条）の活用について（意見）【収納課】

#### 【現状・問題点】

執行停止案件の中で、本人が死亡し、相続人がいない場合に該当する案件について、地方税法第 15 条の 7 第 5 項（即時欠損）を根拠に、固定資産税・都市計画税 27,000 円と市県民税 1,462,200 円を執行停止していた。

この案件については、滞納者死亡時点での県税事務所による執行停止の検討の情報（平成 27 年 10 月 16 日）に対して、実際の確認行為が平成 28 年 5 月 19 日から開始しており、最終的には滞納処分執行停止決議書での決裁が同年 6 月 14 日となっている。

県税事務所との情報交換の際に入手した個別滞納案件の執行停止等の情報を活用して、収納課の執行停止の判断を実際よりも早い段階で、適時適切に実施することができたもの

と考えられる。

**【結果】**

市税等の滞納案件を執行停止処分にする意思決定の際には、既に得ている県税事務所等の執行停止に係る情報について、滞納者の実態調査（国税徴収法第 141 条）により、正式な情報として確認し、早期に滞納処分の執行停止を決議するよう要望する。

**④ 執行停止の時期について（意見）【収納課】**

**【現状・問題点】**

固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び市県民税を滞納している個人が設立した法人（有限会社 J）の法人市民税の滞納案件（本税 837,600 円＋延滞金 0 円）について、平成 25 年 10 月に不動産の差押えをし、2 年間の分割納付の誓約を行っている。

しかし、税務署の動きとしては、国税の滞納額が 11,436,180 円（平成 19 年度～平成 25 年度）であり、それに対する滞納処分として、預金の差押えが平成 25 年 8 月 26 日に行われていた。この情報は、柏市収納課から柏税務署に対して「滞納者の実態調査」が行われ、平成 28 年 1 月 12 日に回答が来たことにより判明した事実であった。当法人の滞納債権については、平成 28 年 5 月 18 日に執行停止を行っている。根拠は地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号（無財産）に該当し、同法同条第 5 項により、即時欠損扱いとなっている。

税務署による滞納処分の実施時期（平成 25 年 8 月）には、収納課は催告書の発送や電話催告を繰り返していた時期（一部納付後、概ね平成 21 年 11 月 4 日～平成 26 年 3 月 5 日）である。確かに、当該法人の代表である個人の税滞納情報を、平成 25 年 8 月に、松戸市へ実態調査により照会し、固定資産税の滞納に係る参加差押解除の情報を得ている。また、当該債務者である法人の情報を平成 26 年 5 月 29 日に千葉地方法務局に照会している。

しかし、前述のとおり、柏税務署に対して、平成 28 年 1 月に行っていた滞納者の実態調査（国税徴収法第 141 条等）を、この時期に実施していれば、柏税務署の滞納処分の情報を得ることができ、滞納法人の預金の保有状況も把握することができたものと考えられる。実際には、松戸市の固定資産税滞納に係る参加差押解除の情報（平成 25 年 8 月）とそれに続く、収納課による不動産の差押（平成 25 年 10 月）及び 2 年間の分割納付の誓約が行われているが、その後の分納誓約の不履行を考慮すると、適時適切な情報収集に基づく適切な判断であったか疑問が残る。

**【結果】**

このような法人市民税の滞納案件を含めて、他市の滞納情報を実態調査により収集すべき時期に、同じく国税の滞納情報等について税務署に対して、併せて実態調査をかけるルールを実施されたい。このように適時適切に国税滞納の情報等を収集していれば、早期に執行停止を行うことができ、催告を繰り返す等の滞納管理のコストを回避することができ

たものとする。

## ⑤ 延滞金の調定について（指 摘）【収納課】

### 【現状・問題点】

市税及び国民健康保険税の滞納債権について、滞納者への催告等の際には、滞納している本税の額だけではなく、催告の際の適切な期間の延滞金の額も参考情報として、滞納者に知らせている（「納税相談のお知らせ（連絡要請）」）。システム上、滞納している本税に係る延滞金が自動で算定されるため、滞納者の納付を促す有力な情報として提供されるものと考えられる。

ただし、当該延滞金は、本税が納付された段階で正式に算定し確定することができるが、滞納している本税が納付されるまでは金額が確定しない。本税と延滞金が同時に納付された場合は、延滞金に関する調定は事後処理とされている。

逆に、滞納している本税が納付された場合はその時点で延滞金が確定するため、その確定した延滞金については、少なくとも当該滞納者に文書によりお知らせすることにより、滞納者にとっては事実上の請求となる。

しかし、財務会計上の調定行為は、その確定時点では行われておらず、延滞金が納付されたことを確認してから調定行為が行われている（事後調定）。

この点について、収入の調定は事前の調定が原則である。この原則から判断すると、柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定期間は、納入通知を発したときと考えられる（柏市財務規則第 29 条第 1 項第 3 号）。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の 7 日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている（柏市財務規則第 33 条第 1 項）。

納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、市税及び国民健康保険税の延滞債権の本税が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は、柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。仮に、滞納された本税が納付された場合でも、延滞金の納付がなされない場合は、延滞金債権の調定が行われず、会計上簿外債権として管理していることを許容していることとなる。ただし、その影響額を過去にさかのぼって算定することはその件数の規模や債務者への不利益等を勘案すると不可能に近い。

このように原則的な調定の時期を厳守しない場合、延滞金の債権について事前に会計処理を行わないことを意味し、資産の保全上、透明性に欠けるため問題があり、債権の網羅的な把握を行う統制ルールにも悖るものとする。

### 【結果】

市税及び国民健康保険税の滞納債権に係る確定延滞金については、柏市財務規則（柏市

財務規則第 29 条第 1 項第 3 号) に基づき、本税が完納した時点で「原因が発生したとき」と判断し、その時点で調定を行われたい。

確定延滞金の調定期間に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定期間の正当性を検討し、延滞金の調定期間に関して規定へ明記するかどうかが現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。

また、確定延滞金の調定の遡及については、総括的意見（第 3Ⅱ）にも記載のとおり、次のように考える（34 頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した延滞金又は遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定延滞金又は確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも今後発生する確定延滞金又は確定遅延損害金に対する措置であるとするこもやむを得ないものとする。

## ⑥ 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について（意見）

### 【収納課】

#### 【現状・問題点】

債務者が市税及び国民健康保険税の納付につき、その資力の減少により納付できないという申請をした場合には、1 年以内の期限で徴収を猶予し、その申出の金額を分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることができる制度を活用することができる（地方税法第 15 条等、国税通則法第 46 条等）。しかし、柏市の場合は、この徴収の猶予の制度を活用するよりも、実際には、事実上の分割納付が広く行われている。

債務者が、このような事実上の分割納付を希望する場合には、履行期限を延長する特約等に係る規定（地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項）を適用することができない。当該履行延期の特約等に係る規定が適用される債権は強制徴収により徴収する債権を除く債権であり、強制徴収公債権である市税及び国民健康保険税には適用がないためである。

しかし、当該履行延期の特約等が適用されない債権であっても、実際の行政の実務上では、債権の時効期間（市税及び国民健康保険税の場合は 5 年）の経過を中断するためにも、地方自治法第 236 条第 3 項が準用する民法第 147 条第 3 号の承認に該当するものとして、分割納付の誓約を提出させて、分納計画書に沿った納付を事実上求めている。強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされていないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権

について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件審査が必要と考えられる。

一方で、非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用され、柏市財務規則に沿って、次のような処理を行うことが求められている。

すなわち、非強制徴収公債権や私債権に係る債務者の納付につき、履行延期の処分及び特約を申請する場合に、履行延期申請書を市長に提出しなければならない（柏市財務規則第292条第1項）。

また、財産管理者は、債務者から履行延期申請書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、一定の要件に該当することを確認して、履行延期特約等決議書により履行延期の特約等を決定するものとしている（柏市財務規則第292条第3項）。ここで、債権に係る財産管理者とは、所管の課長とされている（別表1、柏市財務規則第2条第8号）。

これに対して、前述したとおり、強制徴収公債権に該当する市税及び国民健康保険税の滞納債権について、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。分割納付を認める際には、分納誓約書に収納課長が決裁を行っている。

しかし、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていない。強制徴収公債権である市税及び国民健康保険税の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、履行期限の延長を明確に意思決定しない現在の実務では、同一債権について安易に複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。また、適正な牽制の仕組みが整備されていない点でも問題であると考えられる。

前述したとおり、そもそも市税等の納付時期を延期するよう希望する市民に対して、分納での対応以外にも、徴収の猶予の制度がある。延滞金の計算期間の算入との関係でも、猶予の制度では、分納期間の取扱いと異なり、延滞金の計算の面で滞納者にとって有利でもある。

このような猶予の制度の検討よりも事実上の分納の取組みの方が実務上先行しているのが現状である。その場合、分割納付の誓約等の手続を行う前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管の部課長の決裁を行うことも考えられる。実務上、履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、総括的意見にも記載したとおり、次のように考える（32頁参照）。すなわち、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。

#### 【結果】

国税の行政判例においては、契約による延納は許されないとする判例が存在する（昭和27年8月5日最高裁判所第3小法廷判決）。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、地方税の徴収の猶予の制度についても、実務上、検討することを要望する。

## ⑦ 不納欠損処理について（意見）【収納課】

### 【現状・問題点】

平成 23 年度の住民税及び軽自動車税の滞納債権について、平成 28 年度に消滅時効の完成による不納欠損処理を行った事例の中で、債務者との間の交渉記録によると、平成 28 年度中に債務者から返済の申し出があったにも拘らず、その後に消滅時効が完成したことを理由に不納欠損処理を行っている事例が存在した。

債務者からの返済の申し出は債務の承認であるが、債務者に債務の承認である旨を少なくとも確認し、交渉記録に記載することで客観性を確保することもできる。そのような債務承認を確認した返済の申し出は、時効の中断事由となる。そのため、上記の事例の場合、不納欠損処理の時点で滞納債権について消滅時効は完成していないものとする。したがって、消滅時効の完成を理由とする不納欠損処理には疑義がある。

収納課によると、債務者からの債務の承認については、債務承認書等の書類が存在しない限り、時効の中断事由として認めていないということである。しかし、口頭での返済の申し出であっても、一定の交渉記録を充実することにより債務の承認であると認められ、時効の中断効も生じる。

### 【結果】

消滅時効の完成を理由に不納欠損処理を行う際には、債務者との交渉履歴から、口頭による債務承認の有無を確認した上で、消滅時効が完成しているか否かを判断することができるよう、実務上の整理を要望する。

また、債務承認書等の債務者作成の書面は、債務承認の客観的な証拠として有用であるため、債務者との交渉時に債務者から口頭で債務承認があった場合には、債務者に対し、債務承認書の提出を求めるよう要望する。このような債務承認書の作成に至らない場合でも、交渉記録に債務者からの返済の申し出の際に債務の承認である旨を確認し記録として残すという実務を行われるよう要望する。

## ⑧ 差押え可能な状況下での不納欠損処理について（指摘）【収納課】

### 【現状・問題点】

平成 14 年度の住民税の滞納債権について、平成 23 年度に勤務先照会を実施し、照会結果により給与について差押えが可能であったにも拘らず差押を実施せず、平成 28 年度に消滅時効が完成したことを理由に不納欠損処理を行っている事例が存在した。

### 【結果】

従前の調査により差し押さえ可能な財産が判明していた場合には、少なくとも消滅時効の完成前に、再度調査を実施し、滞納処分が可能であれば滞納処分を実施されたい。

⑨ 差押えを受けた滞納者に係る不納欠損処理について（指 摘）【収納課】

【現状・問題点】

平成 23 年度の住民税や固定資産税等の滞納債権について、平成 28 年度に消滅時効の完成による不納欠損処理を行った事例の中で、平成 23 年度以前の滞納債権に基づき滞納処分による不動産等の差押を実施しているにも拘らず、消滅時効が完成したことを理由に不納欠損処理を行っている事例が存在した。

債務者に財産が存在するのであれば、超過差押に該当しない限り、新たに発生した滞納債権についても滞納処分を実施しなければならない。しかし、収納課では超過差押に該当するか否かの調査を実施せず、新たに滞納処分に至らないまま、消滅時効の完成を理由に不納欠損処理を行っている。

【結果】

既に滞納処分による差し押さえが実施されている場合には、超過差押に該当しない限り、新たに発生した滞納債権についても滞納処分を実施されたい。

⑩ 相続人に対する請求について（意 見）【収納課】

【現状・問題点】

住民税や固定資産税等の滞納債権につき、債務者が死亡した場合は、債務者の相続人が相続するものであるが、債務者が死亡した直後に相続人調査を実施せずに、一部の相続人との間のみで交渉を行い、交渉が困難になった時点で、相続人調査を行うも相続人を特定できず完了させている。そのため、相続人の確定が、債務者の死亡から 8 年以上経過している事案が、10 件のサンプルの中で 5 件存在していた。このような状況は、課税業務と収納業務との間での齟齬を生じさせているものと考えられる。

【結果】

債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、相続人を確定させた上で、各相続人に対して請求するよう要望する。

## 2. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権について [債権番号：102]

### (1) 概 要

#### ① 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権の基本情報について

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権については、それぞれ国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき徴収する保険料の収入未済である。

すなわち、国民健康保険料は、保険者が国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主又は組合員から徴収する保険料である（国民健康保険法第 76 条）。なお、国民健康保険事業に要する費用には、前期高齢者給付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護給付金の納付に要する費用を含む。その保険料の徴収方法としては、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない（同法第 76 条の 3）。

また、保険料の減免等に関しては、保険者は、条例等の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる（同法第 77 条）。

更に、保険料の徴収の委託に関しては、普通徴収の方法による保険料の徴収の事務につき、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。

一般的に保険料の計算方法としては、加入者数や前年の所得額に応じて、世帯ごとに計算され、また、40 歳以上 65 歳未満の加入者には介護分が加算される。また、保険料の決め方は、医療分、後期高齢者支援分、介護分（40 歳以上 65 歳未満の加入者のみ）のそれぞれについて、所得割、均等割、平等割の項目を基に算定し、それらを合計して世帯ごとの保険料を決定する。

柏市の保険料は、毎年 6 月に決定し、被保険者である世帯主（納付義務者）に納入通知書を送付し、納付を促すこととなっている。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の被保険者及び一定の障害のある 65 歳以上の被保険者で申請に基づき認定を受けた方を対象とした制度である。

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料

イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権は、共に強制徴収公債権である。強制徴収公債権の根拠条文は、地方税法第 331 条及び柏市財務規則第 44 条にあり、公債権である根拠は、国民健康保険法第 76 条及び高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条にある。

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の債権の時効は 2 年である。

ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

保険年金課

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

国民健康保険法、地方自治法、地方税法、国税徴収法、高齢者の医療の確保に関する法律、柏市税条例、柏市税条例施行規則、柏市財務規則及び「収納・滞納整理事務マニュアル」

オ. 債権管理システム等

住民情報システム、国保滞納管理システム

カ. 債権管理上のリスク等

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の債権管理上のリスクは、保険年金課では次のとおり考えている。

- i 法令改正等、制度、仕組みが頻繁に改正されるため、常に注意深く制度等の改正内容を把握する必要がある。
- ii 件数が多いため、管理システム等、IT の活用が不可欠であり、管理システムの仕組み等を熟知する必要がある。
- iii 長期滞納者への督促、催告は滞納債権が多いため、専従職員の配置が必要である。
- iv 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- v 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じる。

キ. 債権の管理目標

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権を管理する目標として、保険年金課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権の網羅的な管理等
- iii 債権金額、件数等の管理における正確性

② 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権の決算情報等について

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

ア. 国民健康保険料の年度推移等について

【国民健康保険料の年度推移】		(単位:円)			
区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	10,520,383,000	10,378,550,000	10,131,514,000	96.3%	97.6%
現年課税・賦課分	9,713,897,000	9,590,013,000	9,320,042,000	95.9%	97.2%
滞納繰越分	806,486,000	788,537,000	811,472,000	100.6%	102.9%
調定額	15,740,219,325	15,131,716,877	14,886,376,005	94.6%	98.4%
現年課税・賦課分	10,827,123,300	10,330,764,400	10,264,171,060	94.8%	99.4%
滞納繰越分	4,913,096,025	4,800,952,477	4,622,204,945	94.1%	96.3%
収入済額	10,439,223,430	10,067,506,915	9,990,487,282	95.7%	99.2%
現年課税・賦課分	9,618,467,203	9,225,967,627	9,184,635,225	95.5%	99.6%
滞納繰越分	820,756,227	841,539,288	805,852,057	98.2%	95.8%
還付未済額	17,440,800	17,308,000	18,647,800	106.9%	107.7%
現年課税・賦課分	16,299,300	15,796,400	17,788,100	109.1%	112.6%
滞納繰越分	1,141,500	1,511,600	859,700	75.3%	56.9%
還付未済残高 <sup>注1</sup>					
不納欠損額	443,930,918	407,912,217	385,354,093	86.8%	94.5%
現年課税・賦課分	61,000	359,000	61,900	101.5%	17.2%
滞納繰越分	443,869,918	407,553,217	385,292,193	86.8%	94.5%
収入未済額	4,874,505,777	4,673,605,745	4,529,182,430	92.9%	96.9%
現年課税・賦課分	1,224,894,397	1,120,234,173	1,097,262,035	89.6%	97.9%
滞納繰越分	3,649,611,380	3,553,371,572	3,431,920,395	94.0%	96.6%
収納率	66.2%	66.4%	67.0%	0.8%	0.6%
現年課税・賦課分	88.7%	89.2%	89.3%	0.6%	0.2%
滞納繰越分	16.7%	17.5%	17.4%	0.7%	-0.1%
予算現額 - 収入済額	63,718,770	293,735,085	122,378,918	192.1%	41.7%
現年課税・賦課分	79,130,497	348,248,973	117,618,675	148.6%	33.8%
滞納繰越分	△ 15,411,727	△ 54,513,888	4,760,243	-30.9%	-8.7%

注1: 「還付未済残高」は所管課において把握されていないため空欄としている。

平成28年度における調定額は148億8,638万円、収入済額は99億9,049万円であり、

収入未済額は45億2,918万円であったため、収納率は67.0%であった。収納率のうち、現年課税分は89.3%、滞納繰越分は17.4%という実績であった。なお、未収債権の放棄に対応する会計処理である不納欠損額は3億8,535万円と4億円を下回っている。

【国民健康保険料の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数(件、%)		滞納金額(円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	12,124	30.0%	1,097,262,035	24.2%
1年超～2年以内	8,835	21.9%	825,601,845	18.2%
2年超～3年以内	6,103	15.1%	549,871,706	12.1%
3年超～4年以内	3,146	7.8%	425,362,806	9.4%
4年超～5年以内	2,289	5.7%	335,505,748	7.4%
5年超	7,893	19.5%	1,295,578,290	28.6%
合計	40,390	100.0%	4,529,182,430	100.0%

平成28年度末現在の滞納債権45億2,918万円の年齢別(発生年度別)内訳では、現年未収の削減に努めていることもあり、1年以内の滞納額(10億9,726万円:24.2%)が全滞納債権額の約4分の1であった。

イ. 後期高齢者医療保険料の年度推移等について

【後期高齢者医療保険料の年度推移】 (単位:円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	3,165,888,000	3,328,028,000	3,641,000,000	115.0%	109.4%
現年課税・賦課分	3,152,305,000	3,314,371,000	3,625,810,000	115.0%	109.4%
滞納繰越分	13,583,000	13,657,000	15,190,000	111.8%	111.2%
調定額	3,197,557,200	3,311,742,400	3,765,554,641	117.8%	113.7%
現年課税・賦課分	3,146,540,800	3,255,892,500	3,703,348,600	117.7%	113.7%
滞納繰越分	51,016,400	55,849,900	62,206,041	121.9%	111.4%
収入済額	3,144,658,200	3,250,835,059	3,701,396,000	117.7%	113.9%
現年課税・賦課分	3,131,538,900	3,236,054,700	3,685,679,800	117.7%	113.9%
滞納繰越分	13,119,300	14,780,359	15,716,200	119.8%	106.3%
還付未済額	9,252,800	8,371,200	10,401,900	112.4%	124.3%
現年課税・賦課分	9,203,100	8,340,100	10,369,000	112.7%	124.3%
滞納繰越分	49,700	31,100	32,900	66.2%	105.8%
還付未済残高 <sup>注4</sup>					
不納欠損額	6,329,200	6,885,300	8,275,700	130.8%	120.2%
現年課税・賦課分	0	7,900	0	-	0.0%
滞納繰越分	6,329,200	6,877,400	8,275,700	130.8%	120.3%
収入未済額	55,822,600	62,393,241	66,284,841	118.7%	106.2%
現年課税・賦課分	24,205,000	28,170,000	28,037,800	115.8%	99.5%
滞納繰越分	31,617,600	34,223,241	38,247,041	121.0%	111.8%
収納率	98.1%	97.9%	98.0%	0.0%	0.1%
現年課税・賦課分	99.2%	99.1%	99.2%	0.0%	0.1%
滞納繰越分	25.6%	26.4%	25.2%	-0.4%	-1.2%
予算現額-収入済額	11,977,000	68,821,741	△70,797,900	-591.1%	-102.9%
現年課税・賦課分	11,563,000	69,976,200	△70,238,800	-607.4%	-100.4%
滞納繰越分	414,000	△1,154,459	△559,100	-135.0%	48.4%

注1:「還付未済残高」は所管課において把握されていないため空欄としている。

平成 28 年度における調定額は 37 億 6,555 万円、収入済額は 37 億 140 万円であり、収入未済額は 6,628 万円であったため、収納率は 98.0%であった。収納率のうち、現年課税分は 99.2%と高い実績であるが、滞納繰越分は 25.2%であった。なお、未収債権の放棄に対応する会計処理である不納欠損額は 828 万円であった。

【後期高齢者医療保険料の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	642	46.7%	28,037,800	42.3%
1年超～2年以内	430	31.3%	18,760,080	28.3%
2年超～3年以内	112	8.1%	7,808,100	11.8%
3年超～4年以内	70	5.1%	4,816,100	7.3%
4年超～5年以内	49	3.6%	2,807,361	4.2%
5年超	73	5.3%	4,055,400	6.1%
合 計	1,376	100.0%	66,284,841	100.0%

平成 28 年度末現在の滞納債権 6,628 万円の年齢別（発生年度別）内訳では、1年以内の滞納額（2,804 万円：42.3%）が全体の 4 割を超えている。

③ 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の未収管理に係る管理組織について

保険年金課の職員のうち、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の未収債権の管理に従事している職員は、次のような体制で債権管理業務に従事している。

ア. 従事職員数

常勤職員数は 10 人（うち 1 人は年度途中から休業。）

平成 29 年 4 月から、収納整理担当に一本化し、国民健康保険料の収納に関することと国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理に関することの 2 つに分かれて業務を行っている。その体制の中で、3 人の担当リーダー制を敷いている。なお、平成 28 年度までは、収納管理担当 4 人（現在 3 人）、滞納整理担当 7 人（現在 6 人）で対応していた。平成 29 年度からは 2 人の人員減となっている。平成 28 年度までは統括リーダー 1 人、各担当リーダー 1 人ずつの計 2 人の担当リーダーが配置されていた。

イ. 業務内容（対象債権等）

従事職員 9 人のうち、3 人は主に収納業務（収納消込、口座振替、過誤納充当・還付等）を行っているが、滞納整理業務にも従事する。他の 6 人は主に滞納整理に従事している。また、9 人の中には担当リーダーが 3 人配置されている。

滞納整理業務について、滞納債権のうち、40 万円以上の滞納がある債務者をリストアップし、職員 1 人当たり 200 件を目安に、個人別の専用画面で、滞納整理状況を把握、検討し、催告、法的措置の検討を行っている。各担当職員が国保滞納管理システムから個別に必要な文書を作成し、債務者に対応している。

なお、市税等を担当している収納課が導入している地域割りは特に行っていない。

#### ウ. 出張所等

出張所：11 か所

コールセンター等業務：柏市役所本庁舎及び沼南庁舎

なお、コールセンター等は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る次の業務を複数年（3年）契約により委託している。現在、平成28年度から平成30年度までの3年間の業務委託中である。

- i 電話受付業務を含む窓口業務、ii 入力業務、iii コールセンター運営
- iv マニュアル、FAQ等の作成業務

### (2) 手 続

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

### (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。なお、以下では、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を「国民健康保険料等」という。

#### ① 口頭での分納誓約の方法について（指 摘）【保険年金課】

##### 【現状・問題点】

平成28年度における時効の中断事由を閲覧すると、次の表に示すとおり、分納の誓約による時効の中断がほとんどである。

##### 【平成28年度国民健康保険料の時効の中断事由等一覧表】

時効の中断理由	納付義務者 (件)	期別中断 (件)	保険料合計 (円)
分納誓約	15,885 (96.6%)	112,985 (96.7%)	2,326,627,073 (96.9%)
納付約束	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
一部納付	554 (3.4%)	3,828 (3.3%)	74,769,821 (3.1%)

合 計	16,439 (100%)	116,813 (100%)	2,401,396,894 (100%)
-----	------------------	-------------------	-------------------------

注:各欄の上段は件数や金額の実数であり、下段は各項目の構成割合である。

この表からは、平成 28 年度における期別の時効中断の件数が 116,813 件でありその 96.7%に当たる 112,985 件が分納誓約による中断であることが分かる。それらに対応して、保険料ベースで時効の中断の対象となった金額は 24 億 140 万円であり、分納誓約の対象額は 23 億 2,663 万円 (96.9%) であった。

保険年金課は従事職員（正職員）等で膨大な件数金額の時効の中断の業務を行っていることが分かる。その大半を占める分納誓約による時効の中断は、滞納債権が 2 年間の徒過により債権として消滅するのを防ぐ努力の成果であると評価することができる。

その一方で、分納誓約に際しては文書により滞納者から申請を受け、決定することが適切な債権の確保のためには必要である。時効を中断した滞納案件については、分納誓約書を交わすことを原則としており、文書による分納誓約が大部分を占めている。一方で、口頭による分納誓約も見受けられる。このような口頭による分納誓約は容易に分納の不履行につながる危険性が高い。この危険性については担当課として常に念頭に置いて滞納整理業務を行うことが重要である。

#### 【結果】

このように口頭での分納誓約には、分納計画の不履行の危険性が極めて高いため、文書での誓約を可能な限り実施することが肝要である。したがって、分納誓約は口頭ではなく、正式な文書で行うべきことについて実務上留意されたい。

## ② 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について（意見）【保険年金課】

### 【現状・問題点】

債務者が国民健康保険料等の納付につき、その資力の減少により納付できないという申請をした場合には、1 年以内の期限で徴収を猶予し、その申出の金額を分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることができる制度を活用することができる（地方税法第 15 条等、国税通則法第 46 条等）。しかし、柏市の場合は、この徴収の猶予の制度を活用するよりも、実際には、事実上の分割納付が広く行われている。

債務者が、このような事実上の分割納付を希望する場合には、履行期限を延長する特約等に係る規定（地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項）を適用することができない。当該履行延期の特約等に係る規定が適用される債権は強制徴収により徴収する債権を除く債権であり、強制徴収公債権である国民健康保険料等には適用がないためである。

しかし、当該履行延期の特約等が適用されない債権であっても、実際の行政の実務上では、債権の時効期間（国民健康保険料等の場合は 2 年）の経過を中断するためにも、地方

自治法第 236 条第 3 項が準用する民法第 147 条第 3 号の承認に該当するものとして、分割納付の誓約を提出させて、分納計画書に沿った納付を事実上求めている。強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされていないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件審査が必要と考えられる。

一方で、非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項）が適用され、柏市財務規則に沿って、次のような処理を行うことが求められている。

すなわち、非強制徴収公債権や私債権に係る債務者の納付につき、履行延期の処分及び特約を申請する場合に、履行延期申請書を市長に提出しなければならない（柏市財務規則第 292 条第 1 項）。

また、財産管理者は、債務者から履行延期申請書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、一定の要件に該当することを確認して、履行延期特約等決議書により履行延期の特約等を決定するものとしている（柏市財務規則第 292 条第 3 項）。ここで、債権に係る財産管理者とは、所管の課長とされている（別表 1、柏市財務規則第 2 条第 8 号）。

これに対して、前述したとおり、強制徴収公債権に該当する国民健康保険料等の滞納債権について、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。分割納付を認める際には、分納誓約書に保険年金課長が決裁を行っている。

しかし、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていない。強制徴収公債権である国民健康保険料等の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、履行期限の延長を明確に意思決定しない現在の実務では、同一債権について安易に複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。また、適正な牽制の仕組みが整備されていない点でも問題であると考えられる。

前述したとおり、そもそも国民健康保険料等の納付時期を延期するよう希望する被保険者に対して、分納での対応以外にも、徴収の猶予の制度がある。延滞金の計算期間の算入との関係でも、猶予の制度では、分納期間の取扱いと異なり、延滞金の計算の面で滞納者にとって有利でもある。

このような猶予の制度の検討よりも事実上の分納の取組みの方が実務上先行しているのが現状である。その場合、分割納付の誓約等の手続を行う前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管の部課長の決裁を行うことも考えられる。実務上、履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、総括的意見にも記載したとおり、次のように考える（32 頁参照）。すなわち、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。

## 【結果】

国税の行政判例においては、契約による延納は許されないとする判例が存在する（昭和27年8月5日最高裁判所第3小法廷判決）。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、国民健康保険料等の徴収の猶予の制度についても、実務上、検討することを要望する。

### ③ 長期分納案件の管理について（意見）【保険年金課】

#### 【現状・問題点】

「収納・滞納整理マニュアル」（市民生活部保険年金課 平成29年6月）によると分納期間は原則1年以内とし、「やむを得ない理由がある場合は」2年以内での完納を前提とした納付計画にするという考え方が示されている。

しかし、実際に分納計画書で分納期間を見ると、現在の最長の分納から5件では、178回の分納（平成28年10月～平成43年7月：約15年）、151回の分納（平成28年8月～平成41年2月：約13年）、141回の分納（平成28年7月～平成40年3月：約12年）、138回の分納（平成28年7月～平成39年12月：約12年）、124回の分納（平成28年8月～平成38年11月：約10年）であった。このように、多数の滞納案件に対応している保険年金課では、「収納・滞納整理マニュアル」では対応しきれない滞納整理業務の現実が存在する。

そして、超長期の分納案件に対して、適切に対応するためのマニュアルが整備されていない。平成29年度現在の管理対象債権のうち、最も古い発生年度の債権に対応する債務者の滞納整理台帳を閲覧し、その交渉記録を分析すると、平成29年9月現在、本料が1,555,900円の滞納債務を負った債務者では、平成7年ごろから現在に至るまで分納誓約を繰り返し、その間、分納分の滞納や新規保険料の滞納が並行して発生しており、現在に至っている。直近では、平成25年に財産調査を行い、執行停止を検討しているが、預金等の調査の結果、財産がほぼ存在しないことを把握しながらも市税等と異なり免除規定がないことや均等割保険料の賦課が前提の制度であるとして分納を継続している案件も見受けられる。

また、長期分納案件の背景として、過去に不動産の差押えをし、換価することなく、少額での分割納付を行わざるを得ない案件も見受けられる。保険年金課によるとこのような案件は少なくないということであった。

#### 【結果】

2年超の分納計画の案件は少なくない。一方、収納・滞納整理マニュアルにはこのような事実上10年を超える分納計画の滞納債権に係る滞納整理事務の進め方について記載がない。これまでの実務経験を踏まえた超長期の分納債権に関する実務研修を実施し、事実上の長期分納にどのように対処するべきであるかに関するノウハウを継承するよう要望

する。

また、過去に不動産の差押えをし、少額での分納を行い、しばしば再度滞納が発生している案件については、適切に執行停止（地方税法第 15 条の 7 第 3 項）を判断し、差押不動産の解除へと進めることを検討するよう要望する。そのためには、差押財産の価値評価のための調査が必要である。併せてその調査のための体制整備が可能であるかについても、検討するよう要望する。

#### ④ 差押後継続中における新規滞納債権の不納欠損について（意見）【保険年金課】

##### 【現状・問題点】

平成 29 年度現在の管理対象債権のうち、最も古い発生年度の債権に対応する債務者の滞納整理台帳を閲覧し、その交渉記録を分析したところ、平成 29 年 9 月現在、本料が 1,027,700 円の滞納債務を負った債務者では、平成 6 年ごろから現在まで分納誓約を繰り返し、その間、分納分の滞納や新規保険料の滞納が並行して発生しており、現在に至っている。また、本人の健康状態が極めて悪く、生活保護の検討を過去に行っていた。平成 27 年 5 月には債務者に対する収納課の債権も即時消滅の判断があり、保険年金課が差押債権について「執行機関」となっている旨の記載があった。その時点での滞納額は延滞金を含めて、約 350 万円と記載されている。そして、差押債権について執行又は解除することなく、国民健康保険料（平成 16 年～平成 20 年）及び後期高齢者医療保険料（平成 20 年～24 年）を平成 27 年 5 月に不納欠損処分を行っている。

##### 【結果】

不納欠損処分を行う際には、過去に実施した財産の差押について、財産価値を調査し、換価するか、執行停止の判断をして差押の解除を行うか、適切な判断を行うよう要望する。

#### ⑤ 不納欠損処理と収納システムへの反映処理について（意見）【保険年金課】

##### 【現状・問題点】

現在の不納欠損処分のスケジュールは、12 月末に不納欠損処分の対象となる候補の債権を国保滞納管理システムからリストで出力し、1 月に保険年金課職員の滞納整理担当が総出で 1 件ずつ、債権放棄案件になるものとそうではないものとを峻別する。

そのような作業を経て、債権放棄し不納欠損処分を行う対象債権が確定し、3 月までには国保滞納管理システムに不納欠損処分対象債権の処理を行っている。しかし、それら不納欠損処分の対象債権は国保滞納管理システムに反映するが、収納管理システムには自動的に反映しない仕組みとなっている。したがって、11 の出張所では収納管理システムしか確認できないため、不納欠損処分対象債権に係る滞納者が当該債権の納付を行った場合、出張所ではその不納欠損処分の対象として国保滞納管理システムに反映した債権であっ

ても、収納してしまう可能性が高い。

実際にそのような収納が行われた場合の対応としては、保険年金課において、次のとおりとされている。

- i 3月までに出張所等で収納した場合、国民健康保険料等での収納扱いとする。したがって、国保滞納管理システムにその時点では既に反映させた不納欠損処分債権を復活させる処理が必要となる。
- ii 4月以降出納整理期間に出張所等で収納した場合、その収納額を過去の滞納分に充当し、その残余の額は本人に還付している。

このような処理は、ルールとして統一した処理ではなく、3月までとその後の出納整理期間で取り扱いを変える合理的理由に疑問がある。また、理論的にはすでに消滅時効期間の経過により債権が消滅している滞納債権である場合、3月までの対応として当該科目での正式な収納による会計処理を行うことに、正当化することができる合理的な理由を見出すことができない。

#### 【結果】

不納欠損処分対象債権に係る債務者の納付に対して、現在、3月までの対応とその後の出納整理期間での対応に合理性がないことから、次のような改善案を検討されるよう要望する。

- i 国保滞納管理システムに反映した不納欠損処分対象債権の処理状況を収納管理システムにも同時に反映することができるよう、システム改造等の可能性を検討すること。
- ii 不納欠損処分のタイミングを現在の年間1回から、消滅時効の期間が経過した月で不納欠損処分の意思決定を行い、併せて国保滞納管理システム等へ反映させること。
- iii システム改造等を行うことができない直近の状況の中では、不納欠損処分対象債権に係る債務者の納付があった場合には過納金としての扱いに統一すること。すなわち、現在の出納整理期間での処理方法に統一すること。

### ⑥ 国民健康保険料等に係る延滞金の調定行為について（指 摘）【保険年金課】

#### 【現状・問題点】

国民健康保険料等の滞納債権について、滞納者への催告等を行う際には、滞納している本料の額だけではなく、催告の際の適切な期間の延滞金の額も参考情報として、滞納者に知らせている。システム上、滞納している本料に係る延滞金が自動で算定されるため、滞納者の納付を促す有力な情報として提供されるものと考えられる。

ただし、当該延滞金は、本料が納付された段階で正式に算定し確定することができるが、滞納している本料が納付されるまでは金額が確定しない。国民健康保険料等と延滞金が同時に納付された場合は、延滞金に関する調定は事後処理とされている。

逆に、滞納している国民健康保険料等が納付された場合はその時点で延滞金が確定するため、その確定した延滞金については、少なくとも当該滞納者に文書によりお知らせすることにより、滞納者にとっては事実上の請求となる。

しかし、財務会計上の調定行為は、その確定時点では行われておらず、延滞金が納付されたことを確認してから調定行為が行われている（事後調定）。

この点について、収入の調定は事前の調定が原則である。この原則から判断すると、柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定期間は、納入通知を発したときと考えられる（柏市財務規則第 29 条第 1 項第 3 号）。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の 7 日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている（柏市財務規則第 33 条第 1 項）。

納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、国民健康保険料等の延滞債権の本料等が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は、柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。仮に、滞納された本料等が納付された場合でも、延滞金の納付がなされない場合は、延滞金債権の調定が行われず、会計上簿外債権として管理していることを許容していることとなる。ただし、その影響額を過去にさかのぼって算定することはその件数の規模や債務者への不利益等を勘案すると不可能に近い。

このように原則的な調定の時期を厳守しない場合、延滞金の債権について事前に会計処理を行わないことを意味し、資産の保全上、透明性に欠けるため問題があり、債権の網羅的な把握を行う統制ルールにも悖るものと考えられる。

#### 【結果】

国民健康保険料等の滞納債権に係る確定延滞金については、柏市財務規則（柏市財務規則第 29 条第 1 項第 3 号）に基づき、その算定の基礎となる本料等が完納した時点で「原因が発生したとき」と判断し、その時点で調定を行われたい。

確定延滞金の調定期間に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定期間の正当性を検討し、延滞金の調定期間に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。

また、確定延滞金の調定の遡及については、総括的意見（第 3Ⅱ）にも記載のとおり、次のように考える（34 頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果や過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性や学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した延滞金又は遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定延滞金又は確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも今後発生する確定延滞金又は確定遅延損害金に対する措置であるとするともやむを得ないものとする。

また、国民健康保険料においては、その納期が年間 10 回と細分化されているうえ、分納を行っている滞納者が多数存在することにより、事前の調定や通知を行うことが現状では難しい面もあるものと考えられる。したがって、法律による行政の原則上は関連法令等を遵守する義務があるが、行政の実態に即した規則等の合理的な見直しについても検討する必要があるものとする。

## ⑦ コールセンターの収納業務について（意見）【保険年金課】

### 【現状・問題点】

保険年金課は、平成 28 年度から平成 30 年度までの期間、「柏市保険年金課一部業務委託」契約により、窓口及び入力業務並びにコールセンター運営業務を事業者へ委託している。

その委託業務の中のひとつとして、本庁舎における窓口業務等での収納業務や沼南庁舎におけるコールセンター運営業務があり、「公権力の行使に当たらない業務」（仕様書 26 頁）の範囲で次の業務が規定されている。

- i 収納業務のひとつとして、「督促状発送準備」（仕様書 14 頁）
- ii コールセンター運営業務のひとつとして、「文書催告書の送付」及び滞納者への対応に関する業務としての納付書の再発行（文書催告書に貼付する際に作成）（仕様書 26 頁）
- iii コールセンター運営の管理業務として業務報告書の作成の対象として「納付約束等の件数、納付約束等不納件数の架電件数」（仕様書 27 頁）

これらの委託業務の仕様内容のうち、「文書催告書の送付」については、受託事業者が作成した催告書の封入された封筒を「保険年金課郵便発送箱に投函する」としており（仕様書 29 頁）、その後、保険年金課が実際に郵送する作業を行うものと認識することができる。

一方、受託事業者が作成し保険年金課に提出したマニュアルによると、「電話対応業務」として、次のような記述がある。

- i 「現年分未納世帯」への電話対応として、「・本人確認・未納告知・交渉等」が規定されている。
- ii 受託者の対応として、「①納付約束取得・納付内容の取決め、・分納内容の取決め、②約束取れず、③交渉難航、その他」を行うこととなっている。
- iii ii ①の場合、「納付内容に基づき納付書の作成」及び「分納誓約の作成」を行う。
- iv ii ②及び③の場合、「滞納管理システムへ経過記録を入力」することとしている。

このようなマニュアルを受けて受託事業者は保険年金課の業務の一部を実施し、月報及び年報に取りまとめ保険年金課に提出している。その月報等を閲覧すると、次のような内容が報告されている。

- i 今月の催告書発送数（450 通等）
- ii 納付約束金額（12,100 千円等）
- iii 例月の詳細な架電状況、納付約束（納付書有・無）件数、約束金額及び納付確認依頼等の実績

このように毎月の月報では、計画と成果や問題点及び意見、次月の予定等が記載され、「納付約束金額」の目標達成状況や課題（市民からの苦情や改善要望等）、対応が的確に記載され報告されている点で優れた業務実施状況であると考えられる。

このような業務委託の実施の中で懸念される点は、事業者が準備している業務マニュアルに「公権力の行使」に事実上当たる運用がなされるリスクがないとは言えない点である。滞納者への電話による交渉の際に納付を催促する対応を事実上行っている懸念が生じる。

受託事業者が仮に、国民健康保険料等の滞納債権について催告したり、交渉により当該債権を事実上取り立てたり、又は、当該年度の国民健康保険料等の月次徴収ができなかった債権の督促及び催告業務を実施したりする行為は、弁護士法第 72 条に定める弁護士でない者の法律事務等の禁止に違反する可能性がある。

#### 【参考】

弁護士法第 72 条（抜粋）

「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」

#### 【結果】

受託事業者が行うコールセンター運營業務等の中で、事業者が準備した現在のマニュアルに沿って収納業務等を行う際には、弁護士法第 72 条の規定（非弁護士の法律事務等の取扱禁止）に反しない範囲での行為であることを、所管課から事業者に指示する文書の中に明記することを要望する。また、受託者の業務実施に際して、準備している業務マニュアルの見直しやその過程での法令等の遵守に関する意識啓発を適切に行い、実際に行っている事業者の業務の中に非弁護士の法律事務等の取扱禁止に該当する業務を滞納者に対して実施していないか、日報及び年報の記載事項の閲覧や業務実施状況の調査等により検証することを要望する。

### 3. 介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）に係る未収債権について [債権番号：103]

#### (1) 概 要

##### ① 介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）に係る未収債権の基本情報について

介護保険は、40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、介護保険が必要となった時に適切な介護保険サービスが受けられる制度であり、介護保険法は、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること」を目的としている（介護保険法第1条）。

柏市が保険者となる介護保険の被保険者は、原則として、次のとおりである。

##### 【介護保険の被保険者】

区 分	被保険者
第1号被保険者	柏市内に住所を有する65歳以上のもの
第2号被保険者	柏市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

(柏市オフィシャルウェブサイトより抜粋)

また、第1号被保険者の保険料の納め方は、次のとおりである。なお、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決定され、医療保険料等と一括して納める。

##### 【第1号被保険者の保険料の納め方】

区 分	納付方法
老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の受給者	特別徴収（年金支給月に年金から年金天引き）による納付
老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円未満の受給者	普通徴収（納付書や口座振替）による納付

(柏市オフィシャルウェブサイトより抜粋)

普通徴収となる第1号被保険者に対しては、「介護保険料納入通知書」を送付し、6月から翌年3月までの年10回の納付としており、かかる第1号被保険者保険料（普通徴収）に係る未収債権の基本的な情報は、次のとおりである。

ア. 債権名称

介護保険第一号被保険者保険料（普通徴収）

イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

強制徴収の公債権（介護保険法第 144 条）

ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

介護保険課

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

介護保険法、柏市介護保険条例、柏市介護保険条例等施行規則、「担当者マニュアル（交付要求の事務処理）」等

オ. 債権管理システム等

介護保険第 1 号被保険者保険料（普通徴収）の管理に係るシステムは、介護保険システム及び介護保険料滞納管理システムである。

カ. 債権管理上のリスク等

介護保険第 1 号被保険者保険料（普通徴収）の債権管理上のリスクについて、介護保険課では次のとおり考えている。

- i 法令改正等、制度、仕組みが頻繁に改正されるため、常に注意深く制度等の改正内容を把握する必要がある。
- ii 件数が多いため、管理システム等、IT の活用が不可欠であり、管理システムの仕組み等を熟知する必要がある。
- iii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- iv 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じる。
- v 滞納処分によって、介護サービスが利用できない状況にならないよう配慮が必要である。

キ. 債権の管理目標

介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）に係る未収債権を管理する目標として、介護保険課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権金額及び件数等の管理における正確性
- iii 回収可能性等の債権評価の妥当性

② 介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）に係る未収債権の決算情報等について

介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【介護保険第一号被保険者保険料(普通徴収)に係る未収債権の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	508,896,000	678,098,000	660,632,000	129.8%	97.4%
現年課税・賦課分	488,575,000	658,298,000	640,832,000	131.2%	97.3%
滞納繰越分	20,321,000	19,800,000	19,800,000	97.4%	100.0%
調定額	684,281,630	745,424,790	739,576,670	108.1%	99.2%
現年課税・賦課分	568,787,690	631,429,770	616,966,500	108.5%	97.7%
滞納繰越分	115,493,940	113,995,020	122,610,170	106.2%	107.6%
収入済額	531,893,060	586,852,880	580,386,820	109.1%	98.9%
現年課税・賦課分	511,405,450	566,376,690	556,469,730	108.8%	98.3%
滞納繰越分	20,487,610	20,476,190	23,917,090	116.7%	116.8%
還付未済額	287,120	219,310	341,380	118.9%	155.7%
現年課税・賦課分	287,120	219,310	341,380	118.9%	155.7%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
不納欠損額	38,680,670	36,181,050	38,368,700	99.2%	106.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	38,680,670	36,181,050	38,368,700	99.2%	106.0%
収入未済額	113,995,020	122,610,170	121,162,530	106.3%	98.8%
現年課税・賦課分	57,669,360	65,272,390	60,838,150	105.5%	93.2%
滞納繰越分	56,325,660	57,337,780	60,324,380	107.1%	105.2%
収納率	77.7%	78.7%	78.4%	0.7%	-0.3%
現年課税・賦課分	89.9%	89.7%	90.1%	0.3%	0.5%
滞納繰越分	17.7%	18.0%	19.5%	1.8%	1.5%
予算現額 - 収入済額	△ 23,284,180	91,025,810	79,903,800	-343.2%	87.8%
現年課税・賦課分	△ 23,117,570	91,702,000	84,020,890	-363.5%	91.6%
滞納繰越分	△ 166,610	△ 676,190	△ 4,117,090	2471.1%	608.9%

平成28年度における介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の調定額合計は7億3,958万円、収納率は78.4%であり、その結果、収入未済額は1億2,116万円であった。また、収納率は、現年度分が90.1%、滞納繰越分が19.5%であった。これらの収納率のうち、現年度分は、平成26年度は89.9%、平成27年度は89.7%と、ほぼ横ばいで推移

している。一方、平成 28 年度の滞納繰越分の収納率は、平成 26 年度（17.7%）に比べ 1.8 ポイント上昇しており、収納率は改善していると言える。

【介護保険第一号被保険者保険料（普通徴収）に係る未収債権の滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	1,878	40.9%	60,838,150	50.2%
1年超～2年以内	1,557	33.9%	51,617,950	42.6%
2年超～3年以内	1,111	24.2%	7,533,250	6.2%
3年超～4年以内	33	0.7%	829,460	0.7%
4年超～5年以内	13	0.3%	314,990	0.3%
5年超	4	0.1%	28,730	0.0%
合 計	4,596	100.0%	121,162,530	100.0%

平成 28 年度末における介護保険第 1 号被保険者保険料（普通徴収）の滞納件数は 4,596 件、滞納している収入未済額合計は 1 億 2,116 万円であった。介護保険料は、納期限より 2 年を経過すると時効となるため、滞納年齢 2 年以内のものは 92.8%を占めている。なお、滞納年齢 2 年超のものは、主に債務の承認等により介護保険料を分納しているケースである。

### ③ その他必要な事項について

介護保険制度は、公費（税金）50%（国 25%、千葉県 12.5%、柏市 12.5%）と第 2 号被保険者として国民健康保険・健康保険組合等の医療保険者からの納付約 30%によって、全体費用の約 80%が賄われ、市町村が徴収する第 1 号被保険者からの保険料は、全体費用の約 20%になるように制度設計されている。

柏市においては、第 1 号被保険者の保険料は、介護保険事業計画（柏市高齢者いきいきプラン 21）に基づき、介護サービス給付費や要介護認定者数の見込みなどをもとに 3 年ごとに見直しをしており、次の表のとおり、被保険者及び世帯員の市民税の課税状況等により、保険料の所得段階を 18 段階とし、所得の少ない者への負担軽減を図っている。

【所得段階別第 1 号被保険者保険料（平成 28 年度）】（単位：円）

段階	区 分	基準額に対する割合	年額保険料額
第 1 段階	生活保護受給者の方、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.40	23,520

第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.60	35,280
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.70	41,160
第4段階	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.85	49,980
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	58,800
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が100万円未満の方	1.05	61,740
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が100万円以上の150万円未満の方	1.10	64,680
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が150万円以上200万円未満の方	1.20	70,560
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.30	76,440
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.40	82,320
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.50	88,200
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.70	99,960
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	1.80	105,840
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	1.90	111,720
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	2.05	120,540
第16段階	本人が市民税課税で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	2.20	129,360
第17段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.35	138,180
第18段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,500万	2.50	147,000

	円以上の方		
--	-------	--	--

(柏市ホームページより抜粋)

また、「第6期柏市高齢者いきいきプラン」によると、所得段階別被保険者数（推計）の推移は次の表のとおりである。

【所得段階別被保険者数（推計）の推移】 (単位：人)

所得段階	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
第1段階	14,458	14,914	15,295	44,667
第2段階	4,007	4,133	4,239	12,379
第3段階	3,780	3,899	3,999	11,678
第4段階	20,221	20,859	21,392	62,472
第5段階	10,224	10,547	10,816	31,587
第6段階	6,997	7,218	7,402	21,617
第7段階	9,296	9,590	9,835	28,721
第8段階	9,069	9,356	9,595	28,020
第9段階	10,027	10,341	10,607	30,975
第10段階	4,332	4,469	4,583	13,384
第11段階	2,112	2,179	2,234	6,525
第12段階	997	1,028	1,054	3,079
第13段階	641	662	679	1,982
第14段階	434	448	459	1,341
第15段階	306	316	324	946
第16段階	257	265	271	793
第17段階	671	692	710	2,073
第18段階	859	886	908	2,653
合計	98,688	101,802	104,402	304,892

(第6期柏市高齢者いきいきプランより抜粋)

## (2) 手 続

滞納整理台帳、督促状、納付催告書、分納誓約書、分納計画書、歳入不納欠損調書、実態調査票等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施した。

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ① 介護保険制度への意識啓発活動について（意見）【介護保険課】

##### 【現状・問題点】

平成 21 年度柏市包括外部監査において、収入未済額については、その内訳を発生原因別に集計し、さらには所得階層別に集計することによって、発生原因別等に応じた収納率向上のための具体的な対策を講じることが可能となるので、発生原因別に集計するよう意見が述べられている。市所管課においては、平成 22 年 10 月から介護保険料滞納管理システムを導入し、生活困窮・居所不明等の滞納原因を入力し、それぞれに応じた具体的な対策を講じるよう措置している。なお、平成 26 年から 28 年度における不納欠損額の事由別の推移は、次の表のとおりである。

【不能欠損額事由別推移】 (単位：人、円)

年度	人数			金額		
	生活困窮	居所不明	合計	生活困窮	居所不明	合計
平成26年度 (割合)	1,672 80.7%	401 19.3%	2,073 100.0%	32,848,470 84.9%	5,832,200 15.1%	38,680,670 100.0%
平成27年度 (割合)	1,834 87.0%	275 13.0%	2,109 100.0%	32,511,370 89.9%	3,669,680 10.1%	36,181,050 100.0%
平成28年度 (割合)	1,784 81.1%	416 18.9%	2,200 100.0%	33,110,220 86.3%	5,258,480 13.7%	38,368,700 100.0%

(出処：市所管課作成資料)

高齢者の介護は家族の介護が基本であるとの考え方があり、要介護認定を受けていない場合や、要介護認定を受けた者が死亡し、未納の保険料が残っている場合等のように、給付と負担の対価関係が存在しない場合では、対価としての介護保険給付を受給する関係にないため、介護保険料の納付意識が低く、介護保険料の不払いが発生しやすい状況にある。市所管課においても、収入未済額が発生した原因は、生活困窮の他、納付意識欠如や介護保険制度への不満等の原因もあると推測しているが、介護保険料滞納管理システムでは、システムの抽出要件に、納付意識欠如や介護保険制度への不満等を設定していない。滞納整理簿を閲覧したところ、被保険者の介護保険制度への無理解が原因と考えられる事例も存在する。

介護保険料は、介護保険制度の貴重な財源であることから、無財産等の特段の合理的な事情がある場合を除き、未納の発生を予防し、消滅時効の期間が2年間と短期であるため、滞納保険料を迅速に徴収する必要がある。

### 【結果】

介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）に係る未収債権の発生抑制のために、介護保険制度についてリーフレットやホームページ等に掲載する等、市民の無理解を解消して納付意識を啓発する取組みを継続するよう要望する。

## ② 臨戸催告の強化について（意見）【介護保険課】

### 【現状・問題点】

催告とは、督促をしてもなお納付がない場合には、再び納付を促す行為であり、主に、文書、電話、自宅等への訪問等を通して実施する。

平成21年度柏市包括外部監査において、介護保険料の収入未済額及び不納欠損額は年々増加する傾向にあり、このような状況を改善し、収納率を向上させるためにも、臨戸の実施を検討するよう意見が述べられている。市所管課においては、保険料滞納管理システムを活用して滞納者の状況を分析し、未実施だった臨戸催告を年に1回実施し、収納率の向上に努めるよう措置している。

平成26年度から28年度における臨戸催告の実施状況は、次の表のとおりであり、滞納件数に比して訪問件数は少なく、不納欠損や収納率の改善につながるような実績は挙げられていない。

### 【臨戸催告の推移】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施時期	2月	11月	2月
訪問職員数	6名	8名	4名
訪問件数	25件	34件	16件
面談催告件数	10件	12件	6件
不在件数	15件	22件	10件
納付約束件数	6件	5件	4件
納付約束金額	325,600円	46,400円	476,540円

（市所管課作成資料）

また、臨戸催告の対象者は、債権管理室へ移管した者以外とし、滞納金額の多い者、所得段階が高い者、要介護認定者等を対象としている。いずれの年度においても、不在件数が過半数を超えているが、臨戸催告時に不在だった債務者に対して、その後は文書による催告以外の催告手続きを実施していない。臨戸催告の対象者は、介護保険料の自主納付の促進と実効のある滞納整理を図るために市所管課自らが選定した者であることから、電話による催告等のフォロー手続きが必要であると考えられる。

臨戸催告においては、過年度において、被保険者が介護保険制度に対する誤った理解から、介護保険料を納付していない場合は介護保険サービスをすべて受けられないものと誤

認しているケースを発見し、介護認定の申請手続きへと導いた事例もあり、債務者の納付意識を高めるだけでなく、高齢者が適切な介護保険サービスを受けられる効果もある。

臨戸催告等の自宅への訪問による催告は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であり、文書による催告よりも債務者の納付意識を高める効果があるため、業務の有効的な実施を担保する意味でもその件数、頻度を増やすことが求められていると考える。

#### 【結果】

収入未済額の収納率向上のためにも、臨戸催告をより積極的に実施するよう要望する。

### ③ 連帯納付義務者に対する賦課・徴収について（意見）【介護保険課】

#### 【現状・問題点】

介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の納付義務者については、介護保険第1号被保険者を主たる納付義務者とする一方、介護保険第1号保険者の属する世帯の世帯主（介護保険法第132条第2項）及び配偶者（同法第132条第3項。）に対しても連帯納付義務を課している。なお、配偶者には、婚姻の届出を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含んでいる（同法第131条）。

平成28年度における介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）に係る未収債権の管理状況を調査したところ、介護保険料を滞納した場合、配偶者に対しては介護保険料を賦課・徴収しているが、原則として、子である世帯主に対しては介護保険料を賦課・徴収していない（一部、督促状や催告書等を確認した世帯主が、市所管課へ連絡を入れ、今後の納付は世帯主が管理すると申し出があったものを除く。）。市所管課によれば、子である世帯主に対して介護保険料の賦課・徴収を行っていない理由として、介護保険料の滞納者は世帯として資力がなく又は不足している状況が多いこと、介護保険料の滞納者は市税・国民健康保険料の滞納者であることが多いこと、無年金・無収入で家族に扶養されている高齢者の場合は経済的虐待等のリスクへの配慮が必要なことを挙げている。しかし、このような事情は、債権回収に際して徴収緩和措置の適用を通じて配慮することが相当であり、子である世帯主に対し一律に賦課しない理由にはならないと考える。

介護保険は、国や市町村等からの公費とともに被保険者が納める保険料を財源として運営されており、介護保険制度の財源確保と国民負担の公正性を図ることの重要性を勘案すると、主たる納付義務者が納付しない場合には、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する賦課・徴収を確実に実施する必要がある。

#### 【結果】

連帯納付義務の根拠法令等についてリーフレットやホームページ等に掲載する等、市民の無理解を解消して納付意識を啓発する取組みを実施し、連帯納付義務者である世帯主に対する賦課・徴収を強化するよう要望する。

#### ④ 相続人に対する賦課・徴収について（意見）【介護保険課】

##### 【現状・問題点】

相続においては、相続があったことを知ってから3ヶ月以内に相続放棄又は限定承認の手続がとられなかった場合には、相続人は被相続人の滞納した返還金等について法定相続分に応じて返還する義務を負う。また、単純承認の場合、債務は具体的な相続人とは関係なしに、法定相続分の割合で相続されるため、何も相続しなかった相続人に対しても、法定相続分の割合で請求することができる。

市所管課は、相続人及び家族の追跡調査に労力と時間を配分する余裕がなく、存命の滞納者への徴収を強化することが不納欠損額の減少につながるとして、存命の滞納者への対応を中心に滞納整理を実施し、原則として、相続人への賦課・徴収を実施していない。

相続人に対する賦課・徴収は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情がある場合を除き、債務者が死亡したことを知った場合には、死亡の事実を確認するとともに、速やかに相続人等の調査を行い、相続人等に対して相続の意思の確認を行う等、適時適切に相続人への賦課・徴収を実施する必要がある。

##### 【結果】

相続人の納付義務についてリーフレットやホームページ等に掲載する等、相続人の納付意識を啓発する取組みを実施し、相続人に対する賦課・徴収を強化するよう要望する。

#### ⑤ 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について（意見）【介護保険課】

##### 【現状・問題点】

債務者が介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の納付につき、その資力の減少により納付できないという申請をした場合には、1年以内の期限で徴収を猶予し、その申出の金額を分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることができる制度を活用することができる（地方税法第15条等、国税通則法第46条等）。しかし、柏市の場合は、この徴収の猶予の制度を活用するよりも、実際には、事実上の分割納付が広く行われている。

債務者が、このような事実上の分割納付を希望する場合には、履行期限を延長する特約等に係る規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）を適用することができない。当該履行延期の特約等に係る規定が適用される債権は強制徴収により徴収する債権を除く債権であり、強制徴収公債権である介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）には適用がないためである。

しかし、当該履行延期の特約等が適用されない債権であっても、実際の行政の実務上では、債権の時効期間（介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の場合は2年）の経過を中断するためにも、地方自治法第236条第3項が準用する民法第147条第3号の承認に該当するものとして、分割納付の誓約を提出させて、分納計画書に沿った納付を事実上求

めている。強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされていないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件審査が必要と考えられる。

一方で、非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用され、柏市財務規則に沿って、次のような処理を行うことが求められている。

すなわち、非強制徴収公債権や私債権に係る債務者の納付につき、履行延期の処分及び特約を申請する場合に、履行延期申請書を市長に提出しなければならない（柏市財務規則第292条第1項）。

また、財産管理者は、債務者から履行延期申請書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、一定の要件に該当することを確認して、履行延期特約等決議書により履行延期の特約等を決定するものとしている（柏市財務規則第292条第3項）。ここで、債権に係る財産管理者とは、所管の課長とされている（別表1、柏市財務規則第2条第8号）。

これに対して、前述したとおり、強制徴収公債権に該当する介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の滞納債権について、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。分割納付を認める際には、分納誓約書に介護保険課長が決裁を行っている。

しかし、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていない。強制徴収公債権である介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、履行期限の延長を明確に意思決定しない現在の実務では、同一債権について安易に複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。また、適正な牽制の仕組みが整備されていない点でも問題であると考えられる。

前述したとおり、そもそも介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の納付時期を延期するよう希望する被保険者に対して、分納での対応以外にも、徴収の猶予の制度がある。延滞金の計算期間の算入との関係でも、猶予の制度では、分納期間の取扱いと異なり、延滞金の計算の面で滞納者にとって有利でもある。

このような猶予の制度の検討よりも事実上の分納の取組みの方が実務上先行しているのが現状である。その場合、分割納付の誓約等の手続を行う前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管の部課長の決裁を行うことも考えられる。実務上、履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、総括的意見にも記載したとおり、次のように考える（32頁参照）。すなわち、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。

**【結果】**

国税の行政判例においては、契約による延納は許されないとする判例が存在する（昭和27年8月5日最高裁判所第3小法廷判決）。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の徴収の猶予の制度についても、実務上、検討することを要望する。

**⑥ 保険料未納者に対する給付制限について（意見）【介護保険課】**

**【現状・問題点】**

市町村は、保険給付を受けることができる介護保険第1号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、次の給付制限措置がとられる（介護保険法第66条、67条、68条）。したがって、介護保険では、給付と負担の対価関係のある者（介護保険給付の受給者）から、保険料を徴収しやすい制度設計となっている。

**【滞納した場合の措置】**

区 分	内 容
1年以上の滞納者	利用したサービスの費用が、いったん全額自己負担となり、申請により後で保険給付分が払い戻される（以下、「支払方法の変更。」という）。
1年6ヶ月以上の滞納者	利用したサービスの費用が、いったん全額自己負担となり、申請後に払い戻される保険給付分の一部、または全部が差し止められる。それでも滞納が続いた場合は、差し止められた保険給付分から、滞納していた保険料分が差し引かれる（以下、「支払の一時停止」という）。
2年以上の滞納者	介護保険サービスを利用した際の利用者負担の3割への引き上げや、高額介護サービス等が受けられなくなる（以下、「保険給付の一時停止」という）。

（柏市ホームページより抜粋）

平成28年度における介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）に係る未収債権の管理状況を調査したところ、柏市では、「保険給付の一時停止」措置のみが講じられ、「支払方法の変更」や「支払の一時停止」措置はとられていない。市所管課によれば、支払い能力がない高齢者であると、一時的にサービス利用料を全額自己負担する「支払方法の変更」や「支払の一時停止」措置は被保険者の経済的負担が大きく、また、サービスを利用した

もののサービス利用料を支払えない等、サービス提供事業者等への影響が発生するおそれが高いものと考え、2年未満の滞納については、督促・催告と納付相談による分納等の対応としている。

介護保険は、国や市町村等からの公費とともに被保険者が納める保険料を財源として運営されており、保険給付の制限により滞納者とその他の被保険者との間の公正性を図ることの重要性を勘案すると、1年以上の滞納が発生した場合には「支払方法の変更」措置を、1年6ヶ月以上の滞納が発生した場合には「支払の一時停止」措置を実施する必要がある。

**【結果】**

保険料未納者に対する給付制限については、滞納に対する一定の効果がある。財産調査や迅速な滞納整理ができる体制を整備し、介護保険料を納付するだけの資力がありながら、納付しない滞納者に対しては給付制限措置を適用する等、法令の趣旨に則した運用ができるような仕組みづくりを検討するよう要望する。

**⑦ 資力の見極め・財産調査について（意見）【介護保険課】**

**【現状・問題点】**

収入未済額が発生した主な原因は、納付意識欠如や制度不満等のように収入があり保険料負担が可能であるにもかかわらず故意に対応している者と、無年金・無収入等の生活困窮者に区分されると考える。両者を区別するためには、資力の見極めが重要である。資力を見極めるためには、財産調査を通じて、主たる納付義務者及び連帯納付義務者（以下、「納付義務者等」という。）が有する財産の状況を把握する必要がある。なお、平成26年度から平成28年度における財産調査の実施状況は、次の表のとおりである。

**【財産調査の実施状況の推移】**

（単位：件）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
照会件数			
給与照会件数	27	18	18
年金照会件数	38	24	31
預金照会件数	206	151	172
生保照会件数	43	40	40

（市所管課作成資料）

財産調査を通じて資力の有無を見極めることが可能となり、その結果、資力が乏しいと判断される者には、保険料の徴収猶予・減免等の徴収緩和措置を講じることが可能となる。一方、徴収緩和措置の要件を満たさない者は資力があると判断されるため、財産調査の結果を以後の納付交渉に活かすことが可能となる。業務の効果的な実施を担保する意味でも、財産調査を適時適切に実施する必要がある。

【結果】

財産調査を積極的に行い、その結果を活かし、限られた資源を資力のある滞納者からの徴収に注力できるよう要望する。

⑧ 法的措置について（意見）【介護保険課】

【現状・問題点】

平成 28 年度における所得段階別の被保険者数（推計）と収入未済額の所得段階別の内訳は、次の表のとおりであり、本人の市民税課税で合計所得金額 500 万円以上である第 12 段階より上の所得段階に属する未納者数は 26 人、収入未済額は 1,599,960 円である。このうち、第 18 段階の未納者には、平成 27 年 6 月から納付がない被保険者が 1 名、平成 28 年 7 月から納付がない被保険者が 1 名含まれている。また、第 17 段階の未納者には、平成 29 年 3 月から納付がない被保険者が 1 名含まれている。同様に、平成 27 年度においても、第 18 段階の未納者には、平成 27 年から納付がない被保険者が 1 名、第 17 段階の未納者には、まったく納付がない被保険者が 1 名含まれている。

【平成28年度の所得段階別被保険者数と収入未済額】 (単位：人、円)

所得段階	被保険者数 (推計)	割合	収入未済額	割合	未納者数	割合
第1段階	14,914	14.7%	11,069,180	18.2%	629	33.5%
第2段階	4,133	4.1%	1,013,620	1.7%	42	2.2%
第3段階	3,899	3.8%	1,281,040	2.1%	44	2.3%
第4段階	20,859	20.5%	15,913,880	26.2%	435	23.2%
第5段階	10,547	10.4%	1,841,120	3.0%	50	2.7%
第6段階	7,218	7.1%	9,060,020	14.9%	220	11.7%
第7段階	9,590	9.4%	6,826,810	11.2%	154	8.2%
第8段階	9,356	9.2%	5,352,270	8.8%	124	6.6%
第9段階	10,341	10.2%	5,220,760	8.6%	115	6.1%
第10段階	4,469	4.4%	1,039,040	1.7%	22	1.2%
第11段階	2,179	2.1%	620,450	1.0%	17	0.9%
第12段階	1,028	1.0%	240,680	0.4%	8	0.4%
第13段階	662	0.7%	370,440	0.6%	5	0.3%
第14段階	448	0.4%	55,500	0.1%	1	0.1%
第15段階	316	0.3%	185,600	0.3%	3	0.2%
第16段階	265	0.3%	129,360	0.2%	1	0.1%
第17段階	692	0.7%	291,660	0.5%	3	0.2%
第18段階	886	0.9%	326,720	0.5%	5	0.3%
合計	101,802	100.0%	60,838,150	100.0%	1,878	100.0%

(出处：第6期柏市高齢者いきいきプラン等)

一方、平成 26 年度から平成 28 年度における差押の件数・金額は、次の表のとおりである。

【差押件数と額の推移】

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
差押件数(人、件)	15	11	18
差押額(円)	986,360	917,440	1,619,920

(市所管課作成資料)

財産調査の結果、徴収緩和措置の要件を満たさない者は資力があると判断されるため、業務の効果的な実施を担保する意味でも、財産調査の結果を以後の納付交渉に活かす必要がある。

【結果】

所得段階が高い被保険者に対しては、財産の差し押さえを含めた徴収を強化することを通じて、引き続き、将来の滞納発生を予防するよう要望する。

⑨ 介護保険料に係る延滞金の調定行為について（指 摘）【介護保険課】

【現状・問題点】

介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の滞納債権について、滞納者への催告等の際には、滞納している本料の額だけではなく、催告の際の適切な期間の延滞金の額も参考情報として、滞納者に知らせている。システム上、滞納している本料に係る延滞金が自動で算定されるため、滞納者の納付を促す有力な情報として提供されるものと考えられる。

ただし、当該延滞金は、本料が納付された段階で正式に算定し確定することができるが、滞納している本料が納付されるまでは金額が確定しない。逆に、滞納している本料が納付された場合はその時点で延滞金が確定するため、正式に延滞金を当該滞納者に請求することとなる。しかし、財務会計上の調定行為は、その請求時点では行われておらず、延滞金が納付されたことを確認してから調定行為が行われている（事後調定）。なお、平成26年度から平成28年度における延滞金の納付額は、次の表のとおりである。

【延滞金の納付額の推移】

(単位：円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
延滞金の納付額	1,203,420	767,880	664,950

(市所管課作成資料)

一方、収入の調定は事前の調定が原則である。そして、柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定期間は、納入通知を発したときと考えられる（柏市財務規則第29条第1項第3号）。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている（柏市財務規則第33条第1項）。

したがって、納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも介護保険第1号被保

険者保険料（普通徴収）の延滞債権の本料が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。仮に、滞納された本料が納付された場合でも、延滞金の納付がなされない場合は、延滞金債権の調定がなされない現状では、会計上簿外債権として管理していることを許容していることとなる。その影響額を過去に遡って算定することはその件数の規模や債務者への不利益等を勘案すると不可能に近い。

このように原則的な調定の時期を厳守しない場合、延滞金の債権について事前に会計処理を行わないことを意味し、資産の保全上、透明性に欠けるため問題があり、債権の網羅的な把握を行う統制ルールにも悖るものとする。

#### 【結果】

介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の滞納債権が納付された場合の確定延滞金については、柏市財務規則（柏市財務規則第29条第1項第3号）に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われたい。

確定延滞金の調定期期に関する現在の事後調定のルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定期期の正当性を検討し、延滞金の調定期期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。

また、確定延滞金の調定の遡及については、総括的意見（第3Ⅱ）にも記載のとおり、次のように考える（34頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した延滞金又は遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定延滞金又は確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも今後発生する確定延滞金又は確定遅延損害金に対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。

### ⑩ 時効中断と不納欠損処理について（意見）【介護保険課】

#### 【現状・問題点】

不納欠損処理とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了せしめる決算上の処分であり、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算手続き上の取り扱いである。地方自治法第236条第2項には、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする規定されている。したが

って、強制徴収公債権に該当する介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）については、介護保険法において、時効期間は2年とされているため、時効の起算点より2年が経過した後、理由を付し起案の上、不納欠損処理を行う必要がある。

一方、債権は一定期間が経過すると時効により消滅し、これを消滅時効という。時効が成立すると債権が消滅するため、市所管課は債権者としてそれを防止するため、時効の中断をする必要がある。時効の中断事由の一つに、債務の承認があり、債務者が債務を承認した場合、承認した日に時効が中断し、その翌日から期間を2年とする時効が進行する（民法第147条第1項第3号）。例えば、債務の承認には、分納誓約、一部納付、納付約束等がある。

平成26年度から28年度における介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の不納欠損処理、時効による中断額の推移は、次の表のとおりである。発生より2年が経過した債権のうち、分納誓約書を提出すること等により納付の意思が確認されたものは時効が中断しているとして不納欠損処分の対象から除いている。一方、分納誓約書等により納付の意思が一度は確認されたものの、その後に納付がないものは納付見込みがないものとして不納欠損処分の対象に加えている。

なお、市所管課では、資産が確認できる場合や保険料段階区分から相当に資産を有していると推測される場合は、分納誓約書の提出を求めている。さらに、分納誓約書の提出は、自主納付を促す強い動機になるとともに不履行になった場合に滞納処分が円滑に進む効果を見込んでいる。

【滞納繰越分の推移】

(単位：円)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
①調定額		115,493,940		113,995,020		122,610,170
②収入済額		20,487,610		20,476,190		23,917,090
③差引(①-②)		95,006,330		93,518,830		98,693,080
2年以内の債権		57,073,930		60,404,200		62,052,840
④2年を経過した債権		37,932,400		33,114,630		36,640,240
⑤時効中断発生(+) 注1	1,207	11,353,800	1,165	10,345,050	1,161	8,656,330
分納誓約	390	7,359,320	295	5,767,300	278	4,288,520
一部納付	817	3,994,480	870	4,577,750	883	4,367,810
⑥時効中断解消(-) 注2	991	10,605,530	1,002	7,278,630	967	6,927,870
⑦不納欠損額(④+⑤-⑥)	2,073	38,680,670	2,109	36,181,050	2,200	38,368,700
生活困窮	1,672	32,848,470	1,834	32,511,370	1,784	33,110,220
居所不明	401	5,832,200	275	3,669,680	416	5,258,480
⑧収入未済額(③-⑦)		56,325,660		57,337,780		60,324,380

注1：分納誓約等による納付意思があるもの

(出処：市所管課作成資料)

注2：分納誓約等による時効中断としたが納付見込みがないとしたもの

時効中断が発生した年度と時効中断が解消した年度は異なるが、この表からは、時効中断とした債権の額(⑤)と、時効中断が解消した債権の額(⑥)を比較すると、収納率は概ね5%から30%程度となる。平成26年度から平成28年度の過去3年間を平均した場合、分納誓約書を提出すること等により時効を中断したものに対するその後の分納計画に基づく収納率は、18%前後と言える。

【分納計画に基づく収納率の試算】

区 分	割合	算 式
平成 26 年度	6.6%	1-(10,605,530÷11,353,800)
平成 27 年度	29.6%	1-(7,278,630÷10,345,050)
平成 28 年度	20.0%	1-(6,927,870÷8,656,330)
平 均	18.3%	1-(24,812,030÷30,355,180)

資産が確認できる者や保険料段階区分から相当に資産を有していると推測される者から提出を受けた分納誓約に対して時効中断措置等を執らないまま消滅時効が成立した場合は、適切な債権管理を行っていたとは認められないため、その後に安易に納付見込みがないと判断することなく、分納計画書に基づいて確実に徴収する必要がある。

【結果】

一度、分納誓約等により納付の意思が確認されたものについては、安易に債権を消滅させることのないよう債権回収に努め、不納欠損処理を実施する場合には、改めて財産調査を実施する仕組みを構築するよう要望する。

#### 4. 保育料に係る未収債権について [債権番号：104]

##### (1) 概要

##### ① 保育料に係る未収債権の基本情報について

保育園を利用した子どもの保護者又は扶養義務者は、児童福祉法及び子ども子育て支援法に基づき、その負担能力に応じて設定された利用者負担額（以下、通常保育料）を支払わなければならない。柏市における保育園の通常保育料は市民税所得割額に基づく階層ごとに下表のように定められている。

柏市2号・3号子ども保育料額表(月額)								
税額	定義	階層	0～2歳		3歳		4・5歳	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0
	市民税非課税	2	1,500	1,470	1,000	980	1,000	980
	市民税均等割のみ	3-1	5,900	5,790	4,700	4,620	4,700	4,620
市民税所得割課税額(父母合算) ※祖父母等を見る場合あり	所得割 5,000円未満	3-2	7,700	7,560	6,100	5,990	6,100	5,990
	所得割 5,000円～18,599円	3-3	9,500	9,330	7,500	7,370	7,500	7,370
	所得割 18,600円～33,599円	3-4	11,300	11,100	8,900	8,740	8,900	8,740
	所得割 33,600円～48,599円	3-5	13,100	12,870	10,300	10,120	10,300	10,120
	所得割 48,600円～56,999円	4-1	16,400	16,120	12,400	12,180	12,100	11,890
	所得割 57,000円～66,999円	4-2	19,700	19,360	14,500	14,250	13,900	13,660
	所得割 67,000円～76,999円	4-3	23,000	22,600	16,600	16,310	15,700	15,430
	所得割 77,000円～86,999円	4-4	26,300	25,850	18,700	18,380	17,500	17,200
	所得割 87,000円～96,999円	4-5	29,600	29,090	20,800	20,440	19,300	18,970
	所得割 97,000円～114,999円	5-1	32,900	32,340	22,900	22,510	21,100	20,740
	所得割 115,000円～132,999円	5-2	36,200	35,580	25,000	24,570	22,900	22,510
	所得割 133,000円～150,999円	5-3	39,500	38,820	27,100	26,630	24,700	24,280
	所得割 151,000円～168,999円	5-4	42,800	42,070	29,200	28,700	26,500	26,040
	所得割 169,000円～194,999円	6-1	46,100	45,310	31,300	30,760	27,000	26,540
	所得割 195,000円～220,999円	6-2	49,400	48,560	33,400	32,830	27,200	26,730
	所得割 221,000円～246,999円	6-3	52,700	51,800	33,900	33,320	27,400	26,930
	所得割 247,000円～272,999円	6-4	56,000	55,040	34,100	33,520	27,600	27,130
	所得割 273,000円～300,999円	6-5	59,300	58,290	34,300	33,710	27,800	27,320
	所得割 301,000円～332,999円	7-1	61,300	60,250	34,500	33,910	28,000	27,520
	所得割 333,000円～364,999円	7-2	63,300	62,220	34,700	34,110	28,200	27,720
所得割 365,000円～396,999円	7-3	65,300	64,180	34,900	34,300	28,400	27,910	
所得割 397,000円～444,999円	8-1	67,300	66,150	35,100	34,500	28,600	28,110	
所得割 445,000円～499,999円	8-2	69,300	68,120	35,300	34,690	28,800	28,310	
所得割 500,000円以上	8-3	71,300	70,080	35,500	34,890	29,000	28,500	

注：保育園の利用可能時間は、保育必要量に応じて保育標準時間と保育短時間に区分される。保育標準時間は月120時間以上の就労等の場合が該当し、最長1日11時間の保育が行われる。一方、保育短時間は月120時間未満の就労等の場合が該当し、最長1日8時間の保育が行われる。

(『柏市平成29年度保育園等利用申込みのご案内』より)

保育料に係る未収債権とは、当該通常保育料の未収債権であり、その基本的な情報は、次のとおりである。

ア. 債権名称

保育料（児童福祉使用料）、保育料（保育園費負担金）

イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

強制徴収公債権（児童福祉法第 56 条第 7 項、子ども子育て支援法附則第 6 条第 7 項）

ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

保育運営課（賦課・徴収・未収管理部門は同一部門）

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

児童福祉法、子ども子育て支援法

オ. 債権管理システム等

滞納管理システム【保育】

カ. 債権管理上のリスク等

保育料の債権管理上のリスクについて、保育運営課では次のとおり考えている。

- i 件数が多いため、管理システム等、ITの活用による統制が不可欠であり、管理システムの仕組み等を熟知している必要がある。
- ii 長期滞納者への督促、催告は滞納債権が多いため、専従職員の配置が必要である。
- iii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となるリスクがある。
- iv 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じるリスクがある。

キ. 債権の管理目標

保育料に係る未収債権を管理する目標として、保育運営課では次のとおり考えている。

- i 債権金額、件数等の管理における正確性
- ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性
- iii 債権の期間（事業年度）帰属の正確性

② 保育料に係る未収債権の決算情報等について

保育料に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【保育料（保育園費負担金）の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	1,515,847,000	1,766,544,000	889,004,000	58.6%	50.3%
現年課税・賦課分	1,505,280,000	1,757,084,000	883,938,000	58.7%	50.3%
滞納繰越分	10,567,000	9,460,000	5,066,000	47.9%	53.6%
調定額	1,540,928,575	1,721,976,579	976,428,440	63.4%	56.7%
現年課税・賦課分	1,509,751,770	1,684,315,310	959,613,540	63.6%	57.0%
滞納繰越分	31,176,805	37,661,269	16,814,900	53.9%	44.6%
収入済額	1,500,884,656	1,675,427,650	957,165,815	63.8%	57.1%
現年課税・賦課分	1,492,855,320	1,665,027,750	952,723,405	63.8%	57.2%
滞納繰越分	8,029,336	10,399,900	4,442,410	55.3%	42.7%
還付未済額	28,250	0	5,650	20.0%	-
現年課税・賦課分	28,250	0	5,650	20.0%	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
還付未済残高	28,250	0	5,650	20.0%	-
不納欠損額	2,410,900	165,000	154,000	6.4%	93.3%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	2,410,900	165,000	154,000	6.4%	93.3%
収入未済額	37,661,269	46,383,929	19,114,275	50.8%	41.2%
現年課税・賦課分	16,924,700	19,287,560	6,895,785	40.7%	35.8%
滞納繰越分	20,736,569	27,096,369	12,218,490	58.9%	45.1%
収納率	97.4%	97.3%	98.0%	0.6%	0.7%
現年課税・賦課分	98.9%	98.9%	99.3%	0.4%	0.4%
滞納繰越分	25.8%	27.6%	26.4%	0.7%	-1.2%
予算現額 - 収入済額	14,934,094	91,116,350	△ 68,167,465	-456.5%	-74.8%
現年課税・賦課分	12,396,430	92,056,250	△ 68,791,055	-554.9%	-74.7%
滞納繰越分	2,537,664	△ 939,900	623,590	24.6%	-66.3%

【保育料（児童福祉使用料）の年度推移】

（単位：円）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28／26	28／27
予算現額	-	-	906,835,000	-	-
現年課税・賦課分	-	-	901,167,000	-	-
滞納繰越分	-	-	5,668,000	-	-
調定額	-	-	898,261,989	-	-
現年課税・賦課分	-	-	868,816,940	-	-
滞納繰越分	-	-	29,445,049	-	-
収入済額	-	-	865,776,110	-	-
現年課税・賦課分	-	-	859,099,700	-	-
滞納繰越分	-	-	6,676,410	-	-
不納欠損額	-	-	1,405,450	-	-
現年課税・賦課分	-	-	0	-	-
滞納繰越分	-	-	1,405,450	-	-
収入未済額	-	-	31,080,429	-	-
現年課税・賦課分	-	-	9,717,240	-	-
滞納繰越分	-	-	21,363,189	-	-
収納率	-	-	96.4%	-	-
現年課税・賦課分	-	-	98.9%	-	-
滞納繰越分	-	-	22.7%	-	-
予算現額 - 収入済額	-	-	41,058,890	-	-
現年課税・賦課分	-	-	42,067,300	-	-
滞納繰越分	-	-	△ 1,008,410	-	-

平成 27 年 4 月 1 日施行の改正後児童福祉法において、公立保育所の通常保育料は「公の施設の使用料に該当する」という整理がなされ、自治体向け F A Q においても位置づけが明確にされたことを受けて、柏市においては、平成 28 年度より公立保育所の通常保育料を保育園費負担金と区分して児童福祉使用料として計上することとなった。

【保育料（保育園費負担金）未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	84	37.2%	6,895,785	36.1%
1年超～2年以内	70	31.0%	6,107,720	32.0%
2年超～3年以内	25	11.1%	2,451,780	12.8%
3年超～4年以内	16	7.1%	1,890,370	9.9%
4年超～5年以内	17	7.5%	1,055,650	5.5%
5年超	14	6.2%	712,970	3.7%
合 計	226	100.0%	19,114,275	100.0%

【保育料（児童福祉使用料）の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	95	27.0%	9,717,240	31.3%
1年超～2年以内	76	21.6%	6,327,940	20.4%
2年超～3年以内	46	13.1%	4,694,750	15.1%
3年超～4年以内	37	10.5%	3,362,790	10.8%
4年超～5年以内	27	7.7%	1,633,100	5.3%
5年超	71	20.2%	5,344,609	17.2%
合 計	352	100.0%	31,080,429	100.0%

前述のとおり、柏市において、公立保育所と私立保育所の収入に係る計上科目が区分されるようになったのは平成 28 年度からであるが、未収債権については過去分に遡って、公立保育所の保育料滞納債権については保育料（児童福祉使用料）、私立保育所の保育料滞納債権については保育料（保育園費負担金）として管理している。

### ③ 延長保育料及び一時保育料について

公立保育所の利用料としては、通常保育料のほか、延長保育料と一時預かりの利用料金（以下「一時保育料」という。）がある。

延長保育料については、延長保育の利用があった月の翌月に通常保育料と同時期に請求されるが、通常保育料とは債権の性格が異なる（延長保育料は私債権）こともあり、未収債権の管理については通常保育料とは別途行われている。

また、一時保育料については、利用時に利用料の納付があるため、未収債権は発生しない。

## （2）手 続

保育料未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## （3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 債権の性格について（意 見）【保育運営課、債権管理室】

#### 【現状・問題点】

柏市においては、国や他市等と同様、公立保育所の通常保育料については児童福祉法第 56 条第 7 項、私立保育所の通常保育料については子ども子育て支援法附則第 6 条第 7 項の規定を根拠として通常保育料債権については強制徴収公債権であると認識している。

しかし、平成 28 年 6 月 3 日法律第 63 号による改正後の児童福祉法の下では、次に示すとおり、公立保育所の通常保育料については強制徴収公債権であるということとはできないという解釈に基づく記述が存在している。

(児童福祉法 51 条 4 号の改正による影響)

児童福祉法 51 条 4 号及び 5 号の改正によって、これまでこれらの規定に含まれていた通常保育料に関する規定 (24 条 1 項) が除かれ、24 条 5 項又は 6 項の措置に要する費用に限られることとなった。

その結果、児童福祉法においては、通常保育料について、地方税の滞納処分により強制徴収を行うこととする規定の適用がなくなった。

(児童福祉法 56 条 8 項との関係)

他方、上記改正により新設された児童福祉法 56 条 8 項 (従前の児童福祉法 56 条 7 項に相当) では、保育所の設置者が、保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該保護者が当該保育所に支払うべき金額 (通常保育料) の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所における保育に支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、市町村が当該保育所における保育を行うため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる旨を規定する。

しかし、同条項の規定が、「市町村は、当該設置者の請求に基づき」と定めていることに鑑みると、市町村以外の者が設置した保育所 (私立保育所) の保育料に関するものであると読むのが自然である。また、同様に、滞納処分の要件とされる、「当該保育所における保育に支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、市町村が当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき」という文言からしても、私立保育所が対象であるといえる。

したがって、児童福祉法 56 条 8 項によっても、公立保育所の通常保育料について、強制徴収公債権であるということとはできない。

(出典：『自治体が原告となる訴訟の手引き 福祉教育債権編』平成 29 年 8 月  
東京弁護士会自治体等法務研究部福祉教育債権班)

今後、仮に公立保育所の通常保育料については非強制徴収公債権にあたるという解釈が判例により示された場合、現状の強制徴収を前提にした催告手続が実施できなくなるという債権管理上のリスク (組織目的を阻害する要因) が存在する。

#### 【結果】

現時点では、上記のような解釈が将来的に判例により確定する可能性は高いわけではない。しかし、強制徴収できなくなることにより債権回収の実務に与える影響は低いものと考えられるため、所管課としては債権管理上のリスクとして早期に認識しておくべき事象であると考えられる。

そこで、所管課及び債権管理室においては、仮に公立保育所の通常保育料について強制徴収ができなくなった場合であっても、債権回収に対して深刻な支障 (行政に対する信頼性等への悪影響) をきたさないようにするために、債権回収の実務に及ぼす具体的な影響を分析し、課題を洗い出しておくことを要望する。

② 滞納整理台帳の記録について（意見）【保育運営課、債権管理室】

【現状・問題点】

平成 29 年 3 月末時点で滞納債権一覧よりサンプル抽出して滞納整理台帳を閲覧した結果、滞納整理台帳への記録が不十分であると考えられる案件があった。

債務者	平成 29 年 3 月末債務残高	滞納整理台帳 記録の概要	滞納整理台帳 最終記録
A 氏	326,400 円	平成 24 年度の私立保育所保育料の未収債権。 父母別居につき、父が滞納の事実を知らなかった。毎月 1 万円の分納を約束するも分納誓約書の提出なし。 市税、国民健康保険料も滞納。 不動産を所有しており収納課と保険年金課で差押え済。	平成 25 年 7 月 17 日 差押関係書類不着 配達証明不着のため、 特定記録で再送。

上記案件については、滞納整理台帳において平成 25 年 7 月 18 日以降の記録が存在せず、滞納整理台帳からは差押関係書類を再送した後の顛末や現在の回収手続実施状況等の具体的な状況を把握することができない。

所管課によると、この案件は所管課管理であるが、財産状況の調査等を債権管理室に依頼しているものであるということであった。その結果を含めて、毎年度の債権の翌年度繰越時点においては、滞納整理台帳に財産状況調査等の進捗状況やその他の進展の有無も含めて、記録を残すことが行政の実務としては求められているものとする。

【結果】

滞納整理台帳は債権管理上、極めて重要な記録である。所管課において適時適切に記録を行うことが事務の効果的効率的な執行を阻害しないことにつながることを認識し、適時適切な記録の実施を徹底するよう要望する。

③ 延滞金の調定行為について（指摘）【保育運営課】

【現状・問題点】

延滞金については、本料が納付された段階で正式に算定し確定することができるが、滞納している本料が納付されるまでは金額が確定しない。滞納している本料が納付された場合はその時点で延滞金が確定するため、その後正式に延滞金を当該滞納者に請求することとなる。しかし、財務会計上の調定行為は、その請求時点では行われておらず、延滞金が納付されたことを確認してから調定行為が行われている（事後調定）。

一方、収入の調定は事前の調定が原則である。そして、柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる（柏市財務規則第 29 条第 1 項第 3 号）。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の 7 日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている（柏市財務規則第 33 条第 1 項）。

納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、本料が納付された後には、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定行為の原則に反するものと考えられる。仮に、滞納された本料が納付された場合でも、延滞金の納付がなされない場合、延滞金債権の調定がなされない現状では、会計上簿外債権として管理していることを許容していることとなる。その影響額を過去にさかのぼって算定することはその件数の規模や債務者への不利益等を勘案すると不可能に近い。

このように原則的な調定の時期を厳守しない場合、延滞金の債権について事前に会計処理を行わないことを意味し、資産の保全上、透明性に欠けるため問題があり、債権の網羅的な把握を行う統制ルールにも悖るものとする。

#### 【結果】

保育料の滞納債権が納付された場合の延滞金（以下「確定延滞金」という。）については、柏市財務規則（柏市財務規則第 29 条第 1 項第 3 号）に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われたい。

確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定のルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。

また、確定延滞金の調定の遡及については、総括的意見（第 3Ⅱ）にも記載のとおり、次のように考える（34 頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した延滞金又は遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定延滞金又は確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも今後発生する確定延滞金又は確定遅延損害金に対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。

#### ④ 保育料滞納者に対する不利な取扱いについて（意見）【保育運営課】

##### 【現状・問題点】

保育料に係る滞納者の所得区分別の滞納債権一覧を閲覧したところ、次の表のとおり、市民税所得割が比較的高い階層にも滞納者は少なからず分布しており、低所得水準に滞納が集中しているわけではない。

【平成28年度及び平成27年度における所得区分別滞納債権の発生状況】 (単位：円)

階層	階層に対応する 市民税所得割	児童福祉使用料（公立保育所）				保育園費負担金（私立保育所）			
		平成28年度発生分		平成27年度発生分		平成28年度発生分		平成27年度発生分	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	市民税非課税	3	22,570	4	16,400	2	6,470	6	21,020
3-1	均等割のみ	1	20,650	0	0	2	20,560	0	0
3-2	～ 5,000	0	0	0	0	0	0	2	46,200
3-3	5,000 ～ 18,599	2	60,000	2	14,270	2	89,740	0	0
3-4	18,600 ～ 33,599	1	8,900	3	76,150	2	14,550	0	0
3-5	33,600 ～ 48,599	2	33,950	7	260,450	3	207,680	1	13,200
4-1	48,600 ～ 56,999	4	253,240	6	389,950	1	6,050	3	129,850
4-2	57,000 ～ 66,999	2	100,600	0	0	2	288,400	4	107,850
4-3	67,000 ～ 76,999	5	136,930	4	208,600	7	323,630	4	168,780
4-4	77,000 ～ 86,999	2	315,700	3	429,950	6	249,925	1	122,500
4-5	87,000 ～ 96,999	9	498,300	5	180,400	1	170,250	9	1,084,910
5-1	97,000 ～ 114,999	15	1,967,050	8	669,990	7	881,450	9	471,710
5-2	115,000 ～ 132,999	7	1,221,060	6	764,890	8	1,202,430	9	855,570
5-3	133,000 ～ 150,999	9	962,990	7	738,940	13	1,563,150	5	607,050
5-4	151,000 ～ 168,999	12	1,762,010	5	522,680	7	339,700	2	508,720
6-1	169,000 ～ 194,999	7	879,450	3	421,850	9	502,850	3	271,600
6-2	195,000 ～ 220,999	1	49,400	3	163,200	1	54,400	1	87,500
6-3	221,000 ～ 246,999	4	212,900	2	249,200	4	158,950	1	33,900
6-4	247,000 ～ 272,999	2	330,600	1	184,400	1	550,100	0	0
6-5	273,000 ～ 300,999	1	34,300	0	0	0	0	0	0
7-1	301,000 ～ 332,999	0	0	0	0	3	150,100	4	699,550
7-2	333,000 ～ 364,999	3	427,540	1	280,500	0	0	1	52,700
7-3	365,000 ～ 396,999	1	90,000	0	0	2	86,400	1	27,910
8-1	397,000 ～ 444,999	0	0	0	0	0	0	0	0
8-2	445,000 ～ 499,999	0	0	1	28,800	0	0	0	0
8-3	500,000 ～	1	35,500	3	505,020	1	29,000	4	797,200
受託 <sup>注</sup>	-	1	293,600	2	222,300	0	0	0	0
合計	-	95	9,717,240	76	6,327,940	84	6,895,785	70	6,107,720

注：受託とは、柏市外に居住し、その居住する市町村で保育認定を受けた子どもが、柏市内の保育園等を利用する場合を指す。  
受託に係る保育料の金額については、居住する市町村が決定するが、このうち柏市内の公立園に係る保育料については柏市が徴収する。

背景には、必ずしも経済的に困窮しているとは言えないような家庭が自己中心的な理由により保育料を納付しない事例も少なからず存在するものと考えられ、公平性の観点から問題である。そこで、滞納者に対する不利な取扱いを設け、それを明示することで悪質な滞納を牽制する必要性は高いものとする。

柏市では、保育料滞納者に対して、在園児の転園希望における利用調整又は、その兄弟

姉妹の利用調整の際に、調整点数において 20 点の減点を行っている。利用調整では、基準点数と調整点数の合計の高い順に入園又は転園の決定を行っており、利用申込みが定員を上回る場合、保育料の滞納者は不利となる。

なお、20 点というのは基準点数とのバランスを勘案して決定しており、平成 27 年度までは 10 点減点だったものを平成 28 年度に見直しを行い、20 点減点に変更したという経緯があるということであった。

このような、保育料滞納者に対する利用調整の不利な取扱いは他都市でも一般的に行われているが、基準点数や他の調整点数と滞納による減点点数のバランスはまちまちであり、柏市のケースが特に滞納者に対する不利な扱いとして目立つものとはなっていない。

また、利用調整の不利な取扱いに加えて、保育料滞納者に対して延長保育の制限を行っている（保育料滞納者に対して延長保育の制限を行うことを保育園入所案内に明記している）地方公共団体もあるが、柏市ではそのような取扱いは行っていない。

**【柏市と他都市の保育料滞納者に対する不利な取扱いの比較】**

区 分	フルタイムの会社 員の基準点数	保育料滞納による 調整点数	保育料滞納者に対する利用調 整以外のペナルティ
柏市	30 点	△20 点	特になし
東京都 江東区	12 点	3 か月以上滞納：△20 点	区立保育園のスポット延長保 育の制限を行うことがある旨 がホームページに明記されて いる
埼玉県 川口市	20 点	△20 点	川口市子ども医療費の支給に 制限がかかる場合がある旨が ホームページに太字で明記さ れている。
東京都 中央区	20 点	3 か月以上滞納：△5 点 6 か月以上滞納：△10 点	延長保育の申込をできる人は 保育料を滞納していない人で ある旨が入所案内に明記され ている
大阪府 吹田市	10 点	なし（開示されている資 料からは確認できない）	延長保育の制限を行うことが ある旨が入所案内に明記され ている

**【結果】**

現在実施している滞納者に対する不利な取扱いについては、定期的に効果を検証するとともに、他都市の事例等を参考にするとともに、今後も継続して効果的なペナルティの内容のあり方を研究されるよう要望する。

また、他都市の事例を見る限り、保育料の滞納者に対する不利な取扱いを保育所の利用案内やホームページ等で目立つように開示している事例は決して多くないと認識しているが、ペナルティの存在を保護者の目につくように効果的に開示することによって牽制効果が期待でき、悪質な保育料滞納の発生を一定程度防止する機能があるものと考えられる。そこで、不利な取扱いの内容の効果的な開示のあり方も併せて研究されるよう要望する。

## 5. 路上喫煙過料（普通徴収）に係る未収債権について〔債権番号：105〕

### （1）概 要

#### ① 路上喫煙過料（普通徴収）に係る未収債権の基本情報について

市は、平成9年7月1日に「柏市ぼい捨て及び違反ごみ出し防止条例」を施行し、平成17年4月1日に過料規定を含む「柏市ぼい捨て等防止条例」へと改正を行い、平成17年10月1日からは過料の徴収を開始している。柏市ぼい捨て等防止条例は、市内の環境美化の推進及び歩行者の安全確保を図ることを目的として、ぼい捨て、路上等喫煙及び違反ごみ出し等を禁止しており、同条例第9条第1項では、公共の場所において環境の美化の推進及び歩行者等の安全の確保のため特に必要があると認める区域を禁煙等強化区域（以下「強化区域」という。）として指定できると定め、具体的には JR 柏駅周辺を強化区域として指定し、強化区域内におけるぼい捨て又は路上等喫煙をした者に対し2,000円の過料を処すると定めた（同条例第7条及び第14条並びに同条例施行規則第4条の2第3項）。

過料の処分については、路上喫煙等防止指導員（以下「指導員」という。）が強化区域内をパトロールし、ぼい捨て又は路上等喫煙を発見した場合に、被処分者に対し過料処分の旨を告知し、弁明の機会を与えた上で行われ（同条例第15条）、現金又は後日の納付書による納付により徴収している。

#### ア. 債権名称

路上喫煙過料（普通徴収）

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

強制徴収公債権（柏市ぼい捨て等防止条例第14条）

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

環境サービス課（賦課・徴収・未収管理部門は同一部門）

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

柏市ぼい捨て等防止条例、柏市ぼい捨て等防止条例施行規則、柏市債権管理条例、指導員マニュアル（柏市路上喫煙等防止指導員パトロールマニュアル）

#### オ. 債権管理システム等

路上喫煙過料（普通徴収）は表計算ソフトにより管理されている。

#### カ. 債権管理上のリスク等

路上喫煙過料（普通徴収）の未収債権を管理するうえで、考慮しなければならないリスクとして、環境サービス課が考える項目は次のとおりである。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分になる危険性がある。
- iii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じる。
- iv 窓口や電話対応が多い部署であり、滞納者管理や債権管理に時間が割けない。

#### キ. 債権の管理目標

路上喫煙過料（普通徴収）に係る未収債権を管理する目標として、環境サービス課では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理等
- ii 債権金額及び件数等の管理における正確性
- iii 債権の決算書及び各種資料上での表示の妥当性

#### ② 路上喫煙過料（普通徴収）に係る未収債権の決算情報等について

路上喫煙過料（普通徴収）に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【路上喫煙過料の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	650,000	570,000	580,000	89.2%	101.8%
現年課税・賦課分	600,000	528,000	552,000	92.0%	104.5%
滞納繰越分	50,000	42,000	28,000	56.0%	66.7%
調定額	1,386,000	1,278,000	964,000	69.6%	75.4%
現年課税・賦課分	338,000	550,000	310,000	91.7%	56.4%
滞納繰越分	1,048,000	728,000	654,000	62.4%	89.8%
収入済額	316,000	448,000	260,000	82.3%	58.0%
現年課税・賦課分	314,000	448,000	260,000	82.8%	58.0%
滞納繰越分	2,000	0	0	-	-
不納欠損額	342,000	176,000	296,000	86.5%	168.2%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	342,000	176,000	296,000	86.5%	168.2%
収入未済額	728,000	654,000	408,000	56.0%	62.4%
現年課税・賦課分	24,000	102,000	50,000	208.3%	49.0%
滞納繰越分	704,000	552,000	358,000	50.9%	64.9%
収納率	22.8%	35.1%	27.0%	4.2%	-8.1%
現年課税・賦課分	92.9%	81.5%	83.9%	-9.0%	2.4%
滞納繰越分	0.2%	0.0%	0.0%	-0.2%	0.0%
予算現額 - 収入済額	334,000	122,000	320,000	95.8%	262.3%
現年課税・賦課分	286,000	80,000	292,000	102.1%	365.0%
滞納繰越分	48,000	42,000	28,000	58.3%	66.7%

平成28年度における路上喫煙過料（普通徴収）の調定額合計は964,000円、収納率は27.0%であり、収入未済額は408,000円であった。また、収納率は、現年分が83.9%、滞納繰越分が0.0%であった。収納率のうち現年分は、平成26年度は92.9%、平成27年度は81.5%と、若干低下傾向を示している。一方、滞納分は、平成26年度0.2%、平成27年度0.0%であり、その性質上、現年分と比べ著しく低くなっている。

【路上喫煙過料の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	25	12.3%	50,000	12.3%
1年超～2年以内	51	25.0%	102,000	25.0%
2年超～3年以内	12	5.9%	24,000	5.9%
3年超～4年以内	62	30.4%	124,000	30.4%
4年超～5年以内	54	26.5%	108,000	26.5%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合 計	204	100.0%	408,000	100.0%

平成28年度末における路上喫煙過料（普通徴収）の滞納件数は204件、滞納している収入未済額合計は408,000円であった。なお、路上喫煙過料（普通徴収）は、納期限より5年を経過すると時効となるため、納期限より5年を経過した路上喫煙過料（普通徴収）は不納欠損処理が行われている。

### ③ 路上喫煙過料（普通徴収）の概要について

環境サービス課は、強化区域内のぼい捨てをした者又は路上等喫煙者に対して過料を処する指導員として、警察OBを臨時的に雇用し、その指導員はパトロールを実施している。パトロールの実施日時及び実施場所は、環境サービス課において「路上喫煙防止パトロール日程表」（以下「日程表」という。）を毎月作成し、指導員は日程表に基づいてパトロールを実施している。なお、パトロールの実施は平日に限られ、日中に実施する通常パトロールを概ね週3日、早朝・夜間のパトロールを各々週1回のスケジュールにより実施している。

パトロールの実施場所としては、強化区域内であるJR柏駅周辺と柏市内の各駅を対象とした各駅パトロールとがある。各駅パトロールの対象駅としては、JRの南柏駅、北柏駅、東武鉄道の新柏駅、増尾駅、逆井駅、高柳駅、豊四季駅、首都圏新都市鉄道つくばエクスプレスの柏たなか駅、柏の葉キャンパス駅等が指定されている。

通常は、強化区域であるJR柏駅周辺をパトロールの対象としているが、早朝パトロールのうち午前7時から午前9時まで及び夜間パトロールの場合には、個別に実施日及び実施時間帯別のパトロール実施場所を指定している。なお、強化区域のJR柏駅周辺以外は全て強化区域外となるため、指導員がパトロールを実施し、ぼい捨て又は路上喫煙を現認しても、過料の処分はせずに注意、指導のみを行っている。

指導員は、強化区域内でぼい捨て又は路上等喫煙をした者を現認した場合に、被処分者に対して過料処分の旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない（柏市ぼい捨て等防止条例第15条）。過料の額は2千円と定められている（同条例施行規則第4条の2第3項）。この過料の徴収は、指導員がその場で被処分者から現金を直接徴収（同条例第16条）するか、又は現金を持ち合わせていない被処分者の場合には納入通知書を手渡している。

## （2）手 続

路上喫煙過料（普通徴収）等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施した。

## （3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

## ① 清掃活動への参加の案内について（指 摘）【環境サービス課】

### 【現状・問題点】

柏市ばい捨て等防止条例施行規則第4条の3において、「過料の処分の決定を受けた者に対し、本市が条例の目的を達成するために実施する清掃活動への参加を促すための案内をするものとする」と規定されている。しかし、環境サービス課において同条例施行規則の定めによる案内は行われていない。

環境サービス課では毎年、市内全域で市民、ボランティアの協力を得てゴミゼロ運動を実施している。

ゴミゼロ運動は昭和57年から5月30日（ゴミゼロ）を中心とする清掃活動として行われており、ゴミゼロ運動の趣旨に賛同した市民、ボランティア団体、企業、町内会など、市民27,371人、ボランティア等の96団体（出典：「平成29年度ゴミゼロ運動 実施結果」（柏市ホームページより））が参加して、市内全体で実施されている。ゴミゼロ運動へ参加することにより、路上等に散乱するたばこの吸殻、空き缶、空き瓶などのばい捨てごみを収集し、地域の美化の向上と共に分別方法やリサイクル運動への理解を深める効果も認められる。以上のことから当該運動等の清掃活動へ参加を促す案内を実施することには意義がある。

### 【結果】

環境サービス課は、柏市ばい捨て等防止条例施行規則に基づき過料の処分の決定を受けたものに対し、清掃活動の参加を促すための案内を実施されたい。

## ② 平日深夜及び休日のパトロールの実施について（意 見）【環境サービス課】

### 【現状・問題点】

環境サービス課では、現状のパトロール時間以外のパトロール実施の必要性を認めて様々な施策を検討したが、指導員の確保が困難なこと及び休日の場合に環境サービス課の職員が市庁舎等に待機する必要性等の問題から他の時間帯のパトロールの実施を断念している。また、業務委託についても検討していたが、地方自治法第243条において、「公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない」との定めから、過料処分を踏まえた業務の委託は法的にできないと判断し、業務委託も断念している。

確かに、私人への徴収又は収納業務は地方自治法により委託することができないが、過料処分を伴わない業務であれば委託は可能であると考えられる。現状では、パトロールを実施していなかった平日の深夜及び休日にパトロールを実施し、指導・注意することができれば、路上喫煙に対してより抑止効果が期待できるものと考えられる。

市では、平成29年11月1日から柏市客引き行為等禁止等条例が全面施行され、平成29

年10月1日から業務委託した警備員による柏駅周辺（特定地区）における夕方から深夜の警備が実施されている。柏市客引き行為等禁止等条例に基づく業務委託契約に路上喫煙の過料処分を対象外とし指導・注意のみ追加することが可能であれば、現状で指導員がパトロールしていない時間帯のパトロールが可能となる。環境サービス課は柏駅周辺の客引き行為等を所管している防災安全課と協議を行った上で、現状では対応されていない時間帯のパトロールが実現することができるのであれば、抑止効果が見込めるものと考えられる。

#### 【結果】

柏市客引き行為等禁止等条例に基づく警備業務と路上喫煙防止パトロールとが同時に実施できるよう、防災安全課と検討するよう要望する。

### ③ 他の所管課及び団体との協働について（意見）【環境サービス課】

#### 【現状・問題点】

環境サービス課では指導員による強化区域として指定された柏駅周辺のパトロールを実施している。

その一方、防災安全課では、防犯を目的とした「エンジョイ・パトロール」を実施している。具体的には、地域住民が赤字で防犯と書かれた蛍光色の帽子をかぶり、散歩を防犯活動につなげる取り組みを行っている。直近では、平成29年11月11日に「エンジョイ・パトロールAnAnのつどい」という催しがアミュゼ柏で開催され、「エンジョイ・パトロール」の意識啓発も行っており、柏駅周辺において地域住民による様々な時間帯でのパトロールが実施されている。

環境サービス課のパトロールは平日早朝、深夜、休日のパトロールが課題とされている。「エンジョイ・パトロール」の実施に際し、路上喫煙の防止もスローガンに掲げるだけでも市民の路上喫煙に対する意識啓発になり、現状パトロール未実施の地域、時間帯のパトロールも実現できることにもなる。

保健所地域健康づくり課では、医療・教育・行政・市民が連携・協働しながら柏市全体でタバコ対策に取り組んでいくことを目的とした「柏ノースモッ子作戦協議会」を設立している。当該協議会には、柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、柏商工会議所、柏市立幼稚園協会、柏市PTA連絡協議会、柏市民健康づくり推進員連絡協議会、柏市民生委員児童委員協議会、柏市小中学校校長会、柏市小中学校養護教諭の各団体が参加している。また、環境サービス課は柏駅周辺のビル管理会社、マンション管理組合、店舗等から直接に路上喫煙防止指導の依頼を受けており、柏駅周辺の商業等団体との接点も有している。「柏ノースモッ子作戦協議会」参加団体及び柏駅周辺の商業等団体と共同した環境美化及び路上喫煙等禁止キャンペーンを開催する等の施策もより効果的な施策となる。

### 【結果】

柏駅周辺において活動している防災安全課や受動喫煙対策をしている保健所地域健康づくり課等の他の所管課と協議し、中長期的な目標を共有しつつ、市内の環境美化の推進や歩行者の安全確保を図ることを目的として、短期的には合意できることから一つひとつ協働範囲を広げていく戦術的なロードマップを作成して、順次施策を実現することを要望する。

## Ⅲ－２ 非強制徴収公債権に該当する未収債権の監査結果について

### 1. 生活保護費返還金債権に係る未収債権について〔債権番号：201〕

#### (1) 概 要

##### ① 生活保護費返還金債権に係る未収債権の基本情報について

生活保護は、生活に困っている世帯を対象に、その状況や程度に応じて、国の責任で最低限度の生活を保障し、自立を支援することを目的としている。生活保護費返還金債権は、生活保護法（以下「法」という。）に返還、徴収等が定められており、柏市の場合は、次の法第 63 条及び第 78 条に基づく債権であり、基本的な情報は、次のとおりである。

法第 63 条に基づく返還金は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定されている。また、急迫の場合等とされており、急迫の場合に限定されていないことから、事後的に実施機関において資力があることを認識した場合で、不当に利益を得ようとする意思が被保護者にないと判断できるような場合等に幅広く適用される。なお、返還額については、資力を限度として、受けた保護費の範囲内で決定されるが、決定に際しては、世帯の自立助長を考慮し必要額を控除することができる。

法第 78 条に基づく返還金は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定されている。いわゆる不正受給であり、徴収金額については、資力に関係なく、必要最小限度の実費を除く不正受給により得た保護費の全額であり、法第 63 条に基づく返還金のような裁量の余地はない。なお、法第 78 条が適用される主な場面は次のとおりである。

- i 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき。
- ii 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- iii 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。
- iv 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき。

ア. 債権名称

生活保護費返還金債権

イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

非強制徴収公債権（生活保護法）

ただし、徴収する保護費の支給実績が平成 26 年 7 月分以降の法第 78 条に基づく返還金は、生活保護法に基づき、強制徴収の公債権に属するものとして、管理されている。

ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

生活支援課

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

生活保護法、国税徴収法（地方税法）、柏市生活支援課債権管理マニュアル等

オ. 債権管理システム等

生活保護費返還金債権の管理は表計算ソフトを主としており、生活保護システムふれあいを併用している。

カ. 債権管理上のリスク等

生活保護費返還金債権の債権管理上のリスクについて、生活支援課では次のとおり考えている。

- i 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。
- ii 件数が多いため、管理システム等、ITの活用が不可欠であり、管理システムの仕組み等を熟知する必要がある。
- iii 長期滞納者への督促、催告は滞納債権が多いため、専従職員の配置が必要である。
- iv 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと市所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- v 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じる。

キ. 債権の管理目標

生活保護費返還金債権に係る未収債権を管理する目標として、生活支援課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権の網羅的な管理
- iii 債権金額及び件数等の管理における正確性

② 生活保護費返還金債権に係る未収債権の決算情報等について

生活保護費返還金債権に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【生活保護費返還金債権に係る未収債権の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	71,951,000	61,829,000	38,964,000	54.2%	63.0%
現年課税・賦課分				-	-
滞納繰越分				-	-
調定額	257,436,198	260,268,427	283,061,757	110.0%	108.8%
現年課税・賦課分	79,803,714	73,607,611	71,956,742	90.2%	97.8%
滞納繰越分	177,632,484	186,660,816	211,105,015	118.8%	113.1%
収入済額	65,962,684	49,353,800	58,086,207	88.1%	117.7%
現年課税・賦課分	41,590,996	25,203,405	27,104,939	65.2%	107.5%
滞納繰越分	24,371,688	24,150,395	30,981,268	127.1%	128.3%
還付未済額	10,000	0	0	0.0%	-
現年課税・賦課分	10,000	0	0	0.0%	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
不納欠損額	4,832,478	69,000	0	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	4,832,478	69,000	0	0.0%	0.0%
収入未済額	186,651,036	210,845,627	224,975,550	120.5%	106.7%
現年課税・賦課分	38,222,718	48,404,206	44,851,803	117.3%	92.7%
滞納繰越分	148,428,318	162,441,421	180,123,747	121.4%	110.9%
収納率	25.6%	19.0%	20.5%	-5.1%	1.6%
現年課税・賦課分	52.1%	34.2%	37.7%	-14.4%	3.4%
滞納繰越分	13.7%	12.9%	14.7%	1.0%	1.7%
予算現額 - 収入済額	5,978,316	12,475,200	△ 19,122,207	-319.9%	-153.3%
現年課税・賦課分	△ 41,600,996	△ 25,203,405	△ 27,104,939	65.2%	107.5%
滞納繰越分	△ 24,371,688	△ 24,150,395	△ 30,981,268	127.1%	128.3%

平成 28 年度における生活保護費返還金債権の調定額合計は 2 億 8,306 万円、収納率は 20.5%であり、その結果、収入未済額は 2 億 2,498 万円であった。また、収納率は、現年度分が 37.7%、滞納繰越分が 14.7%であった。これらの収納率のうち、滞納繰越分は、平成 26 年度は 13.7%、平成 27 年度は 12.9%と、ほぼ横ばいで推移している。一方、平成 28 年度の現年分の収納率は、平成 26 年度 (52.1%) に比べて 14.4 ポイント低下して

おり、収納率は悪化していると言える。

【生活保護費返還金債権に係る未収債権の滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	104	27.6%	44,923,001	20.0%
1年超～2年以内	77	20.4%	34,542,768	15.4%
2年超～3年以内	34	9.0%	26,210,210	11.7%
3年超～4年以内	41	10.9%	25,760,926	11.5%
4年超～5年以内	50	13.3%	33,757,446	15.0%
5年超	71	18.8%	59,781,199	26.6%
合計	377	100.0%	224,975,550	100.0%

平成 28 年度末における生活保護費返還金債権の滞納件数は 377 件、滞納している収入未済額合計は 2 億 2,498 万円であった。生活保護費返還金債権に係る未収債権の債務者は、滞納者の資力が乏しいことが多く、人的保証や物的保証等の担保を要求することも困難なことが多いことから、滞納年齢 2 年超のものが 196 件で 52.0%、1 億 4,551 万円で 64.6%といずれも半分超を占めている。

## （2）手 続

生活保護費返還金調定・消込書、徴収金管理台帳等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施した。

## （3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 相続人に対する賦課・徴収について（意 見）【生活支援課】

#### 【現状・問題点】

相続においては、相続があったことを知ってから 3 ヶ月以内に相続放棄又は限定承認の手続がとられなかった場合には、相続人は被相続人の滞納した返還金等について法定相続分に応じて返還する義務を負う。また、単純承認の場合、債務は具体的な相続人とは関係なしに、法定相続分の割合で相続されるため、何も相続しなかった相続人に対しても、法定相続分の割合で請求することができる。

市所管課では、生活保護開始時には戸籍調査を行って扶養義務者を確認し、相続人に当たる者の住所は把握しているが、債務者（被保護者）が死亡した場合には、相続人への賦課・徴収を実施していない。

相続人に対する賦課・徴収は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点

であるため、特段の合理的な事情がある場合を除き、債務者が死亡したことを知った場合には、死亡の事実を確認するとともに、速やかに相続人等の調査を行い、相続人等に対して相続の意思の確認を行う等、適時適切に相続人への賦課・徴収を実施する必要がある。

#### 【結果】

生活保護事務により発生した生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、相続人に対する公平な賦課・徴収が可能となるよう、マニュアルに則した課内研修を実施し、マニュアルに準拠した運用を徹底することを要望する。

## ② 履行延期の特約等について

### ア. 履行延期の特約等について（平成 26 年 7 月分以降の法第 78 条に基づく返還金等を除く）

#### （指 摘）【生活支援課】

#### 【現状・問題点】

非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項）が適用され、柏市財務規則に沿って、次のような処理を行うことが求められている。すなわち、非強制徴収公債権や私債権に係る債務者の納付につき、履行延期の処分及び特約を申請する場合には、履行延期申請書を市長に提出しなければならない（柏市財務規則第 292 条第 1 項）。また、財産管理者は、債務者から履行延期申請書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、一定の要件に該当することを確認して、履行延期特約等決議書により履行延期の特約等を決定するものとしている（柏市財務規則第 292 条第 3 項）。ここで、債権に係る財産管理者とは、所管の課長とされている（別表 1、柏市財務規則第 2 条第 8 号）。

生活保護費返還金債権の滞納債権においては、返還金が確定した後、債務者から分割納付したいとの申し出があった場合、生活支援課長が決裁（柏市事務決裁規程「36 生活支援課に関する事項」）し、債務者に分割納付を認めている。つまり、生活保護費返還金債権に係る未収債権の債務者は、滞納者の資力が乏しいことが多く、人的保証や物的保証等の担保を要求することも困難なことが多いことから、分納誓約の法的性質については、「滞納者の申し出た納付計画による自主的な納付の履行を見守る事実上の措置」としており、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。生活保護廃止後の一部の債務者を除いて、差し押さえる財産がなく、強制的な徴収が事実上不可能であることが多いことから、事実上、分割納付を認める実務が進められていることについて、否定するものではない。しかし、未回収となっている生活保護費返還金債権の多くは分割して返済され、債権管理が長期化する傾向にあり、未回収となっている生活保護費返還金債権のうち、2 年超の延滞が続いていて回収が進んでいないものは、196 件、計 1 億 4,551 万円に上っている。

現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。

#### 【結果】

債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。

実務上、履行延期の特約等の意思決定をどの段階で行うかに関しては、総括的意見にも記載したとおり、次のように考える（32 頁参照）。

すなわち、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。

なお、生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮するものに対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。このため、生活保護事務により発生した生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。

### イ. 事実上の分納に対する牽制及び徴収の猶予制度の検討について（平成 26 年 7 月分以降の法第 78 条に基づく返還金等）（意見）【生活支援課】

#### 【現状・問題点】

債務者が、徴収する保護費の支給実績が平成 26 年 7 月分以降の生活保護法第 78 条に係る生活保護費返還金債権（以下、「法第 78 条に基づく返還金等」という。）の納付につき、分割納付を希望する場合には、履行期限を延長する特約等に係る規定（地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項）を適用することができない。当該履行延期の特約等に係る規定が適用される債権は強制徴収により徴収する債権を除く債権であり、強制徴収公債権である法第 78 条に基づく返還金等には適用がないためである。

しかし、当該履行延期の特約等が適用されない債権であっても、実際の行政の実務上では、債権の時効期間（生活保護費返還金債権の場合は 5 年）の経過を中断するためにも、地方自治法第 236 条第 3 項が準用する民法第 147 条第 3 号の承認に該当するものとして、分割納付の誓約を提出させて、分納計画書に沿った納付を求めている。強制徴収公債権の分納を認めること自体について法律上禁止はされていないものの、履行期限を延長する特約等に係る規定類似の分納を認める根拠規定が存在しない以上、強制徴収公債権について分納を認めるためには、履行期限を延長する特約等に係る規定の要件以上の厳格な要件

審査が必要と解される。

法第 78 条に基づく返還金等においては、返還金が確定した後、債務者から分割納付したいとの申し出があった場合、生活支援課長が決裁（柏市事務決裁規程「36 生活支援課に関する事項」）し、債務者に分割納付を認めている。つまり、強制徴収公債権に該当する法第 78 条に基づく返還金等についても、債務者からの申請に基づき、事実上、分割納付を認める実務が進められている。生活保護廃止後の一部の債務者を除いて、差し押さえる財産がなく、強制的な徴収が事実上不可能であることが多いことから、事実上、分割納付を認める実務が進められていることについて、否定するものではない。しかし、未回収となっている法第 78 条に基づく返還金等の滞納債権の多くは分割して返済され、債権管理が長期化する傾向にあり、未回収となっている生活保護費返還金債権のうち、2 年超の延滞が続いていて回収が進んでいないものは、196 件、計 1 億 4,551 万円に上っている。

現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、強制徴収公債権である法第 78 条に基づく返還金等の履行期限の延長を認める法令上の根拠がないことを勘案すると、同一債権について複数回、分割納付の誓約を繰り返すことの正当性の根拠が問われかねない事例も存在する。

したがって、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。

強制徴収公債権である法第 78 条に基づく返還金等の滞納債権について、債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行う必要があるものとする。

なお、生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮するものに対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。このため、生活保護事務により発生した法第 78 条に基づく返還金等については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。

実務上、履行延期の特約等に類する意思決定をどの段階で行うかに関しては、総括的意見にも記載したとおり、次のように考える（32 頁参照）。

すなわち、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。

#### 【結果】

国税の行政判例では、契約による延納は許されないとする判例が存在する（昭和 27 年 8 月 5 日最高裁判所第 3 小法廷判決）。この判例を踏まえると、事実上の分納の実務以外に、徴収の猶予についても、実務上、検討する必要があるものとする。

### ③ 国税徴収法の例による徴収について（意見）【生活支援課】

#### 【現状・問題点】

徴収する保護費が、平成 26 年 7 月分以降の法第 78 条に基づく返還金等に該当するものは強制徴収公債権となったため、裁判手続きを経ることなく、強制徴収が可能となる。

平成 28 年度における生活保護費返還金債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、これまでに国税徴収法の例による徴収を行ったことはない。

国税徴収法の例による徴収については、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、納付交渉がうまくいかない場合や納付交渉することができない場合には、国税徴収法の例による強制徴収する必要がある。

#### 【結果】

生活保護事務により発生した法第 78 条に基づく返還金等については、生活保護特有の事情を加味した上で、財産調査に関するマニュアルを整備し、適切な債権管理を行うとともに、債権管理室と連携しながら、簡易裁判所を利用した簡易な法的措置については、生活支援課で対応できるような体制づくりを行う等、国税徴収法の例による徴収することを検討するよう要望する。

### ④ 時効の管理について（意見）【生活支援課】

#### 【現状・問題点】

債権は一定期間が経過すると時効により消滅し、これを消滅時効という。生活保護事務で発生する生活保護法第 63 条及び第 78 条に基づく公債権である生活保護費返還金債権については、生活保護法に時効に関する定めがないことから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定を適用されるため、5 年とされる。また、消滅時効の起算点については、地方自治法に規定がないことから、民法第 166 条及び第 140 条の規定が適用される。具体的には、生活保護法第 63 条に基づく返還金債権は、被保護者の資力があるにもかかわらず保護をうけた日の翌日から 5 年間の消滅時効にかかり、法第 78 条に基づく返還金債権は、不正受給の事実を市所管課等が知った日の翌日から 5 年間の消滅時効にかかる。

時効が成立すると債権が消滅するため、市所管課は債権者としてそれを防止するため、時効の中断をする必要がある。

平成 28 年度における生活保護費返還金債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、弁済以外による時効の中断事由が管理されていないため、債権が発生した日と弁済があった日のいずれか遅い日を消滅時効の起算点として管理している。これは、債権管理が表計算ソフトで行われており、債権が発生した日と弁済があった日のみを入力要件としているためである。

時効の管理については、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であり、

時効の起算点は債権により異なる上、中断事由の発生により時効の起算点が変更となるため、時効の起算点等の時効中断措置等の実施状況について適時適切に把握し、確実に記録する必要がある。

**【結果】**

弁済以外の督促や債務承認等の時効の中断事由についても、「生活保護システムふれあい」を有効に活用し、各債権の時効成立日が一覧で管理できるように運用を改善するよう要望する。

**⑤ 督促の管理について（意見）【生活支援課】**

**【現状・問題点】**

督促には、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められ（地方自治法第 236 条第 4 項）、条例に定めるところにより督促手数料及び延滞金を請求することができる（同法第 231 条の 3 第 2 項）

生活保護費返還金債権に係る未収債権においては、過年度において、債権管理の際に使用している表計算ソフトの計算式が破損しているため、弁済以外の時効の中断事由が正確に記録されていない。そのため、不納欠損処理を行う場合に、督促による時効中断の手続をとっていないとみなし、消滅時効の起算点を督促状の到達日とすることができていない。

督促には、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められることから、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、督促の時期等の時効中断措置等の実施状況について確実に記録する必要がある。

**【結果】**

「生活保護システムふれあい」を有効に活用し、督促の時期を明瞭に記録し、発送日の管理を確実にを行い、債権の回収が完了するまでその記録を確実に保存できるようにするよう要望する。

**⑥ 加算金の徴収について（意見）【生活支援課】**

**【現状・問題点】**

生活保護法の改正により、不正受給に係る徴収金額に加え、不正受給を行った金額に 100 分の 40 を乗じた額以下の金額（以下、「加算金」という。）を上乗せして徴収できる。

平成 28 年度における生活保護費返還金債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、受給者の支払い能力が乏しいとの判断から、加算金を決定、徴収したことはない。

不正受給を行った金額に対する加算金については、債務者の納税意識を高めるために、不正な受給であることを知らしめる必要があり、業務の有効性及び効率性を担保する意味でもその仕組みを構築することが求められているものとする。また、加算金を徴収する

際は、同じ事案で適用の有無が分かれることは平等の原則に反する可能性があり、適用すべき場面で適用を怠った場合は行政裁量を逸脱している可能性がある。

**【結果】**

生活保護事務により発生した生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、不正受給を行った金額に対する加算金の徴収について、その具体的な適用基準を明確に定め、不正受給に対する抑止力を高めていく策を講じるよう要望する。

**⑦ 不正受給に対する罰則の適用について（意見）【生活支援課】**

**【現状・問題点】**

不正受給は、生活保護制度に対する市民の信頼を揺るがす重大な問題であり、厳正な対応が必要である。生活保護費返還金債権に係る未収債権のうち、いわゆる不正受給である法第 78 条に基づく返還金の調定額は、平成 26 年度は 1 億 7,378 万円、平成 27 年は 1 億 8,313 万円、平成 28 年度は 1 億 8,579 万円であり、近年増加傾向にある。これは、近年、生活保護受給者が増加している中で、課税調査による稼働収入の把握や年金調査による年金収入の把握等の強化・徹底が図られたことによるものと考えられる。

一方、生活保護法第 85 条において、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等に対する罰則として、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金と規定していたが、他法令の罰則を踏まえると、罰則による抑止力が十分ではない側面があった。また、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費に相当する額を返還するに過ぎず、生活保護法第 85 条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対するペナルティが実質的に存在しないとの側面もあった。そのため、生活保護法の改正により、不正受給に対する罰金の上限額を 100 万円以下に引き上げられた。

市所管課では、生活保護法第 85 条又は刑法上の詐欺罪等に該当し、かつ、不正受給の手段が特に悪質であると判断する場合には、ケース診断会議において告発等を行うか否かを審査することとしている。平成 28 年度における生活保護費返還金債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、過去 5 年以内に告発等をした事実は認められない。

告発等については、債務者の納税意識を高めるために、受給が特に悪質であることを知らしめる必要があり、業務の有効性及び効率性を担保する意味でもその仕組みを構築することが求められているものと考えられる。また、告発等を行う際は、同じ事案で適用の有無が分かれることは平等の原則に反する可能性があり、適用すべき場面で適用を怠った場合は行政裁量を逸脱している可能性がある。

**【結果】**

生活保護事務により発生した生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、告発等を行うか否かについて、その具体的な適用基準を明確に定め、不正受給に対する抑止力を高めていく策を講じるよう要望する。

## ⑧ 不納欠損処理について（指 摘）【生活支援課】

### 【現状・問題点】

不納欠損処理とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了せしめる決算上の処分であり、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算手続き上の取り扱いである。

地方自治法第 236 条第 2 項には、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする規定されている。したがって、時効の起算点より 5 年が経過した公債権については、理由を付し起案の上、不納欠損処理を行う必要がある。

平成 28 年度における生活保護費返還金債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成 27 年度及び平成 28 年度において、時効完成により消滅していることが明らかな債権が存在するにもかかわらず、不納欠損処理が行われていない。平成 28 年度末時点において、時効完成により消滅していることが明らかな債権は、法第 63 条に基づく返還金債権が 1 件、8 万円、法第 78 条に基づく返還金債権が 7 件、289 万円である。なお、平成 27 年度において、債務者が死亡し、扶養義務者からの納入の可能性が極めて低い債権 1 件、6 万円については、不納欠損処理が実施されている。

回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化を妨げる一因となることから、不納欠損処理は、業務の有効性及び効率性の目的からも重要な視点である。また、回収可能性のない債権を帳簿上計上することは、自治体の財政状態の正確な把握を妨げる一因となることから、財務報告の信頼性の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情がある場合を除き、不納欠損処理を適時適切に実施する必要がある。

### 【結果】

公債権については、時効の援用を要せず、時効完成により自動的に消滅するのであるから、時効が完成した債権については、速やかに不納欠損処理を実施する事務を徹底されたい。

## 2. 生活支援給付費返還金債権に係る未収債権について [債権番号：202]

### (1) 概要

#### ① 生活支援給付費返還金債権に係る未収債権の基本情報について

中国残留邦人等の支援給付制度は、中国残留邦人等の特別な事情に鑑み、安心して老後の生活を送れるよう、法律に基づき、平成 20 年 4 月 1 日から実施されることになった生活保護とは異なる新たな制度であり、その法律規定は、生活保護法が準用されている。

一緒に生活している世帯全員の収入（子供世帯と同居していれば子供世帯の収入も含まれる。）と、国が定めた「生活費の基準（最低生活費）」とを比べ、支援給付が必要かどうか決められる。また、支援給付には、次のような種類の支援があり、「生活費の基準（最低生活費）」は中国残留邦人等とその配偶者の生活に必要な支援給付を組み合わせたものである。

#### 【支援給付の種類】

生活支援給付	毎日の生活に必要な食費や衣類、光熱水費などの費用
住宅支援給付	毎月の家賃（一定の限度があり）
医療支援給付	病院にかかるのに必要な費用
介護支援給付	介護保険の給付対象となるサービスを受けるのに必要な費用
出産支援給付	出産の費用
生業支援給付	小規模な事業を始めるための費用、手に職をつけるための費用
葬祭支援給付	葬式の費用

申請時に、資力があるにも関わらず支援給付を受けた場合や、いろいろな事情で支援給付が多く支払われた場合には、多く支給された支援給付分を返還する必要がある、生活支援給付費返還金債権に係る未収債権の基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

生活支援給付費返還金債権

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

非強制徴収公債権

ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

生活支援課

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により準用される生活保護法、「柏市生活支援課債権管理マニュアル」等

オ. 債権管理システム等

生活支援給付費返還金の管理は表計算ソフトで作成された「中国返還金台帳」である。

カ. 債権管理上のリスク等

生活支援給付費返還金の債権管理上のリスクについて、生活支援課では次のとおり考えている。

- i 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。
- ii 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- iii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと市所管課としての管理が不十分となる危険性がある。

キ. 債権の管理目標

生活支援給付費返還金債権に係る未収債権を管理する目標として、生活支援課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権の網羅的な管理
- iii 債権金額及び件数等の管理における正確性

## ② 生活支援給付費返還金債権に係る未収債権の決算情報等について

生活支援給付費返還金債権に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納

債権の内訳等は、次のとおりである。

【生活支援給付費返還金債権に係る未収債権の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	120,000	120,000	120,000	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分				-	-
滞納繰越分				-	-
調定額	1,045,354	1,336,315	1,216,315	116.4%	91.0%
現年課税・賦課分	0	302,961	0	-	0.0%
滞納繰越分	1,045,354	1,033,354	1,216,315	116.4%	117.7%
収入済額	12,000	120,000	120,000	1000.0%	100.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	12,000	120,000	120,000	1000.0%	100.0%
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	1,033,354	1,216,315	1,096,315	106.1%	90.1%
現年課税・賦課分	0	302,961	0	-	0.0%
滞納繰越分	1,033,354	913,354	1,096,315	106.1%	120.0%
収納率	1.1%	9.0%	9.9%	8.7%	0.9%
現年課税・賦課分	-	0.0%	-	-	-
滞納繰越分	1.1%	11.6%	9.9%	8.7%	-1.7%
予算現額 - 収入済額	108,000	0	0	0.0%	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	△ 12,000	△ 120,000	△ 120,000	1000.0%	100.0%

平成 28 年度における生活支援給付費返還金債権の調定額合計は 122 万円、収納率は 9.9%であり、その結果、収入未済額は 110 万円であった。また、収納率は、平成 26 年度は 1.1%、平成 27 年度は 9.0%と低く、ほぼ横ばいで推移している。

【生活支援給付費返還金債権に係る未収債権の滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	1	25.0%	302,961	27.6%
2年超～3年以内	1	25.0%	187,630	17.1%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	2	50.0%	605,724	55.3%
合 計	4	100.0%	1,096,315	100.0%

平成 28 年度末における生活支援給付費返還金債権の滞納件数は 4 件、滞納している収入未済額合計は 110 万円であった。生活支援給付費返還金債権に係る未収債権の債務者は、滞納者の資力が乏しいことが多く、人的保証や物的保証等の担保を要求することも困難なことが多く、滞納年齢 4 年超のものが 2 件、61 万円ある。

## (2) 手 続

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により準用される生活保護法、中国返還金台帳等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 相続放棄について（意 見）【生活支援課】

#### 【現状・問題点】

相続放棄とは、プラスの財産も借金等のマイナスの財産も一切相続しないという方法である。また、限定承認とは、相続を受けた人が、プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を引き継ぐという方法である（民法第 922 条）。相続放棄や限定承認を選択する場合は、相続の開始があったことを知った日から 3 ヶ月以内に被相続人の住所地の家庭裁判所に申告する必要がある（民法第 915 条、同法第 924 条）、申し出がないと認められない。

平成 28 年度における生活支援給付費返還金債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、次のとおり、原債務者が死亡し配偶者が相続放棄を行わなかったため、配偶者へ請求している例が 1 件（番号①）ある。なお、この配偶者も生活支援給付費返還金債権の債務者である（番号②）。

柏市では、生活保護ケースワーカーが支援・相談員を兼任しており、この支援・相談員は、中国在留邦人等の悩みごとを一緒に考え、手助けし、生活支援給付費返還金債権回収の実質的な回収窓口となっている

#### 【原債務者が死亡し配偶者へ請求している例】

（単位：千円）

番号	調定年度	調定額	納付済額	未納付額	最終納付日	備考
①	平成 23 年度	754,820	378,000	376,820	H27 年 5 月	本人死亡
②	平成 27 年度	367,630	180,000	187,630	H28 年 10 月	

（中国返還金台帳より抜粋）

個別の事案として、相続が開始した場合に、相続人は、単純承認・限定承認・相続放棄の 3 つのうちのいずれかを選択できる権利である。支援・相談員は、中国在留邦人等の悩みごとを一緒に考え、手助けする役割を担っていることから、原債務者が死亡した時は、相続制度に関する手続きを説明することが望まれる。なお、債権者である柏市から、相続放棄や限定承認を促す行為は背任となる恐れがあるため、制度の説明のみを行う点に留意

する必要がある。

**【結果】**

本債権については、支援・相談員が実質的な回収窓口となっていることから、支援・相談員との連携をより一層強化するとともに、相続等の制度・手続きに対する理解不足が債務者にとって著しく不利な結果とならないように、債権管理に関する研修等を行うよう要望する。

**② 督促の管理について（意見）【生活支援課】**

**【現状・問題点】**

督促とは、債務者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を促す行為である。強制徴収公債権を除く債権については、地方自治法施行令第171条に、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと規定されている。また、柏市財務規則第43条には、納期限を過ぎても納付に至らないものがあるときは、納期限後遅滞なく督促状により督促しなければならないと規定されている。

平成28年度における生活支援給付費返還金債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、実質的な回収窓口を支援・相談員が担っていることを理由として、督促の事実が記録されていない。

督促には、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められることから、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、督促の時期を正確に記録する必要がある。なお、地方自治法施行令第171条には、期限を指定して督促しなければならないと規定するのみであり、口頭での督促も有効であると解されていることから、相談・支援員が督促状を持参し、債務者へ口頭で督促する方法でも良い。

**【結果】**

督促は、強制執行の前提条件であり、また、時効中断の効力を有する（地方自治法第236条第4項）ことから、督促の時期を明瞭に記録するよう要望する。

**③ 分納計画の履行状況の管理について（意見）【生活支援課】**

**【現状・問題点】**

平成28年度における生活支援給付費返還金債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、表計算ソフトで作成された「中国返還金台帳」では、予定どおり回収とされているにもかかわらず、市所管課では分納計画を把握していない。

分納計画の履行状況を管理することは、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であり、また、債権の効率的な管理を担保する意味でもその仕組みを構築するこ

とが求められていると考える。

**【結果】**

相談・支援員だけでなく、市所管課としても分納計画を把握し、計画に対する納付実績等の履行状況を確認するよう要望する。

### 3. 過年度戻入債権に係る未収債権について [債権番号：203]

#### (1) 概 要

##### ① 過年度戻入債権に係る未収債権の基本情報について

生活保護は、生活に困っている世帯を対象に、その状況や程度に応じて、国の責任で最低限度の生活を保障し、自立を支援することを目的としている。過年度戻入債権に係る未収債権は、被保護者の資力の発生が発見月の前月以降のものである場合に、保護の廃止、変更により生じた過払い金を戻入金として扱うものである。3 ヶ月以前に発生したものである場合は、生活保護法第 63 条を適用することとされている。資力の発生が前月以降のものに限る理由は、公定力のある行政処分である生活保護の決定をいつまでも不安定な状態にしておくのは妥当ではなく、また、行政処分に対する不服申立期間が 60 日とされていた（現在は 3 ヶ月）こととの均衡が挙げられる。なお、過年度戻入債権に係る未収債権の基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

過年度戻入債権

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

非強制徴収公債権（生活保護法）

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

生活支援課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

生活保護法、柏市生活支援課債権管理マニュアル等

#### オ. 債権管理システム等

過年度戻入債権の管理は表計算ソフトを主としており、生活保護システムふれあいを併用している。

## カ. 債権管理上のリスク等

過年度戻入債権の債権管理上のリスクについて、生活支援課では次のとおり考えている。

- i 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。
- ii 件数が多いため、管理システム等、ITの活用が不可欠であり、管理システムの仕組み等を熟知する必要がある。
- iii 長期滞納者への督促、催告は滞納債権が多いため、専従職員の配置が必要である。
- iv 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- v 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じる。

## キ. 債権の管理目標

過年度戻入債権に係る未収債権を管理する目標として、生活支援課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権の網羅的な管理
- iii 債権金額及び件数等の管理における正確性の確保

## ② 過年度戻入債権に係る未収債権の決算情報等について

過年度戻入債権に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【過年度戻入債権に係る未収債権の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	2,742,000	3,329,000	3,164,000	115.4%	95.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	2,742,000	3,329,000	3,164,000	115.4%	95.0%
調定額	16,208,917	20,652,974	28,509,587	175.9%	138.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	16,208,917	20,652,974	28,509,587	175.9%	138.0%
収入済額	4,140,340	5,529,454	7,092,389	171.3%	128.3%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	4,140,340	5,529,454	7,092,389	171.3%	128.3%
不納欠損額	1,512,846	903,354	0	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	1,512,846	903,354	0	0.0%	0.0%
収入未済額	10,555,731	14,220,166	21,417,198	202.9%	150.6%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	10,555,731	14,220,166	21,417,198	202.9%	150.6%
収納率	25.5%	26.8%	24.9%	-0.7%	-1.9%
現年課税・賦課分	-	-	-	-	-
滞納繰越分	25.5%	26.8%	24.9%	-0.7%	-1.9%
予算現額 - 収入済額	△ 1,398,340	△ 2,200,454	△ 3,928,389	280.9%	178.5%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	△ 1,398,340	△ 2,200,454	△ 3,928,389	280.9%	178.5%

平成 28 年度における過年度戻入債権の調定額合計は 2,851 万円、収納率は 24.9%であり、その結果、収入未済額は 2,142 万円であった。また、平成 28 年度の滞納繰越分の収納率は、平成 26 年度 (25.5%) に比べ 0.7 ポイント低下しており、必ずしも収納率は改善しているとは言えない。

【過年度戻入債権に係る未収債権の滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	212	44.1%	7,500,104	35.0%
1年超～2年以内	115	23.9%	4,865,221	22.7%
2年超～3年以内	61	12.7%	3,529,247	16.5%
3年超～4年以内	51	10.6%	2,973,473	13.9%
4年超～5年以内	23	4.8%	1,402,645	6.5%
5年超	19	4.0%	1,146,508	5.4%
合 計	481	100.0%	21,417,198	100.0%

平成 28 年度末における過年度戻入債権の滞納件数は 481 件、滞納している収入未済額合計は 2,142 万円であった。過年度戻入債権に係る未収債権の債務者は、滞納者の資力が乏しいことが多く、人的保証や物的保証等の担保を要求することも困難なことから、滞納年数 2 年超のものが 154 件で 32.1%、905 万円を占めている。

## (2) 手 続

生活保護費過年度戻入台帳、過年度戻入管理台帳等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 相続人に対する賦課・徴収について（意 見）【生活支援課】

#### 【現状・問題点】

相続においては、相続があったことを知ってから3ヶ月以内に相続放棄又は限定承認の手続がとられなかった場合には、相続人は被相続人の滞納した返還金等について法定相続分に応じて返還する義務を負う。また、単純承認の場合、債務は具体的な相続人とは関係なしに、法定相続分の割合で相続されるため、何も相続しなかった相続人に対しても、法定相続分の割合で請求することができる。

市所管課では、生活保護開始時には戸籍調査を行って扶養義務者を確認し、相続人に当たる者の住所は把握しているが、債務者（被保護者）が死亡した場合には、相続人への賦課・徴収を実施していない。

相続人に対する賦課・徴収は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情がある場合を除き、債務者が死亡したことを知った場合には、死亡の事実を確認するとともに、速やかに相続人等の調査を行い、相続人等に対して相続の意思の確認を行う等、適時適切に相続人への賦課・徴収を実施する必要がある。

#### 【結果】

生活保護事務により発生した過年度戻入債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、相続人に対する公平な賦課・徴収が可能となるよう、マニュアルに則した課内研修を実施し、マニュアルに準拠した運用を徹底することを要望する。

### ② 履行延期の特約等について（指 摘）【生活支援課】

#### 【現状・問題点】

非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用され、柏市財務規則に沿って、次のような処理を行うことが求められている。すなわち、非強制徴収公債権や私債権に係る債務者の納付につき、履行延期の処分及び特約を申請する場合に、履行延期申請書を市長に提出しなければならない

(柏市財務規則第 292 条第 1 項)。また、財産管理者は、債務者から履行延期申請書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、一定の要件に該当することを確認して、履行延期特約等決議書により履行延期の特約等を決定するものとしている(柏市財務規則第 292 条第 3 項)。ここで、債権に係る財産管理者とは、所管の課長とされている(別表 1、柏市財務規則第 2 条第 8 号)。

過年度戻入債権の滞納債権においては、戻入額が確定した後、債務者から分割納付したいとの申し出があった場合、生活支援課長が決裁(柏市事務決裁規程「36 生活支援課に関する事項」)し、債務者に分割納付を認めている。つまり、過年度戻入債権に係る未収債権の債務者は、滞納者の資力が乏しいことが多く、人的保証や物的保証等の担保を要求することも困難なことが多いことから、分納誓約の法的性質については、「滞納者の申し出た納付計画による自主的な納付の履行を見守る事実上の措置」としており、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。生活保護廃止後の一部の債務者を除いて、差し押さえる財産がなく、強制的な徴収が事実上不可能であることが多いことから、事実上、分割納付を認める実務が進められていることについて、否定するものではない。しかし、未回収となっている過年度戻入債権の多くは分割して返済され、債権管理が長期化する傾向にあり、未回収となっている過年度戻入債権のうち、2 年以上延滞が続いていて回収が進んでいないものは、154 件、計 905 万円である。

現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動(モニタリング)が十分に機能していないものとする。

#### 【結果】

債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。

実務上、履行延期の特約等の意思決定をどの段階で行うかに関しては、総括的意見にも記載したとおり、次のように考える(32 頁参照)。

すなわち、分納の誓約を取り交す際に、事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。

なお、生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮するものに対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。このため、生活保護事務により発生した過年度戻入債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。

### ③ 時効の管理について（意見）【生活支援課】

#### 【現状・問題点】

債権は一定期間が経過すると時効により消滅し、これを消滅時効という。過年度戻入債権については、生活保護法に時効に関する定めがないことから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定を適用されるため、5 年とされる。また、消滅時効の起算点については、地方自治法に規定がないことから、民法第 166 条及び第 140 条の規定が適用される。具体的には、過年度戻入債権は、市所管課等が保護の廃止、変更決定を行った日の翌日から 5 年間の消滅時効にかかる。

時効が成立すると債権が消滅するため、市は債権者としてそれを防止するため、時効の中断をする必要がある。

過年度戻入債権に係る未収債権においては、弁済以外による時効の中断事由が管理されていないため、債権が発生した日と弁済があった日のいずれか遅い日を消滅時効の起算点として管理している。これは、債権管理が表計算ソフトで行われており、債権が発生した日と弁済があった日のみを入力要件としているためである。

時効の管理については、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であり、時効の起算点は債権により異なる上、中断事由の発生により時効の起算点が変更となるため、時効の起算点等の時効中断措置等の実施状況についてを適時適切に把握し、確実に記録する必要がある。

#### 【結果】

弁済以外の督促や債務承認等の時効の中断事由についても、「生活保護システムふれあい」を有効に活用し、各債権の時効成立日が一覧で管理できるように運用を改善するよう要望する。

### ④ 督促の管理について（意見）【生活支援課】

#### 【現状・問題点】

督促には、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められ（地方自治法第 236 条第 4 項）、条例に定めるところにより督促手数料及び延滞金を請求することができる（同法第 231 条の 3 第 2 項）。

過年度戻入債権に係る未収債権においては、過年度において、債権管理の際に使用している表計算ソフトの計算式が破損しているため、弁済以外の時効の中断事由が正確に記録されていない。そのため、不納欠損処理を行う場合に、督促による時効中断の手続きをとっていないとみなし、消滅時効の起算点を督促状の到達日とすることができていない。

督促には、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められることから、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、督促の時期等の時効中断措置等の実施状況について

確実に記録する必要がある。

**【結果】**

「生活保護システムふれあい」を有効に活用し、督促の時期を明瞭に記録し、発送日の管理を確実にを行い、債権の回収が完了するまでその記録を確実に保存できるようにするよう要望する。

**⑤ 不納欠損処理について（指 摘）【生活支援課】**

**【現状・問題点】**

不納欠損処分とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了せしめる決算上の処分であり、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算手続き上の取り扱いである。

地方自治法第 236 条第 2 項には、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする規定されている。したがって、時効の起算点より 5 年が経過した公債権については、理由を付し起案の上、不納欠損処理を行う必要がある。

平成 28 年度における過年度戻入債権に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成 27 年度及び平成 28 年度において、時効完成により消滅していることが明らかな債権が存在するにもかかわらず、不納欠損処理が行われていない。平成 28 年度末時点において、時効完成により消滅していることが明らかな債権は、41 件、218 万円である。なお、平成 27 年度において、債務者が死亡し、扶養義務者からの納入の可能性が極めて低い債権 12 件、90 万円については、不納欠損処理が実施されている。

回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化を妨げる一因となることから、不納欠損処理は、業務の有効性及び効率性の目的からも重要な視点である、また、回収可能性のない債権を帳簿上計上することは、自治体の財政状態の正確な把握を妨げる一因となることから、財務報告の信頼性の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情がある場合を除き、不納欠損処理を適時適切に実施する必要がある。

**【結果】**

公債権については、時効の援用を要せず、時効完成により自動的に消滅するのであるから、時効が完成した債権については、速やかに不納欠損処理を実施する事務を徹底されたい。

#### 4. こどもルーム保育料に係る未収債権について [債権番号：204]

##### (1) 概 要

###### ① こどもルーム保育料に係る未収債権の基本情報について

こどもルームは、保護者が共に働いているなどの理由で、昼間帰宅しても保育する人がいない小学1年生から6年生の児童を預り、児童が安心して過ごせるよう見守るとともに、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るための施設である（柏市立こどもルーム条例第1条、第3条）。

こどもルームの開設時間は、月曜日から金曜日は午後1時30分から午後7時まで（ただし、学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める柏市立小学校の休業日（県民の日を定める条例（昭和59年千葉県条例第3号）に規定する日及び臨時休業日を除く。）は午前8時から午後7時まで）、土曜日は午前8時から午後6時30分までである（同条例第2条の2）。

こどもルームに児童を入所させている保護者は、児童1人につき、月額10,000円（8月分は月額15,000円）の保育料を毎月末日（12月は25日）までに納入通知書または口座振替の方法により納付しなければならない（同条例第5条第1項、柏市立こどもルーム条例施行規則第6条第1項）。ただし、2人以上が入所している世帯の2人目以降の児童の保育料は半額となる（同条例第5条第2項）。また、生活困窮世帯を対象にした保育料の減免制度が設けられている（同施行規則第7条）

こどもルーム保育料に係る未収債権の基本的な情報は、次のとおりである。

##### ア. 債権名称

こどもルーム保育料

##### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

非強制徴収公債権（公債権である根拠は地方自治法第244条及び第225条。なお、強制徴収条項はないため、強制徴収債権には該当しない。）

##### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

学童保育課（賦課・徴収・未収管理部門は同一部門）

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

柏市立こどもルーム条例、柏市立こどもルーム条例施行規則

オ. 債権管理システム等

こどもルーム滞納管理システム

カ. 債権管理上のリスク等

こどもルーム保育料の債権管理上のリスクについて、学童保育課では次のとおり考えている。

- i 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となるリスクがある。
- ii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じるリスクがある。

キ. 債権の管理目標

こどもルーム保育料に係る未収債権を管理する目標として、学童保育課では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理、債権金額、件数等の管理における正確性
- ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

② こどもルーム保育料に係る未収債権の決算情報等について

こどもルーム保育料に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【こどもルーム保育料の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	193,722,000	225,479,000	254,725,730	131.5%	113.0%
現年課税・賦課分	191,067,000	223,049,018	252,348,498	132.1%	113.1%
滞納繰越分	2,655,000	2,429,982	2,377,232	89.5%	97.8%
調定額	224,846,000	255,812,600	275,390,700	122.5%	107.7%
現年課税・賦課分	215,228,000	246,645,100	267,955,700	124.5%	108.6%
滞納繰越分	9,618,000	9,167,500	7,435,000	77.3%	81.1%
収入済額	213,855,500	246,695,600	268,232,200	125.4%	108.7%
現年課税・賦課分	211,868,500	243,790,700	265,626,600	125.4%	109.0%
滞納繰越分	1,987,000	2,904,900	2,605,600	131.1%	89.7%
不納欠損額	1,222,000	1,678,000	848,000	69.4%	50.5%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	1,222,000	1,678,000	848,000	69.4%	50.5%
収入未済額	9,768,500	7,439,000	6,310,500	64.6%	84.8%
現年課税・賦課分	3,359,500	2,854,400	2,329,100	69.3%	81.6%
滞納繰越分	6,409,000	4,584,600	3,981,400	62.1%	86.8%
収納率	95.1%	96.4%	97.4%	2.3%	1.0%
現年課税・賦課分	98.4%	98.8%	99.1%	0.7%	0.3%
滞納繰越分	20.7%	31.7%	35.0%	14.4%	3.4%
予算現額 - 収入済額	△ 20,133,500	△ 21,216,600	△ 13,506,470	67.1%	63.7%
現年課税・賦課分	△ 20,801,500	△ 20,741,682	△ 13,278,102	63.8%	64.0%
滞納繰越分	668,000	△ 474,918	△ 228,368	-34.2%	48.1%

【こどもルーム保育料の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	108	48.6%	2,329,100	36.9%
1年超～2年以内	35	15.8%	1,078,800	17.1%
2年超～3年以内	21	9.5%	891,000	14.1%
3年超～4年以内	19	8.6%	614,000	9.7%
4年超～5年以内	10	4.5%	242,000	3.8%
5年超	29	13.1%	1,155,600	18.3%
合 計	222	100.0%	6,310,500	100.0%

学童保育課としては、平成28年度から平成32年度までの「柏市第二次行政経営方針」に基づくアクションプランの中で、現年度のこどもルーム保育料の収納率を向上させ、新たな繰越滞納者を防ぐことを目標に掲げており、現年度収納率99%以上という数値目標を設定している。この目標は平成28年度においてすでに達成されており、今後は高い現年度収納率を維持していくことが求められる。一方で、滞納繰越分の収納率については、平成27年度に31.7%と大幅に高まっている。これは、電話催告の、課内職員一同での新たな実施と債権管理室への移管件数の増加等による収入済額の増加と消滅時効期間の経過による不納欠損処理の増加等による。平成28年度も改善傾向にある。ただし、依然として改善余地はあるため、更なる収納率の向上が求められる。

### ③ こどもルーム保育料の滞納整理方針について

学童保育課では、前述のとおり、現年度の収納率を向上させ、新たな滞納の発生を抑制することに主眼を置いた方針を示しており、具体的には以下のような取り組みを行っている。実際に現年度収納率99%以上という成果をあげており、滞納額増加を防止するための取り組みとして参考になると考えられるため紹介する。

#### ア. 督促状の発送

- i 各月の20日前後を目安に毎月実施
- ii 現年度未納の保護者を対象に督促状を定期的に発送し、新たな滞納者の発生を抑える
- iii 減免の対象となる保護者に対しては、減免申請書を早期に提出するよう促す

#### イ. 催告書の発送

- i 6月、9月、12月、3月を目安に年4回程度発送
- ii 過年度5年間の滞納者及び現年の滞納者を発送対象とする
- iii 直近1カ月以内で支払があった滞納者は対象から除く
- iv 一括納付が困難な場合には、分納誓約書をとる（原則、1年以内の返済計画）

#### ウ. 電話催告

- i 9月以降の時期の夜間（午後6時から午後8時までの間）に実施する
- ii 催告書を発送しても反応がない者や分納不履行者を中心に実施する

#### エ. 休日臨戸

- i 9月以降の休日を実施時期とする
- ii 催告書を発送しても反応がない者や分納不履行者を中心に実施する

#### オ. 口座振替の推進

- i 口座登録をしているものの振替不能が続く保護者に対して、口座手続変更のお願いを通知していく
- ii 実施時期は8月、12月
- iii 新規入所者には、入所決定時に口座振替を案内する
- iv 3月、4月にはペイジーによる休日受付を実施する

#### カ. 債権管理室への移管

債権管理室に滞納者のデータを送り、債権管理室にて移管候補者を選定する。移管後は債権管理室にて支払督促等の法的措置を取っていく。

#### キ. 入所更新時の納付相談

こどもルームの入所申請時に保育料に未納がある場合は、窓口来所で納付相談を行わないと入所申込を受け付けない。また、分納誓約を行った後も支払の実績がない場合は入所期間を制限する。

## (2) 手 続

こどもルーム保育料未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 債権の性格について（意 見）【学童保育課】

#### 【現状・問題点】

こどもルーム保育料未収債権について、学童保育課においては、「柏市立こどもルーム条例」により設置された公の施設の使用料という位置づけの非強制徴収公債権と認識しており、債権の消滅時効については地方自治法第 236 条第 1 項により 5 年と捉えている。

しかし、柏市のこどもルーム保育料に相当する学童保育料に係る未収債権については、一般に、私法上の契約によって発生する私債権であると解すべき法理論が存在している。実際に学童保育課において 8 つの地方公共団体について学童保育料に係る未収債権の分類の事例を調査した結果は次の表のとおりである。

区分	学童保育料債権の分類	理 由
A 市	私債権	放課後児童健全育成事業は公の施設を利用する使用料ではなく、行政と利用者の中で交わされるサービス提供の契約に基くものであるという考えのため。ただし、新制度移行に伴い、公債権への変更も検討している。論拠は、入室選考過程が処分性が高いため、契約には該当せず、保育料は公の施設の使用料がより近いものとの考えによる。
B 市	私債権	民設・民営による運営のため、保育料は各運営団体の収入となる。
C 市	私債権	利用者が、サービスを受ける対価として運営委員会へ支払っているため。
D 市	私債権	入所料については、各運営法人が徴収しているため。
E 市	公債権	本市の学童保育室は、E 市学童保育室条例により設置された公の施設であり、その利用は、入室許可という行政処分によるものであるため。

F市	公債権	公共施設なので公債権として扱っている。
G市	公債権	設置条例があり公共施設の使用料として定めているため。
H市	公債権	条例で公共施設として保育料を定めているため。

また、私債権とした場合、時効期間については、民法第167条第1項の規定により10年とする見解と、民法第173条第3号（学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権）の規定により2年とする見解が存在する。

つまり、こどもルーム保育料については、滞納者から2年による消滅時効を主張される可能性があり、適時に時効中断の手続を行わないと債権の回収が不能となるリスクがある。

#### 【結果】

学童保育課においては、こどもルーム保育料について法的に不安定な状況にあることを認識しており、仮に私債権である旨の司法判断が下された場合においても対応が可能なように督促や債務承認等の時効中断措置を早期に実施する方針であるということである。

今後は、当該方針をより具体化した上で担当職員に周知し、滞納債権が少なくとも2年超放置されることがないように、時効中断措置の実施状況についてモニタリングすることを要望する。

## ② 滞納整理台帳への記録について（指 摘）【学童保育課】

### 【現状・問題点】

こどもルーム保育料の滞納者のリストを入手し、サンプル抽出して滞納整理台帳の提示を市所管課に求めたところ、一部の滞納者について、滞納整理台帳が作成されていない。所管課では、監査手続実施時点における滞納債権156件中、滞納整理台帳が作成されていたのは101件（64.7%）であり、残りの55件（35.3%）については滞納整理台帳が作成されていない。市所管課においては、こどもルーム保育料の滞納者に対して文書で督促状、催告書を送付した時点では滞納整理台帳にその旨を記録しておらず、電話や臨戸により債務者との交渉を行っていないような場合には、特に滞納整理台帳は作成されていない。

学童保育課では、文書で督促状、催告書を送付した時点で滞納整理台帳にその旨を記録していない理由として、文書発送件数が非常に多く、それをすべて台帳に手入力するのは実務上非効率であることを挙げている。

しかし、柏市財務規則第43条第3項によると、「督促をしたときは、その旨を徴収簿等に記載しなければならない」と規定されており、督促状発送の事実を適時に記録しておく必要がある。また、催告についても条例・規則等に特段の規定はないものの、適切な債権管理や法的手続実施の効率性等の観点からは、催告年月日、催告方法、内容を台帳に適時に記録しておく必要がある。一方で、督促状の発送及び催告状の発送を行っただけの状態である場合には滞納整理台帳への記録を行わなくてもよいとする明文の規定は存在しな

い。

【結果】

滞納管理システム上で督促状、催告書の出力履歴データを台帳記録と連携させるようなシステム対応について検討されたい。それが難しい場合には、少なくとも年度末で一定期間（例えば3か月）滞納している債務者については滞納整理台帳を必ず作成するといった対応を図られたい。

それでも、実務上の対応が困難な事情があれば、規則等の変更により、現行の実務を容認する明文の規定を設けられたい。

③ 催告手続について（意見）【学童保育課、債権管理室】

【現状・問題点】

こどもルーム保育料の長期滞納者についてサンプル抽出し、滞納整理台帳の閲覧及び学童保育課並びに債権管理室への質問を実施したところ、以下のとおり催告手続が十分ではないと考えられる案件が発見された。

【債務者への個別催告の状況】

債務者	平成 29 年 3 月末 債務残高	滞納期間	催告状況
A	80,000 円	平成 26 年 11 月 8 日 以後入金なし	平成 26 年 3 月に分納誓約書を送付したものの反応なし。 平成 27 年 3 月に臨戸したが、表札が別の苗字だったので催告書を投函せず帰庁。 その後 2 年超放置の状態。
B	96,000 円	平成 27 年 10 月 27 日以後入金なし	平成 27 年 9 月に分納誓約書を送付。 平成 27 年 10 月に 1 回分(4,000 円)納付（分納誓約書の提出はない） その後の納付はなく、2 年近く放置の状態。
C	60,000 円	平成 26 年 1 月 9 日 以後入金なし	督促状の発送、催告状の発送以外の催告手続は行われていない。（滞納整理台帳未作成）
D	60,000 円	平成 24 年 7 月 20 日 以後入金なし	督促状の発送、催告状の発送以外の催告手続は行われていない。（滞納整理台帳未作成）

Aについては、住民票は置いたまま所在不明ということであるため、徴収停止等の手続を行う必要があったと考えられる。

一方、Bについては、分納不履行が判明した時点で遅滞なく電話催告もしくは臨戸催告を行う必要があったと考えられる。

また、C及びDについては、滞納整理台帳が作成されていない以上、督促状の発送及び催告状の発送以外の手続が何ら行われていないということである（②参照）が、督促状及び催告状を発送しても何ら反応がない場合には、電話催告や臨戸催告を試みる必要がある。

また、上記事例のすべてに共通することであるが、長期間放置される前に、所管課から債権管理室に積極的に情報を提供し、連携すべきであったと考える。

#### 【結果】

滞納者に対する催告手続が十分に行われない原因としては、生活困窮の状況にあると思われる滞納者に対して過度に配慮する意識のほか、所管課担当者の債権回収に関する知見が決して十分ではないこと、さらに債権管理の専門部署である債権管理室との連携が十分でないこと等が考えられる。

今後は債権管理室との連携を密にするとともに、例えば、債権管理室主催で研修会を行うほか、臨戸催告にあたって債権管理室担当者が帯同する等の方法により、債権管理室に蓄積されている債権回収手続の知見を学童保育課の債権管理担当者と共有するよう要望する。

### ④ 債務者の資力に関する調査について（意見）【学童保育課】

#### 【現状・問題点】

こどもルーム保育料の未収債権については、履行延期の申請を受けた場合について、一律的に担保提供を受けておらず、また利息徴収しておらず、さらに履行期限の繰り上げを行っていない。

履行延期の特約等をする場合には、本来であれば担保を提供させ、かつ、利息を付するものとされているが、無資力又はそれに近い状態にある場合等に限り担保提供、利息徴収を免除できるとされている（柏市財務規則第 289 条）。さらに、本来であれば、履行延期処分後の分納不履行があった場合には履行期限の繰り上げを検討すべきであるが、無資力又はそれに近い状態にある場合等に限り履行期限の繰り上げを免除できるとされている（柏市財務規則第 291 条 2 号イ、地方自治法施行令第 171 条の 3）。したがって、履行延期の審査にあたって債務者の資力の十分な調査を行う必要がある。

しかし、監査対象期間において「分納誓約書」において財産・財務の状況を記載する欄は設けられておらず、学童保育課としても、債務者の資力について調査が適切に行われることを組織として担保する仕組みは設けられておらず、調査の実施状況は担当者によって様々であった。

履行延期の審査にあたって債務者の資力の調査が必ずしも十分に行われていなかった原因としては、生活困窮の状況にあると思われる債務者に対する配慮等が考えられるが、本来であれば、債務者に対して履行延期という期限の利益や担保提供・利息の免除といった経済的利益を与える条件として、収入や財産状況を裏付ける詳細な調査や資料の提出を要求することは当然と言える。柏市財務規則第 291 条においても、履行延期の特約等に付する条件として、債務者又は保証人に対し、その債務又は資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めると規定されている。

#### 【結果】

監査実施後は、学童保育課において、分納誓約書を受理する際には、債務者の月の手取り収入、生活費の支出状況、他の債務の有無等を任意の基で聞き取り調査しているということであり、早急に事務の改善が図られている。

今後も、履行延期の申請を受ける場合には、債務者に対して収入・支出の状況や財産・債務の状況を裏付ける資料の提出を促すことを徹底するよう要望する。

### ⑤ 延滞金の算定及び請求等について（指 摘）【学童保育課】

#### 【現状・問題点】

こどもルーム保育料の滞納債権に係る延滞金については、学童保育課はこれまでに算定したこともなく、また、滞納保育料が納付された段階で滞納者に対して請求したこともない。その背景として、学童保育課は、延滞金の算定・請求事務について、こどもルーム保育料を管理しているシステムでは、その自動計算を行うことができず、表計算ソフト（エクセル）等で算定するしか方法がなく、その場合でも、分割納付の際の算定方法や分納計画の不履行の際の延滞金の算定方法が煩雑で計算が困難になること等が考えられる。

非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、非強制徴収公債権に係る所管課はその検討結果を待って対応することとなっているようである。しかし、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものという、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。

そもそも、非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生している（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項、柏市債権管理条例第 7 条）。すなわち、こどもルーム保育料の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し確定させなければならない。その算定された延滞金は当該滞納者に請求されなければならない。事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。そのような慣行の法令上の根拠は不明である。結果として、延滞金のこれまでの発生額、事実上の債権放棄額がどの程度の規模であったかを算定することも

できない。

このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。

#### 参考

##### 地方自治法第 231 条の 3 第 2 項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

##### 柏市債権管理条例第 7 条

本市において徴収する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の収入（私法上の原因に基づき発生する債権を除く。）の納付義務者が、納期限後にこれを納付する場合においては、柏市税条例第 19 条に規定する延滞金の計算の例により計算した金額に相当する金額の延滞金を加算して納付しなければならない。

#### 【結果】

こどもルーム保育料の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。

なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。

また、確定延滞金の調定の遡及については、総括的意見（第 3Ⅱ）にも記載のとおり、次のように考える（34 頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した延滞金又は遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定延滞金又は確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも今後発生する確定延滞金又は確定遅延損害金に対する措置であるとするこもやむを得ないものとする。

## 5. 児童扶養手当返還金に係る未収債権について [債権番号：205]

### (1) 概要

#### ① 児童扶養手当返還金に係る未収債権の基本情報について

児童扶養手当は、「児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）」に基づき、次のいずれかの条件に当てはまる児童を養育しているひとり親家庭の父又は母、祖父母などの養育者に、生活の安定や子供の福祉の増進を目的として支給される手当である。

- i 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活していない児童
- ii 父または母が死亡した児童
- iii 父または母が重度（国民年金の障害等級 1 級程度）障害にある児童
- iv 父または母の生死が明らかでない児童
- v 父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- vi 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- vii 未婚の父または母の児童
- viii その他、生まれたときの事情が不明である児童
- ix 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童

また、支給額の算定方法は以下のとおりである。

(出典：柏市児童扶養手当のしおり)

	全部支給の場合	一部支給の場合
第1子	42,290円/月	9,980円/月 ～ 42,280円/月
第2子	9,990円/月	5,000円/月 ～ 9,980円/月
第3子以降	5,990円/月	3,000円/月 ～ 5,980円/月

一部支給の場合、所得に応じて 10 円きざみの手当額（第 2 子以降も同様）となる。具体的には次の算式により計算する。

$$\begin{aligned} \text{第1子} & : 42,280\text{円} - (\text{受給者の所得額}^{\text{注1}} - \text{所得制限限度額}^{\text{注2}}) \times 0.0186705^{\text{注3}} \\ \text{第2子} & : 9,980\text{円} - (\text{受給者の所得額}^{\text{注1}} - \text{所得制限限度額}^{\text{注2}}) \times 0.0028786^{\text{注3}} \\ \text{第3子以降} & : 5,980\text{円} - (\text{受給者の所得額}^{\text{注1}} - \text{所得制限限度額}^{\text{注2}}) \times 0.0017225^{\text{注3}} \end{aligned}$$

注1 収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の8割相当額を加算した額

注2 扶養親族等の数に応じた全部支給の所得制限限度額

注3 係数を乗じた後の金額の10円未満を四捨五入

所得制限限度額			
税法上の扶養 親族等の数	本人（受給者）		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者 <sup>注4</sup>
	全部支給	一部支給	所得制限額
	所得制限額	所得制限額	
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	950,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,330,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満

注4：扶養義務者等の所得は、一緒に住んでいる者のうち、受給者を除く最も収入の多い者を審査対象とする

上記 i ～ ix のいずれかに該当していても、次のような場合には児童扶養手当の受給資格はない。

- i 日本国内に住所がないとき
- ii 児童が児童福祉施設等に入所しているとき、または里親に委託されているとき
- iii 児童が父または母の配偶者（事実婚<sup>注5</sup>を含む）に養育されているとき（ただし、父または母が重度の障害者の場合を除く）
- iv 平成15年4月1日の時点で、支給要件に該当してから5年を経過しているとき

注5：事実婚とは、社会通念上、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実婚関係が存在することを言う。したがって、同居している場合は、事実婚となる。また、同居していなくても、頻繁な定期的訪問があり、かつ、定期的な生活費の補助等を受けている場合は事実婚となる。

また、受給資格があっても、次の場合は手当の支給が停止される場合がある。

- i 受給者または同居の血族の所得が所得制限限度額表の額以上であるとき
- ii 父または母の死亡による公的年金や労災による遺族補償、父または母（重度の障害）に支給される公的年金給付の加算額が、児童扶養手当の額を上回るとき
- iii 児童扶養手当受給開始（または受給要件発生）後5年等経過以降に、就業・求職していないとき（障害や介護等の特別な事情がある場合を除く）

児童扶養手当受給中に受給資格を喪失した場合や手当支給停止事由に該当した場合であって、それらが手当支給後に判明した場合には、受給資格喪失後または支給停止事由に該当した日以降に係る支給額については受給者に対して遡って返還請求することになる。

本未収債権は、当該返還請求額に係る未収債権であり、その基本的な情報は以下のとおりである。

ア. 債権名称

児童扶養手当返還金

イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

非強制徴収公債権（公債権である根拠は地方自治法。なお、強制徴収条項はないため、強制徴収債権には該当しない。）

ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

こども福祉課（賦課・徴収・未収管理部門は同一部門）

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

児童扶養手当法、柏市債権管理条例、柏市債権管理条例施行規則、児童扶養手当返還金回収マニュアル

オ. 債権管理システム等

債権管理のための特段の電子システムはなく、表計算ソフトで管理している。

カ. 債権管理上のリスク等

児童扶養手当返還金の債権管理上のリスクについて、こども福祉課では次のとおり考えている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握し、更新しないと記録と事実が乖離するリスクがある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となるリスクがある。
- iii 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある一方、過度の配慮により債権回収のために必要な手続が不十分となるリスクがある。

キ. 債権の管理目標

児童扶養手当返還金に係る未収債権を管理する目標として、こども福祉課では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理、債権金額、件数等の管理における正確性
- ii 債権の権利の帰属の適正性

② 児童扶養手当返還金に係る未収債権の決算情報等について

児童扶養手当返還金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【児童扶養手当返還金の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	13,606,930	13,313,560	14,825,270	109.0%	111.4%
現年課税・賦課分	3,974,870	955,410	2,337,210	58.8%	244.6%
滞納繰越分	9,632,060	12,358,150	12,488,060	129.7%	101.1%
収入済額	1,637,940	1,281,440	947,520	57.8%	73.9%
現年課税・賦課分	1,136,870	699,290	745,550	65.6%	106.6%
滞納繰越分	501,070	582,150	201,970	40.3%	34.7%
不納欠損額	41,720	0	0	0.0%	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	41,720	0	0	0.0%	-
収入未済額	11,927,270	12,032,120	13,877,750	116.4%	115.3%
現年課税・賦課分	2,838,000	256,120	1,591,660	56.1%	621.5%
滞納繰越分	9,089,270	11,776,000	12,286,090	135.2%	104.3%
収納率	12.0%	9.6%	6.4%	-5.6%	-3.2%
現年課税・賦課分	28.6%	73.2%	31.9%	3.3%	-41.3%
滞納繰越分	5.2%	4.7%	1.6%	-3.6%	-3.1%
予算現額 - 収入済額	△ 1,637,940	△ 1,281,440	△ 947,520	57.8%	73.9%
現年課税・賦課分	△ 1,136,870	△ 699,290	△ 745,550	65.6%	106.6%
滞納繰越分	△ 501,070	△ 582,150	△ 201,970	40.3%	34.7%

児童扶養手当については、全体的に収納率は非常に低い。これは、そもそも児童扶養手当が比較的資力の低いひとり親家庭等を対象としており、受給資格を喪失して返還金が発生した場合においても、返還金を当初定められた納付期日までに一括納付できる債務者が少ないことが主な原因である。

【児童扶養手当返還金の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	2	11.1%	1,599,060	9.5%
1年超～2年以内	4	22.2%	828,650	4.9%
2年超～3年以内	3	16.7%	2,382,440	14.2%
3年超～4年以内	4	22.2%	4,902,260	29.1%
4年超～5年以内	1	5.6%	2,257,700	13.4%
5年超	4	22.2%	4,857,440	28.9%
合計	18	100.0%	16,827,550	100.0%

滞納金の年間発生件数自体は多くはないものの、一人当たりの滞納金額が大きい。また、滞納年齢別の構成割合を見ると、ひとたび滞納が発生すると滞納が長期化する傾向があることがわかる。

これは、受給者が事実婚や年金受給等によって資格要件を喪失したにも関わらず届出の遅延、失念等のため、誤って手当を支給してしまい、それが長期間にわたってしまうと、遡って返還すべき金額も多額となってしまう、生活困窮者が多い児童扶養手当の受給者が返済困難に陥ってしまうことによるものである。

## （２）手 続

児童扶養手当返還金未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## （３）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 返還金発生の抑制策について（意 見）【こども福祉課】

#### 【現状・問題点】

上記の概要（１）②に記載のとおり、平成 29 年 3 月末における児童扶養手当返還金未収債権の滞納金額合計は 18 件、16,827,550 円である。一方で、滞納債権の一覧表を閲覧したところ、滞納期間 1 年超かつ滞納金額 100 万円以上のものが下記のとおり 5 件あったが、この 5 件だけで滞納金額全体のほぼ 7 割を占めている。つまり、児童扶養手当返還金の滞納件数自体は決して多くはないものの、1 件当たりの金額が多額になることがあり、また、1 件当たりの金額が大きい債権については長期間回収されない傾向にある。

【長期かつ多額の滞納債権事例一覧表】

債務者	平成 29 年 3 月末 滞納金額	返還金発生原因	返済状況
A	1,126,720 円	事実婚認定による資格要件喪失（平成 20 年に 3 年前から遡って返還請求）	平成 20 年度に発生。 平成 28 年度までに 340,000 円返済（平成 28 年度単年度では 20,000 円）。
B	3,110,340 円	障害年金受給判明による資格要件喪失（平成 23 年に 6 年超前から遡って返還請求）	平成 23 年度に発生。 平成 28 年度までに 44,100 円返済。ただし、平成 26 年度以降返済なし。
C	2,257,700 円	障害年金受給判明による資格要件喪失（平成 25 年に 6 年近く前から遡って返還請求）	平成 25 年度に発生。 平成 28 年度までに 463,540 円返済。ただし、平成 26 年度は 10,000 円のみであり、平成 27 年度以降は返済なし。
D	3,715,760 円	事実婚認定による資格要件喪失（平成 25 年に 6 年超前から遡って返還請求）	平成 25 年度に発生。 過去に返済実績なし。
E	2,325,580 円	事実婚認定による資格要件喪失（平成 26 年に 6 年前から遡って返還請求）	平成 26 年度に発生。 過去に返済実績なし。

これら 5 件の返還金発生原因は、いずれも事実婚認定、又は、障害年金受給判明による資格要件喪失を理由に過去に遡って返還請求を行ったことによるものである。つまり、受給者が事実婚や年金受給等によって資格要件を喪失したにも拘らず、届出の遅延、失念等のため、その事実を適時に把握することができず、その後も長期間にわたり誤って手当を支給し続けてしまうと、遡って返還すべき金額も多額となってしまう。そもそも児童扶養手当の受給者は生活困窮に陥っていることが多いため、一度に多額の返還金を請求された場合、返済困難に陥ってしまうのは当然の帰結であると言える。

そこで、本債権の未収金を縮減するためには、支給要件の喪失をできる限り早期に発見し、多額の債権の発生を抑止することが肝要である。

【結果】

こども福祉課では現在、定期支給前に住民票データベースの情報をもとにチェックリストを作成し、受給資格者の住民票の異動や氏変更を確認し、異動がこども福祉課に未届の場合は喪失届や住所変更届、氏変更届の提出を促した上で、期限までに手続のない者につ

いては支給を差し止めにしている。このような取り組みを実施することにより、平成 28 年度においては、過年度と比較して返還金の発生を一定程度抑制することに成功しているということであった。そこで、他都市においてもこのような取り組みを参考にされることを期待して有用な情報として記載する。

こども福祉課においても引き続き、他都市の事例を参考にする等により更なる返還金抑制策について継続的、組織的に研究されるよう要望する。

## ② 不正利得の認定について（意見）【こども福祉課】

### 【現状・問題点】

事実婚認定や年金受給によって資格要件を喪失した場合に、長期間届出を行わないケースについては、受給者の失念による場合のほか、故意に届け出なかったということも考えられる。資格要件を喪失したことを認識していて故意に届け出なかった場合には、その後の児童扶養手当は不正利得にあたる。不正利得の場合には、児童扶養手当法第 23 条に基づき強制徴収が可能となることから、返還金が不正利得によるものか否かを認定することは、債権管理上重要であると考えられる。

しかし、所管課において不正利得によるものであるか否かの十分な検討は行われていない。事実、柏市において児童扶養手当返還金が不正利得によって発生したものであると認定された事例は過去に 1 件もない。

### 【結果】

確かに、資格要件の喪失の届出を行っていないことが後で判明した場合に、それが故意によるものであることを裏付けることは容易ではないと考えられる。しかし、不正利得の認定が困難であることをもって、不正利得によるものであるか否かの十分な検討を行わないことは適当ではなく、不正利得によるものであるか否かの十分な検討を行えるような仕組みのあり方を検討し、構築するよう要望する。

例えば、児童扶養手当の受給申請書や現況届に、資格要件の喪失事由を列挙した上で、該当する状態になったら直ちに届け出る旨及び届け出なかったら不正利得と認定され、強制徴収の対象となることに異議は申し立てない旨の誓約文を入れ、署名を取っておくこと等が考えられる。また、この監査意見に対する対応として、市所管課は監査の最終段階で次のような事務改善の手段を提起してきた。すなわち、児童扶養手当の受給申請書や現況届に、資格要件の喪失事由を列挙した上で、該当する状態になったら直ちに届け出る旨及び届け出なかったら不正利得と認定される旨の説明を行い、理解を得たうえで、その説明文書等に署名を取っておくという手段である。その手法も監査人の意見に係る改善手段の一つとして認識することができる。

③ 催告手続について（意見）【こども福祉課】

【現状・問題点】

児童扶養手当返還金の滞納者の一覧より、滞納期間1年超かつ滞納金額100万円以上の債務者5名を抽出し、滞納整理台帳の記録の閲覧及び所管課担当者への質問を行ったところ、催告手続が十分でない案件が発見された。

【長期かつ多額の債務者に対する催告手続実施状況】

債務者	平成29年3月末 滞納金額	返済状況	催告状況
A	1,126,720円	平成20年度に発生。 平成28年度までに340,000円返済（平成28年度単年度では20,000円）。	平成26年度に2回訴訟手続移行予告通知兼催告書送付。その後本人から電話連絡があったため、交渉の実績あり。 臨戸催告の実績はない。
B	3,110,340円	平成23年度に発生。 平成28年度までに44,100円返済。ただし、平成26年度以降返済なし。	平成27年度、平成28年度に1回ずつ催告書送付。その後本人から電話連絡があったため、交渉の実績あり。 臨戸催告の実績はない。
C	2,257,700円	平成25年度に発生。 平成28年度までに463,540円返済。ただし、平成26年度は10,000円のみであり、平成27年度以降は返済なし。	平成26年度に児童扶養手当過誤払金返還計画承認申請書の提出あり。その後平成26年度中に1回催告書送付したのみ。 電話催告、臨戸催告の実績はない。
D	3,715,760円	平成25年度に発生。 過去に返済実績なし。	平成27年度に催告書を1回送付したのみ。 電話催告、臨戸催告の実績はない。
E	2,325,580円	平成26年度に発生。 過去に返済実績なし。	平成26年度に児童扶養手当過誤払金返還計画承認申請書の提出あり。 その後は平成26年度中に1回催告書送付したのみ。 電話催告、臨戸催告の実績はない。

上記の5名は長期間滞納、分納不履行が継続しているにも拘らず、C、D、Eの3名については電話催告が一度も行われておらず、臨戸催告については5名とも一度も行われていなかった。

滞納者に対する催告手続が十分に行われない原因としては、生活困窮の状況にあると思われる滞納者に対して過度に配慮する意識のほか、所管課担当者の債権回収に関する知見が決して十分ではないこと、さらに債権管理の専門部署である債権管理室との連携が十分でないことが考えられる。

#### 【結果】

今後は債権管理室との連携を密にするとともに、例えば、債権管理室主催で座学の研修を行うほか、臨戸催告にあたって債権管理室担当者が帯同する等の方法により、債権管理室に蓄積されている債権回収手続の知見をこども福祉課の債権管理担当者と共有することを要望する。

### ④ 滞納整理台帳への記録について（意見）【こども福祉課】

#### 【現状・問題点】

①に記載した債務者5名について、「滞納者個別記録票」（いわゆる滞納整理台帳に相当する資料）を査閲し、内容について質問したところ、滞納者個別記録票に記載のない交渉があったことが判明した事例（B）や、日付を誤って記載している事例（C）があった。これらの事実から、債務者と交渉があった都度、適時に滞納整理台帳に記録されておらず、一定の時点で、過去にあった交渉をまとめて記載する実務となっていることが推察される。また、このような実務となっている背景として、滞納整理台帳を適時に記録することの必要性、重要性が所管課担当者に十分に認識されていないことが考えられる。

#### 【結果】

滞納者に対して実施した催告手続や交渉の状況について台帳等に記録しておくことは柏市財務規則第43条第3項で求められており、債権管理上非常に重要である。法的手続を実施する際に遑って記録を整理するという実務は適切ではなく、所管課において適時適切に催告等の事実の正確な記録を行う必要があることを認識し、徹底することを要望する。

### ⑤ 債務者の資力に関する調査について（指摘）【こども福祉課】

#### 【現状・問題点】

こども福祉課では、児童扶養手当返還金の滞納者から「児童扶養手当過誤払金返還計画承認申請書」の提出を受けた場合、それが5年以内に返還できる金額であれば、滞納者の資力についての詳細な調査を行うことはなく、ほぼ無条件で承認しているということであった。事実、上記③にも記載のとおり、履行延期の特約等及び分納誓約の承認を行った後

に分割して納付すべき金額を全く返済していない滞納者が多く、履行延期の審査が形骸化していると言わざるを得ない。

また、履行延期の特約等をする場合には、本来であれば担保を提供させ、かつ、利息を付するものとされているが、無資力又はそれに近い状態にある場合等に限って担保提供、利息徴収を免除できることとされている（柏市財務規則第 289 条）。さらに、本来であれば、履行延期の処分後の分納不履行があった場合には、履行期限の繰り上げを検討すべきであるが、無資力又はそれに近い状態にある場合等に限って履行期限の繰り上げを免除できることとされている（柏市財務規則第 291 条 2 号イ、地方自治法施行令第 171 条の 3）。これらの点からも、履行延期の審査にあたって債務者の資力の十分な調査を行う必要がある。

履行延期の審査にあたって債務者の資力の調査が十分に行われていない原因としては、生活困窮の状況にあると考えられる債務者に対する配慮等があるものと考えられる。しかし、本来であれば、債務者に対して履行延期という期限の利益や担保提供・利息の免除といった経済的利益を与える条件として、収入や財産状況を裏付ける詳細な調査や資料の提出を要求することは当然と言える。柏市財務規則第 291 条においても、履行延期の特約等に付する条件として、債務者又は保証人に対し、その債務又は資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることと規定されている。

#### 【結果】

監査実施の過程で、こども福祉課は、「児童扶養手当過誤払金返還計画承認申請書」に添付する資料として「収支状況調査票」を導入した（平成 30 年 1 月使用開始）。これによって、履行延期の審査に先立って、債務者の資力を調査するための仕組みが整備されたところである。

今後は、履行延期の申請を受ける場合に、当該仕組みの適切な運用を徹底することにより、履行延期の審査の実効性を確保されたい。

### ⑥ 延滞金の算定及び請求等について（指 摘）【こども福祉課】

#### 【現状・問題点】

児童扶養手当返還金の滞納債権に係る延滞金については、こども福祉課はこれまでに算定したこともなく、また、児童扶養手当返還金が納付された段階で滞納者に対して請求したこともない。

非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、柏市債権管理条例上、延滞金が発生（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項、柏市債権管理条例第 7 条）することは認識しているものの、その徴収方法は、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室の方針を受けてから検討したいとの担当部署の対応について、債権管理の適切な管理の観

点から当該対応に懸念をしている。

そもそも、非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生している（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項、柏市債権管理条例第 7 条）。すなわち、児童扶養手当返還金の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し確定させなければならない。その算定された延滞金は当該滞納者に請求されなければならない。事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。そのような慣行の法令上の根拠は不明である。結果として、延滞金のこれまでの発生額、事実上の債権放棄額がどの程度の規模であったかを算定することもできない。

このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。

#### 参考

##### 地方自治法第 231 条の 3 第 2 項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

##### 柏市債権管理条例第 7 条

本市において徴収する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の収入（私法上の原因に基づき発生する債権を除く。）の納付義務者が、納期限後にこれを納付する場合においては、柏市税条例第 19 条に規定する延滞金の計算の例により計算した金額に相当する金額の延滞金を加算して納付しなければならない。

#### 【結果】

児童扶養手当返還金の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。

なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。

また、確定延滞金の調定の遡及については、総括的意見（第 3Ⅱ）にも記載のとおり、次のように考える（34 頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した延滞金又は遅延損害金につい

ては、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定延滞金又は確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも今後発生する確定延滞金又は確定遅延損害金に対する措置であるとするともやむを得ないものとする。

## ⑦ 徴収停止処分及び不納欠損処分について（意見）【こども福祉課】

### 【現状・問題点】

児童扶養手当返還金については、債務者が無資力に近い状況にあるにも拘らず、多額の債務を負っている事例が少なくないことから、回収可能性が相当低いと考えられる債権が少なからず存在する。一方で、児童扶養手当返還金については、こども福祉課において、徴収停止処分及び不納欠損処分の必要性について特段検討されておらず、また、過去に徴収停止処分及び不納欠損処分が行われた実績もないということであった。

事務の効率性等を勘案すると、回収可能性の低い滞納債権を長期間放置することは望ましくない。また、回収可能性の低い債権を資産として計上することは適正な財務報告の観点からも望ましくない。したがって、このような資産を適時に帳簿から除外するような事務が構築されていない点で、事業の有効性・効率性及び財務報告の適正性を確保するための内部統制が有効に整備されていないと言わざるを得ない。

### 【結果】

債権回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、所定の手続を踏まえたうえで不納欠損処分や徴収停止処分を講じることが検討されるよう要望する。

## 6. 児童手当返還金及びこども手当返還金に係る未収債権について [債権番号：206]

### (1) 概 要

#### ① 児童手当返還金及びこども手当返還金に係る未収債権の基本情報について

児童手当は、「児童手当法（昭和 46 年 5 月 27 日法律第 73 号）」に基づき、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的として支給される手当である。

子ども手当は、「平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成 22 年 3 月 31 日法律第 19 号）」に基づき、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する目的として支給された手当である。その後、「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づき、支給額の変更や両親の別居並びに子どもの国外居住の場合等の条件変更が行われた。なお、現在は、上記法律と特別措置法は廃止されている。また、子ども手当が支給された期間、児童手当は支給されなかった。

子ども手当と児童手当の概要は下表のとおりである。なお、平成 22 年 3 月以前の児童手当の概要については省略している。

区 分	児童手当	子ども手当	特別措置法上の 子ども手当
根拠法令	児童手当法	平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律	平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法
適用期間	平成 24 年 4 月～	平成 22 年 4 月～ 平成 23 年 9 月	平成 23 年 10 月～ 平成 24 年 3 月
支給対象	中学校修了前の児童を養育する者	中学校修了前の児童を養育する者	中学校修了前の児童を養育する者
支給時期	毎年 2 月、6 月、10 月に前月分までの 4 か月分を支給	毎年 2 月、6 月、10 月に前月分までの 4 か月分を支給	毎年 2 月、6 月、10 月に前月分までの 4 か月分を支給
所得制限	あり	なし	なし
子ども 1 人あたり支給額	(所得制限内) 3 歳未満 15,000 円/月 3 歳以上小学校卒業 第 1 子・2 子 10,000 円/月 第 3 子以降 15,000 円/月	一律 13,000 円/月	3 歳未満 15,000 円/月 3 歳以上小学校卒業 第 1 子・2 子 10,000 円/月 第 3 子以降 15,000 円/月 中学生 10,000 円/月

	中学生 10,000 円／月 (所得制限超) 5,000 円／月		
両親が別居している場合の取扱い	児童と同居している親に支給	児童の生活費を主に負担している親へ支給	児童と同居している親に支給
子どもが国外居住の場合の取扱い	留学を除き国外居住の場合には支給しない	国外居住の場合でも支給	留学を除き国外居住の場合には支給しない

児童手当並びに子ども手当受給中に別居や国外移転等により受給資格を喪失した場合や児童手当受給中に所得制限を超過することになった場合であって、それらが手当支給後に判明した場合には、受給資格喪失後または所得制限超過後に係る支給額については受給者に対して過払い分を遡って返還請求することになる。

本未収債権は、当該返還請求額に係る未収債権であり、その基本的な情報は以下のとおりである。

ア. 債権名称

児童手当返還金、こども手当返還金

イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

非強制徴収公債権（公債権である根拠は地方自治法。なお、強制徴収条項はないため、強制徴収債権には該当しない。）

ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

こども福祉課（賦課・徴収・未収管理部門は同一部門）

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

児童手当法（児童手当返還金）、平成 22 年度等における子ども手当の支給等に関する法律及び平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（こども手当返還

金)、柏市債権管理条例、児童手当返還金回収マニュアル

オ. 債権管理システム等

債権管理のための特段の電子システムはなく、表計算ソフトで管理している。

カ. 債権管理上のリスク等

児童手当返還金及びこども手当返還金の債権管理上のリスクについて、こども福祉課では次のとおり考えている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握し、更新しないと記録と事実が乖離するリスクがある。

キ. 債権の管理目標

児童手当返還金及びこども手当返還金に係る未収債権を管理する目標として、こども福祉課では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理、債権金額、件数等の管理における正確性
- ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

② 児童手当返還金及びこども手当返還金に係る未収債権の決算情報等について

児童手当返還金及びこども手当返還金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

## 【児童手当返還金の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	690,000	830,000	620,000	89.9%	74.7%
現年課税・賦課分	245,000	725,000	70,000	28.6%	9.7%
滞納繰越分	445,000	105,000	550,000	123.6%	523.8%
収入済額	585,000	595,000	70,000	12.0%	11.8%
現年課税・賦課分	245,000	525,000	70,000	28.6%	13.3%
滞納繰越分	340,000	70,000	0	0.0%	0.0%
不納欠損額	0	0	40,000	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	40,000	-	-
収入未済額	105,000	235,000	510,000	485.7%	217.0%
現年課税・賦課分	0	200,000	0	-	0.0%
滞納繰越分	105,000	35,000	510,000	485.7%	1457.1%
収納率	84.8%	71.7%	11.3%	-73.5%	-60.4%
現年課税・賦課分	100.0%	72.4%	100.0%	0.0%	27.6%
滞納繰越分	76.4%	66.7%	0.0%	-76.4%	-66.7%
予算現額 - 収入済額	△ 585,000	△ 595,000	△ 70,000	12.0%	11.8%
現年課税・賦課分	△ 245,000	△ 525,000	△ 70,000	28.6%	13.3%
滞納繰越分	△ 340,000	△ 70,000	0	0.0%	0.0%

## 【こども手当返還金の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	287,000	638,000	728,000	253.7%	114.1%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	287,000	638,000	728,000	253.7%	114.1%
収入済額	0	565,000	273,000	-	48.3%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	565,000	273,000	-	48.3%
不納欠損額	0	0	26,000	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	26,000	-	-
収入未済額	287,000	73,000	429,000	149.5%	587.7%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	287,000	73,000	429,000	149.5%	587.7%
収納率	0.0%	88.6%	37.5%	37.5%	-51.1%
現年課税・賦課分	-	-	-	-	-
滞納繰越分	0.0%	88.6%	37.5%	37.5%	-51.1%
予算現額 - 収入済額	0	△ 565,000	△ 273,000	-	48.3%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	△ 565,000	△ 273,000	-	48.3%

子ども手当の支給については、平成24年3月で終了しているため、こども手当返還金については平成26年度以降の現年課税・賦課分はゼロである。

【児童手当返還金の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	3	23.1%	80,000	15.7%
2年超～3年以内	2	15.4%	200,000	39.2%
3年超～4年以内	2	15.4%	35,000	6.9%
4年超～5年以内	5	38.5%	180,000	35.3%
5年超	1	7.7%	15,000	2.9%
合計	13	100.0%	510,000	100.0%

【こども手当返還金未収債権の滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	5	100.0%	429,000	100.0%
合計	5	100.0%	429,000	100.0%

子ども手当の支給については、平成24年3月で終了しているため、こども手当返還金の滞留債権についてはすべて5年超の滞納債権である。

## (2) 手 続

児童手当返還金未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 返還金発生抑制策について（意 見）【こども福祉課】

#### 【現状・問題点】

平成29年3月末の児童手当返還金の未収債権の一覧表を閲覧したところ、2年超滞納している未収債権が10件、430,000円あり、そのうち転居後に連絡が取れず滞納となっているものが5件、170,000円あった。

債務者	平成 29 年 3 月末滞納額	発生年度	返還金発生原因	催告状況
A	15,000 円	平成 23 年度	出国したことが判明し、過去に遡及して住民票削除したことによる。	返納通知書未達。
B	60,000 円	平成 24 年度	出国したことが判明し、過去に遡及して住民票削除したことによる。	返納通知書未達。
C	60,000 円	平成 24 年度	出国したことが判明し、過去に遡及して住民票削除したことによる。	登録先の住所に返納通知書発送、督促状発送、催告状発送を行っている。 また、登録の電話番号に架電している。(別人と主張する人物が応答) 子ども医療費の連絡先である別の番号に架電し、児童の祖母と連絡が取れたため、本人に子ども福祉課に連絡するよう伝達依頼。 その後自宅を訪問するも不在・表札なし。
D	20,000 円	平成 25 年度	消滅届の提出なく転出し、過払分が発生したことによる。	転出先の住所に返納通知書を発送、督促状発送、催告状発送を行っているが、反応なし。 登録の携帯電話に架電しても不通で連絡が取れていない。
E	15,000 円	平成 25 年度	消滅届の提出なく転出し、過払分が発生したことによる。	転出先の住所に返納通知書を発送、督促状発送、催告状発送を行っているが、反応なし。 登録の携帯電話に架電しても不通、転出先の自宅に訪問しても不在で連絡が取れていない。

児童手当を支給した後になって市からの転出の事実を把握した場合、遑って返還請求することにより返還金が発生するが、転居後の居所・連絡先が不明であることから連絡が取れない、転居先が遠方であることから臨戸催告が難しい等の理由で債権回収が思うように進まなくなる可能性が高い。

そこで、児童手当返還金に係る未収債権を縮減するためには、転出の事実をできる限り早期に（可能な限り手当を支給する前に）発見し、返還金の発生自体を抑制することが肝要であると言える。

#### 【結果】

こども福祉課では、現在、週に一度住民票の異動を確認し、受給者と対象児童を別居していることが判明した場合は、監護状況の確認の通知を送付し、確認が取れるまで手当の支給を差し止めている。また、月末月初の転入者及びひとり親の転入者の場合は、二重支給防止のため、転入前の自治体に確認の電話をして支給消滅月や元配偶者の受給の有無を確認している。また、配偶者が公務員であった場合は、職場で受給している可能性があるため、必ず職場に電話確認を行っている。

このような取り組みを実施することにより、平成 28 年度においては、過年度と比較して返還金の発生を一定程度抑制することに成功しているということである。そこで、他都市においてもこのような取り組みを参考にされることを期待して有用な情報として記載する。

こども福祉課においても引き続き、他都市の事例を参考にする等によりさらなる返還金抑制策について継続的、組織的に研究されるよう要望する。

## ② 催告手続について（指 摘）【こども福祉課】

### 【現状・問題点】

児童手当返還金の滞納者の一覧より、平成 29 年 3 月末現在で、滞納期間 3 年超の債務者全件を抽出し、滞納整理台帳の記録の閲覧及び所管課担当者への質問を行ったところ、以下のとおり催告手続が十分でないと考えられる案件が発見された。

債務者	平成 29 年 3 月末滞納額	発生年度	返還金発生原因	催告状況
F	25,000 円	平成 24 年度	D V 被害者の避難先からの通知に基づき前月に遡及して職権消滅。	返納通知書を発送したが、反応なし。 D V 加害者を刺激しないように催告は見送っている。
G	10,000 円	平成 24 年度	離婚前提の別居、妻の移転先で同居者優先の制	返納通知書発送後、本人が来庁したが納付拒否。

			度により受給を開始したため、夫の児童手当を訴求して職権消滅。	DV避難の疑義があるという理由で催告を見送っている。
H	25,000円	平成24年度	DV被害者の避難先からの通知に基づき前月に遡及して職権消滅。	返納通知書を発送したが、反応なし。 DV加害者を刺激しないように催告は見送っている。

DV被害者避難に伴い児童手当を遡って職権消滅した場合に生じた児童手当返還金については、所管課における判断のもと、DV加害者を刺激しないようにという理由でほぼ一律的に催告手続を見送っている。そして、時効期間の経過を待つて不納欠損処分を行っている。

しかし、通常の債務者に対しては催告手続を実施するのに対し、DV加害者に対しては催告手続を断念し返還金の未納を事実上容認するような取扱いは公平性の点から不当であると言わざるを得ない。

**【結果】**

債務者がDV加害者である場合に代表されるように、通常の催告手続の実施が難しい案件についても、最初から債権回収手続を事実上断念するのではなく、可能な限り回収の努力を行う必要がある。

そこで、DV案件については、事情を把握した早期の段階で債権管理の専門部署である債権管理室と連携して対応されたい。

**③ 延滞金の算定及び請求等について（指 摘）【こども福祉課】**

**【現状・問題点】**

児童手当返還金及びこども手当返還金の滞納債権に係る延滞金については、こども福祉課はこれまでに算定したこともなく、また、児童手当返還金及びこども手当返還金が納付された段階で滞納者に対して請求したこともない。

非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、柏市債権管理条例上、延滞金が発生（地方自治法第231条の3第2項、柏市債権管理条例第7条）することは認識しているものの、その徴収方法は、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室の方針を受けてから検討したいとの担当部署の対応について、債権管理の適切な管理の観点から当該対応に懸念をしている。

そもそも、非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生している（地方自治法第231条の3第2項、柏市債権管理条例第7条）。すなわち、児童手当返還金及びこども手当返還金の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し確定させな

なければならない。その算定された延滞金は当該滞納者に請求されなければならない。事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。そのような慣行の法令上の根拠は不明である。結果として、延滞金のこれまでの発生額、事実上の債権放棄額がどの程度の規模であったかを算定することもできない。

このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。

#### 参考

##### 地方自治法第 231 条の 3 第 2 項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

##### 柏市債権管理条例第 7 条

本市において徴収する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の収入（私法上の原因に基づき発生する債権を除く。）の納付義務者が、納期限後にこれを納付する場合においては、柏市税条例第 19 条に規定する延滞金の計算の例により計算した金額に相当する金額の延滞金を加算して納付しなければならない。

#### 【結果】

児童手当返還金及びこども手当返還金の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行いたい。

なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。

また、確定延滞金の調定の遡及については、総括的意見（第 3Ⅱ）にも記載のとおり、次のように考える（34 頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した延滞金又は遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定延滞金又は確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも今後発生する確定延滞金又は確定遅延損害金に対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。

④ 不納欠損処分に係る起案について（意見）【こども福祉課】

【現状・問題点】

平成 28 年度の児童手当及びこども手当の不納欠損処分に係る起案書類一式を査閲したところ、「起案書（表紙）」と、添付書類の「歳入不納欠損調書」の双方に同じ査閲者、決裁者の押印がされており、決裁印が重複していた。一方、歳入不納欠損調書には副市長の押印がなく、歳入不納欠損調書の押印は不完全なものとなっていた。

区 分	市長 (決裁)	副市長	部長	次長	課長	主幹 (統括リーダー)	担当リーダー
起 案 書 (表紙)	○	○	○	○	○	○	○
歳入不納 欠損調書	○	×	○	○	○	○	○

「起案書（表紙）」が市長の決裁を経るための正式な書類であり、「歳入不納欠損調書」はあくまで添付書類の位置づけであるならば、「歳入欠損調書」への決裁印の押印は不要と考えられる。一方、不納欠損処分の決裁にあたっては「歳入不納欠損調書」があれば事足りるとも考えられるため、そのように整理するのであれば、「起案書（表紙）」の作成は不要と考えられる。

【結果】

不納欠損処分の正当性確保という事務の有効性を損なわない限りにおいて、書類作成・押印事務の無駄は排除すべきである。そのため、他の債権所管課における事務も参考にしつつ、不納欠損処分における「起案書（表紙）」と「歳入不納欠損調書」の位置づけを再度整理するよう要望する。

⑤ 徴収停止処分について（指摘）【こども福祉課】

【現状・問題点】

児童手当返還金及びこども手当返還金については、①に記載のとおり、債務者が行方不明等により連絡が取れないことから催告手続が進んでおらず、回収可能性が相当低いと考えられる。また、②に記載のとおり、DV被害者避難に伴い児童手当を遡って職権消滅した場合に生じた児童手当返還金については、DV加害者を刺激しないように催告手続を控えており、事実上催告手続を行っていない状況にあるため、回収可能性が相当低いと考えられる。

このように児童手当返還金及びこども手当返還金については回収可能性が相当低いと

考えられる債権が少なからず存在する一方で、過去に徴収停止処分を行った実績はないとのことであった。

しかし、徴収停止処分を経ないで債権回収手続を棚上げすることは本来認められず、正当な理由があつて債権回収手続を実施していないのであれば、正式に市長の決裁を経て徴収停止処分を行う必要がある。(地方自治法施行令第 171 条の 5)

**【結果】**

債権回収に向けた措置を講じることが困難であると認められる正当な理由がある場合には、地方自治法の規定に従い、市長の決裁を経て徴収停止処分を行われたい。

## 7. 一般廃棄物（し尿）処理手数料に係る未収債権について [債権番号：207]

### (1) 概 要

#### ① 一般廃棄物（し尿）処理手数料に係る未収債権の基本情報について

市では、「柏市廃棄物処理清掃条例」に則り、一般廃棄物、具体的には、一般家庭、事業所、共同住宅等においてくみ取り式トイレによるし尿の収集、運搬及び処理手数料（同条例第 26 条）を徴収している。一般廃棄物（し尿）処理手数料は、一般家庭は 1 世帯当たり月額 430 円（柏市廃棄物処理清掃条例の別表では 432 円と定められ、同条例の別表の備考 2 に 10 円未満の端数は切り捨てるとされている。）の定額、事業所及び共同住宅などで継続して収集する場合は 1 リットル当たり 3.45 円、許可業者の搬入の場合には 1,800 リットル当たり 540 円と処理量に応じた手数料が同条例別表に定められている。

一般家庭、事業所及び共同住宅などで継続して収集する場合には、3 月 1 日から 5 月末日までを 6 月末日を期日とし、以後 3 ヶ月分を合算し 9 月末日、12 月 25 日頃、3 月末日（出典：「し尿処理手数料と支払い方法など」（柏市ホームページより））を期日として口座振替又は納付書により徴収している。許可業者の搬入の場合にはその都度又は 1 月ごとに徴収するが、許可業者の搬入に係る一般廃棄物（し尿）処理手数料の滞納事例はない。

その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

一般廃棄物（し尿）処理手数料

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

非強制徴収公債権（公債権である根拠は地方自治法。なお、強制徴収条項はないため、強制徴収債権には該当しない。）

一般廃棄物（し尿）処理手数料の債権の時効は 5 年である。

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

環境サービス課（賦課・徴収・未収管理部門は同一部門）

## エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

柏市廃棄物処理清掃条例、柏市廃棄物処理清掃条例施行規則、柏市債権管理条例、柏市債権管理条例施行規則、柏市し尿手数料長期滞納整理事務処理要領（し尿の収集停止規定を含む。）

## オ. 債権管理システム等

債権管理のために電子システム「清掃管理システム」により管理している。

## カ. 債権管理上のリスク等

一般廃棄物（し尿）処理手数料の未収債権を管理するうえで、考慮しなければならないリスクとして、環境サービス課が考える項目は次のとおりである。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握し、更新しないと記録と事実が乖離するリスクがある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となるリスクがある。
- iii 一部の滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要性があり、収集停止措置後の未収債権の回収が滞るリスクがある。

## キ. 債権の管理目標

一般廃棄物（し尿）処理手数料に係る未収債権を管理する目標として、環境サービス課では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性
- iii 債権の権利の帰属の適正性

## ② 一般廃棄物（し尿）処理手数料に係る未収債権の決算情報等について

一般廃棄物（し尿）処理手数料に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

## 【一般廃棄物（し尿）処理手数料の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28／26	28／27
予算現額	12,503,000	11,479,000	11,060,000	88.5%	96.3%
現年課税・賦課分	12,069,000	11,096,000	10,747,000	89.0%	96.9%
滞納繰越分	434,000	383,000	313,000	72.1%	81.7%
調定額	14,363,930	13,345,460	12,673,650	88.2%	95.0%
現年課税・賦課分	13,129,920	12,605,840	12,172,770	92.7%	96.6%
滞納繰越分	1,234,010	739,620	500,880	40.6%	67.7%
収入済額	13,483,960	12,612,540	12,212,990	90.6%	96.8%
現年課税・賦課分	12,851,290	12,305,460	11,971,180	93.2%	97.3%
滞納繰越分	632,670	307,080	241,810	38.2%	78.7%
還付未済額	0	1,290	1,290	-	100.0%
現年課税・賦課分	0	1,290	1,290	-	100.0%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
還付未済残高	0	1,290	1,290	-	100.0%
不納欠損額	140,350	232,040	96,390	68.7%	41.5%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	140,350	232,040	96,390	68.7%	41.5%
収入未済額	739,620	502,170	365,560	49.4%	72.8%
現年課税・賦課分	278,630	301,670	202,880	72.8%	67.3%
滞納繰越分	460,990	200,500	162,680	35.3%	81.1%
収納率	93.9%	94.5%	96.4%	2.5%	1.9%
現年課税・賦課分	97.9%	97.6%	98.3%	0.5%	0.7%
滞納繰越分	51.3%	41.5%	48.3%	-3.0%	6.8%
予算現額 - 収入済額	△ 980,960	△ 1,134,830	△ 1,154,280	117.7%	101.7%
現年課税・賦課分	△ 782,290	△ 1,210,750	△ 1,225,470	156.7%	101.2%
滞納繰越分	△ 198,670	75,920	71,190	-35.8%	93.8%

平成28年度における一般廃棄物（し尿）処理手数料の調定額合計は1,267万円、収納率は96.4%であり、その結果、収入未済額は365,560円であった。また、収納率は、現年度分が98.3%、滞納繰越分が48.3%であった。これらの収納率のうち、現年度分は、平成26年度は97.9%、平成27年度は97.6%と、ほぼ横ばいで推移している。また、滞納分については、平成26年度は51.3%に対し、平成27年度は41.5%、平成28年度が48.3%と直近では50%を下回る水準で推移している。

環境サービス課は、前年度以前の一般廃棄物（し尿）処理手数料を滞納している場合に当年度末にし尿の収集を一時停止する運用を行っている。し尿の収集を一時停止された債務者は、一時停止後ほどなくして滞納していた一般廃棄物（し尿）処理手数料を納付し、し尿収集が再開される事例が生じている。債務者がし尿収集の一時停止されるまで一般廃棄物（し尿）処理手数料を納付しない事例があり、こうした債務者の納付行動により滞納分の収納率が低下していると考えられる。

【一般廃棄物（し尿）処理手数料の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	75	61.0%	200,300	54.8%
1年超～2年以内	21	17.1%	104,610	28.6%
2年超～3年以内	11	8.9%	21,050	5.8%
3年超～4年以内	7	5.7%	18,900	5.2%
4年超～5年以内	9	7.3%	20,700	5.7%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合計	123	100.0%	365,560	100.0%

平成 28 年度末における一般廃棄物（し尿）処理手数料の滞納件数は 123 件、滞納額は 365,560 円であった。一般廃棄物（し尿）処理手数料を前年度以前から当年度末まで滞納している場合には、し尿収集の一時停止を行っていることから、2 年を超える債権の滞納割合は低下している。なお、一般廃棄物（し尿）処理手数料、納期限より 5 年を経過すると時効となるため、5 年超の滞納件数及び滞納額はゼロである。

## （2）手 続

一般廃棄物（し尿）処理手数料に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、誓約書、一般廃棄物（し尿）処理手数料未納通知、催告書兼業務移管通知書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## （3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 一般廃棄物（し尿）収集の一時停止の明文規定について（指 摘）【環境サービス課】

#### 【現状・問題点】

環境サービス課は「柏市し尿手数料長期滞納整理事務要領」（以下「要領」という。）を制定し、平成 26 年 2 月 13 日より施行している。この要領において、滞納債権の全額を指定する期日までに納付しないときは収集を停止すると定められており、実際にし尿収集の一時停止も実施されている。

このし尿収集の一時停止は、し尿収集を依頼する市民に対して、不利益を与えるものであると考えられる。この点について、「柏市廃棄物処理清掃条例」及び「同条例施行規則」では一般廃棄物（し尿）処理手数料を滞納した場合のし尿収集の停止について、何ら規定がない。ちなみに、し尿の収集を依頼する「一般廃棄物（し尿）処理（新規・廃止・変更）申請書」において、一般廃棄物（し尿）処理手数料を滞納した場合にし尿の収集を停止する等の記載はなく、し尿処理申込者に対する案内文においても、し尿収集停止に関する記

載はない。したがって、市民としては、法令に根拠がないまま、予期せずに不利益を被ることになる。

**【結果】**

一般廃棄物（し尿）処理手数料を滞納した者に対して、し尿収集の一時停止を行う根拠として、市の内部規程である要領に規定するものではなく、柏市廃棄物処理清掃条例又は柏市廃棄物処理清掃条例施行規則に明記することが必要であると考えられるため、同条例又は同施行規則に必要な規定を追加整備されたい。

なお、以下では、この項における指摘事項とは別に、現在の要領上の規定の内容に関する不備等について監査結果を述べることとする。

**② し尿収集の一時停止の実施要件の明文化について（指 摘）【環境サービス課】**

**【現状・問題点】**

一般廃棄物（し尿）処理手数料の長期滞納者からの徴収の確保を図るため、し尿の収集の一時停止等について、要領を制定しているが、その要領によると、前年度以前の一般廃棄物（し尿）処理手数料の全部又は一部を滞納している者を長期滞納者と定義している（要領第2項第2号）。長期滞納者のうち、生活保護法に基づく扶助を受けている場合等を除き、し尿収集停止の対象者（以下、「停止対象者」という。）を抽出すると定めている（要領第3項）。停止対象者に対して、滞納債権の全額を指定する期日までに納付しないときは収集を停止する旨の通知を行い、実際に納期限までに滞納債権全額の支払いがない場合に収集を停止することができるかと定めている。（要領第4項及び第5項）

しかし、要領には、滞納債権の全額を納付すべき「指定の期日」の記載がない。運用上では、前年度に納期が設定されている第4期（12月から2月分のし尿収集処理分）のし尿手数料の滞納債権（3月末日の納期限）について、当年度末までに納付されない場合、し尿収集の一時停止を決定する慣行となっている。

**【結果】**

し尿の一時停止を行うための要件が運用で行なわれている現状では、法令に基づく行政としての基礎が欠けているため、現在の運用を踏まえ、し尿収集の一時停止の要件を同条例又は同施行規則の法令体系の中で適切に明文化されたい。なお、し尿の一時停止の要件としては、し尿収集の一時停止の通知の発送時期、一時停止の判断基準、し尿収入の一時停止の開始時期等である。

### ③ し尿収集の一時停止の実施時期の見直し規定について（指 摘）【環境サービス課】

#### 【現状・問題点】

現在、し尿処理手数料の納付方法については、1年間を4期に区分し3か月分を一括して後納する方法が採用されている。例えば、第1期は3月から5月分のし尿処理分について6月末日を納期限としており、以後3か月ごとに納付期日が指定されている。また、平成28年度末の滞納債権のうち、滞納繰越分の債権である平成27年度以前の滞納債権に係る滞納者については、し尿収集の一時停止又は収集場所の登録廃止の対象者として処理されている。一方、平成28年度に発生した現年分の滞納債権に係る滞納者に対しては、し尿の収集を行う対象者としている。

環境サービス課によると、平成28年度以前は前年度の滞納分に対して、当年度末をし尿収集の一時停止の実施時期としていた。例えば、平成28年度以前は、前年の第2期（し尿の収集対象期間は6月から8月まで：納期限は9月末）のし尿処理手数料が、以後当年度の3月まで納付されない状態が続いた場合、前年6月から当年度3月末までの22ヶ月間、し尿が収集された後、年度末にし尿収集の一時停止がなされていた。

これに対して、平成29年度からはし尿収集の一時停止の実施時期を年度末から半年程度繰り上げている。したがって、平成29年度からは、未納付が継続した場合、し尿収集期間が6か月程度短縮され16か月程度となった。

環境サービス課の今回の措置は、未納付者に対するし尿収集期間の短縮にもなり、滞納債権の解消にとって効果がある見直しとなっている。しかし、このような期間の見直しについて、規定上の根拠がなく、又は課としての意思決定も行っていない。

#### 【結果】

一般廃棄物（し尿）処理手数料の未納者に対して、し尿収集の一時停止を判断する時期を見直しているが、その見直しの結果については、市民に対して周知する必要があるため、市民に対する不利益処分であるし尿収集の一時停止の判断時期の繰上内容について、条例又は同施行規則の法令体系の中で適切に明文化されたい。

### ④ し尿収集の一時停止の判断時期の合理性について（意 見）【環境サービス課】

#### 【現状・問題点】

環境サービス課が行うし尿収集の一時停止の実施時期の判断手法について、一般廃棄物（し尿）収集手数料の前年度分滞納者に対して滞納の発生期（第1期から第4期）に拘らず一括して、し尿収集の一時停止の判断時期を当年度末又はそれより6か月程度早める方式（以下「一括判断方式」という。）を従来から現在まで採用している。

このように、し尿収集の一時停止の判断時期に関する一括判断方式が合理的であるかどうかについて、疑問が残る。なぜなら、一般廃棄物（し尿）収集手数料の徴収時期は、年度

を4期に分けてそれぞれの期に納期限を設けているため、滞納手数料に係る時効の管理は、同じ年度であっても4つの期で督促時期が異なり、時効の起算点がそれぞれに異なっている。このように4つの期でそれぞれ発生した滞納債権に対して、従来から一括判断方式を採用して、翌年度に一括して年度単位又は半年単位で、し尿収集の一時停止を判断することは、前年度における第1期の手数料滞納者と第4期の手数料滞納者で9か月の滞納期間の差異が生じてしまう。その間、し尿収集は継続するため、滞納期間が長い前者の方がより短い後者よりも、し尿収集を9か月も長く継続して受けられるという不合理が発生するためである。

この不合理を解消するためには、滞納債権の発生日が異なる期ごとに、その滞納期間が一定期間経過した段階で、し尿収集の一時停止を判断する時期として設定することが必要である。すなわち、前年度の第1期分の滞納者については、7月中には督促状を送付し、時効期間がその督促状の発送日の翌日から開始され、その期日から一定期間、例えば、1年経過した当年度の7月にし尿収集の一時停止を判断することとなる。一方、同じ前年度の第4期分の滞納者に対しては、当年度の4月中に督促状が発送されるため、その期日から一定期間、例えば1年後である次年度の4月にし尿収集の一時停止を判断することとなる。このような期別判断方式であれば、両者の滞納期に拘らず、滞納期間中のし尿収集期間の差異は生じず、両者にとってし尿収集の受益期間に関する公平性に問題は生じない。

#### 【結果】

一般廃棄物(し尿)処理手数料の滞納者に対するし尿収集の一時停止の判断時期について、現在の一括判断方式(前年度滞納者を翌年度の一定時期に判断する方式)では、滞納の発生する期が異なる滞納者ごとに、滞納期間中のし尿収集の受益期間が異なり、不利益が生じるため、滞納の発生期ごとに一定期間の経過時点で、し尿収集の一時停止を個別に判断する方式に変更するよう要望する。

### ⑤ し尿収集の一時停止及び再開における除外規定について(意見)【環境サービス課】

#### 【現状・問題点】

要領においては、前年度以前の一般廃棄物(し尿)処理手数料の全部又は一部を滞納している者を長期滞納者と定義している。長期滞納者のうちし尿収集の停止対象者から除外するものとして、「事前に滞納している手数料の一部を支払い、かつ、その残金について支払の誓約をした場合」(要領第3項第4号)と定められている。したがって、滞納者が、滞納債権の一部を納付し、残金の支払を誓約した場合は、し尿収集の一時停止の対象から除外される。

また、し尿収集の一時停止を猶予できる事象として、「停止対象者に滞納手数料の全額を一括して支払うことができないやむを得ない理由があると認められる場合で、当該対象者が納期限までに滞納手数料の一部を支払い、かつ、その残金について誓約書を提出して

支払いを誓約したとき」(要領第 6 項第 1 号)が定められている。なお、猶予期間について要領に定めはない。

更に、し尿収集の再開においては、「収集停止者に滞納手数料の全額を一括して支払う事ができないやむを得ない理由があると認められる場合で、当該収集停止者が滞納している手数料の一部を支払い、かつ、その残金について誓約書を提出して支払の誓約をしたとき」(要領第 7 項第 2 号)は、し尿の収集が再開されると定められている。し尿収集の一時停止と同様に、滞納債権の一部を納付し、残金の支払いについて誓約書を提出することでし尿の収集サービスの提供を受けることができる仕組みとなっている。

滞納者の具体的な事例で説明すると、平成 25 年度に滞納があり、平成 26 年度末(平成 27 年 3 月 31 日)にし尿収集の一時停止となった滞納者について、平成 27 年 4 月 16 日に環境サービス課に来課し、平成 25 年度の第 1 期から第 4 期分の滞納額 5,040 円を納付した。併せて、平成 26 年度第 1 期から第 4 期の滞納債権 5,150 円を平成 27 年 4 月末日までに支払うとする誓約書を提出したため、環境サービス課においてはし尿収集の再開を決定した。しかし、当該滞納者は誓約書で約束した納付期日に納付しなかったため、環境サービス課が再度、同年 6 月 9 日にし尿収集を一時停止したところ、当該債務者は 6 月 25 日に未納の 5,150 円全額を納付し、し尿収集が再開された。つまり、滞納者は、滞納債権の一部を支払い、その残金について分納誓約書を提出することにより、平成 26 年度の滞納が残っているにも拘らず、し尿の収集サービスの提供を受けることができた。

この事例では、滞納者に対する環境サービス課の取扱いについて、柏市廃棄物処理清掃条例及び同条例施行規則並びに要領には反しているわけではない。しかし、結果的には、環境サービス課は、柏市廃棄物処理清掃条例に定める一般廃棄物(し尿)処理手数料の単価を下回る単価によってし尿収集サービスを提供することになりかねない。実際に、一時的にせよ、この事例の滞納者に対して、滞納債権の一部の支払いをすることで、し尿収集サービスを提供している。

#### 【結果】

し尿収集の一時停止の除外、し尿収集の一時停止の猶予及びし尿収集の再開に関する要領の規定の中に、「収集停止者に滞納手数料の全額を支払うことができないやむを得ない理由があると認められる場合で、当該収集停止者が滞納手数料の一部を支払い、かつ、その残金について誓約書を提出して支払の誓約をしたとき。」の定めがあるが、この規定を具体的な事案に適用する際には、上記の事例のように安易に「収集停止者に滞納手数料の全額を支払うことができないやむを得ない理由があると認められる場合」に該当すると判断することのないよう、厳格な審査を要望する。

## ⑥ 催告書における注意喚起の文言について（意見）【環境サービス課】

### 【現状・問題点】

一般廃棄物（し尿）処理手数料が未納の場合に、所定のフォーム及び注意事項を印刷したハガキに各滞納者の住所、氏名、滞納債権の年度・期別及び滞納債権金額を直接印刷し、「一般廃棄物（し尿）処理手数料未納通知」（以下「未納通知」という。）を滞納者に対して送付している。その未納通知には、「本状は督促状（催告状）として未納手数料の通知をするものです」と記載されている。

この文面については、同じ滞納債権に対する1回目の督促と2回目以降の催告の文面で同一の文面であるため、納期限を守らない長期の債務者に与える効果を期待することが難しいものとする。

### 【結果】

一般廃棄物（し尿）処理手数料の滞納債権に対する催告書の記載文言には、i 既に督促しても納付がなかった旨と ii 本催告書を持参のうえ、滞納分を全額支払っていただく旨等を明記し、それでも納付がない場合、2度目の催告書には、i 及び ii に加えて「指定納期限までに全額納付できないときは、法的措置をとる」旨を明記する必要がある、現在の文面を見直すよう要望する。

## ⑦ 一般廃棄物（し尿）処理手数料滞納の常習者への対応について（意見）

### 【環境サービス課】

### 【現状・問題点】

一般廃棄物（し尿）処理手数料の徴収方法等については、柏市廃棄物処理清掃条例施行規則第7条第3項第1号において、「し尿（一般家庭に係るもの並びに事業所及び共同住宅などで継続して収集するものに限る。）に係る手数料は、次の4期に分けて市長が定める期日までに徴収する」と定めている。そして、その納付時期は、し尿収集業務が完了した後、に納付する後納制を採用している。

滞納債権の多くは一般家庭の定期契約で生じており、現状の後納制を前納制に変更すれば滞納債権は発生しないものと考えられる。一般廃棄物（し尿）処理手数料の徴収方法について、環境サービス課ではこれまでに、し尿処理券を発行する方法を採用することも検討した。しかし、し尿の収集処理を利用する市民等が少なく、し尿処理券等の新たな納付手段の採用は費用が徒に多額になること、また、環境サービス課に来課し直接納付とした場合に利用者が平日の日中に来課することは困難であることから、前納制の実施は困難であると判断している。

滞納債権の発生態様を分析すると、特定の利用者において、滞納債権の発生とし尿収集の一時停止とが繰り返される事例が多く見受けられる。環境サービス課では、一般廃棄物

(し尿) 処理手数料の徴収方法について、利用者全員に対して一律の前納制を導入する場合の導入・運用コスト等の面で抵抗感があるのであれば、し尿収集の一時停止を繰り返す悪質な滞納者に対してのみ前納制を導入することも考えられる。これにより、繰り返し発生する滞納債権は減少し、環境サービス課における一般廃棄物(し尿) 処理手数料の管理業務の負担軽減にもつながるものと考えられる。

**【結果】**

し尿収集・処理の申込者全員に対して一律に一般廃棄物(し尿) 処理手数料の前納制を導入するのではなく、滞納を繰り返す悪質な債務者に対してのみ当該手数料の前納制を導入するよう要望する。

## 8. 屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権について [債権番号：208]

### (1) 概 要

#### ① 屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権の基本情報について

屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権については、柏市屋外広告物条例に基づき屋外広告物を掲載する場合、柏市に対してその許可の申請をし、その際に当該許可申請手数料を納付しなければならないとされている（同条例第 49 条第 1 項）。

その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

屋外広告物申請許可手数料

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

非強制徴収公債権（柏市屋外広告物条例第 49 条第 1 項）

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

道路総務課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

柏市屋外広告物条例

#### オ. 債権管理システム等

屋外広告物申請受付簿

#### カ. 債権管理上のリスク等

屋外広告物許可申請手数料の債権管理上のリスクについて、道路総務課では次のとおり考えている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常

に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

キ. 債権の管理目標

屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権を管理する目標として、道路総務課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権の網羅的な管理等、債権金額、件数等の管理における正確性

② 屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権の決算情報等について

屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【屋外広告物許可申請手数料の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	5,130,000	6,603,000	6,000,000	117.0%	90.9%
現年課税・賦課分	5,106,000	6,579,000	5,976,000	117.0%	90.8%
滞納繰越分	24,000	24,000	24,000	100.0%	100.0%
調定額	5,977,160	7,789,890	4,876,030	81.6%	62.6%
現年課税・賦課分	5,953,160	7,765,890	4,852,030	81.5%	62.5%
滞納繰越分	24,000	24,000	24,000	100.0%	100.0%
収入済額	5,953,160	7,765,890	4,852,030	81.5%	62.5%
現年課税・賦課分	5,953,160	7,765,890	4,852,030	81.5%	62.5%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	24,000	24,000	24,000	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	24,000	24,000	24,000	100.0%	100.0%
収納率	99.6%	99.7%	99.5%	-0.1%	-0.2%
現年課税・賦課分	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
予算現額 - 収入済額	△ 823,160	△ 1,162,890	1,147,970	-139.5%	-98.7%
現年課税・賦課分	△ 847,160	△ 1,186,890	1,123,970	-132.7%	-94.7%
滞納繰越分	24,000	24,000	24,000	100.0%	100.0%

【屋外広告物許可申請手数料の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	1	100.0%	24,000	100.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合 計	1	100.0%	24,000	100.0%

上記の表より、平成 28 年度末現在の滞納債権 24,000 円の年齢別（発生年度別）内訳をみると、滞納債権が 1 件で、4 年前に発生していたことが分かる。

（2）手 続

屋外広告物許可申請手数料の未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

（3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 未収債権の管理状況について（指 摘）【道路総務課】

【現状・問題点】

未収債権となっている屋外広告物許可申請手数料は、K社が平成 25 年 7 月 17 日に「屋外広告物等表示（設置）許可申請書」を道路総務課に提出し、その場で同社は屋外広告物許可申請手数料を納付せず、平成 25 年 8 月 30 日を期限とする納入通知書を受領したが、期限までに納付することはなかった。

その間、道路総務課の担当者から同社に対して複数回架電したが、連絡が取れず、再度納入通知書を送付したということであった。しかし、納期限が過ぎても督促状を発送してはいない。また、催告書の発送も行っていない。平成 26 年 2 月 18 日に債務者代理人から破産手続開始に向けた負債状況の確認通知があり、債権等回答書を提出し、結果として破産手続開始後、異時破産廃止となっている。同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社の設立は平成 19 年 7 月 3 日に登記され、破産手続は、平成 26 年 5 月 22 日午後 11 時にさいたま地方裁判所で開始されている。その後、平成 26 年 10 月 15 日費用不足による破産手続廃止の決定が同裁判所で確定している。

現在の当該未収債権の状態は、市所管課によると、平成 26 年 10 月 15 日に破産手続きの廃止の決定が確定したため、それを起算日として、公債権の消滅時効 5 年の期間経過後に不納欠損処分の手続をとることを前提に、平成 25 年度から未収債権が決算書上翌年度に繰り越される処理を続けている。

この未収債権の取扱いとして、まず、正式な意思決定がなされていない点が問題である。次に、市所管課は消滅時効の期間を 5 年間と考えていた点が問題である。

また、本来、市所管課として未収債権の取扱いについて意思決定を行うとした場合、次の点を検討する必要があるものと考えられる。

- i 破産手続廃止の決定があった場合に該当することから、時効期間は 10 年であるため（破産法第 221 条第 1 項、民法第 174 条の 2 第 1 項）、10 年後の消滅時効完成により債権が消滅するのを待つ方法。
- ii 地方自治法第 96 条第 10 号により議会で議決することで当該債権を放棄する方法。
- iii 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 1 号の徴収停止を採り、i と同様、10 年後の消滅時効完成により債権が消滅するのを待つ方法。

以上の方法から判断して、市所管課の現在の判断は適切ではない。

過去の未収債権について、i 及び iii で示したとおり、10 年の消滅時効を前提に当該債権の消滅を待つということであれば、具体的な方針の意思決定を行う必要がある。しかし、これらの方法では、長年にわたり未収債権が決算書上表示されたままであり、会計の実態を表さないものと考えられる。

なお、K 社の法人格消滅の有無に関して、上記のとおり考える背景又は根拠としては次のとおりである。

すなわち、法人が破産手続開始の決定により解散した場合、破産手続による清算が行われることが予定されている一方で、破産手続が進行しないまま終了した場合には、別途、清算手続が必要であり、法人の法人格については、清算手続の終了によって消滅する。したがって、異時廃止の決定を受けた場合については、破産管財人による清算手続がされないまま破産手続が終了するため、清算の目的の範囲内で、その法人格はなお存続することから、別途清算手続を採らなければ法人格は消滅しない。他方で、通常は異時廃止の決定後に、清算手続が採られることは極めて稀であり、K 社においても、異時廃止の決定後に、清算手続が採られたことを確認できなかった。そのため、K 社については、異時廃止の決定後にも、法人格が存在すると判断することになる。

#### 【参考】

破産法 第 221 条第 1 項

第 217 条第 1 項若しくは第 218 条第 1 項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき、又は前条第一項の規定による破産手続終結の決定があったときは、確定した破産債権については、破産債権者表の記載は、破産者に対し、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、破産債権者は、確定した破産債権について、当該破産者に対し、破産債

権者表の記載により強制執行をすることができる。

#### 民法 第 174 条の 2

1 確定判決によって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10 年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

#### 【結果】

平成 25 年度に発生し、平成 26 年 10 月の破産廃止手続の廃止の決定確定により、回収が困難となっている当該滞納債権について、上記のとおり、法的には 3 つの方法によって、債権の消滅を待つか、又は債権放棄を行うことができるが、10 年後の消滅時効を迎えて自動的に債権が消滅するまで何もしない選択肢はないものと考えられる。したがって、会計実態を適正に反映する会計処理の方法を選択することが重要であると判断する立場からは、第 2 の方法（議会による債権放棄の議決後不納欠損処分を行うこと）に基づき、当該債権の放棄及び会計処理としての不納欠損処分を行われたい。

## ② 申請許可手数料の支払い時期について（指 摘）【道路総務課】

#### 【現状・問題点】

柏市屋外広告物条例によると、屋外広告物許可申請手数料は当該許可の申請をする際に納付しなければならないとされている（同条例第 49 条第 1 項）。所管課としても当該手数料の納付がなければ、許可を行ってはならず、広告の設置等も行うことができない。この手順で許可がなされ広告物の設置がなされていれば、当該債権の未収は発生しないものと考えられる。

なお、所管課である道路総務課では、実際には次のような理由により申請者の負担軽減を図り、許可書と納入通知書を同時に渡しているということであった。

- i 設置する広告物等の区分、面積により申請手数料が算出されること。
- ii 地域区分により設置許可の対象物件が異なること。
- iii 申請者において手数料を算出し、申請の際に納付した場合、本来の手数料と誤差が生じること及び不許可処分の可能性が容易に考えられること。
- iv 申請内容によっては手数料が多額になり、法人等では現金納付が困難であること。

#### 【結果】

申請許可手数料の支払時期は柏市屋外広告物条例第 49 条第 1 項に規定のとおり、「当該許可の申請をする際に納付」するものとして、実際にも、手数料の振込みが確認されない限り、許可を与えないという運用を徹底されたい。

## 9. 一般被保険者返納金及び退職被保険者返納金に係る未収債権について [債権番号：209]

### (1) 概要

#### ① 一般被保険者返納金に係る未収債権の基本情報について

一般被保険者返納金に係る未収債権については、一般被保険者が資格喪失後の被保険者証を使用し、医療機関において医療給付サービスを受けて、一旦は、保険給付が支払われた場合に、その保険給付は過誤払による不当利得として、返還の対象となるものであり、市所管課は、当該一般被保険者に対して、医療給付費の過誤払いによる不当利得として返還請求する権利を有している。

この不当利得の返還金債権については、平成 25 年 3 月 26 日付けで会計検査院から厚生労働大臣に対して、「医療給付費の過誤払による不当利得の返還金債権の把握、管理について」是正等の措置が求められた。その趣旨が、各都道府県を通じて、柏市にも示され、是正等の措置が求められたことにより、平成 25 年度から一般被保険者返納金の債権としてその管理がなされている。

その未収債権に係る基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

一般被保険者返納金及び退職被保険者返納金

以下、退職被保険者返納金については、一般被保険者返納金の債権に含めて監査結果を述べることとする。

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

非強制徴収公債権

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

保険年金課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

地方自治法、「不当利得事務マニュアル」

#### オ. 債権管理システム等

一般被保険者返納金の管理に係るシステムは、不当利得システムである。

#### カ. 債権管理上のリスク等

一般被保険者返納金の管理のうえで留意すべきリスクは、市所管課によると特に識別していない。しかし、1件ずつの債権額は少額であるが、件数が多いため、全ての発生額を合計すると1,000万円を超える債権となってしまうため、その重要性に気付かないリスクがある。そのリスクに対して、その重要度や発生頻度等の要素を適正に評価し、適時適切に対応することが認識されず、看過されるリスクも把握される。

#### キ. 債権の管理目標

一般被保険者返納金に係る未収債権を管理する目標として、保険年金課では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理、債権金額及び件数等の管理における正確性
- ii 債権の期間帰属の正確性

#### ② 一般被保険者返納金に係る未収債権の決算情報等について

一般被保険者返納金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

ア. 一般被保険者返納金の年度推移等について

【一般被保険者返納金の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100.0%	100.0%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	12,159,840	26,162,356	25,327,126	208.3%	96.8%
現年課税・賦課分	8,775,936	20,874,644	18,653,569	212.6%	89.4%
滞納繰越分	3,383,904	5,287,712	6,673,557	197.2%	126.2%
収入済額	7,129,638	19,269,786	13,315,342	186.8%	69.1%
現年課税・賦課分	7,038,389	19,254,562	13,082,632	185.9%	67.9%
滞納繰越分	91,249	15,224	232,710	255.0%	1528.6%
収入未済額	5,030,202	6,892,570	12,011,784	238.8%	174.3%
現年課税・賦課分	1,737,547	1,620,082	5,570,937	320.6%	343.9%
滞納繰越分	3,292,655	5,272,488	6,440,847	195.6%	122.2%
収納率	58.6%	73.7%	52.6%	-6.1%	-21.1%
現年課税・賦課分	80.2%	92.2%	70.1%	-10.1%	-22.1%
滞納繰越分	2.7%	0.3%	3.5%	0.8%	3.2%
予算現額 - 収入済額	△ 6,129,638	△ 18,269,786	△ 12,315,342	200.9%	67.4%
現年課税・賦課分	△ 6,038,389	△ 18,254,562	△ 12,082,632	200.1%	66.2%
滞納繰越分	△ 91,249	△ 15,224	△ 232,710	255.0%	1528.6%

一般被保険者返納金に係る調定行為は、平成 25 年度から財務規則に規定するとおり、事前調定を原則として開始したため、上記の年度推移の表では調定額が大幅に増え、また、収入未済額の欄にも未収債権の額が表示されるようになった。当債権の消滅時効の期間は 5 年であるため、その時効期間の経過による債権放棄及び不納欠損の処理は、これまでに実績はない。

【一般被保険者返納金の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	183	34.6%	5,570,937	46.4%
1年超～2年以内	168	31.8%	3,216,313	26.8%
2年超～3年以内	53	10.0%	680,418	5.7%
3年超～4年以内	125	23.6%	2,544,116	21.2%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合 計	529	100.0%	12,011,784	100.0%

当債権の収入未済の年齢構成についても、平成 25 年度（上記の表では、「3年超～4年以内」の区分に該当する。）に発生した未収債権が最も古い債権である。

## イ. 退職被保険者返納金の年度推移等について

【退職被保険者返納金の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	50,000	50,000	50,000	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	50,000	50,000	50,000	100.0%	100.0%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	240,058	155,771	176,400	73.5%	113.2%
現年課税・賦課分	234,486	134,393	151,375	64.6%	112.6%
滞納繰越分	5,572	21,378	25,025	449.1%	117.1%
収入済額	214,179	130,746	157,192	73.4%	120.2%
現年課税・賦課分	214,179	130,746	151,375	70.7%	115.8%
滞納繰越分	0	0	5,817	-	-
収入未済額	25,879	25,025	19,208	74.2%	76.8%
現年課税・賦課分	20,307	3,647	0	0.0%	0.0%
滞納繰越分	5,572	21,378	19,208	344.7%	89.8%
収納率	89.2%	83.9%	89.1%	-0.1%	5.2%
現年課税・賦課分	91.3%	97.3%	100.0%	8.7%	2.7%
滞納繰越分	0.0%	0.0%	23.2%	23.2%	23.2%
予算現額 - 収入済額	△ 164,179	△ 80,746	△ 107,192	65.3%	132.8%
現年課税・賦課分	△ 164,179	△ 80,746	△ 101,375	61.7%	125.5%
滞納繰越分	0	0	△ 5,817	-	-

【退職被保険者返納金の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	1	20.0%	3,647	19.0%
2年超～3年以内	4	80.0%	15,561	81.0%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合 計	5	100.0%	19,208	100.0%

### (2) 手 続

一般被保険者返納金の未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

### (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

## ① 不当利得返還金に係る療養給付費等負担金の控除処理について（意見）【保険年金課】

### 【現状・問題点】

不当利得返還金として発見され、その額が確定して、調定した現年度分の額の処理に関連して、調定した年度の療養給付費等負担金の総額から、当該不当利得返還金に係る療養に供した費用についての療養給付費等負担金の額を控除しなければならない。

そのための事務を保険年金課は月次で実績を積み上げて算定している。平成 28 年度において、療養給付費等負担金の請求額から控除すべき金額の算定過程を月次データで検証したところ、その控除額の計算過程は正確に積み上げられ、年度の合計額は、一般被保険者返還金の現年度調定額（18,653,569 円）に合致していることを確認した。

この計算過程は、月次で不当利得返還金を積み上げその控除額を算定する事務手続として、極めて複雑な計算過程であり、その基礎となる現年調定額は債権の発生の会計処理として重要な額である。しかも、現年分の調定額を基礎とした額が年度の請求額から控除される仕組みになっており、調定額に見合った返還金が収納されなければ、市としては、滞納債権の未回収のリスクと共に、療養給付費等負担金の請求額についても減少される結果となっており、2 重に不利な状況となっていることを課内でも周知する必要がある。

### 【結果】

保険年金課において、滞納債権の未回収のリスクと共に、療養給付費等負担金の請求額についても減少されるという 2 重の不利な状況を十分認識するためにも、不当利得の返還金の積上げ過程やその返還金の額で現年分の調定を実施する過程、そして、その調定額を基礎として、調定した年度の療養給付費等負担金の総額から、不当利得の返還金の額に係る療養に要した費用についての療養給付費等負担金の額を控除するという事務処理の実際の流れを決裁対象の計算書類の中で確認することができるよう、簡潔な業務フローを作成することを要望する。

## ② 督促状発送事務の適時性について（指摘）【保険年金課】

### 【現状・問題点】

督促の実施については、財務規則によると債権の発生を認識し債務者に納付通知を送付した時の納付通知書に記載された納期限から起算して、30 日以内に督促状を発行して送付することとなっている。一方、実際には、3 か月から 4 か月の期間を置いて督促状を送付している事例も見られる。

この督促状の発送時期の大幅な遅延は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情を除き、財務規則の規定に準拠して、督促状の交付を適時適切に実施する必要がある。

### 【結果】

一般被保険者返納金の債権の発生を適時に認識し、調定処理を行って、納入通知書を債務者に送った後、その納入通知書に記載された納期限までに当該返納金の納付がない場合、財務規則に定められた期限以内で督促状を交付する実務を徹底されたい。

## ③ 催告書の記載文言について（意見）【保険年金課】

### 【現状・問題点】

一般被保険者返納金の債務者が、督促状に記載された納期限までに当該返納金を納付しなかった場合には、市所管課として催告書を当該債務者に送付している。その催告書に記載されている文言は、督促状に記載されている文言とほぼ同じ内容であった。それら2つの通知書に共通の文言としては次のとおりの内容であった。すなわち、「指定納期限までに納付されない場合は、法的措置に移行することがあります。」という共通の文言であった。

当初の納期限を過ぎても納付しない債務者に対して交付される督促状には、その通知により、当該債権の時効の進行を中断する効果が付与されている。一方、督促状に記載された納期限を過ぎてもなお、納付されない債権の納付義務者に対して、催告書を交付することとなるが、催告書には時効の進行の中断効果はない。督促状の納期限を守らない債務者に対して、時効の中断効果が付与されていない催告を行う場合には、債務者に対して納付を強く促す文言を記載しなければ、何度催告書を発送しても効果が見込めないという危険性が高い。そのことを市所管課は適切に認識する必要がある。

催告書への記載文言は、債務者の納付意識を高めるために、滞納状況が異常であることを知らしめる必要があり、業務の効果的な実施を担保する意味でもその仕組みを構築することが求められているものと考ええる。

### 【結果】

市所管課は、一般被保険者返納金の債務者に対する通知のなかに記載される文言については、債権回収のプロセスの中で、納期限を守らない債務者の悪質性に応じた文言を考慮して、催告書の記載文面に工夫を凝らし、債務者の納付を強く促す、最も効果的な文言を段階的に記載するよう要望する。

## ④ 催告書の発送事務の適時性について（指摘）【保険年金課】

### 【現状・問題点】

催告書の発送時期については、財務規則に発送時期が明記されている督促事務と異なり、規定が存在しない。しかし、督促状に明記している納期限（発行日から起算して10日後）に納付されなかった事実を把握したときから速やかに催告を行うことが期待されている

ものと考える。

しかし、平成 25 年 9 月 27 日付けを通知日とする債権で、督促状を平成 25 年 12 月 17 日に交付し、10 日後の納期限までに納付がなかった債権について、催告書を約 2 年後の平成 28 年 1 月 15 日付けで送付している。また、催告書の中には、督促状の発行日から起算して約 2 年 4 か月後に催告書を債務者に発行している事例があった。

このような事例に対して、保険年金課からは、催告書の送付の時期は規定上定まっておらず、年に 1 回実施することになっていたという説明を受けた。しかし、そのような事情があったとしても、督促状発行日から 2 年以上も経過して催告書を発行することになったことには合理的な理由を見出すことができない。

この催告書の発送時期の大幅な遅延は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情を除き、催告書の交付を適時適切に実施する必要がある。

#### 【結果】

催告書の発行時期については、合理的なルールを設定し、そのルールが守られているかどうかについても、市所管課内部で検証する仕組みを構築されたい。

### ⑤ 催告書記載納期限について（意見）【保険年金課】

#### 【現状・問題点】

催告書に記載された納期限は、催告書発行日から起算して約 6 週間後を設定している。例えば、「柏市保第 2215 号」に基づき発行した催告書は、発行日が「平成 28 年 1 月 15 日」であり、その催告書には「平成 28 年 2 月 29 日」の日付の納期限が指定されていた。

催告書は、督促状と異なり、債務者は既に 2 回の納期限を徒過している事実がある。そして、催告書に記載する納期限については、その事情を考慮してより厳しい納期限を設定する必要があるものと考え。それに対して実際には約 6 週間後という、緩和された期限を付与しており、納付の遅延を結果として助長する危険性がある。

催告書に記載されている納期限の適切性を確保するために、資産の保全や業務の効果的な実施の重要性を十分に勘案し、統制上の仕組みの構築や実務的な運用を改善することが求められているものと考え。

#### 【結果】

催告書に記載する納期限は、既に 2 回も納期限を徒過している債務者に対して、強く納付を促す姿勢を示す意味でも、現行の「約 6 週間後」という納期限を見直し、悪質性に対応したより短期の納期限を設定するよう要望する。

### Ⅲ－３ 私債権に該当する未収債権の監査結果について

#### 1. 訴訟費用に係る未収債権について [債権番号：301]

##### (1) 概 要

##### ① 訴訟費用に係る未収債権の基本情報について

訴訟費用に係る未収債権については、柏市が原告として市営住宅明渡等請求訴訟や母子父子寡婦福祉資金返還訴訟等の民事訴訟を提起し、訴訟において柏市が支出した印紙代や郵便切手代等のうち、民事訴訟の費用等に関する法律に基づき、判決で被告側に負担が命じられた訴訟費用に係る債権である。

その基本的な情報は、次のとおりである。

##### ア. 債権名称

訴訟費用

##### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権（民事訴訟費用等に関する法律第14条、同15条）

##### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

債権管理室

##### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

民法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、民事訴訟費用等に関する規則、地方自治法、柏市債権管理条例、柏市債権管理条例施行規則、私債権等管理の手引き（初任者編、法的手続編）

##### オ. 債権管理システム等

表計算ソフト（エクセル）による管理を行っている。

#### カ. 債権管理上のリスク等

訴訟費用債権の債権管理上のリスクについて、債権管理室では次のとおり考えている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- iii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じる。

#### キ. 債権の管理目標

訴訟費用債権に係る未収債権を管理する目標として、債権管理室では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理等、債権金額、件数等の管理における正確性
- ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

#### ② 訴訟費用に係る未収債権の決算情報等について

訴訟費用に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【訴訟費用に係る債権（収入未済債権）決算データの年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	76,819	163,009	153,228	199.5%	94.0%
現年課税・賦課分	76,819	100,607	89,194	116.1%	88.7%
滞納繰越分	0	62,402	64,034	-	102.6%
収入済額	14,417	59,821	83,530	579.4%	139.6%
現年課税・賦課分	14,417	36,573	41,908	290.7%	114.6%
滞納繰越分	0	23,248	41,622	-	179.0%
不納欠損額	0	39,154	0	-	0.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	39,154	0	-	0.0%
収入未済額	62,402	64,034	69,698	111.7%	108.8%
現年課税・賦課分	62,402	64,034	47,286	75.8%	73.8%
滞納繰越分	0	0	22,412	-	-
収納率	18.8%	36.7%	54.5%	35.7%	17.8%
現年課税・賦課分	18.8%	36.4%	47.0%	28.2%	10.6%
滞納繰越分	-	37.3%	65.0%	-	27.7%
予算現額 - 収入済額	△ 14,417	△ 59,821	△ 83,530	579.4%	139.6%
現年課税・賦課分	△ 14,417	△ 36,573	△ 41,908	290.7%	114.6%
滞納繰越分	0	△ 23,248	△ 41,622	-	179.0%

【訴訟費用に係る債権（収入未済債権）滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	2	66.7%	47,286	67.8%
1年超～2年以内	1	33.3%	22,412	32.2%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合 計	3	100.0%	69,698	100.0%

③ 訴訟費用の確定について

訴訟費用については、裁判等によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てることができる（民事訴訟費用等に関する法律第14条）。訴訟費用の取立てについては、記録の存する裁判所の決定等により、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い強制執行をすることができ、この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有するとされる（同第15条）。

実務上は、取り立てを希望する者（主に勝訴した側）が、記録の存在する裁判所へ赴き、記録を閲覧した上で、具体的な金額を計算する。その上で、裁判所書記官に対し、費用計算書と疎明資料を添付した上で、訴訟費用額の確定の申立書を提出し、申し立てを行い、

同時に相手方にも送達を行う。裁判所書記官は、相手方に対し反論を催告した上で、負担額を決定する。裁判所から決定を得れば、決定が債務名義と同一の効力を有するため、訴訟手続を経ずに、強制執行が可能になる。なお、訴訟費用には、弁護士費用は含まれないことに注意を要する。

## (2) 手 続

滞納者一覧表、調定状況管理表、判決調書、訴訟費用額確定処分決定書、事務連絡、納付書、強制執行警告書、債権差押命令申立書、債権差押命令、第三債務者からの陳述書、取立届、取立完了届、議案（債権放棄）、債権放棄通知書、公示送達申立書及び歳入不納欠損調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 訴訟費用に係る未収債権の管理体制について

#### ア. 債権管理台帳の未作成について（指 摘）【債権管理室】

##### 【現状・問題点】

訴訟費用に係る未収債権は、柏市債権管理条例の適用対象となる債権である。訴訟費用に係る未収債権について、柏市債権管理条例第 5 条が規定する台帳は整備されていない。特に、柏市では訴訟費用の請求を開始したのが平成 25 年度以降からであり、今後も訴訟提起を含む法的手続の実施により、訴訟費用の請求件数が増加することが予想される。

##### 【結果】

現段階から、将来の訴訟費用の請求件数増加に備える目的も含め、債権管理条例及び債権管理条例施行規則が定める債権管理台帳を整備されたい。

#### イ. 分割納付の手続について（指 摘）【債権管理室】

##### 【現状・問題点】

柏市では、訴訟費用の確定の後に、債務者に対し書面又は電話で一括返済を求め、一括返済に応じなかった債務者のうち、分納による支払を求める債務者に対しては、事実上分納に応じている。

しかし、訴訟費用は私債権であり、分納に応じる場合には、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期の特約の手続を採る必要があるところ、柏市では同手続を採っていない。

**【結果】**

訴訟費用について、債務者に分納を認める場合には、履行延期の特約の手続を採られたい。

**ウ. 居所不明の債務者に対する請求について（意見）【債権管理室】**

**【現状・問題点】**

柏市では、判決で債務者に訴訟費用の負担を命じられた場合には、全件訴訟費用額確定の申立てを行っている。他方で、居所及び差押対象財産が不明の債務者に対しては、訴訟費用が確定した後に、強制執行手続が採れないため、議会の議決による債権放棄を行っている。

上記のとおり、訴訟費用の確定のためには、柏市側（具体的には柏市職員）で訴訟記録の存在する裁判所へ赴き、訴訟記録を閲覧した上で、具体的な計算を行い、訴訟費用額確定の申立てを行う必要がある。したがって、当該手続に伴う時間や費用の負担を考慮する必要があり、仮に訴訟費用が確定したとしても差押の強制執行手続を採ることが困難であることが予め判明している債務者に対しては、結果として訴訟費用について債権放棄をせざるを得ず、敢えて訴訟費用額確定の申立てを行う意義は乏しい。

**【結果】**

訴訟費用額の確定の申立については、確定後の差押等による回収可能性を考慮した上で、適切に申し立てを行うよう要望する。

**② 遅延損害金の徴収について（指摘）【債権管理室】**

**【現状・問題点】**

柏市では、確定した訴訟費用について、債務者に一括返済を求めているところ、早期に一括返済に応じる債務者もいれば、強制執行手続によって回収せざるを得ない債務者もいる。

確定した訴訟費用については、遅くとも債務者が訴訟費用額の確定通知書を受領した日の翌日から返済日までの間に年5%の割合による遅延損害金が発生すると考えられる。当該遅延損害金については、債務名義としての訴訟費用額の確定通知書には含まれないものの、法的には請求可能であるところ、柏市では遅延損害金を債務者に請求していない。

**【結果】**

債務者間の公平の見地からは、債務者ごとに遅延損害金を計算した上で、発生した遅延

損害金を請求されたい。

なお、確定遅延損害金の調定の遡及については、総括的意見（第 3Ⅱ）にも記載のとおり、次のように考える（34 頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した延滞金又は遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定延滞金又は確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも今後発生する確定延滞金又は確定遅延損害金に対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。

## 2. 強制執行費用に係る未収債権について [債権番号：302]

### (1) 概 要

#### ① 強制執行費用に係る未収債権の基本情報について

強制執行費用に係る未収債権については、柏市が原告として市営住宅明渡等請求訴訟や母子父子寡婦福祉資金返還訴訟等の民事訴訟を提起し、市営住宅の明渡や金銭の支払について勝訴判決を得たにも拘らず、債務者が任意の履行に応じない場合に、建物明渡の強制執行や債権差押の強制執行の手続を行う際に柏市が支出した費用のうち、裁判所の決定で債務者側に負担が命じられた強制執行費用に係る債権であり、その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

強制執行費用

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権（民事執行法第42条）

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

債権管理室

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

民法、民事執行法、地方自治法、柏市債権管理条例、柏市債権管理条例施行規則、私債権等管理の手引き（初任者編、法的手続編）

#### オ. 債権管理システム等

表計算ソフト（エクセル）により管理を行っている。

#### カ. 債権管理上のリスク等

強制執行費用債権の債権管理上のリスクについて、債権管理室では次のとおり考えている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- iii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じる。

#### キ. 債権の管理目標

強制執行費用債権に係る未収債権を管理する目標として、債権管理室では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理等、債権金額、件数等の管理における正確性
- ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

#### ② 強制執行費用代に係る未収債権の決算情報等について

強制執行費用代に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【強制執行費用に係る債権（収入未済債権）決算データの年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	120,000	35,000	35,000	29.2%	100.0%
現年課税・賦課分	120,000	35,000	35,000	29.2%	100.0%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	1,014,479	1,424,296	622,818	61.4%	43.7%
現年課税・賦課分	1,014,479	409,817	23,686	2.3%	5.8%
滞納繰越分	0	1,014,479	599,132	-	59.1%
収入済額	0	165,032	90,854	-	55.1%
現年課税・賦課分	0	25,610	23,686	-	92.5%
滞納繰越分	0	139,422	67,168	-	48.2%
不納欠損額	0	660,132	0	-	0.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	660,132	0	-	0.0%
収入未済額	1,014,479	599,132	531,964	52.4%	88.8%
現年課税・賦課分	1,014,479	384,207	0	0.0%	0.0%
滞納繰越分	0	214,925	531,964	-	247.5%
収納率	0.0%	11.6%	14.6%	14.6%	3.0%
現年課税・賦課分	0.0%	6.2%	100.0%	100.0%	93.8%
滞納繰越分		13.7%	11.2%	11.2%	-2.5%
予算現額 - 収入済額	120,000	△ 130,032	△ 55,854	-46.5%	43.0%
現年課税・賦課分	120,000	9,390	11,314	9.4%	120.5%
滞納繰越分	0	△ 139,422	△ 67,168	-	48.2%

【強制執行費用に係る債権（収入未済債権）滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	1	50.0%	353,039	66.4%
2年超～3年以内	1	50.0%	178,925	33.6%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合 計	2	100.0%	531,964	100.0%

③ 強制執行費用確定の手続について

債権執行に係る強制執行費用については定額であり、特段確定のための手続は必要ではない。他方で、建物明渡の強制執行等の場合には、債権者（柏市）が建物明渡にかかる費用を立て替えた上で、強制執行を実施し、建物明渡が完了した時点で、実際に債務者が負担すべき収去費用を確定する必要がある。具体的には、債権者が裁判所書記官に対し、領収証、執行費用額証明書、強制執行調書等の費用の疎明資料を添付した上で、執行費用額確定処分申立書を提出する。

## (2) 手 続

滞納者一覧表、調定状況管理表、判決調書、訴訟費用額確定処分決定書、強制執行調書（不動産明渡執行）、強制執行申立書（動産）、差押調書、強制執行警告書、債権差押命令申立書、債権差押命令、第三債務者からの陳述書、取立届、取立完了届、事務連絡、納付書、議案（債権放棄）、債権放棄通知書、公示送達申立書及び歳入不納欠損調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 強制執行費用に係る未収債権の管理体制について

#### ア. 債権管理台帳の未作成について（指 摘）【債権管理室】

##### 【現状・問題点】

強制執行費用に係る未収債権は、柏市債権管理条例の適用対象となる債権である。

しかし、強制執行費用に係る未収債権について、柏市債権管理条例第5条が規定する台帳は整備されていない。特に、柏市では強制執行費用の請求を開始したのが平成25年度以降からであり、今後も法的手続の履践により、強制執行の申立てが増加することに伴い、強制執行費用の請求件数が増加することが予想される。

##### 【結果】

現段階から、将来の強制執行費用の請求件数増加に備える目的も含め、債権管理条例及び債権管理条例施行規則が定める債権管理台帳を整備されたい。

#### イ. 居所不明の債務者に対する請求について（意 見）【債権管理室】

##### 【現状・問題点】

柏市では、建物明渡の強制執行を行った場合には、全件強制執行費用確定の申立てを行っている。他方で、居所及び差押対象財産が不明の債務者に対しては、強制執行費用が確定した後、強制執行手続が採れないため、議会の議決による債権放棄を行っている。

上記のとおり、建物明渡等の強制執行費用額の確定のためには、疎明資料を添付した上で、強制執行費用額確定申立書を作成し、裁判所書記官へ申し立てる必要がある。したがって、当該手続に伴う時間や費用の負担を考慮する必要がある。仮に強制執行費用額が確定したとしても差押の強制執行手続を採ることが困難であることが予め判明している債

務者に対しては、結果として強制執行費用について債権放棄をせざるを得ず、敢えて強制執行費用額確定の申立てを行う意義は乏しい。

**【結果】**

強制執行費用額の確定の申立については、確定後の差押等による回収可能性を考慮した上で、適切に申し立てを行うよう要望する。

**② 遅延損害金の徴収について（指 摘）【債権管理室】**

**【現状・問題点】**

柏市では、建物明渡の強制執行費用を強制執行手続によって回収した場合、遅延損害金を請求することを予定していない。

しかし、建物明渡の強制執行費用については、遅くとも債務者が強制執行費用額確定通知書を受領した日の翌日から返済日までの間に年5パーセントの割合による遅延損害金が発生すると考えられる。当該遅延損害金については、債務名義としての強制執行費用額確定通知書には含まれないものの、法的には請求可能であるところ、柏市では遅延損害金を債務者に請求していない。

**【結果】**

債務者間の公平の見地からも、債務者ごとに遅延損害金を計算した上で、発生した遅延損害金を請求されたい。

なお、確定遅延損害金の調定の遡及については、総括的意見（第3Ⅱ）にも記載のとおり、次のように考える（34頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した延滞金又は遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定延滞金又は確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも今後発生する確定延滞金又は確定遅延損害金に対する措置であるとするともやむを得ないものとする。

### 3. 生活一時資金貸付金に係る未収債権について [債権番号：303]

#### (1) 概 要

##### ① 生活一時資金貸付金に係る未収債権の基本情報について

生活一時資金貸付金は、低所得者に対して、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、暮らしの中で必要となる生活一時資金の貸し付けである。本貸付金の対象者は、わずかな出費等によって生活を脅かされるおそれがあり、かつ、他から同種の資金を借り受けることが困難な者を対象としており、社会福祉的な性格が強い。また、当該貸付制度は、柏市からの新規貸し付けは平成 15 年度末に廃止されており、現在は柏市社会福祉協議会が窓口となって新規の貸し付けを行っている。そのため、市所管課では、現在は回収事務のみを行っている。生活一時資金貸付金は、柏市生活一時資金貸付規則に準拠して締結された金銭消費貸借契約に基づく貸し付けであり、その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

生活一時資金貸付金

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

生活支援課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

柏市生活一時資金貸付規則（平成 15 年末に制度廃止）、「私債権等管理の手引【初任者向け】」等

#### オ. 債権管理システム等

生活一時資金貸付金の管理は表計算ソフトで作成された「生活一時資金債権管理台帳」

である。

#### カ. 債権管理上のリスク等

生活一時資金貸付金の債権管理上のリスクについて、生活支援課では次のとおり考えている。

- i 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。
- ii 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- iii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと市所管課としての管理が不十分となる危険性がある。

#### キ. 債権の管理目標

生活一時資金貸付金に係る未収債権を管理する目標として、生活支援課では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理
- ii 債権金額及び件数等の管理における正確性の確保
- iii 回収可能性等の債権評価の妥当性

#### ② 生活一時資金貸付金の決算情報等について

生活一時資金貸付金についての予算・決算上の年度推移及び決算推移等は、次のとおりである。

【生活一時資金貸付金の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	100,000	100,000	100,000	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	100,000	100,000	100,000	100.0%	100.0%
調定額	2,622,000	2,050,500	1,929,500	73.6%	94.1%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	2,622,000	2,050,500	1,929,500	73.6%	94.1%
収入済額	571,500	121,000	64,000	11.2%	52.9%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	571,500	121,000	64,000	11.2%	52.9%
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	2,050,500	1,929,500	1,865,500	91.0%	96.7%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	2,050,500	1,929,500	1,865,500	91.0%	96.7%
収納率	21.8%	5.9%	3.3%	-18.5%	-2.6%
現年課税・賦課分	-	-	-	-	-
滞納繰越分	21.8%	5.9%	3.3%	-18.5%	-2.6%
予算現額 - 収入済額	△ 471,500	△ 21,000	36,000	-7.6%	-171.4%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	△ 471,500	△ 21,000	36,000	-7.6%	-171.4%

【生活一時資金貸付金の決算推移】

(単位:円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成25年度	-	-	2,622,000
平成26年度	0	571,500	2,050,500
平成27年度	0	121,000	1,929,500
平成28年度	0	64,000	1,865,500

生活一時資金貸付金制度は、柏市からの新規貸し付けは平成 15 年度末に廃止され、現在は柏市社会福祉協議会が窓口となって新規の貸し付けを行っているため、現在は回収事務のみを行っている。なお、柏市生活一時資金貸付規則では、貸付け日の属する月の翌月から2ヶ月を経過した後、24ヶ月以内の均等月賦償還により償還するものとされているため、残高は全て、当初の履行期限を過ぎている。

(2) 手 続

柏市生活一時資金貸付規則、生活一時資金債権管理台帳、生活一時資金借用書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施した。

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ① 不納欠損処理について（指 摘）【生活支援課】

##### 【現状・問題点】

柏市債権管理条例第8条第1項第1号には、私法上の原因に基づいて発生する柏市の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意志を示さないときは、当該柏市の債権の全部又は一部を放棄することができる」と規定されている。

平成28年度における柏市生活一時資金貸付金についてその管理状況を調査したところ、次の表のとおり、債務者の時効の援用の意思の有無が確認できないとして、債権管理を継続しているものがある。

##### 【債務者の時効の援用の意思の有無が確認できない貸付金】 (単位：円)

番号	貸付年月	貸付額	償還済額	未償還額	最終納付日	居住地等
① 注1	H11/3/26	300,000	0	300,000	-	市外
② 注2	H11/9/20	300,000	37,000	263,000	H12/8/3	本人死亡
③ 注3	H12/10/27	300,000	275,000	25,000	H17/1/11	市外

(生活一時資金債権管理台帳より抜粋)

注1：債権発生（貸付け）以降、債務者からは一度も弁済がないままに10年以上が経過し、途中、有効な時効の中断措置がとられていないことから、既に時効期間（10年）は経過している。

注2：債権発生（貸付け）以後何度かの返済はあったものの、最終納付日から10年以上が経過し、途中、有効な時効の中断措置がとられていないことから、既に時効期間（10年）は経過している。なお、平成21年に原債務者が死亡後、連帯保証人へ催告書を送付していたが、その後、連帯保証人の居所が不明となったため、平成26年以降は、相続人へ請求している。

注3：債権発生（貸付け）以後何度かの返済はあったものの、最終納付日から10年以上が経過し、途中、有効な時効の中断措置がとられていないことから、既に時効期間（10年）は経過している。

柏市債権管理条例第8条第1項第1号では、「市の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意志を示さないとき」に該当した場合に限り債権放棄が可能とされており、実質的に回収見込みがない債権の管理に係るコストの削減を図り、適正な債権管理を行っていくとしている。また、柏市債権管理条例は平成28年4月1日施行であるが、施行日以前においても、「債務者の時効の援用の意思の有無を確認することができない債権であっても時効完成前における債務者の弁済の誠意又は資力の状況等から判断すれば、（中略）当然時効を援用しその履行に応じないものと考えられる。かかる推測に基づいて、時効が完成した債権については、（中略）消滅したものとみなして処理することができる（『債権管理法講義』初版 平成23年8月一般財団法人大蔵財務協会発行）」と解される。

回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化を妨げる一因となることから、不納欠損処理は、業務の有効性及び効率性の目的からも重要な視点である。また、回収可能性のない債権を帳簿上計上することは、自治体の財政状態の正確な把握を妨げる一因となることから、財務報告の信頼性の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情がある場合を除き、不納欠損処理を適時適切に実施する必要がある。

**【結果】**

債務者の時効の援用の意思の有無を確認することができない債権については、柏市債権管理条例第8条第1項第1号「当該市の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき」に該当するものとして債権の放棄を行い、速やかに不納欠損処理を実施する事務を執行されたい。

**② 債務引受について（意見）【生活支援課】**

**【現状・問題点】**

平成28年度における柏市生活一時資金貸付金についてその管理状況を調査したところ、次の表のとおり、債務者の元配偶者から返済する旨の申し出があり、平成28年度からは、納付書を元配偶者の住所へ送付しているものがある。

**【納付書を元配偶者の住所へ送付している貸付金】** (単位：円)

番号	貸付年月日	貸付額	償還済額	未償還額	最終納付日	居住地等
④	H10/3/3	300,000	220,000	80,000	H28/3/16	市内

(生活一時資金債権管理台帳より抜粋)

納付書は、債務者の納付意識を高め、滞納している状況を知らしめる必要があることから、借受人・連帯保証人・相続人等の債務者へ送付する必要がある。また、債務者の元配偶者等の第三者が返済することを承認したときは、資産保全の目的からも、債権者が負っている債務を第三者が債務者に代わって引き受ける債務引受を適時適切に実施する必要がある。

債務引受の方法には、重疊的債務引受と免責的債務引受があるが、従来の債務もそのまま存続しながら、新たに債務を引き受ける債務引受人が当初の旧債務者と連帯して同一内容の債務を負担する重疊的債務引受による方法が望ましい。つまり、重疊的債務引受では、もし債務引受人が破産や行方不明となったときは、当初の旧債務者が支払いをしなければならない。したがって、債権者は、当初の旧債務者と債務引受人、どちらに対しても返済を請求することができるため、重疊的債務引受は、債権者である柏市にとって有利な方法といえる。

**【結果】**

債務者以外の第三者が返済することを承認したときは、債権者が負っている債務を第三

者が債務者に代わって引き受ける債務引受を行うよう要望する。

### ③ 過去の対応状況等の管理について（意見）【生活支援課】

#### 【現状・問題点】

平成 28 年度における柏市生活一時資金貸付金についてその管理状況を調査したところ、債務者の対応状況等について、債権が生活支援課に移管された平成 23 年度以降は保存されていたが、それ以前の対応状況等を確認することができない。そのため、柏市債権管理条例第 8 条に基づき、私法上の原因に基づいて発生する柏市の債権について、債権放棄等を実施する場合に、時効中断の効力発生の有無や時期を正確に判定することが困難な状況にある。

督促の記録や債務者の弁済の意思等の対応状況等については、柏市債権管理条例施行規則第 2 条第 6 項にもあるとおり、適正な債権管理の仕組みを遵守する運用の問題であり、法令遵守の目的の重要性を勘案すると、確実に保存する必要がある。

#### 【結果】

督促の記録や債務者の弁済の意思の記録は、債権の回収が完了するまでその記録を確実に保存するよう要望する。

#### 4. 過誤払返還金に係る未収債権について [債権番号：304]

##### (1) 概 要

###### ① 過誤払返還金に係る未収債権の基本情報について

柏市福祉手当は、「柏市福祉手当障害基準表（下表を参照）」に定める障害がある場合、本人もしくは本人を扶養している者に支給される手当である。なお、施設（老人保健施設を除く）入所し、支給要件対象外であることが判明した場合、入所の翌月から受給資格が消滅する。過誤払返還金に係る未収債権は、かかる制度にもとづいて一度支給された手当の返還を求めるものであり、その基本的な情報は、次のとおりである。

##### ア. 債権名称

過誤払返還金

##### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権

##### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

障害福祉課

##### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

柏市福祉手当支給条例、「私債権等管理の手引【初任者向け】」等

##### オ. 債権管理システム等

過誤払返還金の管理は表計算ソフトである。

##### カ. 債権管理上のリスク等

過誤払返還金の債権管理上のリスクについて、障害福祉課では次のとおり考えている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常

に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

キ. 債権の管理目標

過誤払返還金に係る未収債権を管理する目標として、障害福祉課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権金額及び件数等の管理における正確性の確保
- iii 債権の権利の帰属の適正性

② 過誤払返還金に係る未収債権の決算情報等について

過誤払返還金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【過誤払返還金に係る未収債権の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	214,260	769,500	1,341,500	626.1%	174.3%
現年課税・賦課分	214,260	769,500	1,166,000	544.2%	151.5%
滞納繰越分	0	0	175,500	-	-
収入済額	214,260	594,000	957,000	446.7%	161.1%
現年課税・賦課分	214,260	594,000	957,000	446.7%	161.1%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	0	175,500	384,500	-	219.1%
現年課税・賦課分	0	175,500	209,000	-	119.1%
滞納繰越分	0	0	175,500	-	-
収納率	100.0%	77.2%	71.3%	-28.7%	-5.9%
現年課税・賦課分	100.0%	77.2%	82.1%	-17.9%	4.9%
滞納繰越分	-	-	0.0%	-	-
予算現額 - 収入済額	△ 214,260	△ 594,000	△ 957,000	446.7%	161.1%
現年課税・賦課分	△ 214,260	△ 594,000	△ 957,000	446.7%	161.1%
滞納繰越分	0	0	0	-	-

平成28年度における過誤払返還金の調定額合計は134万円、収納率は82.1%であり、その結果、収入未済額は38万円であった。また、収納率は、平成26年度は100%、平成27年度は77.2%であり、平成27年度から滞納繰越分が発生している。

【過誤払返還金に係る未収債権の滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	4	66.7%	209,000	54.4%
1年超～2年以内	2	33.3%	175,500	45.6%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合 計	6	100.0%	384,500	100.0%

平成 28 年度末における過誤払返還金の滞納件数は 6 件、滞納している収入未済額合計は 384,500 円であった。平成 27 年度から滞納繰越分が発生しているため、滞納年齢 2 年超のものはない。

③ その他必要な事項について

柏市福祉手当障害基準表及び過誤払返還金に係る未収債権についての現況届の処理手順等は、次のとおりである。

【柏市福祉手当障害基準表】

区 分	程 度	支給月額
寝たきり身体障害者	身体障害者手帳1・2級の交付を受けたかたで、居宅においてねたきりの症状が概ね6ヶ月以上続いており、介添えがなければ日常生活において、自用を満たすことが著しく困難な65歳未満の身体障害者、介護保険の給付を受けていないかた	12,500円
在宅重度知的障害者	重度以上と判定された在宅の知的障害者、介護保険の給付を受けていないかた	12,500円
その他成人	身体障害者手帳1・2級の交付を受けたかた、又は中度以上と判定された知的障害者で、寝たきり身体障害者・在宅重度知的障害者に該当しないかた	11,000円
児童の重度	身体障害者手帳1・2級の交付を受けたかた、又は重度以上と判定された知的障害児（20歳未満）	14,500円
児童の中度	身体障害者手帳3・4級の交付を受けたかた、又は中度と判定された知的障害児（20歳未満）	13,000円

精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1 級のかた	11,000 円
-------	--------------------	----------

(柏市ホームページより抜粋)

注：支給月は、8月（4・5・6・7月分）、12月（8・9・10・11月分）、4月（12・1・2・3月分）の年3回、申請月の翌月から支給。

#### 【現況届の処理の流れ】

区 分	適 用
6月1日	柏市福祉手当受給者等へ現況届を発送
6月23日	現況届の提出期限
6月下旬～7月上旬	提出された現況届の書類審査
7月上旬	現況届の未提出者に対し、催促通知
7月14日	現況届の提出期限（未提出者）
8月上旬	現況届により支給要件対象外であることが判明した場合の処理 (1) 支給対象月が過誤払いに当たらない場合 支給要件対象月まで支給 (2) 支給対象月が過誤払いに当たる場合 過誤払い対象者に対し納期限を設定し、納付書を発送
10月～3月	納期限を過ぎても納付がない場合は催促通知を発送
6月上旬	当該年度内に納付がない場合、繰越調定票を起票

(市所管課作成資料)

## (2) 手 続

柏市福祉手当支給条例、福祉手当の受給に関する障害等の現況届、戻入一覧等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 支給停止が継続している者への対応について（意 見）【障害福祉課】

#### 【現状・問題点】

柏市福祉手当は、現況届が未提出であった者のうち、支給停止通知等を送付後、12月までに現況届の提出がない者は、支給停止としている。ただし、翌年5月までに現況届の提出があった者は、支給要件を審査した後、随時払いで福祉手当を支給している。

平成 28 年度における過誤払返還金に係る未収債権の管理状況を調査したところ、継続して支給取消となっているものは、次の表のとおりである。なお、表中の○印は現況届が提出され手当が支給された年度であり、×印は現況届が未提出で支給要件の有無が確認できなかつたため手当が支給されなかつた年度である。

**【継続して支給取消となっているものの推移】**

番号	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①	○	○	×	×	×	×	×
②	×	×	×	×	×	×	○
③	○	○	○	×	×	×	×
④	○	○	○	×	×	×	×
⑤	○	○	○	×	×	○	○
⑥	○	○	○	×	×	○	×
⑦	○	○	○	×	×	○	×
⑧	○	○	○	○	×	×	○

(市所管課作成資料)

この表から、平成 25 年度から平成 28 年度まで継続して支給取消となっているものが 2 名（番号①と②）、平成 26 年度から平成 28 年度まで継続して支給取消となっているものが 2 名（番号③と④）いることが分かる。

支給取消が長期間継続しているものは、すでに受給資格を喪失している可能性がある。また、施設（老人保健施設を除く）入所した場合には、入所の翌月から受給資格が消滅することから、現況届に基づき受給権消滅届を提出するよりも、現況届の未提出状態を継続した方が、過誤払い返還金が発生せず、受給者にとって都合が良い場合がある。

受給者等の現況を確認することは、支給要件を審査し、支給要件の対象外であるものに対しては支給を取消するとともに、現況届の提出を失念しているものに対しては提出を促す効果があり、業務の有効性を担保する意味でも重要な視点である。

**【結果】**

支給取消が継続しているものについては、電話等により速やかに受給者の現況を確認するよう要望する。

**② 督促の未実施について（指 摘）【障害福祉課】**

**【現状・問題点】**

督促とは、債務者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を促す行為である。私債権については、地方自治法施行令第 171 条に、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと規定されて

いる。また、柏市財務規則第 43 条に、納期限を過ぎても納付に至らないものがあるときには、納期限後遅滞なく督促状により督促しなければならないと規定されている。

平成 28 年度における過誤払返還金に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成 28 年度においては督促が行われていない。その後、平成 29 年 6 月 19 日付けで督促を行った結果、過誤払返還金に係る未収債権のうち、滞納年齢が 0～1 年以内の 4 件 (209,000 円) は、全て督促後 1 か月以内に戻入された。したがって、適切に督促を実施していた場合、これらの未収債権は、より早い時期に戻入されていた可能性が高いと考える。

督促には、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められることから、資産の保全の目的からも重要な視点であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、確実に督促する必要がある。

**【結果】**

督促は、強制執行の前提条件であり、また、時効中断の効力を有する（地方自治法第 236 条第 4 項）ことから、債務者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合には、督促する事務を徹底されたい。

**③ 催告の未実施について（指 摘）【障害福祉課】**

**【現状・問題点】**

催告とは、債務者に対する債権者の意思の通知のことである。また、催告後 6 ヶ月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法等による調停の申立て、破産手続等への参加、差押え、仮差押えまたは仮処分を行った場合又は債務の承認があった場合は、時効中断の効力を有すると規定されている（民法第 153 条）。また、柏市財政部債権管理室作成の「私債権等管理の手引（初任者向け）」では、督促状を送付し、期限までに納付がされない場合には、随時、催告を行うことで納付を促すと規定されている。

また、「私債権等管理の手引（初任者向け）」では、次のとおり督促と催告の違いが記載されている。

**【督促と催告の違い】**

区分	督 促	催 告
性質	滞納となった場合、期限を指定して納付を促さなければならない（義務）。	督促をしてもなお納付がないときに、ふたたび納付を促す行為（任意）
根拠 法令	公債権：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 私債権：地方自治法第 171 条	規定なし
方 法 (手段)	督促状による（財務規則第 43 条第 1 項）	任意（催告書、電話、現地訪問等）

時期	納期限後、遅滞なく（財務規則第43条第1項）。実務上は、原則として30日以内を目安に行う。	規定なし
回数	納期（弁済期日）ごとに1回のみ。	規定なし
時効との関係	時効中断の効力を有する（地方自治法第236条第4項）	実施後6ヶ月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、公正手続参加、差押え、仮差押、仮処分を行った場合又は債務の承認があった場合は、時効中断の効力を有する（民法153条）

（「私債権等管理の手引（初任者向け）」より）

平成28年度における過誤払返還金に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成28年度においては催告が行われていない。

催告には、債務者の納付意識を高め、滞納状況が異常であることを知らせる効果があり、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、確実に催告する必要がある。

**【結果】**

督促を実施し、期限までに納付がされない場合には、随時、催告する事務を徹底されたい。

**④ 電話による催告の実施について（意見）【障害福祉課】**

**【現状・問題点】**

催告とは、督促をしてもなお納付がない場合には、再び納付を促す行為であり、主に、文書、電話、自宅等への訪問等を通して実施する。また、「私債権等管理の手引（初任者向け）」においては、催告には主に文書、電話、現地訪問等を通して行い、債務者から反応がない場合は、文書による催告だけでなく、電話や訪問による催告を行っていくことが記載されている。

平成28年度における過誤払返還金に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成28年度末現在における未収債権は、6件（384,500円）と件数が少ないが、催告等は全て文書によって行われており、電話による催告や訪問催告は行われていない。

電話による催告は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であり、文書による催告よりも債務者の納付意識を高める効果があるため、業務の効果的な実施を担保する意味でも適時適切に実施することが求められていると考える。

**【結果】**

滞納債権の件数は6件と少ないこと等から、収入未済額の収納率向上のためにも、電話による催告を行うよう要望する。

**⑤ 債権管理台帳の作成について（意見）【障害福祉課】**

**【現状・問題点】**

市所管課は、柏市債権管理条例第4条及び柏市債権管理条例施行規則第2条の規定に基づき、その所掌に属すべき債権が発生したときは、債権の名称、債務者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地）、債権の金額、履行期限、担保（保証人の保証を含む）の設定がある場合はその事項、履行状況、対応状況等、債務者の所在及び財産調査の状況等を調査し、確認の上、これを台帳（債権管理台帳）に記載し、又は記録しなければならないとされている。

平成28年度における過誤払返還金に係る未収債権の管理状況を調査したところ、表計算ソフトで作成された台帳（債権管理台帳）には、柏市債権管理条例施行規則第2条に規定された事項の内、履行状況及び対応状況の一部が記録されていない。

債権管理台帳は、柏市債権管理条例に基づき、柏市の債権を適正に管理する仕組みを遵守する運用の問題であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、過誤払返還金債権が確定した段階で、台帳にもれなく記録する必要がある。

**【結果】**

債権管理台帳は、適切な債権管理を行うために必要なものであることから、柏市債権管理条例施行規則第2条に明記された事項をもれなく債権管理台帳へ記録するよう要望する。

**⑥ 履行延期の特約等について（指摘）【障害福祉課】**

**【現状・問題点】**

非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用され、柏市財務規則に沿って、次のような処理を行うことが求められている。すなわち、非強制徴収公債権や私債権に係る債務者の納付につき、履行延期の処分及び特約を申請する場合に、履行延期申請書を市長に提出しなければならない（柏市財務規則第292条第1項）。また、財産管理者は、債務者から履行延期申請書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、一定の要件に該当することを確認して、履行延期特約等決議書により履行延期の特約等を決定するものとしている（柏市財務規則第292条第3項）。ここで、債権に係る財産管理者とは、所管の課長とされている（別表1、柏市財務規則第2条第8号）。

過誤払返還金においては、返納額が確定した後、債務者（又は家族）から分割納付した

いと申し出があった場合、障害福祉課長が決裁（柏市事務決裁規程「32 障害福祉課に関する事項」）し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。

しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。

**【結果】**

債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われたい。

5. 柏市立朋生園清掃委託業者の契約不履行による違約金に係る未収債権について  
[債権番号：305]

(1) 概 要

① 柏市立朋生園清掃委託業者の契約不履行による違約金に係る未収債権の基本情報について

柏市立朋生園は、18歳以上の知的障害のあるかたが日々通所し、仕事を通して、社会的自立を目指す施設であり、平成23年度より柏市指定管理者の運営する施設とされている。違約金に係る未収債権は、平成16年度の清掃業務委託中において、委託先が不渡りを出し、業務の遂行ができなくなったため、業務委託契約解除に伴う違約金であり、その基本的な情報は、次のとおりである。

ア. 債権名称

柏市立朋生園清掃委託業者の契約不履行による違約金

イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権（民法第415条、同第420条）

ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

障害福祉課

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

民法、地方自治法、「私債権等管理の手引【初任者向け】」等

オ. 債権管理システム等

契約不履行による違約金1件のみのため、綴りを台帳としている。

カ. 債権管理上のリスク等

柏市立朋生園清掃委託業者の契約不履行による違約金の債権管理上のリスクについて、障害福祉課では次のとおり考えている。

- i 決算上の数字のみの存在と化して、債権の実態を忘れられがちである。

キ. 債権の管理目標

柏市立朋生園清掃委託業者の契約不履行による違約金に係る未収債権を管理する目標として、障害福祉課では次のとおり考えている。

- i 回収可能性等の債権評価の妥当性

② 違約金に係る未収債権の決算情報等について

違約金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【違約金に係る未収債権の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	40,000	40,000	40,000	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	40,000	40,000	40,000	100.0%	100.0%
調定額	40,740	40,740	40,740	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	40,740	40,740	40,740	100.0%	100.0%
収入済額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	40,740	40,740	40,740	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	40,740	40,740	40,740	100.0%	100.0%
収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
予算現額 - 収入済額	40,000	40,000	40,000	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	40,000	40,000	40,000	100.0%	100.0%

【違約金に係る未収債権の滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	1	100.0%	40,740	100.0%
合計	1	100.0%	40,740	100.0%

平成 17 年 2 月に業務委託契約解除に伴う違約金が発生した後、納付はなく、毎年度、調定を行っている。

③ その他必要な事項について

柏市は、平成 16 年 4 月 1 日付で、柏市内の清掃業者 A 株式会社（以下、「A 社」という。）との間で、柏市立朋生園の清掃業務委託契約を締結した。違約金に係る未収債権について、業務委託契約の概要及び債権発生からの経緯等は、次のとおりである。

【清掃業務委託の概要】

業務委託期間	平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日
業務委託料	388,000 円（税抜）
契約方法	随意契約
随意契約理由	柏市財務規則第 140 条により、設計金額が 50 万円以下であるため。
契約保証金	免除
違約金	業務委託料の 10 分の 1

（業務委託契約より抜粋）

【債権発生からの経緯等】

A 社は、上記業務委託契約に基づき清掃業務を開始したものの、平成 16 年 10 月 15 日付けで、A 社の柏市に対する業務委託料債権が、租税の滞納を理由に柏税務署に差し押さえられ、その後、平成 17 年 1 月 24 日付けで 2 回目の不渡りを出し、柏市からの電話連絡にも応答しなくなった。

そのため、柏市は、業務委託契約書第 28 条第 1 項第 2 号「その責めに帰すべき理由により、委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき」に該当するものとして、A 社に対し、平成 17 年 2 月 3 日付けの「業務委託解除通知書」を送付し、同日付けで上記業務委託契約を解除した。その後、柏市は、A 社に対し、納期限を平成 17 年 2 月 24 日として、業務委託契約書に基づく違約金 40,740 円の支払いを請求し、納入通知書を送付

した。

日 時	経 過
平成 17 年 1 月 24 日	金融機関で不渡り。
平成 17 年 1 月 25 日	債権譲渡通知書が市所管課に到着。
平成 17 年 2 月 3 日	業務委託解除通知書を発送し、同日付けで契約解除。
平成 17 年 2 月 14 日	業務委託解除に伴う違約金の納入通知書を発送。
平成 17 年 3 月 15 日	督促状を発送。
平成 28 年 10 月 18 日	債務者の所在地の現地調査。
平成 28 年 11 月 14 日	徴収停止を決議 <sup>注</sup> 。
平成 29 年 12 月 7 日	徴収停止から 1 年が経過した後、債権放棄を行った。

(市所管課作成資料)

注：市所管課では、時効期間が経過した後、平成 28 年 10 月に現地調査を実施し、債務者の所在が不明であり、差し押さえできる財産がないと確認されたため、平成 28 年 11 月に徴収停止の処理を行っている。

## (2) 手 続

滞納者個別記録、業務委託契約書、現地調査等報告書、徴収停止決議書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 時効管理について

#### ア. 債権放棄手続について（指 摘）【障害福祉課】

##### 【現状・問題点】

柏市からの違約金の請求に対し、納入通知書記載の納期限（平成 17 年 2 月 24 日）までに A 社からの支払いはなかった。そのため、柏市は、A 社に対し平成 17 年 3 月 15 日付けの督促状で、同年 3 月 25 日までに違約金を支払うよう督促したものの、A 社からの支払いはなかった。その後、柏市は、債務者である法人の登記が閉鎖されずに残っていたことと、私債権とはいえ安易に債権を消滅させることのないよう債権回収に努めなければならなかったことを理由として、毎年度、違約金についての調定は行うものの、A 社の居所が不明であることから、催告を一切行っておらず、平成 28 年 10 月 18 日に、登記簿上の A 社本店及び支店の現地調査に赴くまで、具体的な債権回収へ努めた事実は認められない。

柏市のA社に対する契約不履行による違約金の消滅時効期間は10年であるところ、消滅時効の起算日は業務委託契約解除日の翌日である平成17年2月4日であり、その後、平成17年3月15日付けの督促状が同年同月17日にA社に到達していることから、地方自治法第236条第4項により、同日に時効が中断するため、再度の消滅時効の起算日は時効中断日の翌日である平成17年3月18日になる。その後、消滅時効の中断が生じていないため、再度の消滅時効の起算日から10年後の平成27年3月17日の経過をもって、柏市のA社に対する契約不履行による違約金の消滅時効は完成している。

なお、平成28年10月18日の現地調査においてはA社の実態は確認できず、A社は平成17年1月の不渡りにより夜逃げし、法人の登記は閉鎖されていないが事実上の倒産といわれる状況にあり、活動していない可能性が高い。

回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化を妨げる一因となることから、債権放棄手続は、業務の有効性及び効率性の目的からも重要な視点である。また、回収可能性のない債権を帳簿上計上することは、自治体の財政状態の正確な把握を妨げる一因となることから、財務報告の信頼性の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続きを適時適切に実施する必要がある。

#### 【結果】

A社の財産を確認することはできず、回収に向けた手続をとっても回収可能性は極めて低い。他方で、違約金は私債権であるため、債務者による消滅時効の援用がなければ、債権は時効消滅しない。この点、A社の実態は既になく、今後、A社による消滅時効の援用の可能性は極めて低い。

したがって、柏市債権管理条例第8条第1項第1号「当該市の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき」に該当するものとして、速やかに債権放棄手続をとりたい。

なお、柏市では、柏市債権管理条例第8条第1項第2号により、監査期間（平成29年12月7日）において債権放棄手続を行っている。

### イ. 不納欠損処理について（指 摘）【障害福祉課】

#### 【現状・問題点】

柏市では、平成28年10月18日の現地調査の結果を受けて、A社に対する契約不履行による違約金について、地方自治法施行令第171条の5第1号「法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき」に該当するとして、平成28年11月14日付けで徴収停止処分を行った。その上で、柏市は、柏市債権管理条例第8条第1項第2号により、平成29年12月7日に債権放棄手続きを行っている。

しかし、上記ア. で記載したように、A社に対する契約不履行による違約金については、平成 27 年 3 月 14 日の経過により消滅時効が完成しており、A社の活動実態もないことから、徴収停止処分時には既に柏市債権管理条例第 8 条第 1 項第 1 号により債権放棄手続をとることが可能である。

本来、徴収停止処分の効果は、地方自治法施行令第 171 条の 2 第 1 項の訴訟提起や強制執行を採る義務の免除であり、消滅時効完成後にとられることは想定されていない。

回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化を妨げる一因となることから、不納欠損処理は、業務の有効性及び効率性の目的からも重要な視点である。また、回収可能性のない債権を帳簿上計上することは、自治体の財政状態の正確な把握を妨げる一因となることから、財務報告の信頼性の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情がある場合を除き、不納欠損処理を適時適切に実施する必要がある。

#### 【結果】

上記ア. で記載したとおり、柏市債権管理条例第 8 条第 1 項第 1 号を理由に債権放棄手続をとった上で、速やかに不納欠損処理を実施されたい。

なお、市所管課では、監査期間（平成 30 年 1 月 19 日）に不納欠損処理を行っている。

## ② 管理体制について（意見）【障害福祉課】

#### 【現状・問題点】

柏市では、A社に対し、督促状を送付した以降、消滅時効完成までに何らの具体的な債権回収へ努めた手続をとっていない。本来であれば、A社に対し、地方自治法施行令第 171 条の 2 に則り、訴訟提起及び強制執行の申立てを行うか、徴収停止手続をとるべきであった。なお、A社の支店で、A社の代表取締役が所有していた土地・建物については、平成 20 年 11 月 14 日に不動産競売手続による売却が完了していることから、少なくとも平成 20 年末時点ではA社の活動実態はなかったものと考えられる。したがって、平成 21 年度には徴収停止を行うことが可能であったと考えられる。

一方、市所管課は、毎年度調定をし、債権の存在を認識しながら、徴収停止を含む何らの法的措置を講じず、漫然と消滅時効期間の到来を迎えている。市所管課において、滞納債権の処理方法に対する理解が不足していたものと考えられる。

#### 【結果】

市所管課において、今後、新たに債権が発生した場合には、定期的に債権の処理状況を確認し、債権管理室と協力の上、然るべき法的措置をとるよう要望する。

## 6. 過誤払返還金に係る未収債権について [債権番号：306]

### (1) 概 要

#### ① 過誤払返還金に係る未収債権の基本情報について

柏市障害者等地域生活支援サービス給付費の所定の要件と基準を欠いた請求に関する返還金である。虚偽その他不正の手段による不正請求に該当しない過誤払返還請求権は、単に法律上の原因を欠く支払に過ぎないため、民法上の不当利得返還請求権となる（民法第703条）。なお、その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

過誤払返還金

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

障害者相談支援室

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、柏市障害者等地域生活支援サービス給付費支給規則、「私債権等管理の手引【初任者向け】」等

#### オ. 債権管理システム等

過誤払返還金の管理は表計算ソフトで作成された「過誤払管理台帳」である。

#### カ. 債権管理上のリスク等

過誤払返還金の債権管理上のリスクについて、障害者相談支援室では次のとおり考えている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

キ. 債権の管理目標

過誤払返還金に係る未収債権を管理する目標として、障害者相談支援室では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権金額及び件数等の管理における正確性の確保
- iii 回収可能性等の債権評価の妥当性

② 過誤払返還金に係る未収債権の決算情報等について

過誤払返還金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【過誤払返還金に係る未収債権の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	0	0	1,560,000	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	1,560,000	-	-
調定額	11,038,998	9,469,546	18,666,500	169.1%	197.1%
現年課税・賦課分	9,683,000	7,546	10,444,500	107.9%	138411.1%
滞納繰越分	1,355,998	9,462,000	8,222,000	606.3%	86.9%
収入済額	221,000	1,247,546	12,034,500	5445.5%	964.7%
現年課税・賦課分	221,000	7,546	10,444,500	4726.0%	138411.1%
滞納繰越分	0	1,240,000	1,590,000	-	128.2%
不納欠損額	1,355,998	0	0	0.0%	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	1,355,998	0	0	0.0%	-
収入未済額	9,462,000	8,222,000	6,632,000	70.1%	80.7%
現年課税・賦課分	9,462,000	0	0	0.0%	-
滞納繰越分	0	8,222,000	6,632,000	-	80.7%
収納率	2.0%	13.2%	64.5%	62.5%	51.3%
現年課税・賦課分	2.3%	100.0%	100.0%	97.7%	0.0%
滞納繰越分	0.0%	13.1%	19.3%	19.3%	6.2%
予算現額 - 収入済額	△ 221,000	△ 1,247,546	△ 10,474,500	4739.6%	839.6%
現年課税・賦課分	△ 221,000	△ 7,546	△ 10,444,500	4726.0%	138411.1%
滞納繰越分	0	△ 1,240,000	△ 30,000	-	2.4%

平成28年度における過誤払返還金の調定額合計は1,867万円、収納率は64.5%であり、その結果、収入未済額は663万円であった。このうち、現年課税・賦課分の調定額は1,044万円、収納率は100%であり、滞納繰越分の調定額は822万円、収納率は19.3%であった。なお、滞納繰越分の債務者は1件であり、分納誓約書が提出されており、毎年度、未収債

権の全額を調定している。

【過誤払返還金に係る未収債権の滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	1	100.0%	6,632,000	100.0%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合計	1	100.0%	6,632,000	100.0%

平成 28 年度末における過誤払返還金の滞納件数は 1 件、滞納している収入未済額合計は 663 万円であった。平成 27 年度から滞納繰越分が発生しているため、2 年超の滞納債権はない。

③ その他必要な事項について

過誤払返還金に係る未収債権の債務者の概要及び債権発生の際緯は次のとおりである。

【債務者の概要】

会社名	株式会社A
指定障害福祉サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、行動援護（平成 24 年 1 月県指定） 柏市地域生活支援事業、外出介護（平成 24 年 2 月柏市指定）
年間売上	平成 24 年度 36,323,041 円 平成 25 年度 67,544,024 円 平成 26 年度 11,005,838 円（5 月調査時点まで）

（市所管課作成資料）

【債権発生の際緯】

日時	経過
平成 26 年 5 月	相談支援専門員より、グループ支援や車使用による不適切な請求の通報があり、柏市障害者等地域生活支援サービス給付費支給規則第 14 条に基づき、平成 26 年 6 月に立ち入り調査。
平成 26 年 8 月	立ち入り調査に基づき処分方針を決定
平成 26 年 9 月	市へ改善措置結果報告書の提出
平成 27 年 2 月	納入通知書等の発送
平成 27 年 3 月	市へ分納誓約書の提出（1 回目）
平成 27 年 8 月	市へ分納誓約書の提出（2 回目）
平成 28 年 10 月	市へ分納誓約書の提出（3 回目）

（市所管課作成資料）

## (2) 手 続

柏市障害者等地域生活支援サービス給付費支給規則、柏市指定障害福祉サービス事業者等指導要領、台帳、平成 29 年度集団指導資料等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 集団指導及び実地指導について（意 見）【障害者相談支援室、障害福祉課】

#### 【現状・問題点】

相談支援専門員とは、障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行う者である。過誤払返還金に係る未収債権は、相談支援専門員からの通報に基づき、指定障害福祉サービス事業者の事業所へ立ち入り調査を行った結果、不適切な請求が行われていたことが判明したことにより発生している。

介護保険制度においては、サービス提供事業者は、サービス提供後、国保連合会に請求する前に、ケアマネージャーに提供実績を報告し、国保連合会はサービス提供事業者から請求された提供内容とケアマネージャーから提出された給付管理票を突合し、相違があれば返戻される仕組みがある。しかし、市町村の地域生活支援事業にはそのような仕組み自体が存在していない。

指定障害福祉サービス事業者の従業者並びに設備及び運営に関する指導については、柏市指定障害福祉サービス事業者等指導要領にもあるとおり、適切な事業者の運営等をモニタリングする運用の問題であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、市所管課による集団指導及び実地指導を適時適切に実施する必要がある。

#### 【結果】

不適切な請求等を未然に防止するためには、指定障害福祉サービス事業者と相談支援専門員が適時適切に連絡をとり、サービス等の利用計画に記載された内容と異なるサービスが提供されていないか確認する等の合理的なルールを設定し、そのルールが守られているかどうかについても、市所管課内部で検証する仕組みを構築することを要望する。

### ② 履行延期の特約等について（指 摘）【障害者相談支援室】

#### 【現状・問題点】

非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第

171 条の 6 第 1 項) が適用され、柏市財務規則に沿って、次のような処理を行うことが求められている。すなわち、非強制徴収公債権や私債権に係る債務者の納付につき、履行延期の処分及び特約を申請する場合に、履行延期申請書を市長に提出しなければならない(柏市財務規則第 292 条第 1 項)。また、財産管理者は、債務者から履行延期申請書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、一定の要件に該当することを確認して、履行延期特約等決議書により履行延期の特約等を決定するものとしている(柏市財務規則第 292 条第 3 項)。ここで、債権に係る財産管理者とは、所管の課長とされている(別表 1、柏市財務規則第 2 条第 8 号)。

過誤払返還金においては、返還額が確定し、返還期限を平成 27 年 3 月 31 日とした納入通知書等を発送した後、債務者から分割納付したいとの申し出があり、同年 3 月 9 日に分納誓約書が提出されたため、障害者相談支援室長が決裁(柏市事務決裁規程「33 障害者相談支援室に関する事項」)し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。また、返済期間については、返還額が多額であること等から、1 回当たりの支払い可能額を算定し、その後は 3 ヶ月に一回、増額協議を行うこととしている。なお、平成 28 年度末時点までの分納誓約書に基づく分割返済の状況は次の表のとおりであり、現在の分割返済額のまま推移した場合、返済の修了は平成 32 年度末(平成 33 年 3 月)頃と試算される。

## 【過誤払返還金の推移】

(単位:円)

年度	納期限	収入日	収納額	滞納額
平成26年度	-	-	-	10,114,500
	平成27年3月	平成27年3月	452,500	9,662,000
平成27年度	平成27年4月	平成27年4月	注1 100,000	9,562,000
	平成27年5月	平成27年5月	100,000	9,462,000
	平成27年6月	平成27年6月	100,000	9,362,000
	平成27年7月	平成27年7月	100,000	9,262,000
	平成27年8月	平成27年8月	注2 130,000	9,132,000
	平成27年9月	平成27年9月	130,000	9,002,000
	平成27年10月	平成27年10月	130,000	8,872,000
	平成27年11月	平成27年11月	130,000	8,742,000
	平成27年12月	平成27年12月	130,000	8,612,000
	平成28年1月	平成28年1月	130,000	8,482,000
	平成28年2月	平成28年2月	130,000	8,352,000
	平成28年3月	平成28年3月	130,000	8,222,000
	平成28年度	平成28年4月	平成28年4月	130,000
平成28年5月		平成28年5月	130,000	7,962,000
平成28年6月		平成28年6月	130,000	7,832,000
平成28年7月		平成28年7月	130,000	7,702,000
平成28年8月		平成28年8月	130,000	7,572,000
平成28年9月		平成28年9月	130,000	7,442,000
平成28年10月		平成28年10月	注3 135,000	7,307,000
平成28年11月		平成28年11月	135,000	7,172,000
平成28年12月		平成28年12月	135,000	7,037,000
平成29年1月		平成29年1月	135,000	6,902,000
平成29年2月		平成29年2月	135,000	6,767,000
平成29年3月	平成29年3月	135,000	6,632,000	

(出処：市所管課作成資料)

注1：平成27年3月9日付け分納誓約書に基づく返済額の確定（100,000円/月）

注2：平成27年8月6日付け分納誓約書に基づく返済額の改訂（130,000円/月）

注3：平成28年10月19日付け分納誓約書に基づく返済額の改訂（135,000円/月）

しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。

## 【結果】

債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われたい。

### ③ 遅延損害金の算定及び請求等について（指 摘）【障害者相談支援室】

#### 【現状・問題点】

過誤払返還金の滞納債権に係る遅延損害金については、障害者相談支援室はこれまでに算定したこともなく、また、過誤払返還金が納付された段階で滞納者に対して請求したこともない。

私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、私債権に係る所管課はその検討結果を待って対応することとなっているようである。しかし、監査手続の中で、遅延損害金は必ずしも算定する必要がないものという、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。

そもそも、私債権の滞納に際しては民法上、年 5%の遅延損害金が発生している（民法第 404 条、同第 419 条第 1 項）。すなわち、過誤払返還金の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し確定させなければならず、その算定された遅延損害金は当該滞納者に請求されなければならない。事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。そのような慣行の法令上の根拠は不明である。

このような遅延損害金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。

参考：民法第 419 条第 1 項

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。

#### 【結果】

過誤払返還金の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行いたい。

また、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。

なお、指定障害福祉サービス事業者は、障害者が可能な限り身近な場所で日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスを受けるためのサービス提供事業を担っており、国や市で定められた報酬により事業運営をしている。このため、遅延損害金の請求に際しては、障害福祉サービスの利用状況及び利用実績並びに滞納者の財政状況を確認する等、遅延損害金を課すことで利用者が本来受けられる障害福祉サービスが受けられない等の不利益が生ずることがないように、十分に精査した上で適切な対応をされたい。

## 7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について〔債権番号：307〕

### (1) 概 要

#### ① 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権の基本情報について

市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権については、市が設置している市営住宅及び駐車場等の共同施設（以下「市営住宅等」という。）の入居者が毎月支払うべき施設使用料について納付されなかった場合に発生し、調定という会計上の処理で認識する債権である。この債権は毎月調定し、口座からの引き落としや納付書による納付等により、入居者から納付を受けるが、納付日が過ぎても納付されない場合、未収債権となり、未収債権の管理の対象となる。このような市営住宅等の使用料の賦課・徴収、未収債権の管理は、住宅政策課及び指定管理者が実施している。

その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料（以下「市営住宅等使用料」という。）

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権（大阪高等裁判所昭和45年1月29日判決）

そのため、当該使用料の未収債権には自力救済権はないが、法的な手続（債務名義の取得等）を踏むことにより、財産等の差押えなど強制執行を実施することができる。なお、市営住宅等の施設入居者は、住宅困窮者等の一定の条件を満たした市民であるため、毎月の住宅使用料の未納者のうち年金受給者については、例外的に年金支給日（偶数月の15日）まで、納付を事実上猶予する場合もあるということである。市営住宅等使用料債権の時効は5年である。

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

住宅政策課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

公営住宅法及び同施行令、柏市営住宅条例及び同施行規則、並びに、柏市債権管理条例

及び同施行規則

オ. 債権管理システム等

市営住宅等使用料の全般的な管理のためのシステムは、市営住宅システムであり、債権管理の機能も備えている。

カ. 債権管理上のリスク等

市営住宅等使用料の未収債権を管理するうえで、考慮しなければならないリスクとして、住宅政策課が考える項目は次のとおりである。

- i 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- ii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じる。
- iii 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

キ. 債権の管理目標

市営住宅等使用料の未収債権を管理するうえで、住宅政策課がその管理の目標であると考えられる項目は次のとおりである。

- i 債権の網羅的な管理等
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性
- iii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

② 市営住宅等使用料に係る未収債権の決算情報等について

市営住宅等使用料に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【市営住宅等使用料の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	193,344,000	195,949,624	196,696,103	101.7%	100.4%
現年課税・賦課分	193,344,000	186,595,656	188,255,249	97.4%	100.9%
滞納繰越分		9,353,968	8,440,854	-	90.2%
調定額	288,632,910	281,426,860	267,207,140	92.6%	94.9%
現年課税・賦課分	198,163,420	197,707,160	193,780,430	97.8%	98.0%
滞納繰越分	90,469,490	83,719,700	73,426,710	81.2%	87.7%
収入済額	204,922,510	198,873,700	197,054,580	96.2%	99.1%
現年課税・賦課分	194,043,240	192,233,290	189,471,370	97.6%	98.6%
滞納繰越分	10,879,270	6,640,410	7,583,210	69.7%	114.2%
還付未済額	9,300	0	23,600	253.8%	-
現年課税・賦課分	9,300	0	23,600	253.8%	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
還付未済残高 <sup>注1</sup>					
不納欠損額	0	9,126,450	79,000	-	0.9%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	9,126,450	79,000	-	0.9%
収入未済額	83,719,700	73,426,710	70,097,160	83.7%	95.5%
現年課税・賦課分	4,129,480	5,473,870	4,332,660	104.9%	79.2%
滞納繰越分	79,590,220	67,952,840	65,764,500	82.6%	96.8%
収納率	71.0%	70.7%	73.7%	2.7%	3.1%
現年課税・賦課分	97.9%	97.2%	97.8%	-0.2%	0.5%
滞納繰越分	12.0%	7.9%	10.3%	-1.7%	2.4%
予算現額 - 収入済額	△ 11,587,810	△ 2,924,076	△ 382,077	3.3%	13.1%
現年課税・賦課分	△ 708,540	△ 5,637,634	△ 1,239,721	175.0%	22.0%
滞納繰越分	△ 10,879,270	2,713,558	857,644	-7.9%	31.6%

注1:「還付未済残高」は所管課において把握されていないため空欄としている。

平成28年度における調定額は2億6,721万円、収入済額は1億9,705万円であり、収入未済額は7,010万円であったため、収納率は73.7%であった。収納率のうち、現年課税分は97.8%と高い実績であるが、滞納繰越分は10.3%と低い。なお、未収債権の放棄に対応する会計処理である不納欠損額は79,000円であった。

【市営住宅等使用料の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	53	12.4%	4,332,660	6.2%
1年超～2年以内	44	10.3%	4,040,080	5.8%
2年超～3年以内	25	5.9%	2,580,590	3.7%
3年超～4年以内	40	9.4%	8,620,600	12.3%
4年超～5年以内	38	8.9%	8,078,490	11.5%
5年超	227	53.2%	42,444,740	60.6%
合 計	427	100.0%	70,097,160	100.0%

平成28年度末現在の滞納債権7,010万円の年齢別(発生年度別)内訳では、現年未収の削減に努めていることもあり、1年以内の滞納額(433万円)が全滞納債権額の6.2%であった。

### ③ 市営住宅等使用料の未収債権の法的措置について

市営住宅等使用料の滞納者に対して、住宅政策課として法的措置を実施していないが、当該滞納債権のうち債権回収事務に専門性を求められるものと判断される債権については、債権管理室に移管して法的措置をとっている。平成 28 年度までに債権管理室に移管された市営住宅等使用料の未収債権は、19 件であり、移管債権総額は 48,784,750 円である。そのうち、平成 28 年度までに回収された実績額は、16 件であり、回収金額の合計は 10,015,250 円である。

### ④ 市営住宅等の管理について

市営住宅等の管理は、平成 26 年度から指定期間 5 年間の指定管理者制度を導入している。指定管理者が管理する市営住宅等の施設は次のとおりである。

- i 12 の市営住宅：44 棟、832 戸
- ii 6 つの集会所：面積 333.17 m<sup>2</sup>
- iii 4 つの駐車場：収容台数 283 台

## (2) 手 続

市営住宅等使用料の未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 履行延期の特約等について（指 摘）【住宅政策課】

#### 【現状・問題点】

非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項）が適用され、柏市財務規則に沿って、次のような処理を行うことが求められている。すなわち、非強制徴収公債権や私債権に係る債務者の納付につき、履行延期の処分及び特約を申請する場合には、履行延期申請書を市長に提出しなければならない（柏市財務規則第 292 条第 1 項）。また、財産管理者は、債務者から履行延期申請書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、一定の要件に該当することを確認して、履行延

期特約等決議書により履行延期の特約等を決定するものとしている（柏市財務規則第 292 条第 3 項）。ここで、債権に係る財産管理者とは、所管の課長とされている（別表 1、柏市財務規則第 2 条第 8 号）。

市営住宅等使用料の滞納債権については、債務者から分割納付したいとの申し出があった場合、住宅政策課長が決裁し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。

しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。

#### 【結果】

債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。

## ② 遅延損害金の算定及び請求等について（指 摘）【住宅政策課】

#### 【現状・問題点】

市営住宅等使用料の滞納債権に係る遅延損害金については、住宅政策課はこれまでに算定したこともなく、また、滞納使用料が納付された段階で滞納者に対して請求したこともない。その背景として、住宅政策課は、遅延損害金の算定・請求事務について、市営住宅等使用料を管理している市営住宅システムでは、その自動計算を行うことができず、表計算ソフト（エクセル）等で算定するしか方法がなく、その場合でも、分割納付の際の算定方法や分納計画の不履行の際の遅延損害金の算定方法が煩雑で計算が困難になるものと考えている。

また、住宅政策課は、他の私債権の延滞に際して、遅延損害金を算定・請求している事例はないと認識しており、市営住宅等使用料の延滞債権に係る遅延損害金だけが算定・請求されるのでは整合性に欠けると考えている。

私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、私債権に係る所管課はその検討結果を待って対応することとなっているようである。

そもそも、私債権の滞納に際しては民法上、年 5%の遅延損害金が発生している（民法第 404 条、同第 419 条第 1 項）。すなわち、市営住宅等使用料の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し確定させなければならない。その算定された遅延損害金は当該滞納者に請求されなければならない。なお、明渡請求後の使用料相当損害金（条例第 41 条

第4項) に対しては、更に遅延損害金は発生しない。

事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。そのような慣行の法令上の根拠は不明である。結果として、遅延損害金のこれまでの発生額、事実上の債権放棄額がどの程度の規模であったかを算定することもできない。

このような遅延損害金の算定・調定行為・請求等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。

[参 考]

民法第 419 条第 1 項

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。

同 第 404 条

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

【結果】

市営住宅等使用料の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。

なお、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底の動きに留意されたい。

また、確定した遅延損害金の調定及び請求の遡及については、総括的意見（第 3Ⅱ）にも記載のとおり、次のように考える（34 頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定遅延損害金に関する調定行為や請求の実施は、少なくとも今後発生する確定遅延損害金に対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。

### ③ 債権放棄に伴う不納欠損処分の会計処理について（指 摘）【住宅政策課】

【現状・問題点】

平成 26 年度からの市営住宅等使用料の年度推移をみると、平成 27 年度に 912 万 6 千円、平成 28 年度に 79,000 円の不納欠損処分を行っている。

このうち、平成 28 年度に不納欠損処分を行った 79,000 円の未収債権(家賃及び駐車場使用料:7 か月分)は、債務者が平成 24 年 12 月に破産手続きを開始したのち、破産手続きが廃止され、平成 25 年 3 月に免責の許可が決定された案件であった。本来はその免責の許可が決定された段階で、議会に債権放棄の議案を提出し、議決後、不納欠損処分を行うべき案件であったと考える。

また、平成 27 年度の不納欠損処分については、その対象としては、3 人の入居者の滞納債権 912 万 6 千円 (A : 344 万 3 千円、B : 329 万 4 千円、C : 238 万 9 千円) であり、A の滞納家賃には平成 15 年 6 月からの家賃が含まれている。このように長期滞納家賃を含む収入未済(未収家賃等)が決算書上、計上され翌年度に繰り越されていたことを意味するが、平成 27 年度の不納欠損処分の根拠となっている債権放棄の議会議決は、これら 3 件の滞納債権について全て、平成 27 年第 1 回定例会で行なわれたものである。平成 27 年第 1 回定例会の議決は、平成 26 年度中に行われるため、これらの債権放棄についても平成 26 年度には市の債権として法的に存在しなくなったものと考えられる。

一方、平成 26 年度中に債権放棄された債権について、財務規則第 46 条に基づく会計処理を平成 26 年度中に行わず、平成 27 年 6 月に決裁処理している(決議書の決裁日:平成 27 年 6 月 10 日、歳入不納欠損調書の決裁日:同日)。その結果、平成 26 年度に議会で行なわれた債権放棄により消滅した債権が、平成 26 年度の決算書では収入未済額の欄に集計され表示されていたことは、債権の実在性の面で実態を忠実に反映した決算書となっていたものか疑念が残る。決算報告の信頼性を損ないかねない会計処理の遅れであると考えられる。

#### 【参考】

##### 財務規則第 46 条第 1 項

「第 46 条 歳入徴収者は、法令の規定により、時効の完成又は徴収権の消滅により歳入の欠損処分をすべきものがあるときは、歳入不納欠損調書(別記第 23 号様式(その 1))を調製し、市長の決裁を受けなければならない。」

「第 31 条 歳入徴収者は、調定した後において過誤その他の事由により当該調定の変更又は取消し(以下「変更等」という。)の必要があるときは、直ちに調定票により変更等の手続をするとともに、徴収簿等を整理しなければならない。」

#### 【結果】

柏市債権管理条例及び同施行規則の施行(平成 28 年 4 月 1 日)以後は、同条例等に基づき、市長決裁により債権を放棄して、議会には報告することとなっている。しかし、同条例等の施行前と同様、議会の議決により債権を放棄する場合には、その債権が消滅した日の属する年度において、財務規則に基づき、不納欠損処理を行い、決算書等の財務報告上でも、債権の消滅の事実を忠実に反映した会計処理を行われたい。また、今後、債権管理条例等に基づく債権放棄が市長決定のもと実施される事例が増えるものと考えられるが、債権放棄の意思決定と不納欠損処分の会計処理との効果の期間帰属について、法的及び会

計的な整合性を得られるよう留意されたい。

#### ④ 不納欠損処分に伴う遅延損害金の処理について（指 摘）【住宅政策課】

##### 【現状・問題点】

直近3年間における不納欠損処分の発生を見ると、平成27年度及び平成28年度に家賃等の未収債権について、不納欠損処分を行っている。そのうち、平成27年度の不納欠損の額は、912万6千円であり、平成15年6月の家賃が滞納されている事実が把握された。それらの滞納債権は回収されずに議会の議決(平成27年第1回定例会での議決)により債権が放棄され、その時点で遅延損害金は確定されてその遅延損害金も放棄されるものと考えられる。柏市債権管理条例の規定では、「市の債権を放棄するときは、当該市の債権につき既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金についても放棄するものとする。」(同条例第8条第2項)としている。

しかし、市営住宅等使用料の未収債権の放棄及び不納欠損処分の際には、履行の遅延に伴い発生している遅延損害金については一切の会計処理を行っていない。

##### 【結果】

市の債権を放棄する際には当該債権につき既に発生した遅延損害金についても、速やかに算定し、調定を行い、かつ、本料の債権放棄及び不納欠損処分と同時にそれに伴う遅延損害金を放棄するとともに、会計上、不納欠損処分を行う必要があるものとする。この点について、市所管課によると遅延損害金の算定にはシステム対応がなされておらず、当該指摘に対する措置を行うためにはシステム改造等が必要である旨の回答を外部監査の過程で受けている。しかし、公債権の場合と異なり、柏市債権管理条例第8条第2項に明文の規定がある以上、少なくとも当該条例施行以降の該当案件を対象として、遅延損害金の算定が可能な仕組みを構築することに努力されたい。

#### ⑤ 指定管理者の家賃収納業務について（指 摘）【住宅政策課】

##### 【現状・問題点】

平成26年度から市営住宅等の管理運営について指定管理者制度を導入している。その指定管理者を募集する際に、「柏市営住宅等の指定管理者募集要項」(以下「募集要項」という。)において、管理運営能力のひとつの審査項目「家賃徴収業務」を、「徴収率向上の提案がなされている。」という基準で審査判断している。

家賃の徴収業務に係る指定管理者の努力目標として「徴収率向上の提案」が可能な範囲は限られている。翌年度に繰り越された市営住宅等使用料の滞納債権について催告したり、交渉により当該債権を取り立てたり、又は、当該年度の市営住宅等使用料の月次徴収ができなかった債権の督促及び催告業務を実施したりする行為は、弁護士法第72条に定める

弁護士等でない者の法律事務等の禁止に違反する可能性がある。

【参考】

弁護士法第 72 条（抜粋）

「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」

この点に関して、指定管理者に対する業務指示文書には滞納管理業務に関して次の記載がある。

「臨戸訪問、電話による納入指導、現金による收受等を行い収納率の向上に努め、その経過は「滞納整理カード」を作成し記録を整理すること。」

また、同業務指示文書には明け渡し請求業務について、「明渡の催告を行うこと」を指示している。これらの行為は、非弁護士の法律事務等の取扱禁止の規定に反する恐れがあるものと考えられる。

【結果】

指定管理者が行う「家賃徴収業務」のうち「徴収率向上」のための行為について、弁護士法第 72 条の規定（非弁護士の法律事務等の取扱禁止）に反しない範囲での行為であることを、所管課から指定管理者に指示する文書の中に明記するよう徹底されたい。また、指定管理者の業務実施に際して、指定管理者選定段階での業務提案書の内容を精査し、実際に行っている指定管理者の業務の中に非弁護士の法律事務等の取扱禁止に該当する業務を入居者に対して実施していないか、日報及び「滞納整理カード」の記載事項の閲覧や現場調査等により検証することを要望する。

⑥ 長期かつ高額滞納案件の分納誓約の要件について（意見）【住宅政策課、債権管理室】

【現状・問題点】

市営住宅等使用料の滞納状況について、長期かつ高額の滞納金が発生している 5 つの案件をまとめたものが次の表である。

No	滞納者	市営住宅 入居年月	滞納開始 年月	滞納額 (円)	退去日	退去事由
1	T	S52. 4. 1	H12. 9～	5, 876, 200	H26. 3	強制的明渡・訴訟
2	H	H7. 5. 25	H17. 8～	4, 364, 900	H28. 6	強制的明渡・訴訟
3	A	H10. 4. 1	H16. 10～	4, 483, 600	H26. 3	一般退去
4	I	H8. 11. 16	H15. 2～	3, 094, 100	入居中	-
5	M	S60. 4. 1	H15. 3～	3, 457, 400	入居中	-
合 計				21, 276, 200	-	-

この表でまとめた5人の滞納金額の合計だけでも、2,128万円であり、平成28年度末現在の収入未済額(7,010万円)の30%を占めており、また、5年超の収入未済額(4,244万円)の50%も占めていることが分かる。

1. と2. については、強制的明渡・訴訟中であるが、特に2. の案件は、債務名義をとり、強制執行を行ったが、債権の回収はできず、現住所も不明のため、新住所を調査するところであるということであった。

4. と5. については分納誓約の履行状況を管理中である。

3. については、弁護士へ委任した案件であるが、遠方の他都市へ転居し、財産調査を行うことも現実にはできない案件で回収が進んでいない。

ちなみに1. は債権管理室に移管した未収債権であり、残り4件は、柏市が弁護士に債権回収等の業務を委任した案件である。

弁護士委任を行った案件は、住宅政策課から債権管理室へ債権回収事務を移管する際に、債権管理室が直接回収事務を行うのではなく、弁護士にその回収事務を委任するものであった。上記の表のうち、2. から5. までの滞納案件では弁護士に委任したあと、履行延期の申請書の提出を受け、分納申請に基づき納付が一定の条件の下で継続している案件である。その意味で、長期かつ多額の滞納案件の処理をこのように弁護士に委任した効果は認められる。

弁護士委任に移った案件について、履行延期の申請後、分納申請で次の条件を債務者と合意し、分納の履行を確認している。

すなわち、次のいずれかの事実が発生した場合は、市営住宅入居の賃貸借契約が当然に解約となることに同意し、速やかに明渡を行うほか、分納による期限の利益を喪失し、滞納金額全額を直ちに一括で支払うことに同意することとしている。

- i 上記分納の支払いを5回以上遅滞し、かつその額が合計〇〇万円以上に達したとき。
- ii 今後新規に発生する市営住宅使用料の支払いを遅滞し、その額が3か月に達したとき。

以上のような条件により分納計画を立て分納中の債務者の中で、分納での納付の条件に関連して、平成28年11月以降5か月以上、納付がない債務者が把握できた。しかし、この件については委任した弁護士と債務者の間で分納期間の開始月に関する認識に相違が存在したことが事後的に分かり、上記の分納の条件に違反しているわけではないという結論に至っているということであった。

上記の2つの要件の何れかという条件では、結局、何れかの要件に該当する直前まで納付をしなくても、分納申請をした債務者は期限の利益を喪失する等の不利益を受けないこととなっている。したがって、長期でかつ多額の滞納債権者にとっては、再度、分納の債務を滞納することが可能な、緩和的な要件であると言える。

#### 【結果】

滞納の状況が長期でかつ多額の債務を負っている債務者との交渉において、債権管理室

から委任を受けた弁護士が提示する分納の合意事項(賃貸借契約の解除・明渡及び期限の利益の喪失等の要件)について、その要件の限界まで直ちに滞納し、その後は分納の金額を継続して納付するような債務者に対しては、より厳しい条件(2つの要件につき、分納額と新規納付額に係る滞納許容額の合計額を制限する方法等)を検討するよう要望する。

## ⑦ 長期かつ高額滞納案件の納付の充当方法について (意見)【住宅政策課】

### 【現状・問題点】

市営住宅等使用料の滞納債権のうち、前項で示した5つの長期かつ高額の滞納金が発生している案件について、市営住宅等使用料の現年分と滞納繰越分の債務の納付があった時に、現年優先納付の方針のもと、滞納債権の回収が進まない現実を確認することができる。

これらの債務者の長期かつ多額の滞納債権が月ごとに納付されれば、その納付金額に対する遅延損害金が確定するところであるが、これまでに遅延損害金の算定及び請求はなされてこなかった。また、過去に現年度分の納付があっても、併せて過年度分の納付がない限り、その納付は現年度分の納付として処理される。納付書による納付の場合、その納付書の請求月への充当としており、現年度優先収納の方針にも合致した処理である。しかし、債務者は現年度分を納付しても、過年度の納付がない限り理論的には、遅延損害金が発生し続けており、その遅延損害金は長期化すればするほど蓄積され膨大な遅延損害金として認識されるべきである(民法第419条参照)。

現年優先納付により、現年度の収納率を向上させる実務が行われているが、長期の債務者にとっては、現年優先納付は遅延損害金の算定基礎である計算期間の長期化を意味し、不利な納付方法であると考えられる。

市側にとっては、滞納債権の新規発生は抑制されるが、長期延滞債権は更に長期化することとなる。

仮に、滞納者が市営住宅等使用料を納付する場合、方針として、過去の最も古い延滞債権から充当するとした場合、長期延滞債権を減少させることができ、本来発生している遅延損害金の増加を抑制することができる。一方で、現年分の未収債権は増加するが、未収債権の年齢別の内訳として長期の債権を減少させることができ、未収債権の年齢構成が若返ることとなる。

### 【結果】

長期滞納者が市営住宅等使用料を納付する際に、現年分や滞納繰越分の何れの債権に充当するか等について、現在、所管課は、現年度収納率の向上の方針のもとで、現年優先納付の充当を行っているが、滞納債権の長期化の抑制と滞納者が本来負担することが予定されているはずの遅延損害金の計算期間の長期化に伴う額の増大化を抑制するためにも、現年分の優先納付を見直すことも検討されるよう要望する。

## ⑧ 過年度滞納の徴収停止について（指 摘）【住宅政策課】

### 【現状・問題点】

平成 13 年 10 月から平成 13 年 12 月までの入居期間の市営住宅等使用料(家賃 2 か月分: 10,400 円)が長期間滞納状態で、収入未済として決算書上繰越されていた。約 15 年間の放置状態であったが、所管課はこの滞納債権を発見し、平成 28 年 12 月現地調査をして、滞納者(平成 14 年 12 月退去)の現住所が不明であり、差押財産もないものと判断し、平成 29 年 1 月に徴収停止(地方自治法第 171 条の 5 第 2 号)しており、1 年後に不納欠損処分を行うこととしている。

この案件は僅少な滞納債権であるが、15 年間も決算書上収入未済として繰越されてきた事実に対して、現在の住宅政策課がその存在を把握し、自発的に調査を行い、会計上も最終的に処理をすることで、不適切な取扱いをしてきた未収債権を整理する点で評価すべきものである。

一方で、今回の徴収停止の決定については、債権管理条例上、地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった場合において、その措置をとった日から相当の期間(1 年)を経過した後、なお同条同号の何れかに該当し、債務者が履行する見込みがないときに、債権を放棄する条項を前提としているものとする。しかし、15 年間、債権を放置してきた事実と債務者が平成 14 年 12 月に退去し、現在は調査の結果、所在不明であることを考慮すると、消滅時効にかかる時効期間(5 年)が満了したにも拘らず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないときに該当するものと判断して、平成 29 年 1 月現在において、債権放棄し不納欠損処分を行うことが適当であったものと考えられる。

### 【結果】

今回の事例のように過年度に発生した滞納案件が他に存在しないかどうか、再度、所管課において精査することを要望する。また、滞納債権の発生態様及びその後の経過期間、管理状況の不備等を勘案して、債権放棄の意思決定や不納欠損の時期を徒過しないよう、適切な時期に決算情報に債権の消滅の事実等を反映させることは重要であり、未収債権発生やその管理等の事実を照らして、現実を忠実に反映する会計処理を踏まえて、適切な未収債権の放棄の手法を選択されたい。

## 8. 市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権について [債権番号：308]

### (1) 概 要

#### ① 市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権の基本情報について

市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権については、市が設置している市営住宅及び駐車場等の共同施設（以下「市営住宅等」という。）の入居者が市営住宅の明渡が遅延した際に発生する損害金、残置物を本人が撤去しない場合に市が代わって撤去したときに発生する費用の立替金及び市営住宅を明渡すべきにも拘らず不法に占拠した際に発生する損害賠償金に係る債権である。

このような市営住宅等の市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権の管理は、住宅政策課が実施している。

その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権

#### イ. 債権の性格

市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権の法的な性格は、全て私債権である。

そのため、当該使用料の未収債権には自力救済権はないが、法的な手続（債務名義の取得等）を踏むことにより、財産等の差押えなど強制執行を実施することができる。

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

住宅政策課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

債権を管理するための根拠法令等は、公営住宅法及び同施行令、柏市営住宅条例及び同

施行規則、並びに、柏市債権管理条例及び同施行規則である。

#### オ. 債権管理システム等

市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権の全般的な管理については、表計算ソフト（エクセル）による管理である。

#### カ. 債権管理上のリスク等

市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権を管理するうえで、考慮しなければならないリスクとして、住宅政策課が考える項目は次のとおりである。

- i 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- ii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じる。
- iii 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

#### キ. 債権の管理目標

市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権を管理するうえで、住宅政策課がその管理の目標であると考えられる項目は次のとおりである。

- i 債権の網羅的な管理等
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性
- iii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

#### ② 市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権の決算情報等について

市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

ア. 市営住宅明渡遅延損害金の決算情報等について

【市営住宅明渡遅延損害金の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	1,516,200	1,847,400	5,249,680	346.2%	284.2%
現年課税・賦課分	1,460,000	331,200	3,715,680	254.5%	1121.9%
滞納繰越分	56,200	1,516,200	1,534,000	2729.5%	101.2%
収入済額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
不納欠損額	0	313,400	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	313,400	0	-	-
収入未済額	1,516,200	1,534,000	5,249,680	346.2%	342.2%
現年課税・賦課分	1,460,000	331,200	3,715,680	254.5%	1121.9%
滞納繰越分	56,200	1,202,800	1,534,000	2729.5%	127.5%
収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
予算現額 - 収入済額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-

平成27年度の不納欠損処理(313,400円)については、2件の債務免除であり、両者ともに居所不明のためその文書により通知を行っていないものである。

【市営住宅明渡遅延損害金の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	3	42.9%	3,715,680	70.8%
1年超～2年以内	1	14.3%	331,200	6.3%
2年超～3年以内	2	28.6%	1,146,600	21.8%
3年超～4年以内	1	14.3%	56,200	1.1%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合 計	7	100.0%	5,249,680	100.0%

この表の7件のうち3件(1,897,800円)については、市営住宅等使用料の滞納債権が多額になったことにより、滞納債権の適正管理・回収を目的として債権管理室に回収業務を移管している。一方、残りの4件については、迷惑行為や単身入居者の死亡に伴う住居の明渡請求を主たる目的とした訴訟手続を住宅政策課で開始した案件である。

イ. 撤去費用立替金の決算情報等について

【撤去費用立替金の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	0	609,120	579,120	-	95.1%
現年課税・賦課分	0	609,120	0	-	0.0%
滞納繰越分	0	0	579,120	-	-
収入済額	0	30,000	160,000	-	533.3%
現年課税・賦課分	0	30,000	0	-	0.0%
滞納繰越分	0	0	160,000	-	-
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	0	579,120	419,120	-	72.4%
現年課税・賦課分	0	579,120	0	-	0.0%
滞納繰越分	0	0	419,120	-	-
収納率	-	4.9%	27.6%	-	22.7%
現年課税・賦課分	-	4.9%	-	-	-
滞納繰越分	-	-	27.6%	-	-
予算現額 - 収入済額	0	△ 30,000	△ 160,000	-	533.3%
現年課税・賦課分	0	△ 30,000	0	-	0.0%
滞納繰越分	0	0	△ 160,000	-	-

この表によると、平成27年度において、撤去費用立替金が1件(609,120円)発生し、同年度に30,000円が納付され、残高の579,120円は平成28年度に繰越されている。そして、平成28年度には160,000円が納付され、その残高である419,120円が平成29年度に繰り越されている。

【撤去費用立替金の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0~1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超~2年以内	1	100.0%	419,120	100.0%
2年超~3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超~4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超~5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合 計	1	100.0%	419,120	100.0%

この1件については平成27年度に発生し、分割納付の申請に基づき、月額納付(1万円)は順調に進んでいるが、賞与時の増額納付に関しては一部滞納が発生している。

ウ. 不法占拠に伴う損害賠償金の決算情報等について

【不法占拠に伴う損害賠償金の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	0	447,200	603,850	-	135.0%
現年課税・賦課分	0	447,200	347,950	-	77.8%
滞納繰越分	0	0	255,900	-	-
収入済額	0	191,300	87,700	-	45.8%
現年課税・賦課分	0	191,300	87,700	-	45.8%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	0	255,900	516,150	-	201.7%
現年課税・賦課分	0	255,900	260,250	-	101.7%
滞納繰越分	0	0	255,900	-	-
収納率	-	42.8%	14.5%	-	-28.3%
現年課税・賦課分	-	42.8%	25.2%	-	-17.6%
滞納繰越分	-	-	0.0%	-	-
予算現額 - 収入済額	0	△ 191,300	△ 87,700	-	45.8%
現年課税・賦課分	0	△ 191,300	△ 87,700	-	45.8%
滞納繰越分	0	0	0	-	-

【不法占拠に伴う損害賠償金の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	1	33.3%	260,250	50.4%
1年超～2年以内	2	66.7%	255,900	49.6%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合 計	3	100.0%	516,150	100.0%

③ 市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権の法的措置について

市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権のうち、市営住宅明渡遅延損害金については、法的措置としては、債務名義の取得のための手続を行っている。

④ 市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権の債権管理室への移管の実績について

これらの滞納債権のうち、債権回収事務に専門性を求められるものと判断される市営住宅明渡遅延損害金の一部については、債権管理室に移管して法的措置をとっている。この市営住宅明渡遅延損害金の債権管理室移管について、平成 28 年度までの実績は、3 件であり、移管債権総額は 1,897,800 円であった。そのうち、平成 28 年度までに回収された実績件数及び金額は特になかった。

(2) 手 続

市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 市営住宅明渡遅延損害金に係る債権管理台帳について（指 摘）【住宅政策課】

【現状・問題点】

市営住宅明渡遅延損害金の未収債権は、7 件で 5,249,680 円である（平成 28 年度末現在）。その内訳は次の表のとおりである。なお、表を作成するに当たっては、各債務者の債権管理台帳の記載内容に基づいている。

No	債務者	債務額	発生期間	管理	分納の有無
1	T	2,765,500 円	H27 年度	住宅政策課	有
2	H	586,380 円	H27 年度	住宅政策課	不明
3	G	363,800 円	H27 年度	債権管理室	不明
4	E	953,400 円	H26・27 年度	債権管理室	不明
5	O	580,600 円	H25・26 年度	債権管理室	不明

この未収債権の債務者は 5 人であるが、4. と 5. の債務者が 2 年度にわたる遅延損害金の発生期間を有しているため、件数は 7 件となっている。実際の発生年度でみると、平成 25 年度から平成 27 年度であると考えられる。

一方、この表を作成するに当たって活用した債務者の債権管理台帳には、債権管理条例第5条及び同施行規則第2条第1号から第8号に規定されている記載項目が設定されている。債権管理条例等の規定内容は次のとおりである。

- i 債権の名称、ii 債務者の氏名及び住所、iii 債権の金額、iv 履行期限、
- v 担保の設定がある場合はその事項、vi 履行状況、対応状況等
- vii 債務者の住所及び財産調査の状況
- viii 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

これらのうち、実際に記載されていない項目は、iv 履行期限、vi 履行状況、対応状況等である。これらの項目は、債権管理で使用している従来からの表計算ソフト（エクセル）の表により、確認可能な内容もあるようであるが、債権管理台帳では、少なくともiv 履行期限やvi 履行状況等が分かるよう記録を整理する必要があるものとする。

特に、債権管理室へ移管した債権については、現状では、債権管理台帳の特記事項の欄に「債権管理室移管案件」と記載されているが、その後の交渉状況や回収状況が不明である。回収状況については現課（本来の所管課）である住宅政策課が債権管理台帳に適正に記録することとなっている。

#### 【結果】

住宅政策課においては、債権管理台帳の記載事項のうち、債権管理室に移管した債権の履行期限や履行状況等を適正に把握し、適時適切に記録を残すよう徹底されたい。

## ② 撤去費用立替金に係る債権管理台帳について（指 摘）【住宅政策課】

#### 【現状・問題点】

撤去費用立替金の未収債権は、平成28年度末現在、1件で419,120円の残高であった（当初の全体債権は609,120円）。その債権管理台帳を閲覧すると、①と同様の課題があった。特に、履行状況の記載については、分納申請に基づき、分割納付を行っている実態が記録されていない。住宅政策課では月額1万円、賞与時10万円の納付としていることや実際には、賞与時の増額した納付に滞納が発生していることを認識しているが、債権管理台帳にはそのような納付状況が反映されていない。滞納債権の重要な情報が適時適切に伝達されない危険性がある。

#### 【結果】

住宅政策課が作成している債権管理台帳には、実際に分割納付を実施している事実やその履行状況について、適時適切に記録し、適正な債権管理に努められたい。

### ③ 不法占拠に伴う損害賠償金に係る債権管理について

#### ア. 不法占拠に伴う損害賠償金に係る債権管理について（指 摘）【住宅政策課】

##### 【現状・問題点】

不法占拠に伴う損害賠償金の未収債権は、平成 28 年度末現在、3 件で 516,150 円の残高であった。それらの債権管理台帳を閲覧すると、債権管理台帳そのものには簡略した分納合意書の内容等が記載され、履行状況等の詳細は別様式に記録されていた。

また、3 件のうちの 2 件については、退去日が平成 27 年 3 月と 5 月であるが、不法占拠に伴う損害賠償金の請求書の日付が共に平成 29 年 6 月 6 日であり、督促状の日付が平成 29 年 7 月 7 日、その後の催告書の日付は 8 月 17 日であった。

損害賠償金の請求書と督促状との違いが不明であり、また、会計上の調定行為は既に平成 27 年度に行われている。財務規則によると、歳入徴収者は、歳入を収入しようとするときは、調定票により調定しなければならいとし（財務規則第 28 条）、歳入の調定をしたときは納入通知書により納入義務者に通知しなければならない（同規則第 33 条）としている。

また、督促については遅滞なく行わなければならない、催告も合理的な期間に実施しなければ債権の保全が困難になる。

不法占拠により発生した損害賠償金の調定と納入通知を発送しても納付されない場合に、上記のように、調定行為と請求行為の時期の期間の乖離が大きく、不適切な会計処理であったものと考えられる。

##### 【結果】

不法占拠に伴う損害賠償金の債権を確保するためにも、財務規則に基づいた調定及び納入通知書の送付の手續を遵守し、納付がなされない場合には速やかに督促を行い、催告を行われない。そのためには財務規則の規定の周知徹底に努められたい。

#### イ. 不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権の調定漏れについて（指 摘）【住宅政策課】

##### 【現状・問題点】

不法占拠に伴う損害賠償金の請求事務手続きと共に発生した残置物の処分費用について、債務者等に請求を行っているが、その債権について、正式な会計処理を行わずに実施しており、歳入調定及び納入通知の送付が漏れている。この案件は 2 件あり、平成 28 年 6 月 20 日付けでそれぞれの債務者に送付した「残置物処分請求書」（市長名・公印押印での請求）が存在する。

1 件は、216,000 円であり、もう 1 件は 39,960 円である。いずれも監査実施時点では未納であった。この債権は債務者が行うべき残置物の撤去を市が代わりに行ったものであり、

その費用が客観的に確定されるものと考えられるため、事実上、市に帰属する債権であると考えられる。現状では、平成 28 年からの簿外債権として法的にも会計的にも、不適切な状態にある債権であると考えられる。

**【結果】**

調定行為も実施せずに債権の請求行為を市長名で行うことは重大な財務規則違反であると考えられるため、既に送付している 2 件の「残置物処分請求書」（平成 28 年 6 月 20 日付）の債権の実在性を早急に精査し、市としての正当な債権であることが確認されたうえで、財務規則に基づく調定を行い、債務者へ納入通知書を送付する手続きを遅滞なく進められたい。

## 9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について [債権番号：309]

### (1) 概 要

#### ① 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権の基本情報について

柏市高等学校等入学準備金貸付金は、「柏市高等学校等入学準備金貸付条例」（以下「入学準備金条例」という。）に則り、等しく教育を受ける機会を与える目的で、高等学校等へ進学しようとする者の保護者で、入学に必要な準備金の調達が困難な者に対する資金の貸し付けであり、その基本的な情報は、次のとおりである。なお、入学準備金条例は、平成19年度に廃止されており、平成20年度以降、新たな貸し付けは行われていない。

#### ア. 債権名称

柏市高等学校等入学準備金貸付金

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権（民法587条）

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

学校教育課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

民法、地方自治法、地方自治法施行令、柏市高等学校等入学準備金貸付条例、柏市高等学校等入学準備金貸付条例施行規則、柏市財務規則、柏市債権管理条例、柏市債権管理条例施行規則、私債権等管理の手引

#### オ. 債権管理システム等

紙台帳で管理し、電子システムによる管理は行っていない。

カ. 債権管理上のリスク等

柏市高等学校等入学準備金貸付金の債権管理上のリスクについて、学校教育課では次のとおり考えている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。

キ. 債権の管理目標

柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権を管理する目標として、学校教育課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性
- iii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

② 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権の決算情報等について

柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【柏市高等学校等入学準備金貸付金債権（収入未済債権）決算データの推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	494,000	388,000	311,000	63.0%	80.2%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	494,000	388,000	311,000	63.0%	80.2%
調定額	4,720,000	3,590,000	3,225,000	68.3%	89.8%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	4,720,000	3,590,000	3,225,000	68.3%	89.8%
収入済額	1,130,000	365,000	275,000	24.3%	75.3%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	1,130,000	365,000	275,000	24.3%	75.3%
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	3,590,000	3,225,000	2,950,000	82.2%	91.5%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	3,590,000	3,225,000	2,950,000	82.2%	91.5%
収納率	23.9%	10.2%	8.5%	-15.4%	-1.6%
現年課税・賦課分	-	-	-	-	-
滞納繰越分	23.9%	10.2%	8.5%	-15.4%	-1.6%
予算現額 - 収入済額	△ 636,000	23,000	36,000	-5.7%	156.5%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	△ 636,000	23,000	36,000	-5.7%	156.5%

【柏市高等学校等入学準備金貸付金債権（収入未済債権）滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	16	100.0%	3,225,000	100.0%
合計	16	100.0%	3,225,000	100.0%

平成 28 年度における滞納件数は 16 件（うち 2 件については債務者が重複）であり、うち 6 件については新たな償還計画に基づき償還を行っている（更に、平成 29 年度に見直したもの：2 件）。なお、平成 20 年度以降、新たな貸し付けは行っていない。

### ③ 貸付の内容について

貸付額は、国公立の高等学校及び専修学校の場合は 5 万円以内、私立の高等学校及び専修学校の場合は 40 万円以内である（入学準備金条例第 4 条）。

貸付を受けた保護者は、所定の修学期間が終了した日の属する月の翌月以後、3 年以内に借用総額を年賦、半年賦又は月賦の方法で償還しなければならない（入学準備金条例第 9 条 1 項）。入学準備金条例は平成 19 年度で廃止されており、平成 25 年までに全ての貸付金について、償還期限が経過している。

## （2）手 続

柏市高等学校等入学準備金債務者一覧、柏市高等学校等入学準備金貸付申請書、柏市高等学校等入学準備金貸付借用証書、納入通知書（領収証書）、再催告書、交渉履歴、面談記録、柏市高等学校等入学準備金貸付金償還計画確約書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## （3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

## ① 償還計画の見直しについて（指 摘）【学校教育課】

### 【現状・問題点】

平成 28 年度の滞納件数 16 件のうち 7 件については、当初の償還計画を見直した上で、新たな償還計画に基づき償還を行っている。当該 7 件の債務者は、学校教育課へ「柏市高等学校等入学準備金貸付金償還計画確約書」を提出し、学校教育部長の決裁を経た上で、新たな償還計画に基づき償還を開始している。

他方で、平成 28 年度までに償還計画の見直しを行っていない 9 件のうち 4 件においても、学校教育課からの催告に対して、債務者が分割払いの申し入れを行った場合、学校教育課において、債務者から「柏市高等学校等入学準備金貸付金償還計画確約書」の提出を受けず、また、学校教育部長の決裁も得ることなく、債務者の分割払い申し入れを了承している。

債務者からの分割払いの申し出があった場合、履行延期の特約の手続（地方自治法施行令第 171 条の 6）を採る必要があり、上記 7 件のように学校教育部長の決裁を得ることが必要となる。したがって、上記 4 件において、学校教育部長の決裁を経ることなく、学校教育課で債務者の分割払い申し入れを了承していることについては改善する必要がある。

### 【結果】

地方自治法施行令第 171 条の 6 に則り、履行延期の特約の手続を採られたい。

## ② 償還計画の見直し内容について（意 見）【学校教育課】

### 【現状・問題点】

平成 28 年度の滞納件数 16 件のうち 7 件については当初の償還計画を見直した上で、新たな償還計画に基づき償還を行っているものの、うち 6 件については新たな償還計画においても滞納が生じている。

償還計画の見直しの際には、履行延期の特約の手続が必要であるが、上記①に記載のとおり、履行延期の特約の手続に必要な法令上の要件を十分に満たしていない。履行延期の特約の手続を採る場合には、債務者の資力の状況に応じて、履行可能な償還計画を立てる必要がある。

償還計画を立てる際及び見直す際には、債務者から、課税証明書等の収入又は所得が記載された書類の提出を受けるか、または償還計画が終了するまでの間、市民税課等市役所の他の課で把握することができる情報について閲覧・利用することについて承諾を得ることで収入を把握している。他方で、各回の納付額については、債務者からの申し出のあった金額を基準に決定しており、債務者の支出の状況を必ずしも正確に把握することができていないことから、債務者が履行困難な金額を申し出ている場合、それに基づいた償還計画が設定される可能性がある。

**【結果】**

今後、償還計画の見直しを行う場合には、履行延期の特約の手續に則り、債務者の支出状況の把握も含め、債務者の資力に応じた履行可能な返済計画を立てるよう要望する。

**③ 期限の利益喪失条項について（意見）【学校教育課】**

**【現状・問題点】**

平成 24 年度以降に当初の償還計画を見直した 6 件のうち 4 件については、償還計画の見直し後の分割払いによる最終償還期限が平成 30 年度または平成 31 年度に設定されており、分割金の滞納による期限の利益の喪失に関する約定もないため、履行の遅滞が生じている 3 件については、現段階で、残元本全額は請求できない状況にある。

**【結果】**

今後、新たに履行延期の特約を行う際には、期限の利益喪失条項を入れるよう要望する。

**④ 保証人への請求について（意見）【学校教育課】**

**【現状・問題点】**

柏市高等学校等入学準備金貸付金の貸し付けを受ける際には、債務者は、保証人を立てることが必要であり、柏市と保証人との間で、保証契約が締結されている。

柏市では、債務者が滞納した場合に保証人に対して請求していないケースが散見され、上記 16 件の滞納案件において、4 件のみ保証人に対して通知を行っている。

**【結果】**

地方自治法施行令第 171 条の 2 に則り、速やかに保証人に請求するよう要望する。

**⑤ 相続人への請求について（意見）【学校教育課】**

**【現状・問題点】**

債務者や保証人が死亡した場合に、相続人に対して請求を行っておらず、相続人調査も行っていない。債務者や保証人が死亡した場合、金銭債務は相続人の法定相続分に従って、相続人に相続されることになり、以後は相続人が債務者になる。

**【結果】**

速やかに相続人調査を行い、相続人に請求するよう要望する。

## ⑥ 遅延損害金の徴収について（指 摘）【学校教育課】

### 【現状・問題点】

債務者や保証人が履行期限までに返済を行わなかった場合に、遅延損害金を請求していない。柏市高等学校等入学準備金貸付条例には、遅延損害金の定めはないものの、柏市高等学校等入学準備金貸付金は、私債権であり、民法第 404 条、同第 415 条、同第 419 条により約定がない場合でも、年 5 分の割合による遅延損害金が自動的に発生する。

### 【結果】

履行期限までに返済を行わなかった債務者に対して、遅延損害金を計算の上で、請求されたい。

なお、確定した遅延損害金の調定及び請求の遡及については、総括的意見（第 3Ⅱ）に次のとおり記載している（34 頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定遅延損害金に関する調定行為や請求の実施は、少なくとも今後発生する確定遅延損害金に対する措置であるとすることもやむを得ないものとする。

この見解を参考にして、所管課としての責任を踏まえた判断を行われたい。

## ⑦ 生活保護費受給者からの回収について（意 見）【学校教育課】

### 【現状・問題点】

柏市高等学校等入学準備金貸付金の債務者が、生活保護を受給している場合においても、生活保護費を原資として返済を受け付けているものが存在する。この案件は他市へ転出した債務者が、転出後生活保護費を受給するようになり、自らの申し出により返済をするようになった案件である。

しかし、本来、生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている（生活保護法第 1 条）。したがって、生活保護費は、最低限度の生活を維持するための費用であり、借り入れに対する返済を予定して支給されているものではなく、上記のような特別な事情があったにせよ生活保護費から返済を受け付けることは、最低限度の生活を侵害し、自立を妨げるおそれが生じ得る。

### 【結果】

生活保護費受給者からの返済を受け付けるか否かについて、本人が申し出た返済額や返済期間等に無理はないか、当該生活保護費受給者から返済を受けることに合理性があるか

等を判断する際の基準を設定することを要望する。

#### ⑧ 督促状の指定期限について（指 摘）【学校教育課】

##### 【現状・問題点】

約定の納期限までに支払いがない債務者に対し、督促状を送付している。柏市財務規則第43条第2項は「督促状には、督促状発付の日から起算して10日を経過した日(その日が指定金融機関等の営業日でない日に当たる場合にあつては、その日後において最も近い指定金融機関等の営業日)を履行期限として指定しなければならない。」と規定している。しかし、例えば、平成26年8月5日に発付した督促状の履行期限の記載が同年月18日、平成29年3月14日に発付した督促状の履行期限の記載が同年月31日であり、いずれも発付の日から起算して15日前後の日付が履行期限として記載されていた。

##### 【結果】

今後、債務者及び保証人に対し、督促状の発付が必要になった場合には、柏市財務規則第43条第2項の規定に従った履行期限を記載されたい。

#### ⑨ 法的手続の実施について（意 見）【学校教育課】

##### 【現状・問題点】

債権管理室による法的手続は進んではいるものの、滞納している全件ではない。滞納している16件のうち、1件については既に消滅時効が完成している可能性が高く、2件については一度消滅時効が完成し、その後に債務者から時効の利益が放棄されているものの、保証人に対しては消滅時効が完成している。

債務者に滞納が生じた後、速やかに地方自治法施行令第171条の2に則り、訴訟手続による債務名義の取得等の法的手続を実施していれば、消滅時効の完成を遅らせることが可能であった。

##### 【結果】

今後、滞納している債務者に対して、債権管理室と協力し、速やかに法的手続を採るよう要望する。

10. 青少年センター清掃委託業者に対する債務不履行に基づく違約金に係る未収債権について  
[債権番号：310]

(1) 概 要

① 青少年センター清掃委託業者に対する債務不履行に基づく違約金に係る未収債権について

市は柏市青少年センター清掃業務について市内の清掃業者との間で委託契約を締結していたが、委託契約期間中に当該清掃業者が不渡りを理由に業務停止となったことから、上記委託契約を解除した。当該違約金に係る未収債権は、この委託契約を解除したことによって生じた、債務不履行に基づく損害賠償請求権であり、予め委託契約で定められた額である。

その基本的な情報は、次のとおりである。

ア. 債権名称

青少年センター清掃委託業者の契約不履行による違約金

イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権（民法第415条、同第420条）

ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

生涯学習課

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

民法、地方自治法、柏市債権管理条例、柏市債権管理条例施行規則

オ. 債権管理システム等

紙台帳で管理し、電子システムによる管理は行っていない。

カ. 債権管理上のリスク等

青少年センター清掃委託業者の契約不履行による違約金の債権管理上のリスクについて、生涯学習課では次のとおり考えている。

- i 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。

キ. 債権の管理目標

青少年センター清掃委託業者の契約不履行による違約金に係る未収債権を管理する目標として、生涯学習課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権の網羅的な管理
- iii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

② 青少年センター清掃委託業者における契約不履行による違約金の決算情報等について

青少年センター清掃委託業者における契約不履行による違約金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【債務不履行に基づく損害賠償請求債権（収入未済債権）決算データの推移】（単位：円）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	155,400	155,400	155,400	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	155,400	155,400	155,400	100.0%	100.0%
調定額	155,400	155,400	155,400	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	155,400	155,400	155,400	100.0%	100.0%
収入済額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	155,400	155,400	155,400	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	155,400	155,400	155,400	100.0%	100.0%
収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
予算現額 - 収入済額	155,400	155,400	155,400	100.0%	100.0%
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	155,400	155,400	155,400	100.0%	100.0%

【債務不履行に基づく損害賠償請求債権（収入未済債権）滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	1	100.0%	155,400	100.0%
合計	1	100.0%	155,400	100.0%

### ③ 債権発生経緯について

柏市は、平成16年4月1日付けで、柏市内の清掃業者Y社との間で、概ね以下の内容で、柏市青少年センターの清掃業務委託契約を締結し、業務委託契約書を作成した。

ア．業務委託期間 平成16年4月1日から同17年3月31日まで

イ．業務委託料 155万4000円

ウ．契約保証金 免除 エ．違約金 業務委託料の10分の1

Y社は、上記業務委託契約に基づき清掃業務を開始したものの、平成16年10月15日付けで、Y社の柏市に対する業務委託料債権が、租税の滞納を理由に柏税務署に差し押さえられ、その後、平成17年1月24日付けで2回目の不渡りを出し、柏市からの電話連絡にも応答しなくなった。そのため、柏市は、業務委託契約書第28条第1項第2号「その責めに帰すべき理由により、委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき」に該当するものとして、Y社に対し、平成17年1月28日付けの「業務委託契約の解除通知書」を送付し、同年2月3日付けで上記業務委託契約を解除した。その後、柏市は、Y社に対し、納期限を平成17年2月24日付けとして、業務委託契約書第29条第4項に基づく違約金155,400円の支払いを請求し、納入通知書を送付した。

### (2) 手 続

債権管理台帳、業務委託契約書、業務委託契約の解除通知書、納入通知書、督促状、現地調査報告書、徴収停止決議書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

### (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

## ① 時効管理について

### ア. 債権放棄手続について（指 摘）【生涯学習課】

#### 【現状・問題点】

Y社は、柏市からの違約金の請求に対し、納入通知書記載の納期限（平成17年2月24日）までに支払わなかった。そのため柏市は、Y社に対し、平成17年3月15日付けの督促状で、同年3月25日までに違約金を支払うよう督促したものの、Y社からの支払いはなかった。その後、市所管課は、毎年度、違約金についての調定は行うものの、Y社に対する催告を一切行わず、平成28年10月18日に、登記簿上のY社本店及び支店の現地調査に赴くまで、何らの対応を採らなかった。

Y社に対する契約不履行による違約金の消滅時効期間は10年であるところ、消滅時効の起算日は業務委託契約解除日の翌日である平成17年2月4日であり、その後、平成17年3月15日付けの督促状が同年同月17日にY社に到達していることから、地方自治法第236条第4項により、同日に時効が中断するため、再度の消滅時効の起算日は時効中断日の翌日である平成17年3月18日になる。

その後、消滅時効の中断が生じていないため、再度の消滅時効の起算日から10年後の平成27年3月17日の経過をもって、柏市のY社に対する契約不履行による違約金の消滅時効は完成している。

なお、平成28年10月18日の現地調査においては、Y社の実態は確認できず、Y社は登記のみが存在し、活動していない可能性が高い。

#### 【結果】

Y社の財産を確認することはできず、回収に向けた手続を採っても回収可能性は極めて低い。他方で、違約金は私債権であるため、債務者による消滅時効の援用がなければ、債権は時効消滅しない。この点、Y社の実態は既に存在しておらず、今後、Y社による消滅時効の援用の可能性は極めて低い。

したがって、柏市債権管理条例第8条第1項第1号「当該市の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき。」に該当するものとして、債権放棄手続を採らるたい。

なお、市所管課では、柏市債権管理条例第8条第1項第2号により、監査期間（平成29年12月7日）において債権放棄手続を行っている。

### イ. 不納欠損処理について（指 摘）【生涯学習課】

#### 【現状・問題点】

市所管課では、平成28年10月18日の現地調査の結果を受けて、Y社に対する契約不

履行による違約金について、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 1 号「法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなき、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき」に該当するとして、平成 28 年 11 月 14 日付で徴収停止処分を行った。

その上で、柏市債権管理条例第 8 条第 1 項第 2 号、柏市債権管理条例施行規則第 4 条により、徴収停止処分から 1 年を経過した後に、債権放棄手続を採る予定であるということである。

しかし、上記ア. で記載したように、Y 社に対する契約不履行による違約金については、平成 27 年 3 月 17 日の経過により消滅時効が完成しており、Y 社の活動実態もないことから、徴収停止処分時には既に柏市債権管理条例第 8 条第 1 項第 1 号により債権放棄手続を採ることが可能であった。

本来、徴収停止処分の効果は、地方自治法施行令第 171 条の 2 の訴訟提起や強制執行を採る義務の免除であり、消滅時効完成後に採られることは想定されていない。

#### 【結果】

上記アで記載したとおり、柏市債権管理条例第 8 条第 1 項第 1 号を理由に債権放棄手続を採った上で、不納欠損処理をされたい。

なお、市所管課では、監査期間（平成 30 年 1 月 19 日）に不納欠損処理を行っている。

## ② 管理体制について（意見）【生涯学習課】

### 【現状・問題点】

市所管課では、Y 社に対し、督促状を送付した以降、消滅時効完成までに何らの手続を採っていない。本来であれば、Y 社に対し、地方自治法施行令第 171 条の 2 に則り、訴訟提起及び強制執行の申立てを行うか、徴収停止手続を採るべきであった。なお、Y 社の支店で、Y 社の代表取締役が所有していた土地・建物については、平成 20 年 11 月 14 日に不動産競売手続による売却が完了していることから、少なくとも平成 20 年末時点では Y 社の活動実態はなかったものと思われる。したがって、平成 21 年度には徴収停止を行うことが可能であったと考えられる。

一方、毎年度調定を行い、債権の存在を認識しながら、徴収停止を含む何らの法的措置を講じず、消滅時効期間の到来を迎えている。市所管課において、滞納債権の処理方法に対する理解が不足していたものと考えられる。

### 【結果】

市所管課において、今後、新たに債権が発生した場合には、定期的に債権の処理状況を確認し、債権管理室と協力の上、然るべき法的措置を採るよう要望する。

11. 市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権について [債権番号：311]

(1) 概 要

① 市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権の基本情報について

市場施設使用料に係る未収債権については、柏市公設総合地方卸売市場（以下「市場」という。）の施設を使用する利用者から徴収する市場施設使用料に係る債権である。

市場施設使用料は、柏市公設総合地方卸売市場業務条例第 64 条第 1 項及び同条例施行規則第 73 条第 1 項に定められており、詳細は以下に示す【市場施設使用料の一覧】のとおりである。なお、市場施設使用料の徴収方法は、当月分を翌月 15 日に納期期日とすると規定されている（同条例施行規則第 74 条第 1 項）。

【市場施設使用料の一覧】

種 別		金 額	
卸売業者売場		1 m <sup>2</sup> につき月額	324 円 (市長が指定する施設にあつては 1 m <sup>2</sup> につき月額 194 円)
仲卸売業者売場		1 m <sup>2</sup> につき月額	1,512 円 (市長が指定する施設にあつては 1 m <sup>2</sup> につき月額 982 円)
買荷保管所		1 m <sup>2</sup> につき月額	194 円
業者事務所		1 m <sup>2</sup> につき月額	1,166 円 (市長が指定する施設にあつては 1 m <sup>2</sup> につき月額 713 円)
荷受事務所		1 m <sup>2</sup> につき月額	821 円
業者詰所		1 m <sup>2</sup> につき月額	324 円 (市長が指定する施設にあつては 1 m <sup>2</sup> につき月額 216 円)
バナナ発酵室		1 m <sup>2</sup> につき月額	1,944 円
水産加工室		1 m <sup>2</sup> につき月額	1,296 円
冷蔵庫		1 m <sup>2</sup> につき月額	1,925 円
保冷库		1 m <sup>2</sup> につき月額	1,080 円
倉庫	一般倉庫	1 m <sup>2</sup> につき月額	756 円
	仮設倉庫	1 m <sup>2</sup> につき月額	497 円
付属営業人 店舗	一般食品売場	一般食品売場にあつては 1 m <sup>2</sup> につき月額	1,512 円
		(2 階のうち、倉庫の部分にあつては 1 m <sup>2</sup> につき 1,361 円) 仮設一般食品売場にあつては 1 m <sup>2</sup> につき月額	982 円
	サービス店舗	1 m <sup>2</sup> につき月額	1,080 円
土地		1 m <sup>2</sup> につき月額	43 円

会議室	4時間につき	216円
業者専用駐車場	1区画につき月額	2,700円

電気料立替金に係る未収債権については、市は、市場に係る全ての電気料を一括して東京電力に支払っており、市が立替えて支払った電気料のうち各事業者の事業活動により生じた電気料について各事業者に請求した債権である。事業者が使用した電気量は、各事業者別に個別に設置された電力量計によって前月の21日から当月の20日までの使用量を検針し把握されている。電気料立替金は、市場施設使用料の請求と併せて各事業者に対して毎月請求している。

なお、市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権は、市場の仲卸業者及び附属営業人に係るものであり、卸売業者に係る未収債権はない。

その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

市場施設使用料及び電気料立替金

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

市場施設使用料：私債権（柏市の従来からの立場）

電気料立替金：私債権（民法第404条、第419条）

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

公設市場（賦課・徴収・未収管理部門は同一部門）

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

柏市公設総合地方卸売市場業務条例、柏市公設総合地方卸売市場業務条例施行規則、柏市債権管理条例、滞納整理マニュアル

#### オ. 債権管理システム等

電子システムによる「市場システム」より管理している。

カ. 債権管理上のリスク等

市場施設使用料及び電気料立替金の未収債権を管理するうえで、考慮しなければならないリスクとして、公設市場が考える項目は次のとおりである。

- i 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となるリスクがある。

キ. 債権の管理目標

市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権を管理する目標として、公設市場では次のとおり考えている。

- i 債権金額、件数等の管理における正確性
- ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性
- ii 債権の決算書及び各種資料（公表・非公表）上での表示の妥当性

② 市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権の決算情報等について

市場施設使用料に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【市場施設使用料の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	266,606,000	253,868,000	249,378,000	93.5%	98.2%
現年課税・賦課分	261,506,000	250,168,000	248,548,000	95.0%	99.4%
滞納繰越分	5,100,000	3,700,000	830,000	16.3%	22.4%
調定額	278,307,627	264,983,573	264,358,614	95.0%	99.8%
現年課税・賦課分	255,567,592	249,969,170	254,463,060	99.6%	101.8%
滞納繰越分	22,740,035	15,014,403	9,895,554	43.5%	65.9%
収入済額	259,235,308	254,970,491	255,121,395	98.4%	100.1%
現年課税・賦課分	252,721,792	249,586,634	253,845,659	100.4%	101.7%
滞納繰越分	6,513,516	5,383,857	1,275,736	19.6%	23.7%
不納欠損額	4,057,916	117,528	0	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	159,590	0	0	0.0%	-
滞納繰越分	3,898,326	117,528	0	0.0%	0.0%
収入未済額	15,014,403	9,895,554	9,237,219	61.5%	93.3%
現年課税・賦課分	2,686,210	382,536	617,401	23.0%	161.4%
滞納繰越分	12,328,193	9,513,018	8,619,818	69.9%	90.6%
収納率	93.1%	96.2%	96.5%	3.4%	0.3%
現年課税・賦課分	98.9%	99.8%	99.8%	0.9%	-0.1%
滞納繰越分	28.6%	35.9%	12.9%	-15.8%	-23.0%
予算現額 - 収入済額	7,370,692	△ 1,102,491	△ 5,743,395	-77.9%	520.9%
現年課税・賦課分	8,784,208	581,366	△ 5,297,659	-60.3%	-911.2%
滞納繰越分	△ 1,413,516	△ 1,683,857	△ 445,736	31.5%	26.5%

平成 28 年度における市場施設使用料の調定額合計は 2 億 6,436 万円、収納率は 96.5% であり、その結果、収入未済額は 924 万円であった。また、収納率は、現年度分が 99.8%、滞納繰越分が 12.9%であった。これらの収納率のうち、現年度分は、平成 26 年度は 98.9%、平成 27 年度は 99.8%と、高い水準で推移している。一方、平成 28 年度の滞納繰越分の収納率は 12.9%と、平成 26 年度 28.6%、平成 27 年度 35.9%のいずれと比較しても低い値であり、収納率は悪化している。後述するが、5 年超市場施設使用料を滞納している 2 事業者の影響により収納率が悪化している。

【市場施設使用料の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
現年課税・賦課分	3	33.3%	617,401	6.7%
1年超～2年以内	1	11.1%	155,520	1.7%
2年超～3年以内	1	11.1%	155,520	1.7%
3年超～4年以内	1	11.1%	456,213	4.9%
4年超～5年以内	1	11.1%	456,750	4.9%
5年超	2	22.2%	7,395,815	80.1%
合 計	9	100.0%	9,237,219	100.0%

平成 28 年度末における市場施設使用料の滞納件数は 9 件、滞納している収入未済額合計は 924 万円であった。市場施設使用料の未納債権について、各事業者別の滞納額及び事業者の概要は次のとおりである。

【平成 28 年度 市場施設使用料の未収債権の各事業者別の内訳】 (単位:円)

事業者名	業 種	事業等の状況	滞納額
A	付属営業人	廃業	6,942,012
B	付属営業人	営業継続中	1,026,453
C	仲卸業者	廃業	910,553
D	付属営業人	営業継続中	325,283
E	仲卸業者	破産開始決定	32,918
合 計			9,237,219

注 1: Aは平成 25 年度に営業許可の取消処分となり平成 28 年度に徴収停止を決定している。

注 2: Cは平成 23 年度に廃業したが、以後、代表者が市場施設使用料の滞納額を分納により納付している。

また、市場施設使用料について、各事業者別の滞納年齢別の滞納額は次のとおりである。

【市場施設使用料の事業者別、滞納年齢別滞納額内訳表】 (単位:円)

事業者名	H23 以前	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	合 計
	5 年超	4～5 年以内	3～4 年以内	2～3 年以内	1～2 年以内	0～1 年以内	
A	6,485,262	456,750	—	—	—	—	6,942,012
B	—	—	456,213	155,520	155,520	259,200	1,026,453
C	910,553	—	—	—	—	—	910,553
D	—	—	—	—	—	325,283	325,283
E	—	—	—	—	—	32,918	32,918
合計	7,395,815	456,750	456,213	155,520	155,520	617,401	9,237,219

電気料立替金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。なお、違約金に係る金額は含まれていない。

【電気料立替金の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	137,641,000	132,299,000	125,388,000	91.1%	94.8%
現年課税・賦課分	136,515,000	132,199,000	125,388,000	91.8%	94.8%
滞納繰越分	1,126,000	100,000	0	0.0%	0.0%
調定額	130,244,986	110,171,423	92,776,730	71.2%	84.2%
現年課税・賦課分	126,323,926	108,670,316	91,168,994	72.2%	83.9%
滞納繰越分	3,921,060	1,501,107	1,607,736	41.0%	107.1%
収入済額	128,695,592	108,563,687	90,389,044	70.2%	83.3%
現年課税・賦課分	126,303,358	108,563,687	90,282,415	71.5%	83.2%
滞納繰越分	2,392,234	0	106,629	4.5%	—
不納欠損額	48,287	0	0	—	—
現年課税・賦課分	20,568	0	0	—	—
滞納繰越分	27,719	0	0	—	—
収入未済額	1,501,107	1,607,736	2,387,686	159.1%	148.5%
現年課税・賦課分	0	106,629	886,579	—	831.5%
滞納繰越分	1,501,107	1,501,107	1,501,107	100.0%	100.0%
収納率	98.8%	98.5%	97.4%	-1.4%	-1.1%
現年課税・賦課分	100.0%	99.9%	99.0%	-1.0%	-0.9%
滞納繰越分	61.0%	0.0%	6.6%	-54.4%	6.6%
予算現額 - 収入済額	8,945,408	23,735,313	34,998,956	391.3%	147.5%
現年課税・賦課分	10,211,642	23,635,313	35,105,585	343.8%	148.5%
滞納繰越分	△ 1,266,234	100,000	△ 106,629	8.4%	-106.6%

平成28年度における電気料立替金の調定額合計は9,278万円、収納率は97.4%であり、その結果、収入未済額は239万円であった。また、収納率は、現年度分が99.0%、滞納繰越分が6.6%であった。これらの収納率のうち、現年度分は、平成26年度は100.0%、平成27年度は99.9%と極めて高い水準で推移している。

一方、滞納繰越分の収納率について、平成 26 年度は 61.0%であったが、平成 27 年度は 0.0%、平成 28 年度は 6.6%と平成 27 年度から悪化している。平成 28 年度における電気料立替金は、平成 25 年度までの電気料立替金 150 万円を滞納している付属営業人 A と付属営業人 F により構成されている。そのうち、付属営業人 A については平成 25 年度以降に納付が全くないため、上記のとおり滞納繰越額の収納率は低くなっている。

【電気料立替金の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	1	25.0%	886,579	37.1%
1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	1	25.0%	27,174	1.1%
4年超～5年以内	1	25.0%	147,514	6.2%
5年超	1	25.0%	1,326,419	55.6%
合計	4	100.0%	2,387,686	100.0%

平成 28 年度末における電気料立替金の滞納件数は 4 件、滞納している収入未済額合計は 239 万円であった。電気料立替金の未納債権について、各事業者別の滞納額及び事業者の概要は次のとおりである。

【電気料立替金の未収債権の各事業者別の内訳】

(単位:円)

事業者名	区分	平成 28 年度末 事業等の状況	滞納額
A	付属営業人	廃業	1,501,107
F	付属営業人	営業継続中	886,579
合計			2,387,686

注 1: A は、市場施設使用料の未収債権の項で説明したとおり、平成 25 年度に営業許可の取消処分となり平成 28 年度に徴収停止を決定している。

注 2: F の電気料立替金の未納債権は、平成 29 年 3 月度分であり平成 29 年 6 月 1 日に全額納付されている。

また、電気料立替金について、各事業者別の滞納年齢別の滞納額は、次のとおりである。

【電気料立替金の事業者別、滞納年齢別滞納額内訳表】

(単位:円)

事業者名	H23 以前	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	合計
	5 年超	4～5 年以内	3～4 年以内	2～3 年以内	1～2 年以内	0～1 年以内	
A	1,326,419	147,514	27,174	—	—	—	1,501,107
F	—	—	—	—	—	886,579	886,579
合計	1,326,419	147,514	27,174	—	—	886,579	2,387,686

## (2) 手 続

市場施設使用料及び電気料立替金に係る督促状、催告書、分納誓約書、交渉内容等の報告書、保証金台帳、債権消込管理表、保証金追加預託通知書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 事業報告書について

#### ア. 事業報告書の入手の重要性について（意 見）【公設市場】

##### 【現状・問題点】

平成 28 年度における市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権について、卸売業者（全 3 事業者）から未収債権は発生しておらず、全 36 事業者の仲卸業者のうち 2 事業者（廃業者を含む。）から、また、全 54 事業者の付属営業人の 4 事業者から未収債権が発生している（事業者数は平成 29 年 4 月 1 日現在）。

市場は、全国の生産者等が供給する生鮮食料品及びその加工品並びに花きを迅速かつ効率的に集め、せりや相対売り等により適正な価格を形成し、市民に対し迅速かつ効率的に供給する役割がある。このような役割を果たすためには、生鮮食料品及びその加工品のせりや相対売り等に直接関与する卸売業者及び仲卸事業が業務を安定して継続的に行うことが不可欠である。

平成 28 年度における市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権は、概要にも記載したとおり、特定の仲卸業者及び付属営業人において発生している。仲卸業者は、生鮮食料品及びその加工品の流通に直接に関与することから、市は、仲卸業者の財務基盤の安定性及び収益性に問題が生じた後ではなく、その兆候の段階において把握し、市場が機能不全に陥る可能性を未然に防止できるような事前の対応が必要となる。そのためにも、市は、事業報告書を適時に入手する必要がある、入手した事業報告書、特に決算書類の内容の把握及び分析を行うことが重要であると考えます。

そこで、事業報告書の入手については、柏市公設総合地方卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）第 23 条において、仲卸業者は、毎事業年度末日現在において事業報告書を作成し、その日から起算して 90 日以内に市長に提出しなければならないと定めている。

仲卸業者を任意で抽出し調査を行ったところ、次の 2 事業者の事業報告書が期限内に提

出されていなかった。

【仲卸業者の事業報告書の提出状況】

事業者名	決算日	提出期限	実際の提出日		
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
G	2 月 28 日	5 月 30 日	8 月 13 日	7 月 9 日	6 月 14 日
H	3 月 31 日	6 月 29 日	8 月 18 日	8 月 19 日	6 月 21 日

この表に記載している仲卸業者Gについて、事業報告書の実際の提出時期は、平成 26 年度から平成 28 年度において全て提出期限を超過していた。また、仲卸業者Hの事業報告書の実際の提出時期は、平成 26 年度及び平成 27 年度において提出期限を超過していた。

このように事業報告書を期限内に提出できない理由としては、日常の業務が多忙等の理由で失念、事業報告書を作成、提出するための必要な人員及び費用等が確保されていないことが考えられる。市場は各卸売業者及び各仲卸業者に対して事業報告書の期限内提出の注意喚起を行っており、単純な失念による提出遅延の防止に努めている。しかし、仲卸業者が事業報告書の期日内提出するために必要な体制を構築していない場合には、注意喚起だけでは事業報告書の期限内提出が望めない。

また、業務条例第 19 条において、「市長は、仲卸業者のその業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは営業の許可を取消すものとする」と規定している。その資力信用は、毎月の市場施設使用料及び電気料立替金の納付状況、事業年度末後に提出を受ける事業報告書等に基づいて総合的に判断されるべきものである。事業報告書は、仲卸業者の資力信用の判断に際して重要な判断材料であり、法令等の遵守及び事業報告書の重要性を勘案すると、期限内に確実に事業報告書の提出を受ける必要がある。更に、事業報告書の提出遅れが常態化している仲卸業者に対しては、事業報告書の期限内提出の意義を再認識させ、期限内に提出できる体制の構築を指導する必要がある。

【結果】

事業報告書及び決算書類は仲卸業者の資力信用の判断に際して重要な判断材料であることから、仲卸業者の資力信用について遅滞なく審査が実施できるよう、事業報告書及び決算書類を期限内に入手するよう要望する。

イ. 事業報告書の添付資料の明確化について（意見）【公設市場】

【現状・問題点】

柏市公設総合地方卸売市場業務条例施行規則（以下「業務条例施行規則」という。）第 24 条において、仲卸業者の事業報告書に係る様式は別に定めるとされている。しかし、決算書類の記載内容を裏付ける資料の提出に関する定めがない。実務上、仲卸業者の中では、

事業報告書のほかに法人税確定申告書（控）、勘定科目内訳明細書、固定資産台帳等を提出しており、事業報告書以外の法人税確定申告書（控）等の資料提出を受けている事例がある。

決算書類の信頼性を補完するために、法人税確定申告書（控）等の課税当局に対する提出資料を入手する必要がある、決算書類との突合わせや勘定科目内訳明細書等の各種内訳資料を分析し、決算書類の詳細な内容を把握する仕組みを構築する必要がある。

#### 【結果】

事業報告書の提出に際して、リスクのある仲卸業者については法人税確定申告書（控）及び勘定科目内訳明細書及び固定資産台帳等の提出を依頼し、正確な情報に基づいた資力信用に関する判断に努められるよう要望する。

### ウ. 事業報告書の内容検討の重要性について（意見）【公設市場】

#### 【現状・問題点】

仲卸業者の資力信用の判断に際しては、決算書類、すなわち、貸借対照表により表示される財政状態及び損益計算書により表示される経営成績だけでなく、資金の動きも踏まえて検討する必要がある。例えば、損益計算書の税引前当期純利益又は経常利益の金額に実際には資金の支出が伴わない費用である減価償却費を加算することで、借入金の返済原資となる資金の額が算出可能となる。この金額から、毎月の借入金返済額を控除すると、経常経費に対する支払余力を把握することが可能である。このような分析に基づき、仲卸業者が事業を継続的に安定して営めるのか否か、また、市場施設使用料等を支払うことができるかどうかを検討することができるものと考えられる。

しかし、市は、決算書全般に対する知識不足を原因として、事業報告書に添付されている決算書類の内容の把握及び分析を行っていない。決算書類の内容の把握及び分析は、仲卸業者が業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を十分に有しているかについて審査する意味でも重要であり、その仕組みを構築する必要がある。

以下では、決算書類の分析を行うに際して行われる財務分析の代表的な指標について意見を述べることとする。

財務分析を行うためには、貸借対照表及び損益計算書から特定の数字を抽出し、相互の関係を指数として数値化し、異常な増減を明らかにしていく必要がある。財務分析には、安全性分析の指標、収益性分析の指標、効率性分析の指標等がある。

まず、安全性分析の指標には、自己資本比率、流動比率、当座比率、手元流動性比率がある。このうち手元流動性比率は当面の資金繰り状況を示す指標である。手元流動性比率は、現金、預金及び短期所有の有価証券の合計額を売上高で除したもので、手元資金が売上高に対して何か月又は何日分あるかを示す指標である。例えば、平成 27 年度の全卸売業における手元流動性は、約 1.18 か月（出典：「法人企業統計（年次別調査）」平成 27 年

度 財務省財務総合政策研究所（以下「法人企業統計」という。））であった。これに対して、仲卸業者は市場内部の事業者という特性を踏まえると、東京都中央卸売市場の仲卸業者の財務分析の指標が参考となる。

東京都中央卸売市場の仲卸業者の手元流動性比率は、平成 27 年度では、青果部が 23.68 日（以下、月を単位として換算した手元流動性比率を参考数値として括弧にて示す：約 0.78 か月）、水産物部は 22.21 日（約 0.73 か月）、花き部は 22.88 日（約 0.75 か月）（出典：『仲卸業者の経営状況』平成 29 年 3 月 東京都中央卸売市場業務部業務課、（以下「仲卸業者の経営状況」という。））であった。市場では、生鮮食料品等を迅速にかつ効率的に取引を行っており、仲卸業者の代金決済までの期間も比較的短期間に設定されているため、法人企業統計の卸売業者の手元流動性比率よりも市場の仲卸業者のそれは低い値となっている。なお、「仲卸業者の経営状況」における手元流動性比率は、分子に現金及び預金のみを簡便な方法を採用している。

自己資本比率は返済の必要のない自己資本が総資産に占める割合を示しており、その値が高ければ高いほど倒産の危険性が低いことを意味している。流動比率は、流動資産の流動負債に対する割合を示しており、一般的には 200%が理想とされているが少なくとも 100%を超えている必要がある。流動比率よりも、より厳密な安全性の指標として当座比率があり一般的には 100%以上が望ましいとされている。

また、安全性分析の指標には、損益計算書の財務数値を用いたインタレスト・カバレッジ・レシオがある。インタレスト・カバレッジ・レシオは、金融費用の支払能力を判断する指標であり、10 倍以上が理想的とされ、1 倍の場合には営業利益と支払利息とが同額となっており利息だけの資金しか得られていない状況を意味している。インタレスト・カバレッジ・レシオが 1 倍を下回る場合には、借入金の返済だけでなく利息の支払いすら滞っている状態を意味しているため、早期の対応が求められる。

「仲卸業者の経営状況」には当座比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオの指標は記載されていないが、仲卸業者の財務諸表数値により求めることができる。手元流動性比率以外の各種の指標についても東京都中央卸売市場の仲卸業者の指標が示されており、これらを参考として柏市における仲卸業者の安全性について、同様に、年度推移等の値を比較分析し、経営状況を検討することができるため、運用上、これらの指標を採用することが期待される。

次に、収益性分析及び効率性分析について、その基本となるものが次の計算式となる。

$$\left( \text{資産利益率} = \frac{\text{利益}}{\text{資産}} \right) = \left( \text{資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{資産}} \right) \times \left( \text{売上高利益率} = \frac{\text{利益}}{\text{売上高}} \right)$$

資産利益率は、投下した資産と得られた利益との関連性を示す指標であり、この資産利益率の計算式に売上高を加えることで、資産回転率と売上高利益率とが求められる。資産利益率を改善するには、資産回転率を高めるか、売上高利益率を高めることが必要になる。なお、資産には総資産や純資産等が、利益には売上総利益の他に、営業利益、経常利益、

当期純利益等が用いられることもある。

すなわち、収益性分析の指標としては、投下した総資産に対してどれだけの利益を獲得したかを表す総資本経常利益率、粗利率を示す売上総利益率、本業の営業で獲得した利益率を示す売上高営業利益率、財務活動等を含めた経営活動を表す売上高経常利益率がある。

また、効率性分析の指標としては、総資本回転率及び売掛債権回転期間、買掛債務回転期間、棚卸資産回転期間（商品回転日数）がある。それらのうち、総資本回転率は、その値が高いほど総資本が効率的に使用されていることを示している。また、各種の回転期間は、売掛債権及び商品が現金化されるまでの期間又は買掛債務が現金支出されるまでの期間を示している。売掛債権回転期間及び棚卸資産回転期間は短いほど早期に現金として回収されていることを示し、買掛債務回転期間が長いほど運転資金に余裕を生じることを意味している。

こうした収益性分析の指標及び効率性分析の指標についても「仲卸業者の経営分析」を参考に年度推移等の比較分析を行うことで、仲卸業者の特性を踏まえた判断が可能となる。

これらの説明を踏まえて、財務分析の指標の計算式を示すと次のとおりである。なお、計算式は「仲卸業者の経営状況」の算式であり、青果部、水産物部、花き部の指標は東京都中央卸売市場が管轄する全ての市場における平成 27 年度の平均値を参考までに表記している。

【安全性分析の指標】

指 標		計算式	青果部	水産物部	花き部
手元流動性比率	日	$\frac{\text{現金預金}}{\text{売上高}} \times 365$	23.68	22.21	22.88
流動比率	%	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	191.82	153.82	159.38
当座比率 <sup>注1</sup>	%	$\frac{\text{当座資産}^{\text{注2}}}{\text{流動負債}} \times 100$	168.74	117.91	148.61
自己資本比率	%	$\frac{\text{自己資本（資本金+内部留保）}}{\text{総資本}} \times 100$	38.74	15.56	22.33
インタレスト・カバレッジ・レシオ <sup>注1</sup>	倍	$\frac{\text{営業利益+受取利息+受取配当金}}{\text{支払利息+割引料}}$	6.88	1.34	2.62

注1：当座比率とインタレスト・カバレッジ・レシオは、「仲卸業者の経営状況」の仲卸業者財務諸表の数値から算出している。

注2：当座資産は、一般的には現金預金、受取手形、売掛金及び有価証券の合計額であるが、青果部、水産物部、花き部の各指標の算出に際しては、現金預金及び売掛債権を当座資産としている。

【収益性分析の指標】

指 標		計算式	青果部	水産物部	花き部
総資本 経常利益率	%	$\frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$	6.18	2.24	1.62
売上総利益率	%	$\frac{\text{売上総利益}}{\text{売上高}} \times 100$	12.27	14.30	17.01
売上高 営業利益率	%	$\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100$	0.89	0.22	0.56
売上高 経常利益率	%	$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$	1.06	0.60	0.42

【効率性分析の指標】

指 標		計算式	青果部	水産物部	花き部
総資本回転率	回	$\frac{\text{売上高}}{\text{総資本}}$	5.82	3.71	3.83
売掛債権 回転期間	日	$\frac{\text{売掛金} + \text{受取手形}}{\text{売上高}} \times 365$	15.90	28.19	40.51
買掛債務 回転期間	日	$\frac{\text{買掛金} + \text{支払手形}}{\text{売上高}} \times 365$	10.61	17.00	30.55
商品回転日数	日	$\frac{\text{期末在庫商品}}{\text{売上原価}} \times 365$	1.97	7.05	1.04

【結果】

事業報告書だけでなく、その根拠資料を入手することにより、仲卸業者の実態を把握することができることから、上記で示した財務指標分析の手法を参考として、より効率的、効果的に決算書の分析及び支払能力の査定を実施されるよう要望する。

② 市場施設使用料等に係る遅延損害金の徴収について（指 摘）【公設市場】

【現状・問題点】

公設市場がこれまで実務上前提としてきた市場施設使用料の法的性格については、私債権であると判断している。その実務を踏まえると、私債権の場合は民法の規定により遅延損害金が発生しているため、遅延損害金の算定が可能になり、その額が確定した時点で債

務者に請求する必要がある。しかし、公設市場はこれまで市場施設使用料の滞納債権について、督促状、催告書に遅延損害金の徴収に関する付記もなく、遅延損害金を徴収してこなかった。

なお、監査人は市場施設使用料の法的性格に関して、私債権であるか、又は公債権であるかの判断を行う際には、次のような要件を考慮する必要があるものとする。

- i 使用許可が「行政処分」か「賃貸借契約」か
- ii 不服申立の教示文言が使用者宛の各種文書に記載されているか
- iii その他、「強制的な」立入権限や命令権等が市側に付与されているか

このような要件のうち、i はそもそも明確に判断することができない。また、ii の不服申立の教示文言については条例等に見当たらない。しかし、iii については業務条例に次のような規定があり、それらの規定に照らして、公設市場の市場施設使用料の法的性格を検討すると、公債権である性格が強いものとする。このように考えた場合でも、公設市場は、今後、実務上未収債権の時効管理等において、市にとって不利な取扱いにならないよう、リスク・マネジメント上、留意する必要がある。

#### 【業務条例】

##### 第 66 条第 1 項：(報告及び検査)

市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を保持するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は付属営業人に対し、その業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に卸売業者、仲卸業者若しくは付属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

##### 第 67 条：(改善措置命令)

市長は、市場における卸売、仲卸し、買受け及び付属営業の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者、買受人及び付属営業人に対し、当該業務又は財務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を勧告し、又は命じることができる。

##### 第 68 条：(監督処分)

###### 第 1 項

市長は、卸売業者又は仲卸業者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、1 万円以下の過料を科し、又は 6 か月以内の期間を定めて、その卸売若しくは仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

###### 第 2 項

市長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、1 万円以下の過料を科し、第 24 条（買受人）の承認を取り消し、又は 6 か月以内の期間を定めて、市場への入場の停止を命ずることができる。

### 第3項

市長は、付属営業人が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、1万円以下の過料を科し、第28条（付属営業人）の許可を取り消し、又は6か月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

このような規定から、業務条例第64条に定める市場施設使用料の法的性格は、非強制徴収公債権であると判断することもできる。

一方、電気料立替金（同条例第65条）の法的性格は私債権である。

私債権は、民法第404条、同第415条、同第419条により、約定がない場合でも、年5分の割合による遅延損害金が発生する。しかし、公設市場では滞納している電気料立替金について、督促状、催告書に遅延損害金の徴収に関する付記もなく、遅延損害金を徴収していない。

#### 【結果】

公設市場で従来から位置付けていた市場施設使用料の法的性格（私債権）を踏襲するにしても、電気料立替金に係る遅延損害金と同様、民法の規定に基づき遅延損害金を算定し徴収されたい。

なお、延滞金や遅延損害金の今後の取扱いについては、総括的意見の「② 延滞金又は遅延損害金の調定及び通知等について」（外部監査結果報告書第3Ⅱ：33～34頁）を参照されたい。

また、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金や私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金や私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。

## ③ 営業許可の取消しについて

### ア. 未許可営業に対する退去命令について（指 摘）【公設市場】

#### 【現状・問題点】

付属営業人Aは、平成17年11月から平成25年4月までの市場施設使用料694万円及び電気料立替金150万円の合計844万円を滞納しており、市は同付属営業人に対して、平成25年3月31日に営業許可の取消しを行っている。市は、営業許可取消しに至るまで、平成21年6月に督促状を発送し、平成22年3月に分納誓約書を手入れし、平成24年3月に滞納債権に対する保証金の充当措置を行い、同年4月に保証金の追加預託の請求及び追加預託ない場合の営業許可の取消しの通知を行っている。その後、付属営業人は行方不明となり、営業許可を受けていない同付属営業人の従業員が、市の許可を得ずに同付属営業

人の事業を引き継いでいる。そして、同付属営業人の従業員が、市場施設使用料の一部を市に納付していた。

業務条例第 69 条第 1 項において、「卸売業者、仲卸業者及び付属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない」とされており、また、同条第 2 項において、「市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる」と規定されている。付属営業人の代表者が行方不明で、営業許可を受けていない人物が営業を営んでいるものと考えられる。また、「市長が必要と認める者が営業行為を行う場合」に該当するかどうか不明である。市はこれらの諸条件を検討して、業務条例の規定に従い速やかに退去を命じる必要がある。

#### 【結果】

市は、営業許可を得ていない者が事業を行っていることは容易に把握可能であり、無許可営業を容認する特段の事情も認められないと判断される場合、業務条例の規定に従い速やかに退去を命じられたい。

### イ. 原状回復費用の負担について（指 摘）【公設市場】

#### 【現状・問題点】

営業許可取消しに係る原状回復については、事業者は「市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない」としている（業務条例第 60 条）。

しかし、次の案件は、事業者本人が現状に復する措置を行わず、代わりに市が原状回復の処分を行っていた。そして、市は当該事業者に対して原状回復費用の請求を行ってなかった。すなわち、平成 25 年 3 月 31 日付けで営業許可が取り消された付属営業人 A に係る原状回復について、代わりに市が原状回復の処分を行っていた（平成 27 年 8 月 26 日決裁）。当該原状回復に要した費用（432,000 円）は、付属営業人が負担すべき費用であるため、付属営業人に対する債権として、市場施設使用料等の他の滞納債権と合算して請求を行う必要がある。なお、当該付属営業人に対する債権については平成 28 年 12 月 21 日に徴収停止が決議されていることから、当該原状回復費用は平成 27 年度の柏市が負担する費用とするのではなく、当該事業者が負担すべき費用とすることを前提として、平成 28 年 12 月 21 日の徴収停止決議の対象債権に含める必要があった。

#### 【結果】

事業者が賃借した施設の原状回復費用について、事業者が負担せず、市が代わりに原状回復の処分を行った場合には、事業者に対してその原状回復費用を請求する必要があった。今後、原状回復費用は当該事業者に請求するよう注意されたい。

#### ウ. 営業許可取消し時の判断基準について（意見）【公設市場】

##### 【現状・問題点】

業務条例施行規則第 14 条第 1 項において、「仲卸業者の許可を受けようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない」とし、同条同項第 5 号において、「前 2 年間の各種納税済証明書」が定められており、付属営業人については同条例施行規則第 30 条により仲卸業者を付属営業人に読み替える旨、規定されている。

一方、業務条例第 19 条第 1 項において、「仲卸業者がその業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第 17 条の許可を取り消すものとする」とあり、同条例第 30 条第 1 項においても付属営業人に対して同様の定めがある。

営業許可の取消しの際に入手することが必要な資料について、条例等上の明文の定めはない。しかし、市場の健全な運営を担保するためにも、資力信用を有しなくなった場合の判断を行うための仕組みを構築することが必要であると考ええる。

##### 【結果】

市場の健全な運営のために、営業許可取消しに際し必要な判断基準を定めるよう要望する。

#### ④ 保証金の額と滞納債権の額との比較検討について（意見）【公設市場】

##### 【現状・問題点】

市が整備し利用している「滞納整理マニュアル」では、「滞納期間が 3 ヶ月以上、滞納額が保証金額を超えている場合に事業者に対しヒヤリングを行う」としている。また、事業者から分納誓約書の提出がない場合、または納付状況が確認されない場合、再納期限を定めたにも拘らず、納付状況が確認されない場合には、「卸売業者は、・・・未納額について保証金から充当するものとする」としている。

卸売業者の保証金の額は、業務条例第 8 条においては、取扱品目の部類ごとに、青果部は 1,200 万円、水産物部は 1,200 万円、花き部は 100 万円の範囲内で規則で定めるとしており、業務条例施行規則第 7 条において、取扱品目の部類ごとに前年度の卸売金額（競り売り、入札、相対売又は定価売に係る価格にその 8 パーセントに相当する金額を上乗せした金額）別に保証金の額を定めている。

【卸売業者の預託すべき保証金の額】

部類	前年度の卸売金額 (競り売, 入札, 相対売又は定価売に係る価格にその 8 パーセントに相当する金額を上乗せした金額をいう。)	保証金の額
青果部 水産物部	100 億円未満	300 万円
	100 億円以上 200 億円未満	500 万円
	200 億円以上 300 億円未満	800 万円
	300 億円以上	1,200 万円
花き部	5 億円未満	30 万円
	5 億円以上 10 億円未満	50 万円
	10 億円以上	100 万円

仲卸業者の保証金の額は、業務条例第 21 条第 1 項において、「70 万円の範囲内で、規則で定める」としており、業務条例施行規則第 19 条において、「施設使用料月額 の 3 倍に相当する額以上とする」としている。また、付属営業人の保証金の額は、同条例第 32 条第 1 項において、「使用料月額 の 6 倍に相当する額の範囲内において規則で定める」としており、同条例施行規則第 35 条において、「施設使用料月額 の 3 倍に相当する額以上とする」と定めている。

滞納整理マニュアルに定める手順に従った場合には、保証金を充当しても滞納債権が残る事例が存在する。

例えば、次の表に示す付属営業人は、保証金の額が業務条例及び業務施行規則に定める保証金の額の範囲を超えているが、市場施設使用料 103 万円を滞納しているため、市場施設使用料の滞納額が保証金の額を大きく上回っている。

【市場施設使用料の滞納額が保証金の額を上回る事例】

区 分	実際の 保証金の額	あるべき保証金の額	
		市場施設 利用料	業務条例及び業務施行規則 に定める保証金の額
付属営業人	350,000 円	51,840 円	155,520 円以上 311,040 円以内

このように、保証金の額と滞納債権の額とを比較した場合、保証金の額が、市場施設使用料の滞納額 103 万円を下回る事例においては、本来、早期に滞納金額と保証金の額との比較検討を行ったうえで適切な対応を実施する必要があったものとする。

なお、監査実施期間である平成 29 年 11 月 8 日に、超過分を含め保証金の充当が行われ、その結果、不足する保証金の追加預託（業務条例施行規則第 8 条、第 20 条、第 36 条）(31 万円) が平成 29 年 12 月 18 日に行われた。

**【結果】**

保証金は仲卸業者等が市場施設使用料等を滞納したときに補填する等、債務の担保として預かる金銭であるため、資産を保全するためには、その保証金の額を常に滞納債権の残高と比較し、「滞納整理マニュアル」に定める業務手順を早期に適用するなどして、その不足額の追加保証を求める仕組みを構築するよう要望する。

## 12. 滞納繰越分返納金に係る未収債権について [債権番号：312]

### (1) 概 要

#### ① 滞納繰越分返納金に係る未収債権の基本情報について

滞納繰越分返納金は、所定の要件と基準を欠いた介護報酬の請求に関する返還金である。偽りその他不正の行為による不正請求に該当しない過誤払返還請求権は、単に法律上の原因を欠く支払に過ぎないため、民法上の不当利得返還請求権となる（民法第 703 条）。なお、その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

滞納繰越分返納金

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

介護保険課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

民法、「私債権等管理の手引【初任者向け】」等

#### オ. 債権管理システム等

契約不履行による違約金等 3 件のみのため、返還関係書綴りを台帳としている。

#### カ. 債権管理上のリスク等

滞納繰越分返納金の債権管理上のリスクについて、介護保険課では次のとおり考えている。

- i 事業所の経営に影響すると利用者の不利益になるため、督促には慎重を期する。

- ii 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- iii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じる。

キ. 債権の管理目標

滞納繰越分返納金に係る未収債権を管理する目標として、介護保険課では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理
- ii 債権金額及び件数等の管理における正確性の確保
- iii 債権の期間帰属の正確性

② 滞納繰越分返納金に係る未収債権の決算情報等について

滞納繰越分返納金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【滞納繰越分返納金に係る未収債権の年度推移】 (単位:円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	2,076,777	17,076,190	15,250,240	734.3%	89.3%
現年課税・賦課分	2,076,777	17,029,453	2,160,571	104.0%	12.7%
滞納繰越分	0	46,737	13,089,669	-	28007.1%
収入済額	2,030,040	3,986,521	5,849,058	288.1%	146.7%
現年課税・賦課分	2,030,040	3,939,784	2,149,237	105.9%	54.6%
滞納繰越分	0	46,737	3,699,821	-	7916.3%
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	46,737	13,089,669	9,401,182	20115.1%	71.8%
現年課税・賦課分	46,737	13,089,669	11,334	24.3%	0.1%
滞納繰越分	0	0	9,389,848	-	-
収納率	97.7%	23.3%	38.4%	-59.4%	15.0%
現年課税・賦課分	97.7%	23.1%	99.5%	1.7%	76.3%
滞納繰越分	-	100.0%	28.3%	-	-71.7%
予算現額 - 収入済額	△ 2,030,040	△ 3,986,521	△ 5,849,058	288.1%	146.7%
現年課税・賦課分	△ 2,030,040	△ 3,939,784	△ 2,149,237	105.9%	54.6%
滞納繰越分	0	△ 46,737	△ 3,699,821	-	7916.3%

平成28年度における滞納繰越分返納金の調定額合計は1,525万円、収納率は38.4%で

あり、その結果、収入未済額は940万円であった。現年課税・賦課分の収納率は99.5%である。

【滞納繰越分返納金に係る未収債権の滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	1	33.3%	11,334	0.1%
1年超～2年以内	1	33.3%	4,175,986	44.4%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	1	33.3%	5,213,862	55.5%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	0	0.0%	0	0.0%
合計	3	100.0%	9,401,182	100.0%

③ その他必要な事項について

滞納繰越分返納金に係る未収債権について、債権発生からの経緯等は次のとおりである。

【債務者の概要その1】

会社名	有限会社 I
サービス種別等	通所介護及び訪問介護
発生経緯	茨城県による監査を実施した結果、介護報酬の不正請求の事実が認められたため。
発生年度	平成27年4月
返還金額	5,725,986円
分納の内容	平成27年9月から平成28年3月まで金10万円/月。 平成29年5月は金25万円/月。 平成29年6月から同年12月まで金50万円/月。 平成30年1月は金42万5,986円。
平成28年度末の滞納金の額	4,175,986円

(市所管課作成資料)

【債務者の概要その2】

会社名	一般財団法人N
サービス種別等	訪問介護
発生経緯	自主点検の結果、介護報酬の不正請求の事実が認められたため。
発生年度	平成25年11月
返還金額	15,911,929円

分納の内容	平成 28 年 1 月からは併存的債務引受契約書により金 30 万円／月。
平成 28 年度末の滞納金の額	5, 213, 862 円
備考	平成 29 年 10 月 31 日に残額の自主返還を受けている。

(市所管課作成資料)

【滞納繰越分返納金の推移】

(単位:円)

年度	返還月	有限会社 I		一般財団法人 N		その他	滞納額 合計
		収納額	滞納額	収納額	滞納額		
H27年度	H27. 8		5, 725, 986				
	H27. 9	100, 000	5, 625, 986				
	H27. 10	100, 000	5, 525, 986	(注:併存的債務引受契約締結後のみを記載)			
	H27. 11	100, 000	5, 425, 986				
	H27. 12	100, 000	5, 325, 986		9, 413, 862		
	H28. 1	100, 000	5, 225, 986	300, 000	9, 113, 862		
	H28. 2	100, 000	5, 125, 986	300, 000	8, 813, 862		
	H28. 3	100, 000	5, 025, 986	300, 000	8, 513, 862		
	H28. 4		5, 025, 986	300, 000	8, 213, 862		
	H28. 5		5, 025, 986	300, 000	7, 913, 862	149, 821	13, 089, 669
H28年度	H28. 4	120, 000	4, 905, 986		7, 913, 862		
	H28. 5	120, 000	4, 785, 986		7, 913, 862		
	H28. 6	120, 000	4, 665, 986	300, 000	7, 613, 862		
	H28. 7	120, 000	4, 545, 986	300, 000	7, 313, 862		
	H28. 8	120, 000	4, 425, 986	300, 000	7, 013, 862		
	H28. 9		4, 425, 986	300, 000	6, 713, 862		
	H28. 10		4, 425, 986	300, 000	6, 413, 862		
	H28. 11		4, 425, 986	300, 000	6, 113, 862		
	H28. 12		4, 425, 986	300, 000	5, 813, 862		
	H29. 1		4, 425, 986	300, 000	5, 513, 862		
	H29. 2	250, 000	4, 175, 986	300, 000	5, 213, 862		
	H29. 3		4, 175, 986		5, 213, 862	11, 334	9, 401, 182

(市所管課作成資料)

## (2) 手 続

介護報酬等返還の債務承認及び納付誓約書、申出書、返還スケジュール、併存的債務引受契約書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

## ① 債権管理台帳の作成について（指 摘）【介護保険課】

### 【現状・問題点】

市所管課は、柏市債権管理条例第4条及び柏市債権管理条例施行規則第2条の規定に基づき、その所掌に属すべき債権が発生したときは、債権の名称、債務者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地）、債権の金額、履行期限、担保（保証人の保証を含む）の設定がある場合はその事項、履行状況、対応状況等、債務者の所在及び財産調査の状況等を調査し、確認の上、これを台帳（債権管理台帳）に記載し、又は記録しなければならない。

滞納繰越分返納金に係る未収債権の管理においては、柏市債権管理条例施行規則第2条に規定された事項については、複数のファイル・文書で管理されており、台帳としての一覧性を保持して記録されていない。

債権管理台帳は、柏市債権管理条例に基づき、柏市の債権を適正に管理する仕組みを遵守する運用の問題であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、滞納繰越返納金が確定した段階で、一覧性を保持した台帳を整備する必要がある

### 【結果】

滞納整理簿は、適切な債権管理を行うために必要なものであり、市所管課は、所定の要件と基準を欠いた介護報酬の請求を受けた者に対し、少なくとも不当利得返還請求権を取得し、当該債権について債権管理台帳に登載する必要があることから、債権管理台帳を作成する事務を徹底されたい。

## ② 履行延期の特約等について（指 摘）【介護保険課】

### 【現状・問題点】

非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用され、柏市財務規則に沿って、次のような処理を行うことが求められている。すなわち、非強制徴収公債権や私債権に係る債務者の納付につき、履行延期の処分及び特約を申請する場合には、履行延期申請書を市長に提出しなければならない（柏市財務規則第292条第1項）。また、財産管理者は、債務者から履行延期申請書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、一定の要件に該当することを確認して、履行延期特約等決議書により履行延期の特約等を決定するものとしている（柏市財務規則第292条第3項）。ここで、債権に係る財産管理者とは、所管の課長とされている（別表1、柏市財務規則第2条第8号）。

滞納繰越分返納金においては、返納額が確定した後、債務者から分割納付したいとの申し出があった場合、介護保険課長が決裁（柏市事務決裁規程「31 介護保険課に関する事項」）し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納

付を認める実務が進められている。しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。

#### 【結果】

債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。

### ③ 遅延損害金の算定及び請求等について（指 摘）【介護保険課】

#### 【現状・問題点】

滞納繰越分返納金の滞納債権に係る遅延損害金については、市所管課は、遅延損害金の算定・請求事務について、返還命令によるものは分割納付の各納期限までに納付がなければ法定の遅延損害金を徴収することとしているが、これまでに分割納付の納期限までに申し出なく納付がないことがなかったため、遅延損害金を課すことはなかったとしている。

私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、私債権に係る所管課はその検討結果を待って対応することとなっているようである。本来、返納金の額が確定し、あるべき一括での納付が納期限までになされなかった場合には滞納が発生しており、納期限の翌日から遅延損害金が発生する。しかし、監査手続の中で、現在の事実上の分納では、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないにも拘らず、分割納付の納期限までに納付がなかった場合にのみ遅延損害金が発生するという、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。

そもそも、私債権の滞納に際しては民法上、年 5%の遅延損害金が発生している（民法第 404 条、同第 419 条第 1 項）。すなわち、滞納繰越分返納金の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し確定させなければならない。その算定された遅延損害金は当該滞納者に請求されなければならない。事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。そのような慣行の法令上の根拠は不明である。

このような遅延損害金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。

参考：民法第 419 条第 1 項

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。

同 第 404 条

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

**【結果】**

滞納繰越分返納金の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。

また、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。

なお、有限会社 I については、市外において通所介護及び訪問介護サービスを提供している事業者であり、茨城県等の柏市以外への縣市町村にも滞納債権がある。このため、遅延損害金の請求に際しては、他の縣市町村での遅延損害金の取り扱いにも留意するとともに、介護保険サービスの利用状況及び利用実績並びに滞納者の財政状況を確認する等、遅延損害金を課すことで利用者が本来受けられる介護保険サービスが受けられない等の不利益が生ずることがないように、十分に精査した上で適切な対応をされたい。

### 13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について [債権番号：313]

#### (1) 概 要

##### ① 賄材料収入に係る未収債権の基本情報について

柏市立小中学校における学校給食の賄材料収入に係る未収債権の管理方法について、市域を柏地域と沼南地域に分けると、概ね柏地域では私費会計（学校長の責任で給食材料の対価を徴収し食材を購入する会計）に基づき、また、沼南地域では公会計（市立学校の設置管理者が学校給食費の支出予算と賄材料収入を予算化して学校給食センター事業特別会計で管理する会計）に基づき、賄材料収入を管理する方法の2つに方法が併存している。

このような2つの会計管理の違いに基づいて、賄材料収入の未収債権に係る管理主体は、柏地域を中心とする51校の小中学校においては、各学校長の職責において、私費会計として管理している。一方で、沼南地域の11校の小中学校において、在校生に係る未収債権は各学校長が管理し、卒業生や転出した児童・生徒に係る未収債権は、学校給食センターが、公会計として管理している。

また、賄材料収入について滞納が発生する理由については、保護者が経済的な理由等により滞納している場合と保護者が意図的に払わない場合とに大別することができる。市では、保護者が経済的な理由により児童・生徒を就学させることが困難な場合に対して就学援助制度を設けており、就学援助制度の適用対象として認定された場合には認定期間中の学校給食費は全額免除される。ちなみに、就学援助制度を受けられるのは、生活保護の停止や廃止などで学校へ納付する費用の負担が困難になった場合、世帯全員の総収入額が基準額を下回る場合等である。就学援助制度は年度ごとに認定されるため、就学援助を受けたい場合には年度ごとに就学援助の申請を行う必要がある。

保護者が経済的な理由によって賄材料収入を滞納する原因の一つとしては、就学援助制度を希望しながらも基準に満たなかったことから就学援助制度が受けられなかった場合が想定される。こうした場合に保護者においては、翌年度以後に就学援助制度の申請を行い認定されるまでの期間又は保護者の経済状況が改善されるまでの期間において賄材料収入の支払いが滞る可能性があり、未納が常態化するおそれがある。

一方、保護者が意図的に学校給食費を支払わない場合には、保護者が賄材料収入を支払わずに児童・生徒が卒業してしまい、賄材料収入が滞納するおそれがある。

その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

賄材料収入

イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権（民法第 173 条第 3 項）

ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

学校給食センター及び各小中学校

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

学校給食法、同施行規則、柏市学校給食センター条例、柏市債権管理条例、同施行規則、学校給食実施基準、私債権等管理の手引

オ. 債権管理システム等

学校給食センターにおいては、担当職員作成の表計算ソフト（基本マスター、調定台帳、未納台帳等）を使用して債権管理を行っている。

また、各小中学校においては、柏市共通システムとして「事務室入出金システム」（「柏市学校徴収金システム」、「柏市小学校給食会計システム」等）を使用し、その他、学校によっては独自システム（表計算ソフト等）を活用して債権管理を行っている。

カ. 債権管理上のリスク等

賄材料収入の未収債権を管理するうえで、考慮しなければならないリスクとして、学校給食センター等が考える項目は次のとおりである。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- iii 福祉的要素は高くないが、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

キ. 債権の管理目標

賄材料収入に係る未収債権を管理する目標として、学校給食センター等では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理等
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性
- iii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

## ② 賄材料収入に係る未収債権の決算情報等について

学校給食センター（卒業生等に係る未収債権）及び沼南地域に所在する 11 校の小中学校（在校生に係る未収債権）における賄材料収入に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。なお、柏地域を中心とする 51 校分の学校給食費賄材料収入の推移等は私費会計のため含まれていない。

【賄材料収入の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	243,928,000	246,089,000	237,371,000	97.3%	96.5%
現年課税・賦課分	243,528,000	244,947,000	236,043,000	96.9%	96.4%
滞納繰越分	400,000	1,142,000	1,328,000	332.0%	116.3%
調定額	243,324,501	243,181,223	238,930,833	98.2%	98.3%
現年課税・賦課分	238,068,202	238,939,191	235,140,504	98.8%	98.4%
滞納繰越分	5,256,299	4,242,032	3,790,329	72.1%	89.4%
収入済額	239,235,469	239,403,594	235,678,413	98.5%	98.4%
現年課税・賦課分	237,368,932	238,291,439	234,473,328	98.8%	98.4%
滞納繰越分	1,866,537	1,112,155	1,205,085	64.6%	108.4%
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	4,089,032	3,777,629	3,252,420	79.5%	86.1%
現年課税・賦課分	699,270	647,752	667,176	95.4%	103.0%
滞納繰越分	3,389,762	3,129,877	2,585,244	76.3%	82.6%
収納率	98.3%	98.4%	98.6%	0.3%	0.2%
現年課税・賦課分	99.7%	99.7%	99.7%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	35.5%	26.2%	31.8%	-3.7%	5.6%
予算現額 - 収入済額	4,692,531	6,685,406	1,692,587	36.1%	25.3%
現年課税・賦課分	6,159,068	6,655,561	1,569,672	25.5%	23.6%
滞納繰越分	△ 1,466,537	29,845	122,915	-8.4%	411.8%

平成 28 年度における賄材料収入の調定額合計は 2 億 3,893 万円、収納率は 98.6%であり、その結果、収入未済額は 325 万円であった。また、収納率は、現年分が 99.7%、滞納繰越分が 31.8%であった。これら収納率のうち、現年分は、平成 26 年度は 99.7%、平成 27 年度も 99.7%であり、高い水準で推移している。滞納分は、平成 26 年度 35.5%、平成 27 年度 26.2%であり、平成 28 年度は 5.6 ポイント増加している。

前述のとおり、賄材料収入について滞納が発生する理由については、保護者が経済的な理由等による滞納している場合と保護者が意図的に払わない場合とに大別することができる。それらのいずれの場合においても、賄材料収入が複数年度に渡って滞納となる可能性があるために滞納繰越分の収納率が低くなるものと考えられる。

【賄材料費収入の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	28	23.5%	667,176	20.5%
1年超～2年以内	13	10.9%	480,865	14.8%
2年超～3年以内	6	5.0%	128,552	4.0%
3年超～4年以内	8	6.7%	249,370	7.7%
4年超～5年以内	5	4.2%	124,930	3.8%
5年超	59	49.6%	1,601,527	49.2%
合 計	119	100.0%	3,252,420	100.0%

注：「滞納年齢」とは、平成28年度における未納額の合計額の内訳のうち、平成28年度から遡って、平成24年度までの間（「0～1年以内」～「4年超～5年以内」）の各年度に未納となった学校給食費の未収債権と平成23年度以前に未納となった学校給食費の未収債権の合計額を調べるための用語として使用している。

（児童・生徒の年齢や学年とは無関係である。）

平成 28 年度末における賄材料収入の滞納件数は 119 件、滞納している収入未済額合計は 325 万円であった。このうち 5 年を超える滞納賄材料収入は 160 万円ある。

学校給食センターでは、賄材料収入の滞納に対して、給食費という性質から保護者に公平に負担していただくという基本的な考えもあり安易に債権を放棄せず、相手の返事があるまで粘り強く催告を続けていくという方針で取り組んでいた。また、債権管理条例制定前は、債権放棄を行うにあたり議会の議決が必要であったが、柏市では賄材料収入に限らず債権の放棄を市議会にかけた前例がなかったため不納欠損処理を行わずに催告を続けていた。このような方針等によって 5 年を超える滞納債権が存在している。

学校給食センターでは、滞納債権の金額が多額な場合等について平成 25 年度から債権管理室に移管しており、分納等の合意、裁判所への提訴等の納付促進を図っている。その実績は次のとおりである。なお、債権管理室に移管された賄材料収入の回収額の実績は 73.7%であり、債権管理室への移管は一定の効果が認められる。

【債権管理室への移管内訳と回収及び未回収残額】 (金額単位：件、円)

移管年度	移管件数	移管した金額	回収実績額	未回収残額
平成 25 年度	1	515,870	515,870	0
平成 26 年度	6	1,181,505	1,076,100	105,405
平成 27 年度	7	1,083,590	654,190	429,400
平成 28 年度	3	265,550	0	265,550
合 計	17	3,046,515	2,246,160	800,355

③ 賄材料収入の会計処理に関する過去の検討状況について

柏市の小中学校の学校給食費のあり方については、平成 18 年 12 月に公表された「柏市学校給食将来構想検討報告書」（柏市学校給食運営等委員会管理部会）において、次のと

おり記載されており、今後のあり方の方向性を当時として示していたものと考えられる。

#### 「(4) 柏・沼南地区の会計処理の一元化

柏地区は各学校単位の学校（私）会計、沼南地区は柏市学校給食センター特別会計によっている。現状では、公会計と私会計が混在しているため一元化が求められている。」（同報告書 53 頁）

## (2) 手 続

賄材料収入の未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。また、公会計に属する 11 校の小中学校と私費会計として管理している 51 校の小中学校の賄材料収入の管理状況を把握するために、調査を実施した。その調査を円滑に進めるために、柏市立小中学校の全校を対象とした調査説明会を 9 月 15 日に沼南庁舎にて開催した。その説明会の終了後も参加した担当者（教頭、栄養士及び事務等）からの質問等に回答をする形で対応し、併せて、学校現場での債権管理の困難性等の状況を把握した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 学校給食センターにおける賄材料収入の債権管理（卒業生等対象）について

#### ア. 卒業生等に係る滞納債権の精査・放棄等の決定について（指 摘）【学校給食センター】

##### 【現状・問題点】

学校給食センターが管理・把握している卒業生等の賄材料収入に係る債権は、平成 28 年度において、259 万円であった。そのうち、未だ滞納中で、学校に在籍している児童・生徒に係る債権及び時効期間を経過していないと考えられる債権は 113 万円であり、残り、145 万円については、時効の援用を債務者が主張すれば、債権が消滅する可能性のある債権である。

学校給食センターは、債権管理条例の制定前には債権放棄を行うに当たり議会の議決が必要であったが、債権放棄を市議会にかけた前例がなかったこと及び安易に債権を放棄することなく催告を続けていくという方針で取り組んでいたため、会計上も不納欠損処理を行わずに、決算書に収入未済額として未収債権が計上された状態が継続してしまったと説明している。

しかし、学校給食センターはこれまで債務者から債務承認を得ていない。時効期間を経過している未収債権（145万円）について、債務者が時効の援用を主張した場合には、時効が成立するため納付が見込まれない。

#### 【結果】

学校給食センターが管理・把握する未収債権のうち、時効期間を経過していない債権と形式的にみると時効期間を経過していると考えられる債権とを区別し、後者については、時効の中断に該当する事由（交渉記録等上のメモ等）があるかどうかの精査を行い、2年の時効期間の経過が結果として認められるものについては、柏市債権管理条例第8条第1号等を根拠として、債権を放棄し、会計上も不納欠損処理を行われたい。

### イ. 個別催告の実施について（意見）【学校給食センター】

#### 【現状・問題点】

学校給食センターは年2回、文書による一斉催告を実施している。しかし、個別催告については、電話により分納申請後の事務対応を行う必要があり、1件だけ実施していた。また、臨戸による催告は実施していなかった。

学校給食センターでは平成23年度までは臨戸による催告を実施していたが、期待された成果が得られなかったこと、当時から今日まで老朽化が著しい学校給食センターの施設、設備の維持管理等、環境の整備等に追われていることで、臨戸による催告は中止し、文書による一斉催告のみで対応している。

学校給食センターは卒業生に係る未収債権を管理しているが、卒業生の保護者は学校在学時であれば、学校から電話連絡、個別面談による督促・催告を受けていたと考えられる。その際、ある程度の資力がありながらも賄材料収入の納付を拒んできた保護者であれば、卒業後の催告として、文書による催告だけでは過去の未収債権の納付は更に期待できないものとする。

そこで、学校給食センターは、今後、次のような対応策を考えている。

- i 滞納者に対し電話催告を実施し、一定額以上の滞納債権は臨戸による催告を再開すること。
- ii 学校給食センターが所管する沼南地域の小中学校に対する管理を強化し、滞納債権の発生を抑えるよう指導すること。

学校給食センターは児童・生徒に対し、安全で良質な学校給食を提供する責務がある。その一環として、学校給食費賄材料収入の徴収も位置づけられる。今後は、より一層、滞納債権の納付促進に向け、積極的に取り組んでいく必要がある。

#### 【結果】

学校給食センターは、自らが所管する卒業生の滞納者に対して、電話による催告を再開し、また、沼南地域の小中学校の在校生に係る賄材料収入の滞納管理について、各学校の

徴収者の支援を強化するよう要望する。

#### ウ. 所在不明の債務者に係る債権の不納欠損処理について（指 摘）【学校給食センター】

##### 【現状・問題点】

平成 15 年度及び平成 16 年度発生債権のうち未収扱いとなっている債務者の 1 件、合計 83,510 円の未収債権については、債権管理室に調査を依頼した結果、平成 27 年 7 月には所在不明等であることが分かった。しかし、この滞納債権は不納欠損処理等の適切な処理が行われていない。柏市債権管理条例は、平成 28 年 4 月に施行されているが、学校給食センターが債権管理室から現況報告を受けた時点は、当該条例の施行後であったことから、この 1 件については、同条例に基づき適切に不納欠損処理を行う必要があったものと考えられる。

##### 【結果】

柏市債権管理条例の施行前であったとした場合、当該 1 件の未収債権については、議会に債権放棄の個別議案を提出して、債権放棄の手続きを進める必要があったものと考えられる。一方、柏市債権管理条例（平成 28 年 4 月施行）が施行されている現在では、同条例第 8 条第 1 項の規定を踏まえ、債権放棄手続を速やかに進められたい。

#### エ. 長期滞納債権の時効管理について（意 見）【学校給食センター】

##### 【現状・問題点】

平成 16 年度以降に発生した賄材料収入の未収債権のうち、上記ウの 1 件を除き、13 件の長期滞納債権が存在する。それらの滞納債権の合計額は、569,330 円である。それらの債権の概要は次の表のとおりである。

（金額単位：円）

債務者	債権発生期間			債権残高	
A	H16. 9. 1	～	H16. 11. 30	8,400	注 1
B	H16. 10. 1	～	H16. 12. 31	24,400	
C	H16. 4. 1	～	H17. 3. 31	49,280	
D	H17. 4. 1	～	H18. 3. 31	49,280	
E	H15. 6. 1	～	H18. 3. 31	125,440	注 4
F <sup>注 2</sup>	H15. 9. 1	～	H18. 1. 31	40,320	注 4
F <sup>注 2</sup>	H16. 12. 1	～	H17. 10. 31	22,400	注 4
G <sup>注 3</sup>	H16. 7. 1	～	H18. 3. 31	71,160	

G <sup>注3</sup>	H16. 7. 1	～	H18. 3. 31	71, 160	注 5
H	H18. 6. 1	～	H19. 3. 31	39, 720	
I	H19. 5. 1	～	H20. 1. 31	36, 410	
J	H18. 3. 1	～	H19. 3. 31	31, 360	
合 計				569, 330	

注 1：B の滞納額 24, 400 円は児童 2 名分の合計である。

注 2：F は 2 件の債務合計 62, 720 円を滞納している。

注 3：G は 2 件の債務合計 142, 320 円を滞納している。

注 4：E 及び F の債権は平成 28 年度末に債権管理室に移管された。

注 5：J の債権は平成 29 年 8 月 21 日付けで債権放棄を行っている。

上記の 13 件の債権（債務者 10 名）に対し、時効の中断となる債務の承認は得ていない。

柏市債権管理条例が施行される前において、債権放棄を行うためには、議会の議決が必要である。しかし、債権の放棄を市議会にかけた前例がなく、債権を安易に放棄するのではなく、粘り強く交渉を行っていく必要があるとして、現在まで上記 13 件の滞納債権の不納欠損処理を行わず、決算書上、収入未済額が翌年度に繰り越されている。

確かに、市の債権を安易に放棄しないことは、債権として市の財産の保全確保及び公平性等の面でも、重要なことである。しかし、文書による一斉催告の実施と返送時に転居先調査を行っているだけでは、時効の停止要件となる債務の承認を得られる可能性は乏しく、時効の援用を主張された場合には納付が見込まれない。

柏市債権管理条例第 8 条第 1 項での債権放棄の前提としては、「十分な催告」を行っていることが要件とされている。その要件としては、i 直近 1 年間で文書催告を 3 回以上実施、ii 直近 1 年間で電話催告を 10 回以上実施、iii 直近 1 年間で臨戸を 1 回以上実施であるとされている。また、長期間上記 i ～ iii を実施していない場合、時効期間の満了の制度説明を告知し催告を行うことができるとされている（「私債権等管理の手引（初任者向け）」25～26 頁参照）。

#### 【結果】

現時点における長期滞納債権の取扱いについて、所管部門としての責任の下、時効期間の満了に関する制度説明を告知し、「私債権等管理の手引」の要件等を踏まえて催告等を行い、債権管理室と連携を図るなどして、最終的には債権の時効期間の経過による債権の放棄の対象となるかどうかを精査するよう要望する。

### オ．会計に係るシステムの改善について（意 見）【学校給食センター】

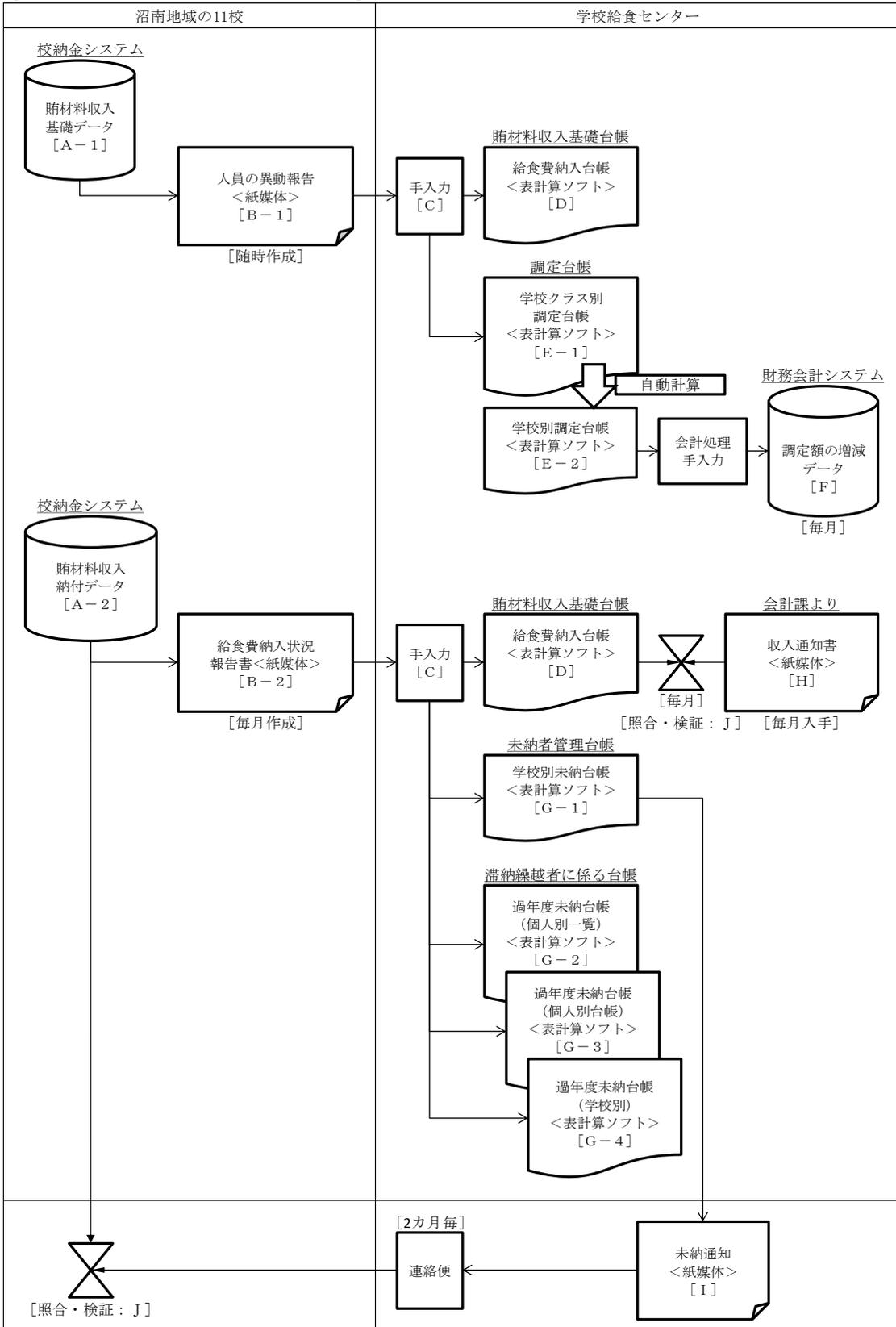
#### 【現状・問題点】

特別会計での会計処理を行うに当たって、学校給食センターは沼南地域の 11 校の小中

学校から、随時、学校給食数の変動に関する情報を紙媒体により入手し、表計算ソフトにより賄材料収入の調定データを集計している。また、賄材料収入の入金状況等に係る財務記録を紙媒体で毎月入手し、表計算ソフトにより学校給食費賄材料収入の債権管理を行っている。賄材料収入については、具体的には7種類の表計算ソフトのワークシートを使用している。それらのワークシートのうち2つのワークシートは自動計算が設定されているが、他の5つのワークシートはデータが自動的に反映されるわけではなく、職員の手入力に頼っているため、職員の作業負担が少なくなく、また、二重入力や転記ミス等の危険性も存在し、現在の体制では職員間相互の事務執行に対する牽制も難しいものと考えられる。

学校給食センターを中心に、現在の賄材料収入に係る業務の流れを示したものが次に掲載する【毎月の賄材料収入の収納に係る会計処理業務フロー】である。

【毎月の賄材料収入の収納に係る会計処理業務フロー】



上記の業務フローで示す各業務の効率性に関しては、次のような視点で改善の必要があるものとする。すなわち、各学校において校務支援システム（Te-Compass）により管理把握されている賄材料収入に係るデータを、学校給食センター側で自動的に取込むことができれば、以下で示すような複数の入力作業について必要ではなくなり、正確なデータ反映と業務の効率化につながるものとする。また、学校給食センター内で管理している賄材料収入に係る複数の台帳を相互に自動的に連携することができれば、複数回の入力作業についても必要ではなくなり、正確なデータ反映と業務の効率化につながるものとする。

各学校においては、児童・生徒の転入、転出、病欠、学校行事等による学校給食の中止等がある場合に、適切に変更データを反映することとなっている。また、学校給食センターから各学校に送付される未納通知と各学校のデータを照合することとなっている。しかし、実際には、学校給食センターと各学校とにおいて賄材料収入の不一致が生じており、改善の必要があるものとする。

この表に示した業務フローの説明をすると、次のとおりである。すなわち、学校給食センターは、各学校から給食数の変更及び転入・転出・長期欠席者等の賄材料収入に係る基礎データ（A-1）を紙媒体の「人員の異動報告」（B-1）によって入手している。紙媒体で入手する理由は、現在、沼南地域の11校及び学校給食センターの栄養士に導入されている校務支援システム（Te-Compass）が、学校給食センターの一般職員には導入されていないため、校務支援システムで作成されている賄材料収入の月次データを電子ベースで入手することができないためである。

学校給食センターでは、「人員の異動報告」（B-1）に記載された内容を、表計算ソフトで作成された「給食費納入台帳」（D）に手入力（C）している。「給食費納入台帳」（D）は、各学校別、各クラス別に作成されており、児童・生徒別に各月の賄材料収入の金額が手入力（C）されている。「給食費納入台帳」（D）への手入力後に、表計算ソフトで別に作成された「学校クラス別調定台帳」（E-1）に日々の人員の異動報告（給食数等の異動報告等）のデータを手入力（C）しており、自動計算により「学校別調定台帳」（E-2）が作成されている。「学校別調定台帳」（E-2）に基づいて、財務会計システムに調定額の増減データを手入力（F）している。

学校給食センターは、各学校から賄材料収入に係るデータ（A-2）を紙媒体の「給食費納入状況報告書」（B-2）によって入手している。「給食費納入状況報告書」（B-2）には各学校の各月の賄材料収入の納付状況がまとめられている。例えば、児童・生徒は各クラス別に、職員は全職員合計に、給食数、納入人数及び納入金額が記載されている。また、未納者についても、各クラス別の未納人数、未納金額及び未納者の氏名が記載されている。学校給食センターでは、「給食費納入状況報告書」（B-2）に記載された金額等を、「給食費納入台帳」（D）に手入力（C）している。なお、「給食費納入台帳」（D）の収納金額については、会計課から紙媒体で送付される「収入通知書」（H）の収納額データと毎月照合・検証（J）されている。

前述のとおり、「給食費納入状況報告書」(B-2)には未納者に係る情報が記載されており、学校給食センターでは未納者に係る情報を表計算ソフトにより作成された「学校別未納台帳」(G-1)、「過年度未納台帳(一覧)」(G-2)、「過年度未納台帳(個人別台帳)」(G-3)、「過年度未納台帳(学校別)」(G-4)の4つの未納台帳に別個に手入力(C)している。それらのうち、「学校別未納台帳」(G-1)は、各学校に在籍している児童・生徒及び在籍していた卒業生及び転校生を対象としており、賄材料収入の未納の都度、及びその後の納付された際に、各児童・生徒別に賄材料収入の未納又は納付実績を反映させている。

「過年度未納台帳(一覧)」(G-2)、「過年度未納台帳(個人別台帳)」(G-3)及び「過年度未納台帳(学校別)」(G-4)は、前年度以前に賄材料収入が未納付の在校生、卒業生及び転校生を対象としており、当年度に納付があった場合に納付された金額等を実績として反映させている。

なお、「過年度未納台帳(一覧)」(G-2)は、児童・生徒別に発生年度別の債権金額、当年度の納付金額、未納残額が一覧表形式にて集計されている。また、賄材料収入の滞納状況及び交渉経過を記録するために児童・生徒別の「過年度未納台帳(個人別台帳)」(G-3)が手入力で作成されている。「過年度未納台帳(学校別)」(G-4)は滞納債権が発生した学校別に滞納者が集計されている。

学校給食センターでは、以上のような業務を前提として賄材料収入の債権管理のために2か月に1度、未納通知(I)を各学校長宛に送付している。各学校では、送付された未納通知(I)と自校において管理している賄材料収入の納付データ(A-2)と照合・検証(J)することにより賄材料収入に関して適正な管理を行うこととなっている。

#### 【結果】

予算の手当が必要になる等の様々な制約はあるが、短期的に事務を改善することができる業務と中長期的に改善を行う必要がある業務を明確にし、現在の学校事務の改善の仕組みの中で、現場のノウハウ等により、学校給食センターへの提出データの自動読み込みや複数の財務台帳の統一的なデータ反映等の検討を行うよう要望する。

### カ. 沼南地域の小中学校への指導等のあり方について(指 摘)【学校給食センター】

#### 【現状・問題点】

学校給食センターは、2か月に1度、学校別に在校生の賄材料収入に係る個人別の未納台帳等のデータを沼南地域の11校の小中学校に対して還元している。そのデータにより各学校は所管する在校生の賄材料収入に係る未収債権等の管理を適正に行う必要がある。

しかし、今回の債権管理状況調査の結果を見ると、各学校での未収債権の消込等の管理が十分ではない学校があることが判明した。

また、未収債権の現場管理の状況把握の中で、一部の学校(高柳小学校)については、未収債権の対象となる保護者から、分割納付の誓約書を文書により徴取し、債権管理を確

実に進めている事例が把握された。このような事例は他の小中学校において、債権管理に努力している教頭を中心とする教職員に参考事例として、周知することも学校給食センターの職務のひとつであると考えられる。

学校給食センターは、沼南地域の 11 校の小中学校における給食の実施に必要な事業を行うとされている（柏市学校給食センター条例第 3 条第 4 号）。しかし、学校給食センターは、自らが所管する卒業生等の保護者に係る未収債権に対して、催告を行うことに注力し、各小中学校の在校生の賄材料収入の債権管理に関する指導等が疎かになってしまったと認識している。

学校給食センターは、今後、沼南地域の各小中学校の賄材料収入の徴収、督促、債権管理に関する指導等も併せて行う必要がある。まずは、各小中学校に対し行うべき業務を理解させ、必要な書式様式を定め、各小中学校が適切に運用管理できる体制の構築を支援する必要があるものとする。

なお、各小中学校に対する賄材料収入の管理に関するマニュアルの項目としては次のような例が考えられる。

【債権管理及び滞納対応マニュアル記載の項目例<sup>注</sup>】

区分	記 載 項 目
1	徴収方針の明確化と各小中学校における責務と教職員の関与
2	債権管理台帳及び交渉記録の意義と様式
3	滞納原因の把握と徴収方法の明確化（督促の主体、実施時期、様式等）
4	滞納金の納付依頼の様式例（督促・催告の状況に応じて作成）
5	経済的理由で支払が困難と思われる家庭への対応
6	生活保護世帯、準要保護世帯への対応
7	生活保護認定等の滞納者の過去の滞納債権の取扱い
8	未納付の突然の発生に対する対応
9	長期滞納者及び納付意識に問題等がある保護者への対応
10	分納の合意及び分納誓約書（原則として文書）
11	学校給食センターとの連携
12	債権管理室のノウハウの活用等

注：上記の項目例は、「大分市包括外部監査報告書」に掲載の大分市「学校給食ガイドブック」の「IV 給食費滞納マニュアル」に基づき、外部監査人が一部修正を加えている。

【結果】

学校給食センターは、今後、各小中学校における在校生の賄材料収入の未収債権管理及び滞納管理マニュアルの策定並びに研修会の開催等を行い、各小中学校において賄材料収入の債権管理事務に対する指導・業務支援等の徹底に努められたい。

## ② 沼南地域における小中学校での賄材料収入の債権管理（在校生対象）について

沼南地域における各小中学校（11校）においては、柏地域を中心とする小中学校と異なり、賄材料収入の会計処理方法は公会計（学校施設の設置管理者として特別会計で収入予算をとり、学校給食費をして保護者から徴収し、学校給食費を支出として予算化して賄材料を購入する会計）での対応であり、特別会計における財務会計を基礎とした処理を行っている。学校給食の賄材料費は保護者から徴収する賄材料収入とは別に公費で支出予算が組まれているため、1人当たり賄材料費の基準通り賄材料が購入される。そのことを前提として、以下、沼南地域における小中学校の賄材料収入に係る債権管理に関する意見を述べる。

### ア. 在校生の滞納債権の回収の主体及び仕組みについて（意見）

#### 【各学校・学校給食センター】

#### 【現状・問題点】

各小中学校において賄材料収入の滞納者に対する督促及び催告は、教頭又はクラス担任により実施されている。沼南地域の11校の小中学校のうち、滞納件数及び滞納額が多い4校を対象として、ヒヤリング等を実施した。その結果、風早北部小学校及び高柳小学校では教頭が、一方、風早中学校及び高柳中学校では催告の初期の段階でクラス担任が滞納債権の回収事務を担当していた。

クラス担任が滞納債権の回収事務に対応する場合には、家庭事情の把握及び保護者の状況等を直接、把握することができるメリットがあるが、クラス担任が行動することにより他の児童・生徒に賄材料収入の滞納の実態が漏洩する危険性もあり、その結果、児童・生徒のいじめにもつながりかねないデメリットも考えられる。一方、教頭が滞納債権の回収事務に対応する場合には、他の児童・生徒に学校給食費の滞納の実態が知られる危険性は低くなるが、滞納保護者の家庭の実情等に応じた個別具体的な対応が相対的に難しくなる可能性も考えられる。

これらの事情を踏まえて、賄材料収入に滞納が生じた場合には、まず、家庭の諸事情及び滞納原因を熟知しているクラス担任が当該滞納債権に係る保護者に対応し、教頭とその情報を共有して、対応困難な滞納債権の案件については、教頭が催告を引き継いで実施することにより、クラス担任と教頭の双方の優位性を活かした滞納債権の管理が効果的に実施できるものと考えられる。

#### 【結果】

滞納債権は、未納の直後に即座に対応することで債務者に対する心理的圧力も強まることが期待できるため、毎月の引落日直後の督促が重要である。これに対して、滞納が常態化している場合には、頻繁な電話催告の実施が有効となる。このような滞納直後と長期化

する滞納債権に対する対応の適切な主体に関して、教頭がそのような頻繁な催告を行うことは現実的に難しい面もあるため、クラス担任が実施することも考えなければならない。一方、滞納が常態化している債務者に対しては、クラス担任よりも教頭による催告が功を奏するものと考えられる。滞納原因を把握し、状況に応じ適宜担当を変更して納付を促進する必要がある。

したがって、クラス担任及び教頭のそれぞれの強みを最も効果的に活かすことができるよう、債務者の特性及び滞納原因に応じた督促及び催告の実施を日々の債権回収事務の実務の中から仕組みとして構築することを要望する。例えば、各学校の事務職の事務連絡会等における事務改善のための研究・研修テーマとして滞納者への通知（督促・催告等）のあり方等を課題として採り上げ、共通の課題として解決の方向性を検討するなどの活動等がその手段・プロセスとして考えられる。

## イ. 交渉記録の様式内容について（指摘・意見）【各学校・学校給食センター】

### 【現状・問題点】

学校給食センターは平成 26 年 9 月 1 日付けで「給食費未納者との折衝記録の保存について」の文書を各小中学校に対して配付している。その文書には、給食費未納の保護者との折衝経過等について必ず記録を残すことの徹底が要請されている。沼南地域の 11 校の小中学校の中からサンプル調査を行ったところ、各小中学校の債務者との交渉記録の整備状況は次の表のとおりであった。

### 【各学校の交渉記録の整備状況】

学校名	督促・催告	交渉記録の状況
T小学校	教頭	教頭のノートに日付、内容等を記載している。
K中学校	クラス担任	交渉記録はクラス担任に任せているため、教頭は特に確認していない。全てのクラス担任が作成しているかについても未確認である。
T中学校	クラス担任	交渉記録はクラス担任の週報にメモ程度の記載を行っている。

この表からも分かるとおり、各小中学校において交渉記録は適切に整備されていない可能性が高い。

一方、賄材料収入を過去に滞納した卒業生等の債権を所管する学校給食センターの交渉記録では、個人別の債権管理台帳である「過年度未納台帳（個人別台帳）」の納付勧奨記録及び納付記録欄が該当する。それらの記載項目は、年月日、勧奨内容及び納付状況であり、文書催告の実施、返送、転居時の住民票請求等、詳細に事実が時系列別に記載されている。「過年度未納台帳（個人別台帳）」の様式を使用し管理様式の形式的な統一を図り、

未収債権の少額訴訟の際の証拠の提示に際して、容易に明示することができるよう整備する必要がある。

なお、交渉記録の統一的な様式に記載する項目のうち、必須項目は次のとおりである（柏市債権管理条例施行規則第2条）。

- i 債権の名称
- ii 債務者の氏名及び住所
- iii 債権の金額
- iv 履行期限
- v 担保（保証人の保証を含む。）の設定がある場合はその事項
- vi 履行状況、対応状況等
- vii 債務者の所在及び財産調査の状況

**【結果】**

学校給食センターの「過年度未納台帳（個人別台帳）」等の記載事例を参考にして、各小中学校における交渉記録の様式を定められたい。

**ウ. 効果的な債権回収事例の共有と改善の仕組みの構築について（意見）**

**【各学校・学校給食センター】**

**【現状・問題点】**

高柳小学校では、催告書の発送を通常の封筒とは異なる色（黄色）の封筒を使用して、賄材料収入の滞納者に対して納付を注意喚起する取組みが行われていた。また、同小学校では、分納誓約書の提出を受けるなど、滞納債権の解消に向けた具体的な取組みが実施されていた。各小中学校においてもこのような効果的な取組みを参考にすることが望まれる。

なお、各小中学校において納付遅れが常態化している場合などは、最初の引落日に納付がなかった場合に即座に連絡し、2回目の再引落時前に口座への入金を依頼するなどの方策をとっている小中学校が多い。一方、最終の引落月を年度の2月から1月に、1か月早めることにより、十分に催告し回収努力を行う期間を確保することも検討に値する。

このような債権回収事務に係る効果的な事例や創意工夫の方策について、学校給食センターは、各小中学校との意思疎通を密にし、他の小中学校に共有させていくことも所掌事務のひとつであると考えられる。

**【結果】**

催告書発送時の封筒の色の工夫や分納誓約書の入手など、一部の学校で実施している効果的な債権回収事務の事例を他の小中学校においても活用することができるよう、小中学校の横の連絡会議等において、その仕組みを情報共有し、自発的な改善活動のテーマとして取り上げ、更に効果的な仕組みに改善していくことを要望する。

## エ. 賄材料収入の滞納原因の把握・分析とその対応について（意見）

### 【各学校・学校給食センター】

#### 【現状・問題点】

各小中学校において、賄材料収入の滞納原因を把握・分析し、結果として事務改善につながる活動を組織的に実施している小中学校の事例を、外部監査における調査・検証手続の中で把握することができなかった。

例えば、経済的な困窮の事例では、既に生活保護や就学援助金の申請による承認により、以後の未収金は新規には発生しない状況である。しかし、その場合でも、既に発生している賄材料収入の滞納案件については、納付を免除されることはない。このような経済的困窮者の過去の滞納債権に対してどのように取組むべきかについては対応困難な場合も少なくない。ひとつの解決策としては、滞納している保護者の状況を十分に把握して、仮に分納の可能性がある場合は、月単位で分納が可能な金額を合意して、保護者の月単位の支払負担を軽減することに取り組む必要がある。

また、年度途中で退職・疾病等により著しく収入が減少し、就学が困難になった場合に、就学援助制度を随時申請するよう勧奨することも可能であり、就学援助制度の申請を勧奨している学校も少なくない（「就学援助制度」柏市ホームページより）。

学校給食費の納付が急に滞った場合には、早期に滞納原因を把握し、就学援助制度の利用を促し、保護者の負担の軽減につながるよう努力することが必要である。

上記以外の場合は、経済的には困窮とまでは言えない保護者が賄材料収入を支払っていない場合に該当するものと考えられる。その未払いの債務を口頭では支払うという約束をするだけで、実際にはその約束を履行しない悪質な保護者も実際には存在することを把握している。

そのような悪質な保護者に対しては、法的措置をとる意思を催告書等の通知で明確に記載し知らせることが必要である。また、催告書の通知書の色を段階的に変えることなどして注意を喚起する等の手法（高柳小学校における催告通知書の色の工夫）も各学校間で共有する必要がある。

また、賞与支給時の催告や年度末の引落日の早期化による催告期間の十分な確保についても検討するに値する。

学校給食センターは、各学校が行うべき滞納原因の把握とその結果について、情報共有に努め、様々な理由による滞納に対して、該当する各学校に対するアドバイスを行うなども期待されているものとする。このような活動を踏まえ、滞納原因に基づいた具体的な指針を提供することも効果的であるとする。

#### 【結果】

滞納原因を把握することは、その後の納付の促進及び保護者負担の軽減につながることから、各小中学校及び学校給食センターは滞納原因の把握に努力し、生活困窮による滞納

への対応方法や生活困窮に至らない悪質な滞納者への対応方法等の仕組みの共有化に努めるよう要望する。

### ③ 柏地域を中心とする小中学校での賄材料収入の債権管理（在校生対象）について

柏地域を中心とする各小中学校（51校）においては、沼南地域の小中学校と異なり、賄材料収入の会計処理方法は私費会計（学校長の責任で賄材料の対価を保護者に請求し、賄材料を購入する会計）での対応であり、特別会計における財務会計を基礎とした処理は一切行われぬ。私費会計においては、金銭出納の記録の方法や様式が任意であり、事務職の自発的な研究会で過去に開発した校納金の収納システムを使用した管理がなされている。私費会計においては、保護者から徴収する賄材料収入を原資にして、賄材料の購入が行われるため、賄材料収入に未納が発生する場合、学校給食の献立作成に影響を生じさせざるを得ない実態がある。したがって、柏地域を中心とする賄材料収入の滞納の発生は、単に収入の欠損の問題だけではなく、1食あたりの給食の内容に関わる問題があるものとする。そのため、柏地域を中心とする小中学校の教頭を始め賄材料収入の滞納管理に携わる教職員は、給食の量と質に関わる問題としてその滞納管理の問題をとらえている。そのことを前提として、以下、柏地域を中心とする小中学校の賄材料収入に係る債権管理に関する意見を述べる。なお、柏地域を中心とする各小中学校と沼南地域における会計制度の違いに起因する諸問題とその解決策については、総括的意見を参照されたい（36～38頁）。

#### ア. 在校生の滞納債権の回収の主体及び仕組みについて（意見）

##### 【各学校・学校保健課】

##### 【現状・問題点】

柏地域を中心とする小中学校の賄材料収入の滞納者に対する督促及び催告は、事務補助者と教頭又はクラス担任が実施している。

柏地域を中心とする小中学校のうち、滞納件数及び滞納額が多い複数の小中学校を対象として、ヒヤリング等を実施した。その結果、毎月の賄材料収入の口座からの引落としは毎月、第1回目が概ね5日、引落としができなかった場合は、「お手紙」という通知を保護者に送付等し、概ね15日の第2回目の引き落としに備える。それでも引き落としができない場合、再度の通知を送付等し、学校に納付に来ていただくようお願いするとともに、月次の未納者リストを作成し、常勤の事務又は栄養士及び教頭に提出する。最初の通知である督促業務を含むこれらの事務は、事務補助が実施している場合が多い。

月次の未納者リストを受けて、保護者に納付のお願いの催告をするのは、教頭である場合が多い。しかし、学校によって、事務処理の多忙な教頭が催告を行う頻度や交渉記録の記載方法には大きな相違があり、統一した対応の手法が広まっていないものと考えられる。

一部に教頭ではなくクラス担任が催告行為を行う学校もあったが、その際のメリットやデメリットは、前述の②ア（沼南地域に係る事例と分析等）を参照されたい。

#### 【結果】

滞納債権は、未納の直後に即座に対応することで債務者に対する心理的圧力も強まることが期待できるため、毎月の引落日直後の督促が重要である。これに対して、滞納が常態化している場合には、頻繁な電話催告の実施が有効となる。このような滞納直後と長期化する滞納債権に対する対応の適切な主体に関して、教頭がそのような頻繁な催告を行うことは現実的に難しい面もあるため、クラス担任が実施することも考えなければならない。一方、滞納が常態化している債務者に対しては、クラス担任よりも教頭による催告が功を奏するものと考えられる。滞納原因を把握し、状況に応じ適宜担当を変更して納付を促進する必要がある。

したがって、クラス担任及び教頭のそれぞれの強みが最も効果的に活かすことができるよう、債務者の特性及び滞納原因に応じた督促及び催告の実施を日々の債権回収事務の実務の中から仕組みとして構築することを要望する。

### イ. 交渉記録の様式内容について（指摘・意見）【各学校・学校保健課】

#### 【現状・問題点】

柏地域を中心とする小中学校の賄材料費の滞納管理の中では、統一的な交渉記録の記載方法は存在しない。しかし、その交渉記録は最終的に法的措置に訴える場合に重要な証拠として取り扱われるものであるため、各学校においては交渉記録の様式の不備や記録内容の質には十分留意しなければならないものとする。

交渉記録の統一についても、②イ（沼南地域に係る事例と分析等）を参照されたい。

例えば、賄材料収入を過去に滞納した卒業生等の債権を所管する学校給食センターの交渉記録を例に、個人別の債権管理台帳である「過年度未納台帳（個人別台帳）」の納付勧奨記録及び納付記録欄には、年月日と勧奨等の区分及び勧奨内容及び納付状況欄が設定されており、文書催告の実施、返送、転居時の住民票請求等、詳細に事実が時系列別に記載されていることを述べている。これらのうち「過年度未納台帳（個人別台帳）」の様式を使用し管理様式の形式的な統一を図り、未収債権の少額訴訟の際の証拠の提示に際して、容易に明示することができるよう整備する必要があるとしている。

なお、交渉記録の統一的な様式に記載する項目として、次のとおり必須項目を列挙している（柏市債権管理条例施行規則第2条）。

- i 債権の名称
- ii 債務者の氏名及び住所
- iii 債権の金額
- iv 履行期限

- v 担保（保証人の保証を含む。）の設定がある場合はその事項
- vi 履行状況、対応状況等
- vii 債務者の所在及び財産調査の状況

**【結果】**

学校給食センターの「過年度未納台帳（個人別台帳）」及び柏市債権管理条例施行規則第2条の記載事例を参考にして、柏地域を中心とする各小中学校においても、交渉記録の様式を定められたい。なお、交渉記録に係る統一的な様式について、各学校で定めることが難しい場合、学校給食を所管する学校保健課等が支援し、協力してその様式の統一した策定を図られるよう要望する。

**ウ. 効果的な債権回収事例の共有と改善の仕組みの構築について（意見）**

**【各学校・学校保健課】**

**【現状・問題点】**

柏地域を中心とする小中学校では、沼南地域における一部の学校（高柳小学校）での効果的な取組み（催告のための通知の封筒の色の工夫等）は、見られなかった。ただし、一部の学校では、文書による分納計画を取交し、回収の努力を行っていた。

このような滞納債権の回収努力の効果的な事例は、地域の違いや会計処理方法の違い等に拘らず、他の小中学校においても積極的に取り入れることが必要であると考えます。

このような債権回収事務に係る効果的な事例や創意工夫の方策について、学校保健課はこれまで具体的には把握してこなかった。今後は、会計制度の方式の統一の課題も控えているものと考えられる。したがって、学校保健課においても、各小中学校との意思疎通を密にし、私費会計での会計処理の実態を的確に把握し、他の小中学校にその効果的な事例とノウハウを共有させていくことも必要であると考えます。

**【結果】**

例えば、催告書発送時の封筒の色の工夫や分納誓約書の入手、就学援助金の申請に際して、滞納分への充当に係る任意の同意を得るなど、一部の学校で実施している効果的な債権回収事務の事例を他の小中学校においても活用することができるよう、小中学校の横の連絡会議等において、その仕組みを情報共有し、自発的な改善活動のテーマとして取り上げ、更に効果的な仕組みに改善していくことを要望する。

また、学校保健課においては、今後の会計方式の統一を目指して、小中学校の実態を的確に把握し、私費会計における賄材料収入の回収努力に対する支援を行うよう要望する。

## エ. 賄材料収入の悪質な滞納者への対応について（意見）【各学校・学校保健課】

### 【現状・問題点】

柏地域を中心とする小中学校の実態調査を行う過程で、一部の学校においては悪質な保護者の存在が把握された。当該学校の未収債権の年齢別内訳は次のとおりである。

#### i N小学校の事例

##### 【平成28年度N小学校 滞納年齢別滞納状況一覧】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
学校給食費（賄材料）収入	0～1年以内	4	22.2%	145,220	24.0%
	1年超～2年以内	2	11.1%	46,905	7.7%
	2年超～3年以内	5	27.8%	173,840	28.7%
	3年超～4年以内	3	16.7%	89,835	14.8%
	4年超～5年以内	2	11.1%	95,135	15.7%
	5年超	2	11.1%	55,120	9.1%
	合計	18	100.0%	606,055	100.0%

注：「滞納年齢」とは、平成28年度における未納額の合計の内訳のうち、平成28年度から遡って、平成24年度までの間（「0～1年以内」～「4年超～5年以内」）の各年度に未納となった学校給食費の未収債権と平成23年度以前に未納となった学校給食費の未収債権の合計額を調べるための用語として使用している。（児童・生徒の年齢や学年とは無関係である。）以下、同様。

柏地域では在校生だけではなく、卒業生に係る未納案件も、学校長の責任の下、教頭、栄養士及び事務補助が債権回収努力を行っている。N小学校には卒業生及び在校生の子を持つ悪質な保護者が存在することに労力を使っていた。

#### ii T中学校の事例

##### 【平成28年度T中学校 滞納年齢別滞納状況一覧】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
学校給食費（賄材料）収入	0～1年以内	3	30.0%	78,798	19.1%
	1年超～2年以内	2	20.0%	92,805	22.5%
	2年超～3年以内	1	10.0%	58,080	14.1%
	3年超～4年以内	2	20.0%	79,845	19.3%
	4年超～5年以内	2	20.0%	103,278	25.0%
	5年超	0	0.0%	0	0.0%
	合計	10	100.0%	412,806	100.0%

T中学校においても悪質な滞納者である保護者が存在し、担当者と教頭が回収努力を日々行っているが、催告書である通知を送付し続けても効果がない状況が続いていた。外部監査の過程を経て、今後は法的措置の可能性を検討する方向で動いている。

### iii S中学校の事例

【平成28年度S中学校 滞納年齢別滞納状況一覧】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (件、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
学校給食費 (賄材料) 収入	0～1年以内	12	41.4%	388,875	41.6%
	1年超～2年以内	7	24.1%	259,690	27.8%
	2年超～3年以内	4	13.8%	99,560	10.7%
	3年超～4年以内	6	20.7%	186,120	19.9%
	4年超～5年以内	-	-	-	-
	5年超	-	-	-	-
	合計	29	100.0%	934,245	100.0%

S中学校では、月1回の教職員会議で賄材料収入の未納を含む校納金の滞納管理状況を報告することとしている。また、滞納者には保護者面接や進路指導の後などを活用し、滞納額の納付を促している。また、滞納額の納付計画書に合意するよう説明もしている。

賄材料収入の減少により学校給食の献立作成に影響を生じさせざるを得ない現状があり、その課題を全く理解しない保護者が存在することは、教頭はじめ学校給食に携わる栄養士、事務職が日々頭を悩ます重要な問題である。このような保護者は特に生活に困窮しているわけではなく、社会的な責任感に欠ける問題保護者である。したがって、より強力な手段により、賄材料収入の滞納を促すことが必要である。例えば、催告書の通知文の中に法的な措置をとる準備があることを明記することでも、多少なりとも効果があることは、公会計方式をとっている沼南地域の事例でも実証されている。

外部監査の過程では、悪質な事例が存在するそれぞれの学校の教頭及び栄養士に対して、そのような手法とノウハウを有する債権管理室の知見の蓄積（充実した手引の内容）等を紹介し、学校保健課の支援協力のもとで、早速実践を検討する学校もあった。

#### 【結果】

生活困窮に至らない悪質な滞納者への対応に困っている小中学校においては、法的措置の可能性について、学校長及び教頭は十分に検討して方向性を見出し、その結果を踏まえ、悪質な滞納者への効果的な対応手法のひとつとして、債務名義の取得等の法的措置を明記した催告書の通知などを悪質な滞納者に送付することも検討されるよう要望する。

一方、学校保健課では、各学校が抱える保護者の悪質な滞納状況を的確に把握し、情報共有に努め、各学校の求めに応じて、効果的な対応手法を支援する体制の仕組みづくりに努力するよう要望する。

## 14. 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権について [債権番号：314]

### (1) 概 要

#### ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権の基本情報について

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭の父母等の経済的自立と児童の福祉向上を支援することを目的として、児童の就学支度資金や修学資金等の各種資金を無利子または低利子（年 1.0%）で貸付けるものである。

貸付の対象者は、柏市内に居住するひとり親家庭の父母、児童、寡婦、母子・父子福祉団体等であり、申込みにあたっては、原則として連帯保証人（原則として、年収が概ね 300 万円以上で、柏市内在住の 65 歳以下の者）が必要になる。

具体的な貸付金の内容は次のとおりである（「母子父子寡婦福祉資金貸付金について」（柏市ホームページより））。

貸付資金名	貸付対象者	内 容
就学支度資金	母，父，児童	児童が就学，修業するために必要な被服等の購入に必要な資金
修学資金	母，父，児童	児童が高校・大学・高専・専修学校に就学するのに必要な資金
修業資金	母，父，児童	児童が就職するのに必要な知識技能を修得するための資金
就職支度資金	母，父，児童	ひとり親家庭の父母または児童が就職するのに直接必要な被服，履物等を購入する資金
技能習得資金	母，父	ひとり親家庭の父母が就職するのに必要な知識技能を修得するための資金
生活資金	母，父	<ul style="list-style-type: none"> <li>①知識技能を修得している間</li> <li>②医療・介護を受けている間</li> <li>③ひとり親家庭になって7年未満の父母</li> <li>④養育費取得に係る裁判費用</li> <li>⑤失業中</li> </ul> の生活を安定・維持させるために必要な資金
住宅資金	母，父	住宅を建設し，購入し，増築等するのに必要な資金
転宅資金	母，父	住宅を移転に際して必要な資金
結婚資金	母，父	児童の婚姻に際し必要な資金
医療介護資金	母，父，児童 ※介護の場合は児童を除く	ひとり親家庭の父母または児童が医療または介護（当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金
事業開始資金	母，父， 母子・父子福祉団体	事業を開始するのに必要な資金
事業継続資金	母，父， 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金

また、各種貸付金の貸付期間、利率、償還期間は以下のとおりである。なお、返済方法は、据置期間の経過後、それぞれの資金ごとに定められた期間内で、原則として月賦払い

によることとなる（「母子父子寡婦福祉資金貸付金について」（柏市ホームページより））。

貸付金の種類	貸付の限度額			利率	償還期間（据置期間）	
就学支度資金	小学校（非課税世帯）		40,600円以内	無利子	小学校・中学校は1年以内 （入学後6か月）	
	中学校（非課税世帯）		47,400円以内			
	高校・高専・ 専修学校（高等・一般）	（国公立）	150,000円以内		その他は、同時貸付の 修学・修業資金と同じ期間 （卒業後6か月）	
		（私立）	410,000円以内			
	大学・短大・ 専修学校（専門）		（国公立）370,000円以内 （私立）580,000円以内		5年以内（卒業後6か月）	
修業施設等		90,000円以内				
修学資金	高校 専修学校 （高等課程）	国公立	月額 27,000円以内	無利子	国公立の場合 借りた期間の3倍	
		私立	月額 45,000円以内			
	高専	国公立	月額 31,500円以内			私立の場合 借りた期間の4倍
		私立	月額 48,000円以内			
	短大 専修学校 （専門課程）	国公立	月額 67,500円以内		（卒業後6か月）	
		私立	月額 79,500円以内			
	大学	国公立	月額 67,500円以内		5年以内（卒業後6か月）	
		私立	月額 81,000円以内			
	専修学校 （一般課程）	国公立	月額 48,000円以内		6年以内（卒業後1年）	
	私立	月額 48,000円以内	6年以内（卒業後1年）			
修業資金	月額 68,000円以内		6年以内（1年）			
就職支度資金	100,000円以内		20年以内（卒業後1年）			
技能習得資金	月額 68,000円以内		20年以内（卒業後6か月）			
生活資金	技能習得期間中	月額 141,000円以内	5年又は8年以内（6か月）			
	その他	月額 103,000円以内	6年以内（6か月）			
住宅資金	1,500,000円以内		3年以内（6か月）			
転宅資金	260,000円以内		5年以内（6か月）			
結婚資金	300,000円以内		5年以内 （治療・介護後6か月）			
医療介護資金	介護	500,000円以内	7年以内（1年）			
	医療	340,000円以内	7年以内（6か月）			
事業開始資金	2,850,000円以内					
事業継続資金	1,430,000円以内					

- ※ 修学資金・修業資金・就職支度資金・就学支度資金については児童本人が借受者となることができます。また、児童に関する貸付については、児童本人との面談等が必要になります。
- ※ 修学資金・就学支度資金は自宅通学の場合の限度額です。
- ※ 生活資金のうち、技能習得期間及び医療又は介護保険法に規定する保険給付サービスを受けている期間の貸付は無利子となります。
- ※ 生活資金のうち、医療又は介護保険法に規定する保険給付サービスを受けている期間又は失業による貸付の償還期間は5年以内、ひとり親家庭の父母となって7年未満の貸付は8年以内となります。
- ※ 償還金が納期限までに納入されない場合、延滞元利金額について年5%の違約金が発生します。
- 注1 連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は年1.0%の有利子での貸付となります。

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権については、上記貸付金に係る償還金元金及びその利子並びに借受人が支払期日までに償還金等を支払わなかった場合等に課される遅延損害金であり、その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

母子父子寡婦福祉資金貸付金

イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権

ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

こども福祉課（賦課・徴収・未収管理部門は同一部門）

エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、柏市債権管理条例、柏市母子父子寡婦福祉資金貸付規則、柏市母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領、柏市母子父子寡婦福祉資金償還金収納事務取扱要領

オ. 債権管理システム等

母子父子寡婦福祉資金システム

カ. 債権管理上のリスク等

母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理上のリスクについて、こども福祉課では次のとおり考えている。

- i 件数が多いため、管理システム等、ITの活用が不可欠であり、管理システムの仕組み等を熟知している必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となるリスクがある。
- iii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不利益が生じるリスクがある。
- iv 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある一方、過度の配慮により債権回収のために必要な手続が不十分となるリスクがある。

キ. 債権の管理目標

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権を管理する目標として、こども福祉課では次のとおり考えている。

- i 債権の網羅的な管理、債権金額、件数等の管理における正確性
- ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権の決算情報等について

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。なお、違約金に係る金額は含まれていない。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	13,900,000	13,900,000	18,000,000	129.5%	129.5%
現年課税・賦課分	12,300,000	12,580,000	16,100,000	130.9%	128.0%
滞納繰越分	1,600,000	1,320,000	1,900,000	118.8%	143.9%
調定額	30,887,071	31,206,409	23,906,869	77.4%	76.6%
現年課税・賦課分	15,702,324	18,576,792	14,275,179	90.9%	76.8%
滞納繰越分	15,184,747	12,629,617	9,631,690	63.4%	76.3%
収入済額	18,257,454	21,574,719	14,430,690	79.0%	66.9%
現年課税・賦課分	14,469,570	17,870,970	13,347,425	92.2%	74.7%
滞納繰越分	3,787,884	3,703,749	1,083,265	28.6%	29.2%
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	12,629,617	9,631,690	9,476,179	75.0%	98.4%
現年課税・賦課分	1,232,754	705,822	927,754	75.3%	131.4%
滞納繰越分	11,396,863	8,925,868	8,548,425	75.0%	95.8%
収納率	59.1%	69.1%	60.4%	1.3%	-8.8%
現年課税・賦課分	92.1%	96.2%	93.5%	1.4%	-2.7%
滞納繰越分	24.9%	29.3%	11.2%	-13.7%	-18.1%
予算現額 - 収入済額	△ 4,357,454	△ 7,674,719	3,569,310	-81.9%	-46.5%
現年課税・賦課分	△ 2,169,570	△ 5,290,970	2,752,575	-126.9%	-52.0%
滞納繰越分	△ 2,187,884	△ 2,383,749	816,735	-37.3%	-34.3%

平成28年度の収納率は前年度と比較して低下しており、特に滞納繰越分の収納率は大きく低下している。なお、本貸付金自体が比較的生活に余裕のない世帯を対象にしたものであり、償還金を滞納する者は特に生活に困窮していることが多いことから、滞納繰越分の収納率が非常に低い状況にあるのは他の自治体においても共通の課題である。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収債権滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	98	10.2%	927,754	9.8%
1年超～2年以内	75	7.8%	601,929	6.4%
2年超～3年以内	83	8.6%	743,959	7.9%
3年超～4年以内	79	8.2%	749,382	7.9%
4年超～5年以内	53	5.5%	448,900	4.7%
5年超	576	59.8%	6,004,255	63.4%
合計	964	100.0%	9,476,179	100.0%

ここでの滞納件数は、月賦払いの償還金の1件1件をすべて集計したものであり、滞納者の人数を示すものではない。なお、平成29年3月末現在の滞納者の人数は26名である。

また、本貸付に係る事務は平成20年度に千葉県より移管されたものであるが、滞納年齢5年超の576件の半分以上は千葉県から引き継いだものとのことである。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金の決算推移】 (単位:円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成25年度	—	—	125,786,931
平成26年度	17,304,000	15,580,632	127,510,299
平成27年度	17,762,548	18,463,651	126,809,196
平成28年度	24,195,350	14,163,583	136,840,963

平成28年度においては、修学資金の貸付限度額が上がったため、平成27年度以前と比べて貸付金額が増加し、年度末残高も増加した。

(2) 手 続

母子父子寡婦福祉資金貸付金未収債権に係る未納状況一覧表、滞納整理表、債権管理台帳、分納誓約書、督促状、催告書、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

## ① 違約金について

### ア. 違約金（遅延損害金）債権の事後調定について（指 摘）【こども福祉課】

#### 【現状・問題点】

違約金（遅延損害金）については、母子父子寡婦福祉資金システム上で自動計算される。計算方法としては、各月の償還金ごとに、償還が完了する都度、違約金が計算され、納入通知書を発送することにより請求が行われている。つまり、滞納している償還金が納付されるまでは金額が確定しないが、逆に、滞納している償還金が納付された場合はその時点で違約金が確定するため、正式に違約金を当該滞納者に請求することとなる。しかし、財務会計上の調定行為は、その請求時点では行われておらず、違約金が納付されたことを確認してから調定行為が行われている（事後調定）。

一方、収入の調定は事前の調定が原則である。そして、柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから違約金の調定期は、納入通知を発したときと考えられる（柏市財務規則第 29 条第 1 項第 3 号）。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の 7 日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている（柏市財務規則第 33 条第 1 項）。

したがって、滞納していた母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金が納付されたときに、違約金の納入の通知を発する際に、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定行為の原則に反するものと考えられる。仮に、滞納された償還金が納付された場合でも、違約金の納付がなされない場合は、違約金債権の調定がなされない現状では、会計上簿外債権として管理していることを許容していることとなる。その影響額を過去にさかのぼって算定することは不可能に近い。

このように原則的な調定の時期を厳守しない場合、違約金の債権について事前に会計処理を行わないことを意味し、資産の保全上、透明性に欠けるため問題があり、債権の網羅的な把握を行う統制ルールにも悖るものと考えられる。

#### 【結果】

母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納債権が納付された場合の違約金については、柏市財務規則（柏市財務規則第 29 条第 1 項第 3 号）に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われたい。

違約金の調定期に関する現在の事後調定のルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定期の正当性を検討し、違約金の調定期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。

また、確定違約金の調定の遡及については、総括的意見（第3Ⅱ）にも記載のとおり、次のように考える（34頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した延滞金又は遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定延滞金又は確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも今後発生する確定延滞金又は確定遅延損害金に対する措置であるとするこもやむを得ないものとする。

#### イ. 潜在的な違約金債権について（意見）【こども福祉課】

##### 【現状・問題点】

前述のとおり、違約金債権の計算方法としては、各月の償還金ごとに償還が完了する都度違約金が計算されている。したがって、現状では、償還遅延が発生していても償還が完了するまでの間は違約金を計算することはない。

ところが、1.（1）②の滞納額の内訳のとおり、長期間償還未済となっている元利金は相当程度多額であり、これに係る違約金も多額に上ることが想定される。監査人が監査実施時（平成29年8月25日）においてサンプル5件について試算した結果は以下のとおりである。

債務者	平成29年8月25日現在 元利金未収残高	平成29年8月25日現在 違約金未収残高	平成29年8月25日現在 潜在的違約金残高 (監査人試算)
A	3,538,353円	222,342円	3,188,873円
B	1,064,560円	478,000円	1,759,302円
C	617,669円	133,300円	1,556,454円
D	285,000円	162,500円	676,981円
E	42,938円	490,200円	96,373円

##### (参考)

潜在的違約金残高の試算は以下のとおり表計算ソフト（エクセル）を用いて実施した。（具体例としてEの算定過程を以下に示す。）

起算日	H29.8.25				
違約金利率	H27.3.31 まで		10.75% …①		
	H27.4.1 から		5% …②		
債務者	元金 ③	償還予定日	H27.3.31まで	H27.4.1から	違約金額
			の経過日数 ④	の経過日数 ⑤	$\frac{①}{365} \times ③ \times ④ + \frac{②}{365} \times ③ \times ⑤$
E氏	6,134	H7.3.31	7,305	877	13,934
	6,134	H7.5.1	7,274	877	13,878
	6,134	H7.5.31	7,244	877	13,823
	6,134	H7.6.30	7,214	877	13,769
	6,134	H7.7.31	7,183	877	13,713
	6,134	H7.8.31	7,152	877	13,657
	6,134	H7.10.2	7,120	877	13,599
					<u>96,373</u>

上記のとおり、長期滞納者については潜在的な違約金が膨れ上がっており、仮に不納欠損処理等により元利金が消滅したとしても、その時点で新たに多額の違約金債務を負うことになる。しかし、長期滞納となっている原因が生活困窮であり、債務者の資力が乏しいことが想定されることから、潜在的違約金債務を全額回収することは必ずしも現実的であるとは言えない。

**【結果】**

長期滞納者の潜在的な違約金について、回収不能が見込まれるのであれば、元利金が消滅した後、適時に徴収停止、不納欠損処理を行うよう要望する。

なお、この違約金の取扱いについては、総括的意見（第3Ⅱ）においてもより現実的な対応に関する意見を述べているため、措置に当たっては参考とされたい。

**ウ. 違約金納付に係るトラブルについて（意見）【こども福祉課】**

**【現状・問題点】**

違約金については、償還開始月の2か月前に発送する「償還開始のお知らせ」や、滞納発生の際に発送する督促状や催告書において説明文書の記載がある。しかし、納期限内での納入が前提であることから、違約金の詳細な計算方法や請求時期等の説明は通常業務としては行われておらず、債務者が違約金の発生について正しく理解していない可能性がある。

また、現行の実務上は、連帯保証人に対して催告を実施するのは、主債務者が納付困難な状況になってからであることがほとんどであるが、連帯保証人が滞納の事実を知った時点ですでに納付期日から大幅な日数が経過しており、違約金納付に関してトラブルとなっている事例も存在している。

**【結果】**

主債務者に対しては、各月の償還金の督促並びに催告時に、参考情報としてその時点での違約金の残高、並びに遅延すると違約金がさらに増える旨の通知をすること等により、違約金の発生状況についての正しい理解と早期の償還を促すことを要望する。

また、主債務者に督促、催告を行った旨並びにその時点での違約金の情報等については連帯保証人に対しても同時に共有すること等により、連帯保証人との間での違約金納付に係るトラブルを事前に防止する仕組みを構築するよう要望する。

**② 催告手続について（意見）【こども福祉課】**

**【現状・問題点】**

母子父子寡婦福祉資金貸付金の長期滞納者についてサンプル抽出し、滞納整理台帳（母子寡婦記事台帳）を閲覧したところ、以下のとおり催告手続が十分ではないと考えられる事例が発見された。

債務者	平成 29 年 3 月末 債務残高	滞納期間	催告状況
A	3,538,353 円 (違約金は含まない)	最も古い償還金で平成 15 年 6 月償還予定分より滞納	平成 28 年 9 月 30 日以降返済なし 平成 28 年 8 月以降は債務者と接触・交渉の記録なし

Aについては、平成 28 年 9 月 30 日以降返済が止まっているが、平成 28 年度中においては、その後も納付期日後 1 か月を経過した違約金債権に対する督促状を発送するのみであった。

なお、当該債権は平成 29 年 8 月に債権管理室に移管され、同月より毎月 70,000 円納付されており、今後も納付が進むものと期待されている。しかし、本来であれば所管課であるこども福祉課において、より早期に適切な催告手続が行われるべきであったと考える。

**【結果】**

こども福祉課において滞納者に対する催告手続が十分に行われていなかった原因としては、生活困窮の状況にあると思われる滞納者に対して過度に配慮する意識のほか、所管課担当者の債権回収に関する知見が決して十分ではないことが考えられる。

そこで、例えば、債権管理室主催で座学の研修を行うほか、臨戸催告にあたって債権管

理室担当者が帯同する等の方法により、債権管理室に蓄積されている債権回収手続の知見をこども福祉課の債権管理担当者と共有し、こども福祉課において適時適切な催告手続を実施できる体制を構築するよう要望する。

### ③ 履行延期の審査について（指 摘）【こども福祉課】

#### 【現状・問題点】

現状では、貸付金の償還について履行延期を認める場合において、債務者から償還計画確約書（いわゆる履行延期の申請書に相当する書面）を徴求していない事例が多数を占めている。これは、柏市母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領第 24 条において、「償還計画確約書を徴するよう努める」と規定されており、履行延期を認める場合に申請書の提出を必須としていないことによる。また、償還計画確約書を徴求している場合においても、償還計画確約書には財産・収入の状況について情報を記載する欄はなく、所管課としても、債務者の財産・収入の状況について積極的に情報収集を行っていない状況である。

これらの規定や実務の趣旨としては、生活困窮の状況にあると思われる債務者に対する配慮等が考えられるが、本来であれば、債務者に対して履行延期という期限の利益を与える条件として、債務者に収入や財産状況についての情報を申請させた上で、それを裏付ける資料の提出を要求することは当然と言える。柏市財務規則第 291 条においても、履行延期の特約等に付する条件として、債務者又は保証人に対し、その債務又は資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることと規定されている。

#### 【結果】

監査実施の過程で、こども福祉課は、「償還計画確約書」に添付する資料として「収支状況調査票」を導入した（平成 30 年 1 月使用開始）。これによって、履行延期の審査に先立って、債務者の資力を調査するための仕組みが整備されたところである。

今後は、履行延期の申請を受ける場合に、当該仕組みの適切な運用を徹底することにより、履行延期の審査の実効性を確保されたい。

## 15. 柏市育英資金貸付金に係る未収債権について [債権番号 : 315]

### (1) 概 要

#### ① 柏市育英資金貸付金に係る未収債権の基本情報について

柏市育英資金貸付金に係る未収債権については、「柏市育英基金条例」（以下、「育英基金条例」という。）及び「柏市育英資金規則」（以下、「育英資金規則」という。）に則り、学資の支弁が困難であると認められる大学生等に対し、教育の機会均等を図る目的で貸し付ける資金であり、その基本的な情報は、次のとおりである。なお、育英資金貸付制度は、平成 19 年度に廃止されており、平成 20 年度以降、新たな貸し付けは行われていない。

#### ア. 債権名称

柏市育英資金貸付金

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権（民法第 587 条）

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

学校教育課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

民法、地方自治法、地方自治法施行令、柏市育英基金条例、柏市育英資金規則、柏市財務規則、柏市債権管理条例、柏市債権管理条例施行規則、私債権等管理の手引き

#### オ. 債権管理システム等

紙台帳「育英資金債権管理簿」で管理している。

カ. 債権管理上のリスク等

柏市育英資金貸付金の債権管理上のリスクについて、学校教育課では次のとおり考えている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

キ. 債権の管理目標

柏市育英資金貸付金に係る未収債権を管理する目標として、学校教育課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性
- iii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

② 柏市育英資金貸付金に係る未収債権の決算情報等について

柏市育英資金貸付金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【柏市育英資金貸付金債権（収入未済債権）決算データの推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	412,000	240,000	144,000	35.0%	60.0%
現年課税・賦課分	316,000	144,000	64,000	20.3%	44.4%
滞納繰越分	96,000	96,000	80,000	83.3%	83.3%
調定額	412,000	240,000	144,000	35.0%	60.0%
現年課税・賦課分	316,000	144,000	64,000	20.3%	44.4%
滞納繰越分	96,000	96,000	80,000	83.3%	83.3%
収入済額	316,000	160,000	144,000	45.6%	90.0%
現年課税・賦課分	316,000	144,000	64,000	20.3%	44.4%
滞納繰越分	0	16,000	80,000		500.0%
不納欠損額	0	0	0		
現年課税・賦課分	0	0	0		
滞納繰越分	0	0	0		
収入未済額	96,000	80,000	0	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	0	0	0		
滞納繰越分	96,000	80,000	0	0.0%	0.0%
収納率	76.7%	66.7%	100.0%	23.3%	33.3%
現年課税・賦課分	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	0.0%	16.7%	100.0%	100.0%	83.3%
予算現額 - 収入済額	96,000	80,000	0	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	0	0	0		
滞納繰越分	96,000	80,000	0	0.0%	0.0%

### ③ 貸付制度の廃止と貸付金の返済について

柏市育英資金貸付制度は平成 19 年度で終了し、貸付金元本の返済も平成 29 年度中に完了している。

## (2) 手 続

債権管理簿、誓約書、納入通知書（領収証書）、督促状、「柏市育英資金貸付金の返済完了について（通知）」と題する書面等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘及び意見を述べることとする。

### ① 督促状の納期限について（意 見）【学校教育課】

#### 【現状・問題点】

上記のとおり、柏市育英資金貸付金については、平成 28 年度における債務者が 2 名であり、うち 1 名については平成 28 年度に貸付金元金全額を返済し、もう 1 名については平成 29 年度に貸付金元金全額を返済している。したがって、貸付金元金の滞納者は現在存在しておらず、また、柏市育英資金貸付制度も終了しているため、新たな滞納者が発生することはなく、後記②のとおり、上記 2 名に対する遅延損害金が存在するのみである。

上記 2 名について、約定の納期限までに支払いがなかったことから、督促状を送付している。柏市財務規則第 43 条第 2 項は「督促状には、督促状発付の日から起算して 10 日を経過した日（その日が指定金融機関等の営業日でない日に当たる場合にあつては、その日後において最も近い指定金融機関等の営業日）を履行期限として指定しなければならない。」と規定している。しかし、上記 2 名に対する督促状においては、平成 27 年 8 月 27 日に発付した督促状の履行期限の記載が同年 9 月 18 日、平成 28 年 9 月 23 日に発付した督促状の履行期限の記載が同年 10 月 12 日であり、いずれも発付の日から起算して 20 日前後の日付が履行期限として記載されていた。

#### 【結果】

今後、督促状の発付が必要になった場合には、柏市財務規則第 43 条第 2 項の規定に従った履行期限を記載されたい。

## ② 遅延損害金の徴収について（指 摘）【学校教育課】

### 【現状・問題点】

柏市育英資金貸付金の債務者のうち、履行期限までに返済を行わなかった債務者に対して遅延損害金の請求を行っていない。柏市育英基金条例には、遅延損害金の定めはないものの、柏市育英資金貸付金は私債権であり、民法第 404 条、同第 415 条、同第 419 条により、約定がない場合でも、年 5 分の割合による遅延損害金が自動的に発生する。

### 【結果】

上記 2 名の債務者については、貸付金元本の返済は完了しているものの、貸付金元本の返済の際に当初の履行期限を経過していることから、遅延損害金が発生し、かつ確定している。したがって、本来であれば上記 2 名の債務者に対して、遅延損害金を計算の上で、請求する必要がある。

しかし、確定した遅延損害金の調定及び請求の遡及については、総括的意見（第 3Ⅱ）に次のとおり記載している（34 頁参照）。

すなわち、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、過去に確定した遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。

したがって、確定遅延損害金に関する調定行為や請求の実施は、少なくとも今後発生する確定遅延損害金に対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。

この見解を参考にして、所管課としての責任を踏まえた判断を行われたい。

## 16. 高額療養費資金貸付金に係る未収債権について [債権番号：316]

### (1) 概要

#### ① 高額療養費資金貸付金に係る未収債権の基本情報について

高額療養費資金貸付金に係る未収債権については、高額療養費現物給付化（外来分は平成24年4月から現物給付化、入院分は平成19年4月から現物給付化）以前に、国民健康保険法第57条の2第1項の規定による高額療養費の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、当該高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金の貸し付けであり、その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

高額療養費資金貸付金

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権（民法第587条）

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

保険年金課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

民法、国民健康保険法、柏市国民健康保険高額医療費資金貸付規則

#### オ. 債権管理システム等

紙台帳で管理し、電子システムによる管理は行っていない。

#### カ. 債権管理上のリスク等

高額療養費資金貸付金の債権管理上のリスクについて、保険年金課では次のとおり考え

ている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- iii 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

#### キ. 債権の管理目標

高額療養費資金貸付金に係る未収債権を管理する目標として、保険年金課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性
- iii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

#### ② 高額療養費資金貸付金に係る未収債権の決算情報等について

高額療養費資金貸付金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【高額療養費資金貸付金債権（収入未済債権）決算データの推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	100,000	50,000	50,000	50.0%	100.0%
現年課税・賦課分	100,000	50,000	50,000	50.0%	100.0%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	0	52,000	0	-	0.0%
現年課税・賦課分	0	52,000	0	-	0.0%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入済額	0	52,000	0	-	0.0%
現年課税・賦課分	0	52,000	0	-	0.0%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収納率	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	-100.0%
現年課税・賦課分	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	-100.0%
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
予算現額 - 収入済額	100,000	△ 2,000	50,000	50.0%	-2500.0%
現年課税・賦課分	100,000	△ 2,000	50,000	50.0%	-2500.0%
滞納繰越分	0	0	0	-	-

【高額療養費資金貸付金債権（収入未済債権）滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（件、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	56	100.0%	7,172,295	100.0%
合計	56	100.0%	7,172,295	100.0%

【高額療養費資金貸付金の決算推移】 (単位:円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成25年度	-	-	7,224,295
平成26年度	0	0	7,224,295
平成27年度	0	52,000	7,172,295
平成28年度	0	0	7,172,295

### ③ 貸付制度の廃止について

平成24年4月の外来分の高額療養費現物給付化後も柏市国民健康保険高額医療費資金貸付規則は廃止されていないが、柏市では、平成17年以降は新規の貸付を行っていない。

### (2) 手 続

高額医療資金貸付残高一覧、柏市国民健康保険高額医療費資金貸付申込書、柏市国民健康保険高額医療費資金貸付可否決定通知書、柏市国民健康保険高額医療費資金借用証書、高額医療費資金貸付金受領委任状、国民健康保険高額療養費支給申請書、沼南町高額療養費貸付申請書、高額療養費貸付決定通知書、沼南町高額療養費貸付金借用書、委任状、「高額医療費資金貸付金について」と題する医療機関への支払いと領収書の提出を求める書面、「保険診療に係る一部負担金債権の状況について（照会）」と題する医療機関への照会状、医療機関からの調査票への回答、「国民健康保険高額医療費資金貸付金について（通知）」と題する請求書、納付書、督促状、催告書、再催告書、分納誓約書、高額療養費資金貸付金債権管理台帳等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

### (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

## ① 高額療養費資金貸付金の時効管理について

### ア. 債権管理台帳の未整備について（指 摘）【保険年金課】

#### 【現状・問題点】

柏市債権管理条例第5条「市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。」と規定し、柏市債権管理条例施行規則第2条は債権管理台帳の必要的記載事項として、以下の8項目列挙している。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び事務所の所在地)
- (3) 債権の金額
- (4) 履行期限
- (5) 担保(保証人の保証を含む。)の設定がある場合はその事項
- (6) 履行状況, 対応状況等
- (7) 債務者の所在及び財産調査の状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める事項

しかし、高額療養費資金貸付金については、5名の債務者を除き、債権管理台帳が整備されていない。

#### 【結果】

柏市債権管理条例第5条及び柏市債権管理条例施行規則第2条が定める債権管理台帳を整備されたい。

### イ. 時効の起算点について（意 見）【保険年金課】

#### 【現状・問題点】

上記のとおり、高額療養費資金貸付金は、国民健康保険法第57条の2第1項の規定による高額療養費の支給を受けるまでの間の貸し付けであり、高額療養費が支給された場合には、当該高額療養費と対当額で相殺されることが予定されている。そのため、高額療養費資金の貸し付けを受ける際に、貸付金の債務者は同時に高額療養費支給申請書を提出し、高額療養費が支給された場合には高額療養費貸付金と相殺することが予め合意されている。

債務者が高額療養費支給申請書の提出後に高額療養費の支給を受けるためには、医療機関へ診療費の一部負担金を支払った際の領収書の提出が必要になるところ、債務者が医療機関へ診療費の一部負担金を支払わなかった場合は勿論のこと、仮に診療費の一部負担金を支払ったとしても、領収書の提出がなければ高額療養費の支給は受けられない。その結果、高額療養費貸付金と高額療養費との相殺も行うことができない。

他方で、市所管課では、貸付金の返還について、高額療養費との相殺後に残額の返還を請求することを予定しているため、債務者が高額療養費の支給を受けるまでの間は、貸付金の返還を行っておらず、平成 23 年度までは、領収書を提出していない債務者に対して、診療費の一部負担金の支払及び領収書提出勧告を行っていたものの、領収書未提出の債務者に対して、それ以上の措置は行っていなかった。

その後、平成 24 年度以降、柏市では、相殺の可否を検討するために、医療機関に対して、債務者による診療費の一部負担金の支払状況について文書で照会を行い、診療費の一部負担金の支払が確認できなかった債務者のうち、5 名について、平成 25 年度から先行して貸付金の返還を請求することになった。この際の柏市の貸付金の消滅時効の起算点についての考え方は、柏市国民健康保険高額療養費資金貸付規則第 8 条第 1 項に「資金の貸付けの期間は、当該貸付金に係る高額療養費が支給されるまでの間とする。」との記載があり、他方で、高額療養費の受給権については不支給決定がない限り消滅時効が完成しないと考えたため、領収書の提出がない債務者については、未だ貸付けの期間が終了しておらず、その結果、貸付金の消滅時効も開始していないという判断であった。

しかし、平成 28 年 4 月 1 日に柏市債権管理条例が施行されたことを受け、柏市で再度検討したところ、高額療養費の受給権が、診療の翌月 1 日から 2 年間で消滅時効が完成するため、その時点で高額療養費の受給権が時効消滅し、貸付金との相殺が不可能になるとして、高額療養費の受給権が消滅した日を貸付金の消滅時効の起算点と判断することにした。

その結果、高額療養費の申請は平成 16 年度までには全て終了しているため、遅くとも平成 18 年度中には全ての貸付金について消滅時効が進行を開始し、10 年後の平成 27 年度中に全ての貸付金について消滅時効が完成しているという判断に至った。

#### 【結果】

高額療養費資金貸付金の貸し付けが平成 16 年度に終了した後、平成 24 年度に至るまで具体的な貸付金の返還請求の業務を行っていない。更に、消滅時効の起算点の判断についても、平成 29 年度の判断変更に至るまでは、未だに貸付期間が終了していないものと判断していたということである。

しかし、そもそも正当な理由もなく領収証を提出しない不誠実な債務者に対する高額療養費の不支給決定の判断が遅きに失しており、速やかに高額療養費の不支給決定を行い、その後に貸付金の返還請求を実施していれば、平成 29 年度の判断変更の時点で、全ての債務者に対して消滅時効が完成するという事態は発生しなかったはずである。

債権管理において、消滅時効の完成は最も避けるべき事態であり、そのためには消滅時効期間及び消滅時効の起算点について正確に把握する必要がある。特に、高額療養費資金貸付金の制度においては、債務者からの領収証が提出されないことを前提とした規定は存在しておらず、遅くとも領収証の不提出が常態化した時点で、対応について専門家に相談を持ち掛けるべきであり、診療費の一部負担金の支払及び領収書提出勧告を繰り返すだけ

では不十分であったと言わざるを得ない。

今後は、専門部署として設置された債権管理室と協議の上で、消滅時効の完成の有無について、全債務者について確認を行い、消滅時効の完成が認められる場合には、債権管理条例に基づく放棄も選択肢として検討するよう要望する。

## ② 徴収の不平等について（意見）【保険年金課】

### 【現状・問題点】

市所管課は、平成 25 年度から、先行して 5 名の債務者に対して、貸付金の返還を求め、うち 1 名からは貸付金元本全額の返還を受けている。他方で、他の 4 名については、納入通知及び督促状が到達しているものの、債務者から反応はなく、1 円も返還は行われていない。

この点、平成 29 年度の消滅時効に関する判断の変更によれば、当該 5 名についても、返還請求を行った時点で、消滅時効が完成していた。貸付金は私債権であり、債務者から消滅時効の援用がない限り、債権が消滅しない以上、消滅時効完成後に債務者に請求を行うことも、債務者から返済を受けることも、法律上問題はない。

しかし、5 名を除く債務者に対しては、平成 29 年度の消滅時効に関する判断の変更に伴い返還請求を行っておらず、結果として、債務者間で不平等な取り扱いが生じている。特に、貸付金元本全額の返還に応じた債務者と他の債務者との関係では、速やかに返還に応じた債務者だけが経済的な不利益を被るという結果が生じている。更に、貸付金元本全額の返還に応じた債務者については、貸付金元本を全額返還した時点で、年 5 分の割合による遅延損害金が確定し、今後、当該遅延損害金も返還の対象となる。

### 【結果】

貸付金元本全額の返還を行った債務者との関係で、他の債務者との平等な取り扱いの観点から、既に発生している遅延損害金については、債権放棄の対象として検討するよう要望する。

## 17. 区画整理事業貸付金について [債権番号 : 317]

### (1) 概 要

#### ① 区画整理事業貸付金の基本情報について

高柳駅西側特定土地区画整理事業は、高柳駅の西側としての立地を活かし、周辺住宅地への商業サービス施設の充実及び駅を利用する通勤・通学利用者への道路網等の都市基盤整備を進め周辺地区を含む核形成を図り、環境の選れた個性豊かな街づくりを行い、公共の福祉の増進に資することを目的として、平成9年に認可されたものである。

区画整理事業貸付金は、かかる特定土地区画整理事業に関連して、柏市高柳駅西側土地区画整理組合（以下「組合」という。）に対する柏市土地区画整理事業運営資金貸付金貸付要領に基づいた貸し付けであり、その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

区画整理事業貸付金

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

市街地整備課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

都市開発資金の貸付けに関する法律、柏市都市開発資金貸付金貸付要領、柏市土地区画整理事業運営資金貸付金貸付要領等

#### オ. 債権管理システム等

区画整理事業貸付金の管理は表計算ソフトで作成された「区画整理事業貸付金 債権管理台帳」である。

カ. 債権管理上のリスク等

区画整理事業貸付金の債権管理上のリスクについて、市街地整備課では次のとおり考えている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

キ. 債権の管理目標

区画整理事業貸付金に係る未収債権を管理する目標として、市街地整備課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権金額及び件数等の管理における正確性の確保
- iii 回収可能性等の債権評価の妥当性

② 区画整理事業貸付金の決算情報等について

区画整理事業貸付金についての予算・決算上の年度推移及び決算推移等は、次のとおりである。

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	45,000,000	90,000,000	245,000,000	544.4%	272.2%
現年課税・賦課分	45,000,000	90,000,000	245,000,000	544.4%	272.2%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	45,000,000	90,000,000	245,000,000	544.4%	272.2%
現年課税・賦課分	45,000,000	90,000,000	245,000,000	544.4%	272.2%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入済額	45,000,000	90,000,000	245,000,000	544.4%	272.2%
現年課税・賦課分	45,000,000	90,000,000	245,000,000	544.4%	272.2%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収納率	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	-	-	-	-	-
予算現額 - 収入済額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-

【区画整理事業貸付金の決算推移】

(単位:円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成25年度	-	-	485,300,000
平成26年度	0	45,000,000	440,300,000
平成27年度	0	90,000,000	350,300,000
平成28年度	0	245,000,000	105,300,000

平成 26 年度の期中減少 (4,500 万円) 及び平成 27 年度の期中減少 (9,000 万円) は、都市開発資金貸付金の返済によるものである。また、平成 28 年度の期中減少 (2 億 4,500 万円) は、都市開発資金貸付金の返済によるもの (4,500 万円) と土地区画整理事業運営資金貸付金の返済によるもの (平成 23 年度の貸付分 1 億円と平成 24 年度貸付分 1 億円の合計 2 億円) である。また、都市開発資金貸付金とは、高柳駅西側特定土地区画整理事業が都市開発資金の貸付けに関する法律等に掲げる要件に該当しているため、柏市都市開発資金貸付金貸付要領に基づいて土地区画整理事業を施行する組合に対して貸し付けを行ったものであり、平成 28 年度で償還を完了している。

③ その他必要な事項について

区画整理事業貸付金について、貸付要領の概要等は、次のとおりである。

【柏市土地区画整理事業運営資金貸付金要領の概要】

目的	土地区画整理法に掲げる要件に該当する土地区画整理事業を施行する土地区画整理組合が事業を行うための費用に充てるものとする。
適用組合	柏市高柳駅西側土地区画整理組合
貸付金の償還	貸付金の貸付日の翌日から組合解散認可の公告日の前日までの間で、組合の事業施行の状況、資金の状況等を勘案して定めるものとする。
貸付金の利息	事業の円滑な推進を図るため、貸付金には利息を付さない。

(柏市土地区画整理事業運営資金貸付金要領より抜粋)

(2) 手 続

柏市土地区画整理事業運営資金貸付金貸付要領、債権管理台帳、土地区画整理事業運営資金貸付契約書、土地区画整理事業運営資金貸付契約の変更契約書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続 (閲覧、突合、分析及び質問等) を実施した。

### (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ① 各年分実績報告書等の未入手について（意 見）【市街地整備課】

##### 【現状・問題点】

土地区画整理事業運営資金貸付契約書第 14 条第 1 項では、「貸付期間に含まれる各年の 4 月 1 日から当該年の翌年の 3 月 31 日までの間（以下「当該期間」という。）における対象事業の遂行の状況に関する報告を行うための書類及び当該期間に係る精算額を記載した運営資金貸付金実績報告書にその他の必要書類を添えたもの（以下「各年分実績報告書等」という。）を当該年の翌年の 6 月 20 日までに甲（柏市）<sup>注</sup>に提出するものとする。」と規定されている。

注：括弧書は監査人が記入した。

平成 28 年度における土地区画整理事業運営資金貸付金についてその管理状況を調査したところ、市所管課では、貸付金の充当対象として実施した委託及び工事等を対象事業として誤って認識した結果、貸付を実施した年度の実績報告書の提出を受けた際に、貸付金の決定金額に対して貸付金精算額が同額であり、単年度で対象事業は完了したと考えて、新規の貸付を実施していない年度においては、組合から各年分実績報告書等を入手していない。なお、柏市は、中核市への移行により千葉県知事より組合土地区画整理事業の認可権限の委譲を受けているため、土地区画整理法第 28 条第 8 項の規定に基づき、毎事業年度の事業報告書、収支決算書及び財産目録の提出を受け、実績等の確認を行っている。

各年分実績報告書等については、土地区画整理事業運営資金貸付契約書にあるとおり、対象事業の遂行の状況をモニタリングする運用の問題であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、事業年度毎に各年分実績報告書等を入手する必要がある。

##### 【結果】

対象事業である土地区画整理事業の遂行の状況を確認し、対象事業の実績や成果を把握するためにも、債務者である組合から各年分実績報告書等を入手するよう要望する。

#### ② 償還期限の年月日の定めのない貸付契約について（意 見）【市街地整備課】

##### 【現状・問題点】

貸付金契約を締結するときは、貸付実行前に償還期限を定め、不測の事態による償還が困難となった場合には、随時、変更契約書を締結することが原則的な方法である。

平成 28 年度までの土地区画整理事業運営資金貸付金の内訳は、次の表のとおりである。

【土地区画整理事業運営資金貸付金の内訳】

(単位：千円)

番号	貸付年度	貸付額	償還済額	貸付残高	償還期限
①	H17 年度	15,300	0	15,300	解散認可の前日まで
②	H18 年度	25,000	0	25,000	解散認可の前日まで
③	H18 年度	40,000	0	40,000	解散認可の前日まで
④	H18 年度	25,000	0	25,000	解散認可の前日まで
⑤	H19 年度	200,000	100,000	0	平成 24 年 3 月 31 日
			100,000	0	平成 25 年 3 月 31 日
⑥	H23 年度	100,000	100,000	0	平成 29 年 3 月 31 日 <sup>(注)</sup>
⑦	H24 年度	100,000	100,000	0	平成 29 年 3 月 31 日 <sup>(注)</sup>
計		505,300	400,000	105,300	

(市所管課作成資料)

注：番号⑥及び⑦は、当初の償還期限は平成 28 年 3 月 31 日であったが、平成 28 年 1 月 25 日付けで土地区画整理事業運営資金貸付契約の変更契約書を締結し、償還期限を平成 29 年 3 月 31 日と改めている。

このうち、貸付金番号①から④については、貸付契約を締結する際に、償還期限は「解散認可の前日まで」とされており、償還期限の年月日の定めがない。一方、貸付金番号⑤から⑦については償還期限の年月日の定めがある。これは、事務手続きの際に償還期限の年月日の定めがないことの指摘を受け、償還期限の年月日を定める文言へと契約内容を変更した後に、貸付契約を締結したことによる。

償還期限としての年月日は、適正な貸付けの仕組みを遵守する運用の問題であり、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、貸付契約を締結するときには、適切に定める必要がある。

【結果】

貸付契約書等の金銭消費貸借契約書を締結する場合には、当初の契約締結時に償還期限の年月日を定め、事業停滞等により償還が困難となった場合には、随時、変更契約書を締結するよう要望する。

③ 繰上げ償還について（意見）【市街地整備課】

【現状・問題点】

組合の設立認可時の事業計画書では、事業施行期間は平成 9 年 9 月 26 日から平成 17 年 3 月 31 日とある。しかし、換地計画に伴う換地設計の合意、金融機関による事業資金の融資拒否に伴う資金不足、これらに付随した保留地整備の遅れと処分の停滞が原因となり、公共施設整備及び事業施行期間、資金計画を見直しする必要があったことから、9 回の事業計画変更が生じた。その結果、高柳駅西側特定土地区画整理事業の進捗は当初計画から 10 年以上遅れている。

組合は、平成 29 年度中に全ての保留地処分を行うとともに解散認可を受けることを計

画した平成 29 年度収入支出補正予算を決めている。市所管課においては、かかる組合補正予算の決定をもって、組合は平成 29 年度に解散認可を受ける意思があるとみなし、平成 29 年度に当該貸付金は、全額返済は可能と考えている。しかし、平成 29 年度においては、依然、保留地処分の課題が残されている。さらに、組合員による清算金の分割支払いが生じた事もあり、平成 29 年度に解散認可を受けられない場合もある。

次の【柏市高柳駅西側土地区画整理組合平成 29 年度収入支出補正予算の内訳】のとおり、組合は、平成 29 年度中に組合の解散及び事業の終了手続きを進める予定としており、全ての保留地の処分完了と借入金元金の償還完了を見込んだ補正予算を承認している。また、平成 29 年 12 月 21 日現在の保留地処分実績額が 98,491 千円であることから、平成 29 年度中に全ての保留地の処分が完了されない場合でも、事業費に支障がない範囲で、剰余金が生じる見込みである。

【柏市高柳駅西側土地区画整理組合平成 29 年度収入支出補正予算の内訳】

[収入の部]

(単位：千円)

科目	摘 要	金 額
保留地処分金	平成 29 年度の収入金予算額	146,078
繰越金	前年度繰越金	38,922
	合 計	185,000

[支出の部]

(単位：千円)

科目	摘 要	金 額
事業費	工事費、調査設計費、事務費等の事業費	75,424
償還金	借入金元金	105,300
予備費		4,276
	合 計	185,000

(市所管課作成資料)

繰上げ償還については、貸付契約書に明記された条項はないが、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、本貸付金の趣旨及び目的に即して、債権者と債務者との間で繰上げ償還について協議し、翌年度の収入支出計画から、事業費への充当が計画されていない剰余金に相当する額が認められる場合には、確実に繰上げ償還を実施する必要がある。

【結果】

平成 29 年度に組合の解散認可が受けられず、かつ、余剰資金に相当する額が認められる場合には、債権残高の一部を繰上げ償還の対象とするよう組合と引き続き協議するよう要望する。

なお、貸付金番号②（平成 28 年度末残高 2,500 万円）及び④（同 2,500 万円）については、販売中の保留地が残されている状況ではあるが、事業費への充当が計画されていない剰余金に相当するものとして、平成 29 年 11 月に組合から返済を受けている。

## 18. 社会福祉施設整備貸付金について [債権番号 : 318]

### (1) 概 要

#### ① 社会福祉施設整備貸付金の基本情報について

社会福祉施設整備貸付金は、社会福祉法人が行う施設整備に要する費用を支払うための資金について、柏市社会福祉施設整備貸付規則に基づいた貸し付けであり、その基本的な情報は、次のとおりである。

#### ア. 債権名称

社会福祉施設整備貸付金

#### イ. 債権の性格（根拠条文等を含む。）

私債権

#### ウ. 所管課等（賦課・徴収等の区分情報も含む。）

保健福祉総務課

#### エ. 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

柏市社会福祉施設整備貸付規則、柏市社会福祉施設整備貸付事務取扱要領等

#### オ. 債権管理システム等

社会福祉施設整備貸付金の管理は表計算ソフトで作成された「柏市社会福祉施設整備貸付台帳」である。

#### カ. 債権管理上のリスク等

社会福祉施設整備貸付金の債権管理上のリスクについて、保健福祉総務課では次のとおり考えている。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常

に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

キ. 債権の管理目標

社会福祉施設整備貸付金に係る未収債権を管理する目標として、保健福祉総務課では次のとおり考えている。

- i 債権の実在性
- ii 債権金額及び件数等の管理における正確性の確保
- iii 回収可能性等の債権評価の妥当性

② 社会福祉施設整備貸付金の決算情報等について

社会福祉施設整備貸付金についての予算・決算上の年度推移及び決算推移等は、次のとおりである。

【社会福祉施設整備貸付金の年度推移】 (単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	28/26	28/27
予算現額	394,768	789,472	789,472	200.0%	100.0%
現年課税・賦課分	394,768	789,472	789,472	200.0%	100.0%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
調定額	394,768	789,472	789,472	200.0%	100.0%
現年課税・賦課分	394,768	789,472	789,472	200.0%	100.0%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入済額	394,768	789,472	789,472	200.0%	100.0%
現年課税・賦課分	394,768	789,472	789,472	200.0%	100.0%
滞納繰越分	0	0	0	-	-
不納欠損額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収入未済額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-
収納率	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	-	-	-	-	-
予算現額 - 収入済額	0	0	0	-	-
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-

【社会福祉施設整備貸付金の決算推移】

(単位:円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成25年度	-	-	15,000,000
平成26年度	0	394,768	14,605,232
平成27年度	0	789,472	13,815,760
平成28年度	0	789,472	13,026,288

社会福祉施設整備貸付金は、平成 25 年 12 月 26 日に貸し付けが始まり、以後、金銭消費貸借契約、抵当権設定及び連帯保証契約書とおりの返済がなされている。

③ その他必要な事項について

社会福祉施設整備貸付金にかかる金銭消費貸借契約書の概要は、次のとおりである。

【金銭消費貸借契約書の概要】

借主	社会福祉法人 A
貸付日	平成 25 年 12 月 26 日
貸付額	15,000,000 円
貸付利率	年 0.5 パーセント
貸付期間	平成 25 年 12 月 26 日～平成 45 年 8 月 31 日
据置期間	平成 25 年 12 月 27 日～平成 27 年 2 月 28 日
償還期間	20 年 (据置 1 年)
償還方法	元金均等半年賦
償還期日	2 月 28 日、8 月 31 日
連帯保証人	有 (法人理事長他 1 名)
抵当権設定	有 (独立行政法人 F に次ぐ 2 番抵当)

(金銭消費貸借契約書より抜粋)

(2) 手 続

柏市社会福祉施設整備貸付規則、柏市社会福祉施設整備貸付事務取扱要領、金銭消費貸借・抵当権設定及び連帯保証契約等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

## ① 貸付先のモニタリングについて（意見）【保健福祉総務課】

### 【現状・問題点】

平成 28 年度における社会福祉施設整備貸付金についてその管理状況を調査したところ、柏市社会福祉施設整備貸付事務取扱要領第 13 条には、資金の貸付後、貸付目的達成のための必要な指導を行うと規定されているが、貸付先のモニタリングに関する具体的な規定がない。一方、社会福祉法人及び社会福祉施設に対しては、社会福祉法をはじめとする各種福祉法令等に基づき、保健福祉部法人指導課が定期的に実地及び書面での指導監査を行っており、その結果は障害福祉課に合議がされている。しかし、貸付部門の保健福祉総務課へは、指導監査の結果は合議されていない。なお、債権の保全上に問題がある場合は、法人指導課及び障害福祉課より情報を受けることとされていた。

貸付先の財政状態及び経営成績については、対象事業の遂行の状況をモニタリングする運用の問題であり、対象事業である施設の創設等が完成した後の債務者の業務又は資産の状況等をチェックすることの重要性を勘案すると、事業年度毎に決算書や予算書等を入手する必要がある。

### 【結果】

債権保全上の問題の有無に関係なく、指導監査の結果を貸付部門の所管課へ合議するとともに、決算書や予算書等の提出を求める等、債務者の業務又は資産の状況等を定期的にモニタリングするよう要望する。

#### 第4 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。